

令和3年第1回北中城村議会臨時会会期日程表

開 会 1月 8日（金曜日） 会期 1 日間
閉 会 1月 8日（金曜日）

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
1. 8	金	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、決定 閉 会

令和3年第1回北中城村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令 和 3 年 1 月 8 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和3年1月8日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	閉 会	令和3年1月8日 午前10時18分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番		
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	1 番 議 員		安 里 道 也			
	2 番 議 員		稲 福 恭 秀			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	砂 川 惠 重		
	副 村 長		教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦		
	総 務 課 長	仲 本 正 一	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	総 合 調 整 監 兼 企 画 振 興 課 長	石 渡 一 義	建 設 課 長	瀬 上 恒 星		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭		
	上 下 水 道 課 長	安 次 嶺 正 春	学 校 教 育 指 導 主 事			
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和3年1月8日(金曜日)

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第1号	令和2年度北中城村一般会計補正予算(第7号)について	説明、質疑、 委員会付託省略、 討論、決定
4	同意第1号	北中城村副村長の選任について	〃

○議長（名幸利積）

おはようございます。ただいまから令和3年第1回北中城村議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（名幸利積）

日程第1． 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、安里道也議員及び稲福恭秀議員を指名します。

日程第2． 会期決定の件

○議長（名幸利積）

日程第2． 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3． 議案第1号 令和2年度北中城村
一般会計補正予算（第7号）につ
いて

○議長（名幸利積）

日程第3． 議案第1号 令和2年度北中城村一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

議案の審議に入る前に、私の年頭の挨拶を申

上げたいと思います。

改めまして、新年明けましておめでとうございます。

皆さんにとりましては、希望に満ちた新年をお迎えのことかと思えます。

昨年12月の村長選挙におきまして、多くの村民の支持を得まして、村長に当選させていただきました。

しかし、私とまた意見を異にする方々、村民も多くいらっしゃることは承知しております。そのような方々の意見も真摯に受け止めながら、これからの村政に反映させ、村民の福祉の向上、そして村政の発展のために頑張っていきたいと思えます。

皆さんの御理解と御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

事務引き継ぎも、12月、前任者の新垣邦男さんと業務引き継ぎも無事終わりました。現在、まだ各課、全課を集めまして、報告、そして事務調整をしているところでございますが、その中で非常に大きく感じたことは、多くの課で多くの課題を抱えているということでございます。

この1年で、あるいは2年で、3年で、あるいは私の任期の4年間で、これが解消できるか、大変厳しいものを感じましたけれども、職員と共に一生懸命、課題解決のため、頑張っていきたいと思えます。

さて、コロナ禍でございますが、今、大変先ほど申し上げました課題、多くの村民がその生活、あるいは困窮、そういった厳しい環境に陥っていることは承知しております。多くの村民が、そういう厳しい環境に陥っております。

実際、生活保護、年々、漸次的な増加傾向にあるものですから、村民は私たち行政が感じている以上に非常に厳しい環境に直面していることは確かでございます。

ぜひ、このような方々、これから多くの、多額の、そして国家の一般会計予算を上回るくら

いの未曾有の補正予算が、国家予算として補正予算が組まれます。

その補正予算は当然、私たち地方自治体のほうにもそれが影響が出てきます。

私たちもこれからコロナに対する事業、政策をしっかり打ち出して、村民の福祉の向上、そこに生活を支えるための私たちの政策をしっかり打ち立てて、村民の一助になるよう頑張っていきたいと思います。

今年は丑年ということで、私たちも力強く一歩一歩、牛の牛歩のごとく、しっかり踏みしめ

て、力強い北中城、強い行財政を持った北中城、そして弱者に寄り添う、優しい行政をしっかりしていきたいと思いますので、皆様もまた御協力をお願いしたいと思います。

最後になりましたが、これから令和3年が北中城村民にとって実りあるもの、そして幸せを実感できる年となりますことを祈念申し上げまして、私の年頭の御挨拶といたします。

では、先ほどありました議案第1号について御説明申し上げます。

議案第1号

令和2年度北中城村一般会計補正予算（第7号）について

令和2年度北中城村の一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和3年1月8日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和2年度北中城村一般会計補正予算（第7号）

令和2年度北中城村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正

1. 追加

（単位：千円）

事	項	期	間	限	度	額
---	---	---	---	---	---	---

北中城村役場第一庁舎改築事業（解体工事）	令和2年度 ～ 令和3年度	85,800
----------------------	---------------	--------

第2表 債務負担行為補正

1. 変更

(単位：千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
役場第一庁舎改築事業 (庁用備品リース)	令和3年度～令和22年度	82,239		0
合 計		82,239		0

今回の補正予算（第7号）につきましては、別紙のとおりでございまして、債務負担行為の追加でございます。

これにつきましては、北中城村役場第一庁舎改築工事に伴う解体工事でございます。令和2年から令和3年度までの事業でございまして、限度額が8,580万円ということとなっております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

解体工事8,580万円なんですけれども、この解体工事をする業者と建築した業者の関連はあるのかどうかと、入札をやり直すのかどうか。

それから、解体工事が済んで、次はその後に駐車場整備がありますよね。それを含んでいるのかどうか教えてください。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

比嘉盛一議員の御質問にお答えいたします。

解体工事の業者はまだ決まっていますが、総務課としては同じ大和リースさんに継続してやってもらおうと、スムーズに行くのかなというふうに考えております。

それと外構工事については、別途、また予算等を取って別工事を予定しています。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

解体工事に伴って、この旧役場庁舎はかなり以前に建てられた庁舎なんですね。その中で解体工事をする中で、一番心配なのはアスベストとかが含まれていないかどうか。

もし含まれているんだったら、この補正予算の中にその予算が含まれているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

ただいまの御質問にお答えいたします。

今の金額は実施設計に伴って上げているものです。その前にアスベストの調査も行っており

ます。確かに、アスベストも入ってしまして、この解体工事費用の中にはアスベストの処分費用も含まれております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

す。

これから議案第1号 令和2年度北中城村一般会計補正予算（第7号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第1号 令和2年度北中城村一般会計補正予算（第7号）については原案のとおり可決されました。

日程第4. 同意第1号 北中城村副村長の選任について

○議長（名幸利積）

日程第4. 同意第1号 北中城村副村長の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

同意第1号 副村長の選任について。

同意第1号

副村長の選任について

北中城村副村長に下記の者を選任したいから、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

住 所 北中城村字仲順

氏 名 大 田 繁

生年月日 昭和29年5月4日

令和3年1月8日 提出
北中城村長 比嘉孝則

略 歴 書

住 所 北中城村字仲順
氏 名 大 田 繁
生年月日 昭和29年生

学 歴

東海大学工学部 卒業

職 歴

昭和52年	4月	株式会社進映社	入社
昭和59年	1月	北中城村役場	入庁
平成12年	12月	産業振興課農政係長	
平成15年	6月	市町村合併推進係長	
平成17年	4月	産業振興課農政係長	
平成18年	4月	企画開発課企画係長	
平成23年	4月	教育総務課長	
平成24年	3月	北中城村役場	退職
		現在に至る	

なお、当人の略歴等については、別紙のほうにつけてありますので、御参照いただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは、質問いたします。

今回提出されました同意案件の副村長の選任ですが、副村長の役割は村長の補佐、代行と、

重要なポストだと、ここにいる議員皆さん思っているところであります。

ましてや財政再建で当選された村長に対しては、予算に関しては1丁目1番地だというふうにも言っても過言ではないと思いますが、まさしく今この時期、来年度の予算編成、重要な時期だとは思いますが、そのことも村長は十分承知しているとは思いますが、この期間、2週間遅れることは大変大きな時間的なロスではないかな、来年度の予算編成に対して、当選してから1か月近くなるが、これほど人選に時間

を要した理由をお伺いします。

もう1点、これから比嘉村長カラーというのを出していくということだと思いますけれども、副村長になれる大田氏に対しては何を期待するのか、2点よろしくお願ひいたします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

大田 繁さんの副村長の選任につきましては、時間を要したということにつきましては、本人の説得に時間がかかったということでございます。本人の事情、あるいは家庭の事情と本人の固執したところがございますけれども、私たちは現役の頃から、あるいはそれ以前のまた社会活動等の面からも、青年会とかあるいは地域の活動、それ以外の地域の活動、あるいは小学校、中学校、高校と、彼の成績、それから役場での業務状態、非常に良好なところがありまして、課長職が1年ということではありますけれども、家庭の事情等で彼は勸奨を受けたわけでございますけれども、彼の識見については非常に優秀なものがございますので、彼を選挙いたしました。

彼につきましては、私が今、申し上げましたように、非常に識見の高い方でございます。これから予算編成等始まりますけれども、予算編成、彼は役場に入所する以前から役場の業務、あるいは税務課の業務と臨時職として仕えていましたので、税務等についてもよく知識を有します。

それから財政の件につきましては、彼の役場退職後もそうですけれども、現職の場合もそうでしたけれども、退職の場合においても彼は財政のことについては非常に勉強家でございます。我々と一緒に財政の勉強をしっかりとしておりますので、これから予算編成に入りますけれども、その面についても別に心配はしておりません。

ただ、歴代の副村長につきましても、12月の選挙、そしてその12月から予算編成にほとんど入りますので、同じような環境だと思いますので、別に私は心配するものではないかなと考えます。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは、3月の予算編成にはそれが支障ないということに理解しました。

3月に提出される予算案が気になるところでありますけれども、しっかり先ほども述べましたように、比嘉カラー全面的に見える予算編成にしていきたいなというふうに思っていますので、その辺を期待します。

答弁はよろしいです。ありがとうございます。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号 北中城村副村長の選任についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。同意第1号 北中城村副村長の選任については同意することに決定されました。

お諮りします。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和3年第1回北中城村議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____

令和3年第2回北中城村議会定例会会期日程表

開 会 3月 5日（金曜日） 会期 19 日間
 閉 会 3月23日（火曜日）

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
3. 5	金	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 議員全員協議会 施政方針 議案説明
3. 6	土	休 会		各 自 研 究 (中学校卒業式)
3. 7	日	休 会		各 自 研 究
3. 8	月	本会議	午前10時	質疑、委員会付託省略、討論、決定（条例、補正予算、報告等） 質疑、委員会付託（条例、当初予算等） ※一般質問通告締切（午後5時）
3. 9	火	委員会	午前10時	委員会審査 質疑事項の検討（抜き出し） 質疑事項各課へ通知
3. 10	水	委員会	午前10時	委員会審査 付託案件陳情案件等審議
3. 11	木	委員会	午前10時	委員会審査 各課聞き取り
3. 12	金	委員会	午前10時	委員会審査 各課聞き取り
3. 13	土	休 会		各 自 研 究
3. 14	日	休 会		各 自 研 究
3. 15	月	委員会	午前10時	委員会審査 各課聞き取り
3. 16	火	委員会	午前10時	委員会審査 各課聞き取り (幼稚園卒園式)
3. 17	水	本会議	午前10時	一般質問
3. 18	木	本会議	午前10時	一般質問
3. 19	金	本会議	午前10時	一般質問
3. 20	土	休 会		各 自 研 究 (春分の日)
3. 21	日	休 会		各 自 研 究
3. 22	月	委員会	午前10時	議員全員協議会（合同審査）
3. 23	火	本会議	午前10時	委員長報告、質疑、討論、決定（陳情案件等） 議員研修会等派遣決議・調査の申出及び閉会中の継続審査 閉 会 (北中城小学校、島袋小学校卒業式)

令和3年第2回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 3 年 3 月 5 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和3年3月5日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和3年3月5日 午後0時47分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番		
	3 番	伊 集 守 吉	出	10 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	11 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	12 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	13 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	14 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	3 番 議 員		伊 集 守 吉			
	4 番 議 員		大 城 律 也			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	砂 川 惠 重		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦		
	総 務 課 長	仲 本 正 一	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	総 合 調 整 監 兼 企 画 振 興 課 長	石 渡 一 義	建 設 課 長	瀬 上 恒 星		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭		
	上 下 水 道 課 長	安 次 嶺 正 春	学 校 教 育 指 導 主 事			
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和3年3月5日（金曜日）

1. 開議 午前10時00分
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		行政報告	
4		令和3年度施政方針	
5	議案第2号	北中城村植物ごみ資源化ヤードの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
6	議案第3号	北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	〃
7	議案第4号	北中城村産品アンテナショップの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	〃
8	議案第5号	北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例について	〃
9	議案第6号	北中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	〃
10	議案第7号	北中城村立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について	〃
11	議案第8号	北中城村老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について	〃
12	議案第9号	北中城村地域活動支援センターの指定管理者の指定について	〃
13	議案第10号	北中城村産品アンテナショップの指定管理者の指定について	〃
14	議案第11号	北中城村漁船保全修理施設の指定管理者の指定について	〃
15	議案第12号	北中城村商工業研修等施設の指定管理者の指定について	〃
16	議案第13号	北中城村学習等供用施設等の指定管理者の指定について	〃
17	議案第14号	令和2年度北中城村一般会計補正予算（第8号）について	〃

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
18	議案第15号	令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について	説 明
19	議案第16号	令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	〃
20	議案第17号	令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第4号）について	〃
21	議案第18号	令和2年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）について	〃
22	議案第19号	令和3年度北中城村一般会計予算について	〃
23	議案第20号	令和3年度北中城村国民健康保険特別会計予算について	〃
24	議案第21号	令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について	〃
25	議案第22号	令和3年度北中城村下水道事業会計予算について	〃
26	議案第23号	令和3年度北中城村水道事業会計予算について	〃
27	承認第1号	専決処分の承認について（令和2年度北中城村一般会計補正予算（専決第3号））	即 決
28	報告第1号	令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書の報告について	報 告

○議長（名幸利積）

おはようございます。ただいまから令和3年第2回北中城村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程に入るに先立ち、会務の報告を行います。

12月4日、副村長離任式が開催され出席し、挨拶を述べました。

8日、北中城村長選挙当選証書付与式が開催され出席しました。

同日12月定例議会に向けての議会運営委員会及び全員協議会を開催しました。

11日から18日まで12月定例議会を開催しました。

17日、中城北中城消防組合議会が開催され、出席しました。

21日、村長離任式が開催され出席し、挨拶を述べました。

22日、村長就任式が開催され出席し、挨拶を述べました。

同日、中部広域市町村圏事務組合例月出納検査が中部市町村会館で開催され検査を行いました。

28日、北中城村役場新庁舎内覧会が開催され、多くの議員と出席し挨拶を述べました。

令和3年1月4日、村役場で年始式が開催され出席し、訓辞を述べました。

6日、中城北中城消防本部での消防出初め式に出席しました。

8日、1月臨時議会を開催しました。

10日、北中城村成人式が開催され出席し、祝辞を述べました。

12日、副村長辞令交付式が開催され出席し、挨拶を述べました。

2月5日、中部地区町村議会議長会定例会が西原町で開催され出席しました。

同日、県町村議会議長会定例会理事会が那覇

市で開催され出席しました。

10日、北中城村教育の日記念式典及び演奏会が開催され出席し、祝辞を述べました。

16日、沖縄県町村議会議長会定期総会が那覇市で開催され出席しました。

19日、中部広域市町村圏事務組合議会定例会が開催され出席しました。

以上をもって会務の報告を終わります。

次に、諸般の報告事項として、令和2年12月定例会以降に受理しました請願・陳情はお手元に配付しました。請願・陳情一覧表のとおりとなっておりますので、御承知おきください。

村監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和2年12月から令和3年2月までの例月現金出納検査報告書が提出され、お配りしてありますので御参照ください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（名幸利積）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、伊集守吉議員及び大城律也議員を指名します。

日程第2. 会期決定の件

○議長（名幸利積）

日程第2. 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月23日までの19日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。会期は、本日から3月23日までの19日間に決定しました。

日程第3. 行政報告

○議長（名幸利積）

日程第3. 行政報告を行います。村長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、私から行政報告を行います。

12月22日、北中城村長に就任いたしました。

12月28日、役場第一庁舎内覧会を行っています。

1月4日、北中城村代表監査委員辞令交付式を行いました。喜舎場在住の島田聡子さんに辞令を交付しております。

1月5日、地域再生推進法人認定授与式、ホテルコスタピスタで行いました。農を活かした健康福祉の里づくりの一環としての法人認定でございます。

1月6日、中城、北中城消防組合出初め式に出席いたしました。

同じく1月6日、吉住沖縄総合事務局長による基地跡地の視察がございまして、所管課の企画振興課及び建設課の職員で説明し、局長から多くの質問がございました。大変てきぱきとした手際よい回答の対応だったと思います。

1月10日、令和3年成人式に参加しました。男100名、女性98名、198名が対象でございました。

1月12日、副村長辞令交付式を役場で行いました。

1月21日、第22回新型コロナウイルス対策本部を開催いたしました。

22日、大型MICEエリア振興に関する協議会が沖縄県庁で行われました。富川副知事を中心とした会議で意見交換会を行っておりまして、活発な関係市町村との協議がございました。

1月28日、沖縄振興会議及び市町村振興協議

会がウェブ会議で開催されました。

2月21日、健康マエストロ養成講座をあやかりの杜で行っております。

それから2月24日、北中城村グッジョブ連携推進協議会を開催しております。これもウェブ会議で行っております。

以上でございます。

日程第4. 令和3年度施政方針

○議長（名幸利積）

日程第4. 令和3年度施政方針を行います。

村長から施政方針の申出がありますので、これを許可します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、私のほうから令和3年度の事業をこれから進めるに当たりまして、施政方針を述べたいと思います。

令和3年度施政方針。

初めに、昨年初めから新型コロナウイルス感染症が世界中に蔓延し、いまだその収束が見えない中、人々の生命と健康を守るため、日夜奮闘されております医療従事者をはじめとする関係者の皆様に対し、深い敬意と感謝を申し上げます。

それでは、令和3年第2回北中城村定例会の開会に当たり、提案しました議案等の説明に先立ち、令和3年度の村政運営の基本方針と主な新規施策及び重要施策の概要を申し述べ、村民の皆様をはじめ、議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

新時代の幕開けとともに、明るい未来の到来が期待されましたが、新型コロナウイルスにより世界が未曾有の危機にさらされております。

これまで国や県による緊急事態宣言が発出され、不要不急の外出自粛が要請されるなど、日本全体が大きな制約の中で社会経済活動を強い

られることとなりました。

本村においても、私立学校の臨時休校や公共施設の利用中止、イベント・行事の中止を余儀なくされるなど、これまでにない大きな試練に直面しております。

村民の皆さんには、多大な御不便・御負担をおかけしておりますが、皆様の生命と健康を守るための判断であることを御理解賜りたいと存じます。

また、感染症対策に係る本村の取組としまして、昨年度は特別定額給付金をはじめとする国の経済対策に加え、村内事業所への感染症対策補助やセーフティネット保証に伴う給付金の支給、子育て世帯等への臨時給付金の支給など、村独自の取組も多面的に実施してまいりました。

本年度におきましても、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を最大限に活用し、より効果的な感染症防止対策並びに村民と村内事業者の経済回復を最優先課題として取り組んでまいります。

一方で、このような状況においても、教育や福祉など公共サービスの向上に目を向け、本村の成長、発展を続けていかなければなりません。村民の皆様の声をしっかりと聴き、村民と行政の協力により村の重要課題に取り組むことで、共生のまちづくりを進めてまいります。

これらを踏まえ、第4次総合計画6つの目標に基づき、令和3年度の主要施策の概要を申し上げます。

1、全村植物公苑づくり。

(1) 秩序ある土地利用。

平成24年度より進めております公営墓地整備事業が最終年度を迎えます。本年度は、墓地造成並びに納骨堂整備を着実に進めることで、令和4年度の供用開始に向け取り組みます。

①公営墓地整備事業。

②大型MICE施設誘致に伴う国道329号沿線の土地利用の見直し。

③農を活かした健康・福祉の里づくり周辺の見直し。

(2) 生活道路の整備・維持保全について。

村民の暮らしを支える道路交通環境の改善を図るため、赤島橋防護柵の取り替えや仲順屋宜原線落石防護柵の設置、渡口地区の雨水排水路の整備を実施します。

事業につきましては、①赤島橋防護柵取替事業、②村道仲順屋宜原線法面对策事業、③渡口地区雨水排水路整備事業。

続きまして、(3) 新たな公共交通の検討。

公共交通空白地域の移動手段を確保するため、令和元年度より無償運行による観光周遊バス実証実験を行っておりますが、本年度は有償実験に取り組むことで、今後のコミュニティバスの在り方を検討します。

また、通学支援として、これまで有償で行っている島袋地区の中学校通学バスの無償化に取り組みます。

事業といたしまして、①観光周遊バス実証事業、②島袋地区中学校通学バス運営補助金、③あやかりの杜バスの活用のご検討をお願いします。

2、生涯健やかで笑顔あふれる健康づくりについて。

(1) 次世代の健康づくり。

幼児期の健やかな育ちを支援するため、子育てに難しさを感じる保護者を対象に、子どもの特性や関わり方といった子どもの発達にプラスの効果をもたらすことを目的とした子育て支援プログラムを実施します。

内容といたしましては、①地域生活支援事業(ペアレント・プログラム)の事業実施をいたします。

(2) 高齢者の健康づくりの推進について。

有病率が高く、また生活機能も急速に低下しやすい75歳以上の後期高齢者に対し、地域特性を踏まえながら、国民健康保険事業のノウハウを用いて、生活習慣病等の疾病予防、重症化予

防の保健事業を継続します。

さらに、フレイル予防等の介護予防を一体的に実施する枠組みを令和2年10月より健康保険課と福祉課の連携の下、実施してまいります。

本村は県内先駆けて、この高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を行っており、高齢者の心身の特性に応じたきめ細かい保健事業を本年度も推進してまいります。

事業といたしましては、高齢者の健康事業と介護予防の一体的な実施を進めてまいります。

3、人と文化を育み時代を担う人づくり。

(1) 学校施設等の環境整備について。

ライカム地区の誕生による人口増加に対応するため、島袋小学校の校舎を増築し、時代に即した教育環境の整備と学力向上に取り組みます。

また、学校給食共同調理場の空調設備を改修することで、衛生環境の改善と安心・安全な学校給食の提供を図ります。

事業といたしましては、①島袋小学校校舎増築事業、②学校給食調理場空調機器更新事業を実施してまいります。

続きまして、(2) 生涯学習活動の充実。

子どもから大人まで生涯を通して学べる環境を整備し、各種講座やサークル活動などの充実を図ります。

また、体育や交流機会を創出し、スポーツ推進委員会を中心とした地域でのスポーツ体験などによる心身ともに健康の増進を図る生涯学習事業を推進します。

主な事業といたしまして、①地域学級補助事業、②スポーツ推進委員会関係事業、③総合運動公園整備検討委員会の設置。

続きまして、(3) 地域の文化活動や交流活動に対する支援。

イオンモールによる村道ネーミングライセンス料を原資とする伝統芸能振興基金を活用し、村内伝統芸能団体の後継者育成を支援します。

主な事業といたしまして、①伝統芸能振興基

金事業、②しおさいまつり等での「執心鐘入」の演舞の検討を行います。

(4) 番目に、平和学習など普及啓発の推進。

主な事業といたしまして、①平和を守る北中城村民の会の補助金補助をしてまいります。

(5) 国際交流・国際協力の促進。

主な事業といたしまして、①ハワイ村人会との交流に向けた検討、②2020年東京オリンピック・パラリンピックホストタウン交流事業。

続きまして、4、ゆいまーる（相互扶助）で築く安全・安心な地域づくり。

(1) 就学前教育・保育など多様な保育ニーズへの対応。

保育所の入所待機児童の解消を図るため、ライカム地区に新たな認可保育所を設置します。

また、アレルギー児やアナフィラキシー等に対応するため、看護師を配置する認可保育所に対し補助を行います。多様な保育ニーズへ対応いたします。

保育士不足が深刻化する昨今において、村独自の保育士処遇改善に取り組んできましたが、これまでの賃金加算に加え、認可保育所が実施する宿舍借上げに係る経費を支援することで、保育士の確保、定着に取り組めます。

主な事業といたしまして、①特定教育・保育施設運営負担金、②認可保育所看護師配置補助事業、③認可保育所宿舍借上げ支援事業。

(2) 災害に強い環境整備。

令和元年度よりデジタル式防災行政無線の整備を進めていますが、本年度も引き続き、村内各所に子局を設置し、老朽化したアナログ式と更新することで、災害時の迅速な情報提供が行える環境整備に努めます。

また、大規模災害に備えた備蓄品及び資機材の確保に取り組めます。

また、安全で安心な暮らしの実現、良好な環境の創造及び自然環境の保全に向けて、本年度も引き続き、公共下水道施設整備及び島袋地区

浸水対策事業を推進します。

主な事業といたしまして、①防災行政無線整備事業、②観光防災力強化支援事業、③公共下水道施設整備事業、④島袋地区浸水対策事業。

続きまして、(3) 消防、緊急体制の拡充。

新型コロナウイルス感染症が引き起こすパンデミックにより、村民の生命、身体、財産は、いまだ脅威にさらされています。国の経済対策を活用したあらゆる対策を講じるとともに、4月から予定される高齢者向けワクチン接種を皮切りとするワクチン接種体制を確立するとともに、多種多様化する災害事案に備えた中北消防の消防救急体制、出張所建設等の強化に取り組みます。

主な事業といたしまして、①新型コロナウイルス感染症対策事業、②中城北中城消防本部庁舎の建設に向けた検討。

5、地域の魅力を生かしたにぎわいある産業づくり。

(1) 地域ブランドの形成。

地元農産品や特産品等の地域ブランドを効果的に推奨するため、民間事業者の活力とノウハウを生かしたアンテナショップの運営に取り組みます。

主な事業としまして、①しおさい市場指定管理委託業務を実施します。

(2) 戦略的農業の推進。

新たな農業振興と産業の活性を図るため、農福連携をキーワードに「農を活かした健康・福祉の里づくり」を進めております。

昨年度は、第一段階整備として、バイオガス発電施設や水耕栽培施設整備の検討が本格化しました。

本年度は、これらの取組を円滑に推進できるよう、地域活性化推進アドバイザーを配置するとともに、地域おこし企業人等の専門的知見を活用します。

主な事業といたしまして、①農を活かした健

康・福祉の里づくりに向けた推進事業。

②地域おこし企業人の配置。

③地域活性化アドバイザーの配置。

(3) 生産基盤の強化と生産性向上。

安谷屋第2地区におけるかんがい施設の整備は、昨年度から引き続き、配管等の布設を行うとともに、ファームポンド(貯水施設)の整備に取り組みます。

主な事業といたしまして、①安谷屋第2地区畑地かんがい施設整備事業を実施いたします。

6番目に、村民と共に創造する夢のあるまちづくり。

(1) まちづくりへの意識向上と参画機会の拡充。

住民と行政がともにまちづくりを考え、地域の課題解決や展望に向けて主体的に取り組めるよう、地域別懇談会を開催します。

事業といたしまして、①地域別懇談会の開催。

(2) 効率的な行政の運営についてであります。

今年1月に新しい役場第一庁舎が供用開始し、教育委員会も集約されたことで、行政サービスの効率化が図られました。引き続き、外構整備、駐車場整備を行うことで、村民の利便性向上に努めます。

また、職員及び会計年度任用職員の能力、業績に基づく人事評価制度を的確に活用するためのシステムを構築し、人材育成と公務能率向上を図ります。

事業といたしまして、役場第一庁舎改築事業、整備事業を実施いたします。

終わりに、これまで申しあげました施策並びに諸事業を実施するため、令和3年度当初予算規模は次のとおりとなります。

一般会計	8,592,000千円
国民健康保険特別会計	2,259,880千円
後期高齢者医療特別会計	217,304千円
公共下水道事業特別会計	626,063千円

水道事業会計	572,764千円
合 計	12,268,011千円

以上、令和3年度の村政運営の基本方針と重点施策の概要について申し上げましたが、これらの実施にあたっては、「誠実に、真剣に、一生懸命に」を心がけ、本村の将来像である「平和で人と緑が輝く健康長寿と文化のむらきたなかぐすく」の実現を目指し、職員とともに奮励努力してまいります。

議員各位はじめ、村民の皆様のご理解と御協力をお願い申し上げます。私の施政方針といたします。

令和3年3月5日

北中城村長 比嘉 孝則

日程第5. 議案第2号 北中城村植物ごみ資源化ヤードの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6. 議案第3号 北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7. 議案第4号 北中城村産品アンテナショップの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8. 議案第5号 北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第9. 議案第6号 北中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10. 議案第7号 北中城村立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について

日程第11. 議案第8号 北中城村老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第12. 議案第9号 北中城村地域活動支援センターの指定管理者の指定について

日程第13. 議案第10号 北中城村産品アンテナショップの指定管理者の指定について

日程第14. 議案第11号 北中城村漁船保全修理施設の指定管理者の指定について

日程第15. 議案第12号 北中城村商工業研修等施設の指定管理者の指定について

日程第16. 議案第13号 北中城村学習等供用施設等の指定管理者の指定について

日程第17. 議案第14号 令和2年度北中城村一般会計補正予算（第8号）について

日程第18. 議案第15号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

日程第19. 議案第16号 令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計補

正予算（第2号）について

日程第20. 議案第17号 令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第4号）について

日程第21. 議案第18号 令和2年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第22. 議案第19号 令和3年度北中城村一般会計予算について

日程第23. 議案第20号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計予算について

日程第24. 議案第21号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について

日程第25. 議案第22号 令和3年度北中城村下水道事業会計予算について

日程第26. 議案第23号 令和3年度北中城村水道事業会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第5. 議案第2号 北中城村植物ごみ資源化ヤードの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第26. 議案第23号 令和3年度北中城村水道事業会計予算についてまでの22件を一括議題といたします。

本案について村長の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、まず、議案第2号から御説明いたします。

議案第2号

北中城村植物ごみ資源化ヤードの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村植物ごみ資源化ヤードの設置及び管理に関する条例（平成31年条例第7号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提出理由

沖縄県内において特定外来植物のツルヒヨドリが繁殖傾向にあり、広く住民に認識してもらう必要があるため。

北中城村植物ごみ資源化ヤードの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北中城村植物ごみ資源化ヤードの設置及び管理に関する条例（平成31年北中城村条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例	備考
<p>(搬入物の制限)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 次の各号に掲げるものは搬入不可とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 特定の樹木（ヤシ、有毒植物、根株等）及び駆除が困難な雑草（ムラサキカタバミ、<u>コーブシ</u>、ツルヒヨドリ等）</p> <p>3 省略</p>	<p>(搬入物の制限)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 次の各号に掲げるものは搬入不可とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 特定の樹木（ヤシ、有毒植物、根株等）及び駆除が困難な雑草（ムラサキカタバミ、コーブシ等）</p> <p>3 省略</p>	

附 則

この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

議案第3号 北中城村特別職の職員で非常勤

のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案第3号

北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年北中城村条例第25号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第97条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

北中城村地域活性化アドバイザーの設置及び地方教育行政組織及び運営に関する法律の一部改正（平成27年度）に係る教育委員会委員長の廃止によるため。

北中城村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

北中城村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正条例		現行条例	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
省略		省略	
削除	北中城村議	教育委員会委員長	月額 48,000円
教育委員会委員	月額 38,000円	教育委員会委員	月額 38,000円
省略	北中城村議 会議員の報 酬及び費用 弁償等に関 する条例 (昭和45年 条例第6 号)第4条 の規定に相 当する額	省略	北中城村議 会議員の報 酬及び費用 弁償等に関 する条例 (昭和45年 条例第6号) 第4条の規 定に相当す る額
地域活性化アドバ イザー	月額 10,000円		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号 北中城村産品アンテナショップの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について。

議案第4号

北中城村産品アンテナショップの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村産品アンテナショップの設置及び管理に関する条例（平成25年北中城村条例第21号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第97条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

新たに指定管理者を指定するにあたり、運営の存続のためには委託料を負担する必要がある、そのために条例を改正する必要がある。

北中城村産品アンテナショップの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

北中城村産品アンテナショップの設置及び管理に関する条例（平成25年北中城村条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例	備考
(管理) 第4条 アンテナショップの管理及び運営は地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって北中城村長（以下「村長」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 2 削除 3 削除	(管理) 第4条 アンテナショップの管理及び運営は地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって北中城村長（以下「村長」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 <u>2 前項の管理及び運営に要する経費は、指定管理者の負担とする。</u> <u>3 指定管理者はアンテナショップを常に良好な状態で管理し、その設置の目的に応じて最も効率的な運用をしなければならない。</u>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

続きまして、議案第5号 北中城村国民健康 います。
保険条例の一部を改正する条例についてでござ

議案第5号

北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

北中城村国民健康保険条例（昭和47年北中城村条例第58号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年3月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正により、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが定義されたことにより、北中城村国民健康保険条例の一部を改正する必要があるが生じた。

北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例

北中城村国民健康保険条例（昭和47年条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例
<p>附 則 <u>（施行期日）</u> 第1条 この条例は、昭和47年10月1日から施行する。 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金） 第2条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の<u>支払</u>を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）</u>である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり<u>当該感染症</u>の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病</p>	<p>附 則 新規 第1条 この条例は、昭和47年10月1日から施行する。 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金） 第2条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の<u>支払い</u>を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）</u>に感染したとき又は発熱等の症状があり<u>新型コロナウイルス感染症</u>の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p>

手当金を支給する。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

続きまして、議案第6号 北中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案第6号

北中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村後期高齢者医療に関する条例（平成20年北中城村条例第10号）の一部を改正したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月5日 提出

北中城村長 比嘉孝則

提案理由

令和2年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）による地方税法の改正により、延滞金の割合等の見直しが行われていることに伴い、北中城村後期高齢者医療に関する条例の一部改正を行う必要がある。

北中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

北中城村後期高齢者医療に関する条例（平成20年北中城村条例第10号）の一部を次のように改正する。

新	旧
附 則 (延滞金の割合の特例) 第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割	附 則 (延滞金の割合の特例) 第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の_____特例基準割合（当該年の前

合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

3 前2項の規定は、第8条において準用する。

4 前3項の規定の適用がある場合における延滞金及び還付加算金並びに充当加算金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における_____特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該_____特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

新規

2 前項の規定は、第8条において準用する。

3 前2項の規定の適用がある場合における延滞金及び還付加算金並びに充当加算金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年1月1日より適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の附則第2条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

それから、議案第7号 北中城村立学校給食
共同調理場設置条例の一部を改正する条例につ

いてであります。

議案第7号

北中城村立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について

北中城村立学校給食共同調理場設置条例（昭和50年条例第28号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

北中城村立学校給食共同調理場設置条例（昭和50年条例第28号）中、給食調理場運営委員会の委員の構成について、栄養士を加えて体制を強化し、また、委員の任期を加えると共に文言全体の見直しを図るため。

北中城村立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

北中城村立学校給食共同調理場設置条例（昭和50年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正条例			現行条例			備考
<p>(名称、位置及び管轄校)</p> <p>第2条 <u>給食調理場の名称、位置及び管轄する学校（以下「管轄校」という。）は、次のとおりとする。</u></p>			<p>(名称、位置及び管轄学校)</p> <p>第2条 <u>給食調理場の名称、位置及び管轄学校は、次のとおりとする。</u></p>			
名称	位置	管轄校（北中城村立）	名称	位置	管轄学校	
北中城村立学校 給食共同調理場	北中城村字熱 田2070番地8	北中城小学校 島袋小学校 北中城中学校 北中城幼稚園	北中城村立学校 給食共同調理場	北中城村字熱 田2070番地8	北中城小学校 島袋小学校 北中城中学校 北中城村立幼稚園	
<p>(運営委員会)</p> <p>第5条 <u>給食調理場の運営を適正かつ円滑ならしめるため給食調理場に北中城村立学校給食共同調理場運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>運営委員会は、前項の審議を行うた</u></p>			<p>(運営委員会)</p> <p>第5条 <u>給食調理場の運営を適正かつ円滑ならしめるため給食調理場に運営委員会を置く。</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>運営委員会は必要事項について調査、</u></p>			

<p><u>め、これに必要な事項について調査、研究等を行う。</u></p> <p>(委員)</p> <p>第6条 <u>運営委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者を充てるものとする。</u></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>管轄校の各学校長等</u></p> <p>(3) <u>管轄校の各父母教師会会長及び副会長</u></p> <p>(4) <u>栄養士</u></p> <p>2 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、第1項第1号から第3号までの委員の任期は、その職の在職期間とする。</u></p> <p>4 <u>補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	<p><u>研究等を行う。</u></p> <p>(委員)</p> <p>第6条 <u>運営委員会の委員は、次の各号に掲げる者を充てるものとする。</u></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>学校長</u></p> <p>(3) <u>父母教師会会長及び副会長</u></p>
--	--

附 則

この条例は令和3年4月1日から施行する。

続きまして、議案第8号 北中城村老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

議案第8号

北中城村老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について

次のとおり北中城村老人デイサービスセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 1. 施設の名称 | 北中城村老人デイサービスセンター |
| 2. 施設の位置 | 北中城村字美崎262番地 |
| 3. 指定管理者 | 名 称 社会福祉法人北中城村社会福祉協議会
会長 大 城 盛次郎 |
| | 住 所 北中城村字仲順451番地 |
| 4. 指定期間 | 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで |

令和3年3月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

村の高齢者等の生きがいと社会参加を促進するとともに、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図るために、社会福祉法人北中城村社会福祉協議会を指定管理者として指定するため。

続きまして、議案第9号 北中城村地域活動 支援センターの指定管理者の指定について。

議案第9号

北中城村地域活動支援センターの指定管理者の指定について

次のとおり北中城村地域活動支援センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1. 施設の名称 北中城村地域活動支援センター
2. 施設の位置 北中城村字渡口457番地3
3. 指定管理者 名称 社会福祉法人北中城村社会福祉協議会
会長 大城盛次郎
住所 北中城村字仲順451番地
4. 指定期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

令和3年3月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

村の障害者等への創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を図るために、社会福祉法人北中城村社会福祉協議会を指定管理者として指定するため。

続きまして、議案第10号 北中城村産品アン ざいます。
テナショップの指定管理者の指定についてでご

議案第10号

北中城村産品アンテナショップの指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-------|-------------------------------|
| 1 | 施設の名称 | 北中城村産品アンテナショップ |
| 2 | 施設の位置 | 北中城村字熱田2070番地7 |
| 3 | 指定管理者 | 株式会社楽フードサービス
代表取締役 宮 林 孝 治 |
| 4 | 指定期間 | 令和3年4月1日から令和6年3月31日 |

令和3年3月5日 提 出
北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

村民に地域で生産される安心安全な農水産物等の提供を促進し、村産品の生産奨励と特産品の加工開発、当該特産品の流通販売の拡大及び観光情報などの配受信基地の役割を図る為の施設であり、小売業等の運営実績がある該社が管理することによって、販売強化や施設の有効活用に資するものと期待される。

続きまして、議案第11号 北中城村漁船保全 ます。
修理施設の指定管理者の指定についてください

議案第11号

北中城村漁船保全修理施設の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-------|-----------------------------|
| 1 | 施設の名称 | 北中城村漁船保全修理施設 |
| 2 | 施設の位置 | 北中城村字熱田地内（中城港湾熱田地区） |
| 3 | 指定管理者 | 佐敷中城漁業組合
代表理事組合長 山入端 孝 雄 |
| 4 | 指定期間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日 |

令和3年3月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

佐敷中城漁業組合北中城支所組合員の漁船の維持保全を図り、漁船の耐用年数の延長に資させるためと漁業組合が管理することにより、組合員の利便性を図るため指定しようとするためである。

続きまして、議案第12号 北中城村商工業研 修等施設の指定管理者の指定についてであります。

議案第12号

北中城村商工業研修等施設の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 北中城村商工業研修等施設 |
| 2 | 施設の位置 | 北中城村字仲順432番地 |
| 3 | 指定管理者 | 名 称 北中城村商工会
会長 安慶名 達 宏
住 所 北中城村字仲順432番地 |
| 4 | 指定期間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |

令和3年3月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

北中城村商工会活動を協会し、村民の経済向上と商工業従事者の健全育成を図り、研修会等の利用に供するため、北中城村商工会に管理運営等を行わせるため指定しようとするものである。

続きまして、議案第13号 北中城村学習等供用施設等の指定管理者の指定についてでございます。

議案第13号

北中城村学習等供用施設等の指定管理者の指定について

北中城村学習等供用施設等の指定管理者について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-------|--------------------|
| 1 | 施設の名称 | 喜舎場地区学習等供用施設 |
| | 施設の位置 | 北中城村字喜舎場75番地 |
| | 指定管理者 | 喜舎場自治会長 渡口正直 |
| | 指定期間 | 令和3年4月1日～令和8年3月31日 |
| 2 | 施設の名称 | 熱田地区学習等供用施設 |
| | 施設の位置 | 北中城村字熱田68番地1 |
| | 指定管理者 | 熱田自治会長 城間利広 |
| | 指定期間 | 令和3年4月1日～令和8年3月31日 |
| 3 | 施設の名称 | 和仁屋公民館 |
| | 施設の位置 | 北中城村字和仁屋174番地 |
| | 指定管理者 | 和仁屋自治会長 眞榮城守明 |
| | 指定期間 | 令和3年4月1日～令和8年3月31日 |
| 4 | 施設の名称 | 渡口公民館 |
| | 施設の位置 | 北中城村字渡口55番地 |
| | 指定管理者 | 渡口自治会長 伊佐信栄 |
| | 指定期間 | 令和3年4月1日～令和8年3月31日 |

- 5 施設の名称 島袋地区学習等供用施設
施設の位置 北中城村字島袋102番地
指定管理者 島袋自治会長 比嘉昌賢
指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日
- 6 施設の名称 安谷屋地区学習供用施設
施設の位置 北中城村字安谷屋223番地
指定管理者 安谷屋自治会長 棚原克也
指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日
- 7 施設の名称 大城公民館
施設の位置 北中城村字大城86番地
指定管理者 大城自治会長 新垣正良
指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

令和3年3月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

上記の学習供用施設の指定管理者による指定期間が、令和3年3月31日をもって満了となるため、更新する必要がある。

続きまして、議案第14号 令和2年度北中城村一般会計補正予算（第8号）についてであり

議案第14号

令和2年度北中城村一般会計補正予算（第8号）について

令和2年度北中城村の一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和3年3月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和2年度北中城村一般会計補正予算（第8号）

令和2年度北中城村の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ286,696千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,842,810千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		2,521,941	99,182	2,621,123
	1 村 民 税	990,089	50,000	1,040,089
	2 固 定 資 産 税	1,382,701	49,182	1,431,883
15 分担金及び負担金		113,297	△36,789	76,508
	1 負 担 金	113,297	△36,789	76,508
16 使用料及び手数料		41,938	△2,000	39,938
	1 使 用 料	14,063	△2,000	12,063
17 国庫支出金		3,771,739	△53,327	3,718,412
	1 国庫負担金	882,167	34,106	916,273
	2 国庫補助金	2,669,135	20,185	2,689,320
	3 委 託 金	220,437	△107,618	112,819
18 県支出金		1,220,785	△51,027	1,169,758
	1 県負担金	424,109	3,379	427,488
	2 県補助金	757,085	△52,496	704,589

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 委託金	39,591	△1,910	37,681
19 財産収入		46,397	△209	46,188
	1 財産運用収入	46,395	△209	46,186
20 寄附金		252,312	△2,311	250,001
	1 寄附金	252,312	△2,311	250,001
21 繰入金		699,183	△275,347	423,836
	2 基金繰入金	698,980	△275,347	423,633
23 諸収入		270,990	7,043	278,033
	3 雑収入	268,989	7,043	276,032
24 村債		947,008	28,089	975,097
	1 村債	947,008	28,089	975,097
歳入合計		12,129,506	△286,696	11,842,810

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		96,598	△1,721	94,877
	1 議会費	96,598	△1,721	94,877
2 総務費		4,317,882	△90,142	4,227,740
	1 総務管理費	4,121,436	△83,827	4,037,609
	2 徴税費	103,538	△2,268	101,270
	3 戸籍住民基本台帳費	67,607	△1,467	66,140
	4 選挙費	14,494	△1,740	12,754
	5 統計調査費	9,430	△840	8,590
3 民生費		3,148,210	86,476	3,234,686
	1 社会福祉費	1,487,652	70,914	1,558,566
	2 児童福祉費	1,660,558	15,562	1,676,120
4 衛生費		1,180,143	△58,240	1,121,903
	1 保健衛生費	784,964	△57,910	727,054
	2 清掃費	381,579	270	381,849
	3 上水道費	13,600	△600	13,000
5 農林水産業費		321,913	△42,655	279,258
	1 農業費	314,617	△40,865	273,752
	2 林業費	4,492	△1,790	2,702
6 商工費		274,238	△3,009	271,229
	1 商工費	274,238	△3,009	271,229

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 土 木 費		432,929	△13,143	419,786
	2 道 路 橋 梁 費	94,374	△12,763	81,611
	3 都 市 計 画 費	284,663	△380	284,283
8 消 防 費		256,675	△223	256,452
	1 消 防 費	256,675	△223	256,452
9 教 育 費		1,636,774	△161,672	1,475,102
	1 教 育 総 務 費	373,240	△8,350	364,890
	2 小 学 校 費	351,480	△12,884	338,596
	3 中 学 校 費	138,068	△11,886	126,182
	4 幼 稚 園 費	69,178	△2,258	66,920
	5 社 会 教 育 費	453,582	△122,254	331,328
	6 保 健 体 育 費	251,226	△4,040	247,186
11 公 債 費		440,695	△2,367	438,328
	1 公 債 費	440,695	△2,367	438,328
歳 出 合 計		12,129,506	△286,696	11,842,810

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	コンビニ交付システム導入事業	8,729
		新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	652
		第一庁舎外構工事事業	18,700
	2 徴 税 費	相続財産管理人申立	155
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費	公営墓地整備事業	114,010
		新型コロナウイルスワクチン感染症対策事業	16,592
7 土 木 費	3 道 路 橋 梁 費	中城アクセス線整備事業	2,519
8 消 防 費	1 消 防 費	感染症対策体制緊急整備事業	1,741
9 教 育 費	2 小 学 校 費	校舎増築事業（島小）	11,904
合 計			175,002

第3表 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減収補填債	30,289	(借入方法) 証書借入又は地方証券発行の方法による。 (借入先) 財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、その他	5%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	30年以内の償還、その他借入先の融資条件による。ただし、村財政の都合により繰上償還または低利債に借換えることができる。
計	30,289			

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共施設等適性管理推進事業債 (役場第一庁舎改築事業)	635,300	(借入方法) 証書借入又は地方証券発行による。 (借入先) 財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、その他	5%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	30年以内の償還、その他借入先の融資条件による。ただし、村財政の都合により繰上償還または低利債に借換えることができる。	648,600	変更なし	変更なし	変更なし
公共事業等債 (安谷屋第2地区かんがい施設整備事業)	13,700	財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、その他	5%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	繰上償還または低利債に借換えることができる。	11,500			
計	649,000				660,100			

3 廃止

(単位：千円)

起債の目的	限度額	備考
一般単独事業債 (役場第一庁舎改築事業(外構工事))	13,300	公共施設等適正管理推進事業債で協議するため取り下げ
計	13,300	

詳細については、副村長に説明をさせます。

○議長(名幸利積)
副村長。

○副村長(大田 繁)

議案第14号 令和2年度北中城村一般会計補正予算(第8号)につきまして、御説明申し上げ

げます。

今回の補正の主な内容は、歳入歳出につきましては、各事業の執行状況に応じた国・県支出金の補正でございます。

歳出におきましては、5万円以上の執行残が見込まれるものについて補正となっております。

初めに、5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費につきましてでございます。

一般会計予算で計上いたしました事業で、年度内の完了支出が見込めない事業につきまして、繰越明許費として設定したものでございます。

事業名、金額の順で御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費コンビニ交付システム導入事業872万9,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業65万2,000円、第一庁舎外構工事事業1,870万円、2項徴税費、相続財産管理人申立15万5,000円。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、公営墓地整備事業1億1,401万円、新型コロナウイルスワクチン感染症対策事業1,659万2,000円。

7款土木費、3項道路橋梁費、中城アクセス線整備事業251万9,000円。

8款消防費、1項消防費、感染症対策体制緊急整備事業174万1,000円。

9款教育費、2項小学校費、校舎増築事業1,190万4,000円でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第3表、地方債の補正でございます。

地方債に追加が1件ございます。

起債の目的が減収補填債、限度額が3,028万9,000円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

7ページをお願いいたします。

地方債の補正、変更が2件ございます。

1件目が公共施設等適正管理推進事業、これは村役場第一庁舎の改築事業でございます。限

度額が6億3,530万円から6億4,860万円への変更となります。公共事業等債安谷屋第2地区かんがい施設整備事業でございます。限度額が1,370万円から1,150万円への変更でございます。

起債の方法、利率、償還の方法は変更はございません。

8ページをお願いいたします。

地方債の補正、廃止が1件ございます。

起債目的、一般単独事業債、これは役場第一庁舎改築事業に係るものでございます。限度額が1,330万円、これは公共施設等最適管理推進事業の中におきまして、協議をするため廃止となっております。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

事項別明細書で、主な補正については御説明いたします。

なお、歳出事業費の確定に合わせた国・県支出金の減額につきまして、説明は省略させていただきます。

11ページをお願いいたします。

1款村税、1項村民税、2目法人5,000万円につきましては、法人税割額の調定実績に合わせた増額補正でございます。

2項固定資産税、1目固定資産税4,918万2,000円につきましても、調定の実績に合わせた増額補正でございます。

12ページをお願いいたします。

17款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、3節の児童福祉費国庫負担金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金4,085万5,000円につきましては、認可保育所利用者の増加による増額補正でございます。

13ページをお願いします。

2項国庫補助金、29目地方創生交付金3,361万1,000円につきましては、地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症対策の3次分の追加交付がありまして、それによる補正であり

ます。説明欄の各事業費の増減は、おのおのの事業の進捗状況に合わせた補正を行っております。

続きまして、17ページをお願いします。

18款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、3節老人福祉費県補助金、地域医療介護総合確保基金事業補助金であります。755万1,000円の補正につきましては、県に設置されています基金を活用いたしまして、地域医療や介護施設の整備や医療・介護従事者確保に関する事業等を行うための県の10割補助金でございます。

18ページをお願いします。

20款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金231万1,000円の減額につきましては、企業版ふるさと納税を予定しておりました企業につきまして、新型コロナウイルスによる業績を考慮した結果、今年度中の寄附は見合わせるようになりましたので、減額補正をしております。

19ページをお願いします。

21款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金2億3,867万2,000円につきましては、歳入歳出差額を基金へ積み戻すための補正でございます。基金の戻し入れ後の残高は5億9,482万8,000円となります。その他の基金繰入金につきましては、各事業の執行状況に応じた基金への戻入れ等の補正でございます。

続きまして、20ページをお願いします。

24款村債、1項村債、1目総務債、8節減収補填債3,028万9,000円につきましては、新型コロナウイルスの影響による収税等の減少を補填するための起債で、今年度の村税や各種交付金の額が決定した後で、減収となった場合に借入れを行うものであります。

次に、歳出につきまして、主な補正について御説明いたします。

なお、事業執行残等による減額補正は説明を省略させていただきます。

23ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、8目電算費、8節旅費、特別旅費、コンビニ交付システム確認試験36万9,000円につきましては、地方創生臨時交付金を活用した10割補助で、住民票など、コンビニ交付を行うために東京の試験センターで確認試験を行うための特別旅費を計上しております。

30ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、27節繰出金、その他の繰出金8,000万円の補正につきましては、国民健康保険特別会計の赤字補填繰出金でございます。

33ページをお願いします。

5目介護保険事業、18節負担金補助及び交付金、地域医療介護総合確保基金事業補助金755万1,000円につきましては、県の10割補助を受けまして、地域医療や介護施設の整備、医療・介護従事者確保に関する事業等を行うための補助金であります。

8目障害者自立支援諸費、19節扶助費、障害福祉サービス費1,250万円につきましては、実績見込みによる増額補正でございます。

34ページをお願いします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、22節償還金、利子及び割引料640万7,000円につきましては、令和元年度の子ども・子育て支援交付金等の交付額確定に伴いまして償還金の補正でございます。

2目保育所費、18節負担金、補助及び交付金、特定教育・保育施設運営負担金、施設型給付の2,046万5,000円につきましては、広域の認可保育所利用者の増加に伴う増額補正でございます。

36ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、6目環境衛生費、14節工事請負費5,849万円につきましては、公営墓地整備工事におきまして、搬出する土砂の量を調整いたしまして、さらに工事費を精査

いたしました。そして、入札残により大幅な減額補正となっております。

54ページをお願いします。

11款公債費、1項公債費、2目利子372万7,000円の減額補正につきましては、低金利の影響で起債の借入れや利率見直しにより利子が低くなったことによるものであります。借入金が元利均等方式償還のため、1目の元金は増額補正となっております。

次、45ページ以降の9款教育費につきましては、教育委員会のほうから御説明を申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

引き続きまして、教育予算の主な内容について、御説明を申し上げます。

46ページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、18節の負担金補助及び交付金の特定教育保育施設運営負担金の89万3,000円につきましては、本村に住所を有する園児が通う認定こども園等に対して交付するもので、利用実績に基づき計上してございます。

また、地域子ども子育て支援事業補助金37万円につきましては、幼稚園での一時預かり事業や副食費等の実績に基づき計上してございます。

47ページをお願いいたします。

2項小学校費、1目学校管理費、7節報償費につきましては、北中城小学校、幼稚園スクールバス運転手の休暇代替運転手報償費として計上してございます。

また、17節備品購入費につきましては、次年度の生徒数増に伴う机・椅子等の購入費として計上してございます。

2目教育振興費、17節備品購入費及び48ページの3項中学校費及び2目教育振興費、17節の

備品購入費につきましては、教科書改訂に伴う教師用指導書の購入費として計上してございます。

49ページをお願いいたします。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、10節需用費の15万5,000円につきましては、エレベーター点検により改善指示があった設備の修繕費として計上してございます。

続きまして、生涯学習課の主な予算について、説明いたします。

少し前に戻りますが、12ページをお願いいたします。

16款使用料及び手数料、1項3目5節の中城城跡観覧料及び使用料の200万円の減につきましては、新型コロナウイルスの影響により休園や来県する観光客の減少により入園者が減ったことによるものです。

16ページをお願いします。

17款国庫支出金、3項委託金、5目教育費委託金、1節教育費委託金の1億761万8,000円の減額については、キャンプ瑞慶覧の埋蔵文化財発掘調査を4か所を予定しておりましたが、そのうちの1か所について開発区域から除外されたことにより入札残によるものです。

続きまして、少しページ飛びますが、50ページをお願いします。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費の12節委託料の239万7,000円の減につきましては、中高生の海外短期留学がコロナの影響により中止だったことによります。また、公共施設長寿命化計画策定業務の入札残によるものです。

同じく18節負担金補助及び交付金の303万9,000円の減額については、新型コロナウイルス感染拡大の影響による事業の中止によるものです。

51ページをお願いします。

3目文化財保護費、10節需用費の印刷製本費の83万円の減額につきましては、入札によるも

のです。

同ページの12節委託料については、歳入でも説明しましたが、発掘調査箇所の変更によるものです。

53ページをお願いします。

9 款教育費、6 項保健体育費、1 目保健体育総務費及び2 目の体育施設費の減額については、いずれも新型コロナ感染拡大防止に伴い、事業

や大会が中止されたことや体育館の閉館等によるものです。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第15号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

議案第15号

令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和3年3月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,376千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,315,915千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		382,949	25,771	408,720

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 国民健康保険税	382,949	25,771	408,720
4 使用料及び手数料		160	115	275
	1 手数料	160	115	275
5 国庫支出金		1,677	3,425	5,102
	2 国庫補助金	1,677	3,425	5,102
6 県支出金		1,512,539	△2,013	1,510,526
	1 県負担金・補助金	1,512,538	△2,013	1,510,525
10 繰入金		244,540	78,707	323,247
	1 他会計繰入金	244,539	78,707	323,246
12 諸収入		176,421	△108,381	68,040
	1 延滞金、加算金及び過料	3	283	286
	4 雑収入	176,416	△108,664	67,752
歳入合計		2,318,291	△2,376	2,315,915

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		67,776	△115	67,661
	2 徴税費	12,648	△115	12,533
3 国民健康保険事業費納付金		681,965	0	681,965
	1 医療給付費分	489,037	0	489,037
	2 後期高齢者支援金等分	137,484	0	137,484
	3 介護納付金分	55,444	0	55,444
6 保健事業費		49,006	△2,261	46,745
	1 保健事業費	49,006	△2,261	46,745
歳出合計		2,318,291	△2,376	2,315,915

詳細については所管課の健康保険課長が説明いたします。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

それでは、議案第15号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の主なものについて御説明いたします。

今回の補正につきましては、主に実績等を見

込んだの補正となっております。

事項別明細書をもって御説明させていただきますので、5ページをお開きください。

まず、歳入ですが、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税2,576万8,000円の増につきましては、1月末現在の調定を見込んだ額となっております。これは収納率が上がっております。当初予算の95%から96.5%へ修正いたしました。

続きまして、6ページをお開きください。

5款国庫支出金、2項国庫補助金、8目災害臨時特別補助金の342万5,000円の増ですが、これは新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者の国保税を減免した額に対しての国庫補助金で、減額分の10分の6の補助額となっております。

これは飛びますが、歳出のほうの9ページ、3款国民健康保険事業納付金、1項医療給付分、1目一般被保険者医療給付分及び10ページの2項の後期高齢者支援分等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、また、11ページの3項介護納付金分、1目介護納付金分に充当され、財源組替えとなっております。

戻りまして6ページの6款県支出金、1項県負担金補助金、1目保険給付費等交付金は201万3,000円の減ですが、これは未就学児医療費と新型コロナウイルス減税に対する交付金が増えましたが、結核・精神等に対する分が減額となっていたことが主な理由でございます。

10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金111万3,000円の減は交付決定によるものですが、これは軽減世帯及び人数の減などに伴うものです。

また、6節その他一般会計繰入金8,000万円は、国民健康保険特別会計の収支差額の補填として一般会計より繰り入れるものでございます。

12款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金28万3,000円の増及び次の7ページの4項雑入、1目一般被保険者第三者納付金24万4,000円、また、3目一般被保険者の返納金174万3,000円の増は、実績見込みによるものです。

また、6目歳入欠陥補填収入1億1,065万1,000円の減につきましては、歳入歳出の調整分でございます。

続きまして、歳出ですが、9ページから11ページまでは歳入で説明しましたので、12ページをお願いします。

6款1項1目健康保険事業費の226万1,000円の減は実績見込みになっており、主に12節の委託料のほうの生活習慣病予防委託料及び運動支援委託料が減となっております。

以上で説明を終わります。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第16号 令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを御説明いたします。

議案第16号

令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和3年3月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,963千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ217,724千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		172,232	5,710	177,942
	1 後期高齢者医療保険料	172,232	5,710	177,942
2 使用料及び手数料		2	28	30
	1 手 数 料	2	28	30
3 国 庫 支 出 金		198	△159	39
	1 国 庫 補 助 金	198	△159	39
5 繰 入 金		36,541	1,103	37,644
	1 一 般 会 計 繰 入 金	36,541	1,103	37,644
7 諸 収 入		8	281	289
	1 延滞金、加算金及び過料	2	14	16
	2 償還金及び還付加算金	2	267	269
歳 入 合 計		210,761	6,963	217,724

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		2,384	0	2,384
	1 総 務 管 理 費	1,148	0	1,148
2 後期高齢者医療広域連合納付金		207,452	6,963	214,415
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	207,452	6,963	214,415
3 諸 支 出 金		825	0	825
	1 償還金及び還付加算金	621	0	621
歳 出 合 計		210,761	6,963	217,724

詳細については所管課健康保険課長に説明させます。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

それでは、議案第16号 令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算の主なものについて御説明いたします。

今回の補正につきましては、主に実績等を見込んでの補正となっております。

事項別明細書をもって御説明させていただきます。

5ページをお開きください。

まず、歳入ですが、1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料211万2,000円の増及び2目普通徴収保険料359万8,000円の増につ

きましては、1月末現在の調定で見込んだ額となっております。

5款1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金の94万4,000円の増につきましては、交付決定に基づいての補正となっております。

次に、8ページをお開きください。

歳出のほうですが、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金696万3,000円の増ですが、こちらは保険料の収納見込みと基盤安定繰入金の増額分によるものです。

以上で説明を終わります。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第17号 令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

議案第17号

令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第4号）について

令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和3年3月5日 提出

北中城村長 比嘉孝則

令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和2年度北中城村下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度北中城村下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 下水道事業収益	353,110 千円	1,525 千円	354,635 千円
第1項 営業収益	99,690 千円	0 千円	99,690 千円
第2項 営業外収益	251,420 千円	1,525 千円	252,945 千円
第3項 特別利益	2,000 千円	0 千円	2,000 千円
科 目	支 出		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 下水道事業費用	347,055 千円	0 千円	347,055 千円
第1項 営業費用	309,593 千円	0 千円	309,593 千円
第2項 営業外費用	34,430 千円	0 千円	34,430 千円
第3項 特別損失	2,032 千円	0 千円	2,032 千円
第4項 予備費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

予算第4条本文括弧書中「資本的収入が資本的支出に対し不足する額51,987千円」を「資本的収入が資本的支出に対し不足する額63,515千円」に、「引継金49,441千円」を「引継金60,969千円」に改める。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 資本的収入	290,550 千円	△55,525 千円	235,025 千円
第1項 企業債	101,500 千円	△26,600 千円	74,900 千円
第2項 他会計補助金	96,300 千円	0 千円	96,300 千円
第3項 県補助金	92,750 千円	△28,925 千円	63,825 千円
科 目	支 出		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 資本的支出	342,537 千円	△43,997 千円	298,540 千円
第1項 建設改良費	221,742 千円	△43,997 千円	177,745 千円
第2項 企業債償還金	119,795 千円	0 千円	119,795 千円
第3項 予備費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

詳細については上下水道課長から御説明いたします。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

それでは、令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

3ページ、お開き願います。

収益的収入及び支出のうち収入、第1款下水

道事業収益、2項営業外収益、3目県補助金につきましては、当初の予算の中では、予算第4条、資本的収入及び支出のところで計上をしていたものでございますけれども、内容といたしましては、下水道の接続補助に係る費用でございます、これは3条の収益的収入及び支出に係る活動ではないかと、こちらのほうが望ましいのではないかとということで、予算費目の移し替えでございます。実施内容については、変わりはありません。

続いて、4ページ、お願いいたします。

資本的収入及び支出のうち収入、1款資本的収入、1項企業債、1目1節建設改良企業債、これにつきましては、今年度の実績を踏まえた精算となります。その企業債の減額の理由でございますけれども、この建設改良費の中には、島袋地区の浸水対策事業といたしましては、3号調整池と幹線水路の改良工事、ライニング工事ですね、をやっております、これの実績精査の結果、減額となるということから、収入自体、企業債自体を減額するものでございます。

それと流域下水道建設負担金事業ということで、これは県の実施事業、流域事業の中で県の実績に伴いまして増額の必要が生じたためでございます。

建設改良企業債が2,780万円の減額、流域下

水道建設負担金事業が120万円の増額、合わせて2,660万円の増額となっております。

続いて、支出のほうですけれども、1款資本的支出、1項建設改良費、1目函渠建設改良費、これは先ほどもお話をしておりますけれども、まず、16節の工事費については、先ほどの内容のとおりです。

それと12節補償費、こちらが3,000万円の減額補正となっておりますけれども、こちらは今年度の中で5号調整池、今、仮設貯留池がございますけれども、そちらの物件補償を今年度実施予定をしておりました。しかしながら、相手方との調整が整わずに今年度の実施が難しくなったということで、その分を減額させていただいております。

続いて、2目流域下水道建設費負担金、1節流域下水道建設負担金、こちらは先ほど収入のところでお話ししました県補助金、流域負担金のほうの精査がございまして、そのため108万8,000円の増額補正となっております。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第18号 令和2年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

議案第18号

令和2年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）について

令和2年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和3年3月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和2年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和2年度北中城村水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度北中城村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 水道事業収益	587,022 千円	△600 千円	586,422 千円
第1項 営業収益	528,993 千円	0 千円	528,993 千円
第2項 営業外収益	58,027 千円	△600 千円	57,427 千円
第3項 特別利益	2 千円	0 千円	2 千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	561,793 千円	2,091 千円	563,884 千円
第1項 営業費用	556,915 千円	2,091 千円	559,006 千円
第2項 営業外費用	1,876 千円	0 千円	1,876 千円
第3項 特別損失	2 千円	0 千円	2 千円
第4項 予備費	3,000 千円	0 千円	3,000 千円

詳細については上下水道課長にお願いいたします。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

それでは、令和2年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出のうち収入、第1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金につきましては、昨年度、新型コロナウイルス感染拡大対策の一環といたしまして、水道料金の一部減額をさせていただいております。その補填財源として、地方創生臨時交付金の活用を予定しておりまして、1,360万円を計上させていただ

ておりました。その後、実績精査を踏まえまして、60万円減額いたしまして、端数調整も含めてでございますけれども、1,300万円ちょうどで整理をするものでございます。

続きまして、3ページ、お願いします。

支出につきまして、1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費、4節委託料につきましては、これは1,000万円減額としております。

この要因としましては、次の6節修繕費、このほうで配水管、給水管の維持管理修繕費のほうの増額の必要が生じまして、その1,000万円をもともと委託料で計画しておりました業務の一部取りやめを行いまして、修繕費のほうを優先して整理したということでございます。

ちなみに委託料の1,000万円は、ストックマ
ネジメントとして今後の更新計画に使用する目
的で予定をしていたものでございますけれども、
これにつきましては、来年度実施を予定してお
ります。

続いて、4目減価償却費、それと5目の資産
減耗費につきましては、それぞれ現状での評価
を加えたところ、それぞれ増額の見込みが見え
てきたということで、減価償却費を140万5,000
円、資産減耗費のほうを68万6,000円、それぞ
れ増額補正するものでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時27分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

○村長（比嘉孝則）

では、続きまして、議案第19号 令和3年度
北中城村一般会計予算について御説明いたしま
す。

議案第19号

令和3年度北中城村一般会計予算について

みだしのことについて、地方自治法第211条第1項の規定により議会の議決を求めます。

令和3年3月5日 提出

北中城村長 比嘉孝則

令和3年度北中城村一般会計予算

令和3年度北中城村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,592,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間
及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限

度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 村 税		2,523,086
	1 村 民 税	930,197
	2 固 定 資 産 税	1,443,590
	3 軽 自 動 車 税	56,502
	4 村 た ば こ 税	92,796
	5 特 別 土 地 保 有 税	1
2 地 方 譲 与 税		35,200
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	8,900
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	25,000
	5 森 林 環 境 譲 与 税	1,300
3 利 子 割 交 付 金		980
	1 利 子 割 交 付 金	980
4 配 当 割 交 付 金		3,400
	1 配 当 割 交 付 金	3,400
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		3,020
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	3,020
6 法 人 事 業 税 交 付 金		14,500
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	14,500
7 地 方 消 費 税 交 付 金		300,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	300,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		8,800

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
	1 ゴルフ場利用税交付金	8,800
9 環境性能割交付金		2,800
	1 環境性能割交付金	2,800
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金		75,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	75,000
11 施設等所在市町村調整交付金		243,000
	1 施設等所在市町村調整交付金	243,000
12 地方特例交付金		14,000
	1 地方特例交付金	14,000
13 地方交付税		1,061,000
	1 地方交付税	1,061,000
14 交通安全対策特別交付金		2,370
	1 交通安全対策特別交付金	2,370
15 分担金及び負担金		91,768
	1 負担金	91,768
16 使用料及び手数料		42,835
	1 使用料	12,278
	2 手数料	30,557
17 国庫支出金		1,672,001
	1 国庫負担金	1,062,097
	2 国庫補助金	390,773
	3 委託金	219,131
18 県支出金		1,056,877
	1 県負担金	451,443
	2 県補助金	570,871
	3 委託金	34,563
19 財産収入		47,927
	1 財産運用収入	47,925
	2 財産売却収入	2
20 寄附金		250,001
	1 寄附金	250,001
21 繰入金		502,558
	1 特別会計繰入金	1
	2 基金繰入金	502,557
22 繰越金		20,000

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
	1 繰越金	20,000
23 諸収入		64,377
	1 延滞金、加算金及び過料	2,000
	2 村預金利子	1
	3 雑入	62,376
24 村債		556,500
	1 村債	556,500
歳入	合計	8,592,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		93,461
	1 議会費	93,461
2 総務費		1,595,984
	1 総務管理費	1,422,275
	2 徴税費	102,055
	3 戸籍住民基本台帳費	59,278
	4 選挙費	10,301
	5 統計調査費	694
	6 監査委員費	1,381
3 民生費		2,888,455
	1 社会福祉費	1,385,154
	2 児童福祉費	1,503,301
4 衛生費		1,003,343
	1 保健衛生費	686,411
	2 清掃費	316,932
5 農林水産業費		297,428
	1 農業費	292,362
	2 林業費	2,317
	3 水産業費	2,749
6 商工費		184,900
	1 商工費	184,900
7 土木費		436,385
	1 土木管理費	54,620
	2 道路橋梁費	107,565

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
	3 都 市 計 画 費	274,200
8 消 防 費		260,101
	1 消 防 費	260,101
9 教 育 費		1,364,423
	1 教 育 総 務 費	151,200
	2 小 学 校 費	400,312
	3 中 学 校 費	92,642
	4 幼 稚 園 費	72,646
	5 社 会 教 育 費	412,832
	6 保 健 体 育 費	234,791
10 災 害 復 旧 費		1
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1
11 公 債 費		448,210
	1 公 債 費	448,210
12 諸 支 出 金		2
	1 普 通 財 産 取 得 費	2
13 予 備 費		19,307
	1 予 備 費	19,307
歳 出	合 計	8,592,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
アンテナショップしおさい市場指定管理委託料	令和4年度 ～ 令和5年度	20,000

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急防災・減災事業債 (防災無線整備事業)	28,200	(借入方法) 証書借入または地方証券発 行の方法による。	5%以内(ただし、利率見 直し方式で借入れる財政融 資資金及び地方公共団体金 融機構資金について、利率 の見直しを行った後におい	30年以内の償還、その他借 入先の融資条件による。た だし、村財政の都合により 繰上償還または低利債に借 換えることができる。
公共施設等適正管理推進事業債 (村役場第一庁舎改築事業)	69,500			
公共施設等適正管理推進事業債	38,800	(借入先)		

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(アナログ防災無線撤去工事事業)		財政融資資金、地方公共団	ては当該見直し後の利率)	
学校教育施設等整備事業債 (島袋小学校校舎増築工事)	48,500	体金融機構資金、その他		
一般補助施設整備等事業債 (公営墓地整備事業)	22,200			
一般補助施設整備等事業債 (安谷屋第2地区かんがい施設整備事業)	12,100			
一般事業債 (渡口地区雨水排水路整備工事)	18,200			
臨時財政対策債	319,000			
計	556,500			

詳細については副村長に説明をさせます。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（大田 繁）

議案第19号 令和3年度一般会計予算につきまして説明を申し上げます。

議案第19号の予算書に別冊で添付してございます。

令和3年度一般会計予算に関する説明資料に沿って御説明を申し上げます。予算書の後ろのほうですね、別冊でございまして。カラー刷りの色刷りのグラフが入っております。

初めに、説明資料の1ページをお願いします。

令和3年度一般会計予算の概要でございまして。

令和3年度一般会計の歳入歳出予算の総額は85億9,200万円で、対前年度比較3億8,000万円の増加となっております。

増加の主な要因は、歳入では、村税及び国庫支出金、寄附金が増加したことによります。

歳出では、民生費及び衛生費、教育費が増加しております。詳しくは、別添資料で説明申し上げます。

2番目の予算規模の推移、当初予算でござい

ます。

予算規模の推移を見ますと、北中城中学校校舎改築事業がありました平成28年度をピークに、それから、一度予算額は減少してまいりましたが、近年、役場第一庁舎改築事業や公営墓地整備事業、安谷屋第2地区かんがい施設整備事業、小学校の空調整備事業や庁舎増築工事の影響で予算規模が増加傾向にあります。

歳入では、アワセ土地区画整理区域内の開発により村税が大幅に増加しているところでございます。

続きまして、2ページと3ページにつきましては、その後に添付しております別紙1から別紙4の説明となっておりますので、別紙の表と併せた説明となります。

資料の別紙1、款別予算一覧表について御説明いたします。ページ数が打ってないです。別紙1とあります。前が3ページになっておりますので、4ページ目に当たります。

では、資料の別紙1についての説明であります。

歳入について、構成比率の上位項目は、1款村税が約25億2,000万円、29.4%。

17款国庫支出金が約16億7,000万円、19.5%。
13款地方交付税が約10億6,000万円、12.3%。
県支出金が10億6,000万円、12.3%とほぼ前年度同様の項目となっております。

構成比が大きい項目について対前年度比で比較しますと、村税が個人村民税及び固定資産税の影響で約1億3,000万円、5.3%の増であります。

国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る補助金や基地内埋蔵文化財発掘調査委託金、島袋小学校校舎増築工事に係る国庫補助金等の影響で約5億3,000万円、46.2%の増となっております。

地方交付税は、村税が増えたことにより約9,000万円、7.6%の減が見込まれております。

県支出金は、一括交付金事業の公営墓地整備事業に係る事業費が昨年度と比べ減となった影響で約1億2,000万円、10.2%の減となりました。

村債は、役場第一庁舎改築事業の本体工事部分が完了になったため減となっております。約2億5,000万円、30.9%の減となっております。

歳出項目を目的別の構成率で見ますと、3款民生費が約28億9,000万円、33.6%と最も大きくなっております。

続いて、2款総務費が約16億円、18.6%。

9款教育費が約13億6,000万円、15.9%。

4款衛生費が約10億円、11.7%の順となっております。

なお、構成率が最も大きい民生費は、直近の10年間で約10億円以上の予算が増加となっており、村の財政負担増加の主な要因となっております。

対前年度で増減額が大きい項目では、教育費が島袋小学校校舎増築工事や基地内文化財発掘調査等委託料の影響で約3億2,000万円、30.4%の増、民生費が新規認可保育所の運営負担金の影響で約1億7,000万円の増となってお

ります。

一方、衛生費が公営墓地整備事業の事業費が昨年度より減となった影響により約1億3,000万円、11.3%の減となっております。

次に、別紙2、歳出性質別内訳について御説明いたします。

義務的経費である人件費、扶助費、公債費は約39億円となり、対前年度で約2億3,000万円、6.2%の増となりました。

人件費の増加要因は、昨年度スタートしました会計年度任用職員制度で期末手当の支給率が増加したことによるものであります。及び職員人件費の定期昇給等の伸びによるものでございます。

扶助費の増加要因は、新規認可保育所の運営負担金の増によるものであります。

次の投資的経費は約9億円となっておりまして、対前年度で約5億2,000万円、36.5%の減となっております。減となった主な要因は、役場第一庁舎改築事業の本工事が終了したことによります。

次のその他の経費は約37億9,000万円となり、対前年度で約6億7,000万円、21.4%の増となっております。

物件費は、基地内文化財発掘調査委託料や新型コロナウイルスワクチン接種に係る委託料等により増となっております。

積立金は、ふるさと納税寄附金が増えた影響で約1億9,000万円、217.1%の増となっております。

続きまして、別紙3、地方債の見込みに関する調書について御説明いたします。

地方債の令和2年度末現在高見込額は約53億2,000万円です。令和3年度の起債見込額は約5億6,000万円、元金償還見込額は約4億3,000万円となっております。

令和3年度は、起債額が償還額を上回る見込みであります。令和3年度末現在高は約1億

3,000万円増加して約54億5,000万円となる見込みです。

次に、別紙4でございます。基金について御説明いたします。

令和2年度末基金残高見込額は約12億8,000万円です。

主な内訳は財政調整基金が約5億9,000万円、目的基金が約6億9,000万円でございます。令和3年度当初予算におきましては、財政調整基金約2億3,000万円の取崩しを行っております。

この基金は、年度内の財政運営で村税等の歳入に合わせて戻入れを行う予定でございます。過去10年間の財政調整基金残高の推移と令和3年度の基金充当予定の事業は、右側の表のとおり

となっております。

次に、令和3年度各課の主な事業について御説明いたします。

次の表に記載されました事業につきましては、総合計画を受けて策定いたしました3か年計画の実施計画のうち、令和3年度事業分を記載しております。赤文字で記載してありますが、令和3年度からの新規事業となっております。

私からは以上でございます。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第20号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計予算についてを御説明いたします。

議案第20号

令和3年度北中城村国民健康保険特別会計予算について

令和3年度北中城村国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和3年3月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和3年度北中城村国民健康保険特別会計予算

令和3年度北中城村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,259,880千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		409,073
	1 国民健康保険税	409,073
2 一部負担金		1
	1 一部負担金	1
3 分担金及び負担金		1
	1 分担金	1
4 使用料及び手数料		160
	1 手数料	160
5 国庫支出金		1
	2 国庫補助金	1
6 県支出金		1,503,911
	1 県負担金・補助金	1,503,910
	2 財政安定化基金支出金	1
8 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
10 繰入金		203,246
	1 他会計繰入金	203,245
	2 基金繰入金	1
11 繰越金		1
	1 繰越金	1
12 諸収入		143,484
	1 延滞金、加算金及び過料	3
	2 預金利子	1

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
	3 受託事業収入	1
	4 雑入	143,479
13 市町村債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
歳入	合計	2,259,880

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		71,668
	1 総務管理費	55,305
	2 徴税費	16,067
	3 運営協議会費	56
	4 趣旨普及費	240
2 保険給付費		1,422,141
	1 療養諸費	1,184,668
	2 高額療養費	215,331
	3 移送費	101
	4 出産育児一時金	21,000
	5 葬祭費	600
	6 傷病手当金	441
3 国民健康保険事業費納付金		681,276
	1 医療給付費分	501,582
	2 後期高齢者支援金等分	128,155
	3 介護納付金分	51,539
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
6 保健事業費		52,783
	1 保健事業費	52,783
7 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
8 公債費		3
	1 公債費	1
	2 広域化等支援基金償還金	1
	3 財政安定化基金償還金	1
9 諸支出金		2,007

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,007
10 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出	合 計	2,259,880

詳細については健康保険課長が説明いたします。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

それでは、議案第20号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計予算の主なものについて御説明いたします。

私のほうでは、予算書をもって説明いたします。一緒に添付してあります令和3年度国民健康保険特別会計予算に関する資料については、後ほど御覧いただきたいと思っております。

それでは、予算書の7ページをお開きください。

歳入ですが、事項別明細書をもって御説明いたします。

まず、1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税は、今年度は4億906万5,000円で前年度より2,615万3,000円の増となっております。こちらは収納実績を踏まえ、96%としております。前年度の95%から1%の増となっております。

続きまして、9ページをお開きください。

6款県支出金、1項県負担金補助金、1目保険給付費交付金は15億391万円で前年度より336万7,000円の増となっております。こちらは県からの資料で予算計上しておりますが、特別調整交付金や県2号繰入金などの特別交付金が増になっていることが主な理由となっております。

続きまして、10ページをお開きください。

10款1項1目の一般会計繰入金の2億324万

5,000円は、前年度より129万4,000円の減となっておりますが、これは主に1節の保険基盤安定繰入金が111万3,000円の減となっているためでございます。こちらは、軽減世帯に属する一般被保険者世帯数の減によるものです。

続きまして、12ページをお開きください。

12款諸収入、4項雑入、9目の歳入欠陥補填収入は1億4,347万4,000円で、こちらは前年度より3,708万3,000円の減となっております。こちらは歳入歳出間の調整をしているものでございます。

続きまして、16ページをお開きください。

歳出の主なものでございますが、1款総務費、2項徴税费、1目賦課徴収費の363万1,000円の増ですが、これは主に12節委託料の増でございます。また、個人所得税の見直しに伴うシステム改修費とまた庁内で印刷していた納付書の印刷が機械整備の廃止に伴い外部委託になったものでございます。

続きまして、19ページを御覧ください。

こちらは2款保険給付費の1項療養諸費は、本村の近年の動向からの計上でございます。

1目の一般被保険者療養給付費は、前年度より2,770万8,000円の減となっていて、11億7,224万6,000円でございます。

続きまして、20ページ、お願いします。

こちらの2款2項高額療養費につきましても、本村の近年の動向に基づいておりますが、1目の一般被保険者高額療養費は、前年度よりも1,452万1,000円増額で2億1,482万9,000円となっております。

続きまして、飛びますが、24ページをお開きください。

こちらの2款6項傷病手当金の44万1,000円は、前年度の6月に新規で規定したものでございますが、こちらは新型コロナウイルス感染症の感染等で労務につくことができなかった被保険者等に係る傷病手当金となっております。

続きまして、25ページから27ページにかけてでございますが、こちらは3款国民健康保険事業費納付金でございます。広域化により県に収める納付金となっております。それぞれ県の試算資料により計上しています。

まず、25ページの1項医療給付費分は、総額5億158万2,000円で前年度よりも1,257万4,000円の増。

26ページのほうの2項後期高齢者支援分は、1億2,815万5,000円で、前年度よりも932万9,000円の減。

27ページになりますが、3項介護納付金分は5,153万9,000円で前年度より390万5,000円の減

となっております。

続きまして、ちょっと飛んで29ページでございますが、6款1項1目保健事業費は3,962万3,000円、前年度よりも204万6,000円の増となっております。こちらのほうは、今まで日々で雇用していました重症化予防の管理栄養士の方を会計任用職員として配置することにより、これまで以上に医療費の削減と村民の健康を維持していくことといたしまして、財源は国の財政交付金ヘルスアップ分を活用して継続していきたいと思っております。

続きまして、30ページをお願いいたします。

6款1項2目特定健康診査等事業費は1,316万円で36万4,000円の増でございますが、こちらは特定健診受診率の増加を見込んだ増額となっております。

説明は以上でございます。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第21号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について。

議案第21号

令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について

令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和3年3月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ217,304千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		180,427
	1 後期高齢者医療保険料	180,427
2 使用料及び手数料		2
	1 手 数 料	2
4 寄 付 金		1
	1 寄 付 金	1
5 繰 入 金		36,865
	1 一 般 会 計 繰 入 金	36,865
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		8
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	2
	3 預 金 利 子	1
	4 貸付金元利収入	1
	5 雑 入	2
歳 入	合 計	217,304

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総 務 費		2,712
	1 総 務 管 理 費	943
	2 徴 収 費	1,769
2 後期高齢者医療広域連合納付金		213,870
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	213,870
3 諸 支 出 金		622
	1 償還金及び還付加算金	621
	2 繰 出 金	1
4 予 備 費		100

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
	1 予 備 費	100
歳 出	合 計	217,304

詳細については健康保険課長に説明させます。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

それでは、議案第21号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算の主なものについて御説明いたします。

別添資料で、令和3年度の当初予算資料をつけてございますので、こちらのほうも御参考にしてください。

予算書のほうで説明をいたしたいと思います。予算書5ページをお開きください。

まず、歳入のほうですが、事項別明細書をもって御説明させていただきます。

1款1項後期高齢者医療保険料につきましては、後期高齢者医療広域連合が各市町村ごとに算出した資料に基づき計上しております。

1目の特別徴収保険料は7,260万6,000円で前年度に比べ353万6,000円の増。

また、2目普通徴収保険料は1億782万1,000

円で前年度に比べ525万円の増となっておりますが、これらは75歳到達者の増加に伴うものでございます。

続きまして、同じページ、5款の繰入金、1項一般会計繰入金、2目の保険基盤安定繰入金は3,415万5,000円で前年度より20万2,000円の減となっております。

こちらは歳出10ページのほうの2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金のほうへ充当されております。

続きまして、歳出のほうの10ページになりますが、こちらの2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金2億1,387万円は、前年度に比べ858万4,000円の増となっております。こちらでも被保険者の増が主な要因でございます。

説明は以上でございます。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第22号 令和3年度北中城村下水道事業会計予算について御説明いたします。

議案第22号

令和3年度北中城村下水道事業会計予算について

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和3年度北中城村下水道事業会計予算を提出し、議会の議決を求めます。

令和3年3月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和3年度北中城村下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度北中城村下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---|--------------|-----------|----------------|
| 1 | 排水戸数 | 2,400 | 戸 |
| 2 | 年間総給排水量 | 1,404,974 | m ³ |
| 3 | 一日平均排水量 | 3,850 | m ³ |
| 4 | 主要な建設改良事業 | | |
| | ・補助工事 | | |
| | ・北中城村内汚水枝線工事 | | |
| | ・島袋浸水対策事業 | | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

<u>収 入</u>		
第1款	下水道事業収益	400,763 千円
第1項	営業収益	109,586 千円
第2項	営業外収益	291,176 千円
第3項	特別利益	1 千円

<u>支 出</u>		
第1款	下水道事業費用	366,157 千円
第1項	営業費用	322,215 千円
第2項	営業外費用	42,940 千円
第3項	特別損失	2 千円
第4項	予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入が資本的支出に対し不足する額45,986千円は、引継金23,811千円、過年度分損益勘定留保資金16,816千円及び当年度利益剰余金処分額5,359千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	225,300	千円
第1項	企業債	62,900	千円
第2項	他会計補助金	110,300	千円
第3項	県補助金	52,100	千円

支 出

第1款	資本的支出	271,286	千円
第1項	建設改良費	146,268	千円
第2項	企業債償還金	124,018	千円
第3項	予備費	1,000	千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 38,000	(借入方法) 証書借入又は地方証券発行	5%以内	40年以内の償還、その他借入先の融資条件による。ただし、村財政の都合により繰上償還又は低利債に借替えることができる。
流域下水道事業	26,000	(借入先) 財政融資資金、機構資金、その他		

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失との間
- (2) 建設改良費、企業債償還金

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 23,709千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、192,415

千円と定める。

(利益剰余金の処理分)

第10条 当年度利益剰余金のうち、5,359千円は次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 5,359千円

詳細な説明については上下水道課長に説明をさせます。

○議長 (名幸利積)

上下水道課長。

○上下水道課長 (安次嶺正春)

引き続き、令和3年度北中城村下水道事業会計予算について御説明いたします。

1 ページ、第2条業務の予定量についてでございますけれども、1、排水戸数2,400戸、これは前年度比で200戸、およそ9%の増。

2、年間総給排水量140万4,974立方メートル、前年度比9万7,876立方メートル、およそ7%増。

3、1日平均排水量3,850立方メートル、前年度比268立方メートル、およそ7%の増を見込んでおります。

主な建設改良費といたしましては、補助事業によります北中城村内汚水枝線工事、これは下水道管の管路になりますけれども、その延伸、島袋地区でおよそ250メートルを予定しております。それと、島袋浸水対策事業5号調整池その計画予定地の用地補償等を予定してございます。

続いて、第3条 収益的収入及び支出の予定額といたしまして、収入、第1款下水道事業収益の総額は4億76万3,000円、前年度比4,765万3,000円、およそ13%の増といたしまして、その内訳としまして、第1項営業収益、これは主に使用料金の収入になります。それが1億958万6,000円、前年度比989万6,000円、率にしましておよそ10%の増。

続いて、第2項営業外収益、これは主に一般会計からの繰入れ、それと長期前受金の戻入が相当します。これが2億9,117万6,000円、前年度比で3,975万6,000円、およそ16%の増となっております。

3項の特別利益は費目存置でございます。

続いて、支出のほうですけれども、第1款下水道事業費用の総額につきましては3億6,615万7,000円、前年度比1,971万4,000円、およそ6%の増となっております。その内訳といたしまして、第1項営業費用、これは主に流域下水道維持管理負担金、それと減価償却費が相当いたします。これが3億2,221万5,000円、前年度比1,323万4,000円、率にしまして4%増となっております。

第2項営業外費用、これは企業債などの借入金の利息、消費税が相当いたします。これが4,294万円、前年度に比べて851万円、率でおよそ25%の増となっております。

第3項の特別損失は費目存置でございます。

第4項予備費といたしまして、前年度同様に100万円を計上しております。

続いて、2ページ、お願いいたします。

第4条 資本的収入及び支出の予定額については、次のとおりと定める。

資本的収入が資本的支出に対し不足する額4,598万6,000円は、引継金2,381万1,000円、過年度分損益勘定留保資金1,681万6,000円及び当年度利益剰余金処分量535万9,000円で補填するものとする。

収入、第1款資本的収入の総額は2億2,530

万円、前年度比で6,525万円、率にして22%の減となっております。

内訳といたしまして、第1項企業債、これが6,290万円、前年度比で3,860万円、率にして38%の減となっております。

第2項他会計補助金、これは主に一般会計からの繰入れとなっておりますけれども、これが1億1,030万円、前年度比で1,400万円、およそ15%の増となっております。

第3項県補助金につきましては5,210万円、前年度比で4,065万円、率にして44%の減となっております。

続きまして、支出についてでございます。

第1款資本的支出の総額は2億7,128万6,000円、前年度比で7,123万9,000円、率にしておよそ21%の減でございます。内訳といたしまして、第1項建設改良費が1億4,626万8,000円、前年度比で7,546万2,000円、率にしておよそ34%減。

第2項企業債償還金が1億2,401万8,000円、前年度比で422万3,000円、率にしておよそ4%の増。

第3項の予備費は、前年度同様に100万円を計上してございます。

続きまして、第5条 企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、まず、公共下水道事業として限度額3,800万円、流域下水道事業といたしまして

限度額2,600万円、その他起債の方法、利率、償還の方法については、表に記載しているとおりでございます。

続いて、第6条 一時借入金の限度額は1億円と定める。

続いて3ページ、お願いします。

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

1、営業費用、営業外費用及び特別損失との間。

2、建設改良費、企業債償還金。

第8条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、1、職員給与費2,370万9,000円。

第9条 他会計からの補助金として下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億9,241万5,000円と定める。

第10条 当年度利益剰余金のうち535万9,000円につきましては、減債積立金に全額処分するものといたします。

なお、4ページ以降の予算に関する説明資料を添付してございますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第23号 令和3年度北中城村水道事業会計予算について提案いたします。

議案第23号

令和3年度北中城村水道事業会計予算について

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和3年度北中城村水道事業会計予算を提出し、議会の議決を求めます。

令和3年3月5日 提出

令和3年度北中城村水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度北中城村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---|----------------------------|-------------|----------------|
| 1 | 給水戸数 | 7, 796 | 戸 |
| 2 | 年間総給水量 | 2, 533, 500 | m ³ |
| 3 | 一日平均給水量 | 6, 942 | m ³ |
| 4 | 主要な建設改良事業 | | |
| | ・単独事業 | | |
| | ・北中城村内配水管改良工事 | | |
| | ・県道宜野湾北中城線道路改良工事に伴う配水管移設工事 | | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		<u>収 入</u>	
第1款	水道事業収益	569,260	千円
第1項	営業収益	534,984	千円
第2項	営業外収益	34,274	千円
第3項	特別利益	2	千円
		<u>支 出</u>	
第1款	水道事業費用	562,399	千円
第1項	営業費用	559,914	千円
第2項	営業外費用	1,483	千円
第3項	特別損失	2	千円
第4項	予備費	1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額81,578千円は、過年度分損益勘定留保資金68,467千円、当年度分

消費税及び地方消費税資本的収支調整額 4, 6 3 7 千円及び減債積立金 8, 4 7 4 千円で補填するものとする。)

		<u>収 入</u>	
第 1 款		資本的収入	3, 504 千円
第 1 項		企業債	1 千円
第 2 項		出資金	1 千円
第 3 項		他会計からの長期借入金	1 千円
第 4 項		固定資産売却代金	1 千円
第 5 項		工事負担金	3, 500 千円
		<u>支 出</u>	
第 1 款		資本的支出	85, 082 千円
第 1 項		建設改良費	74, 244 千円
第 2 項		企業債償還金	8, 474 千円
第 3 項		国庫補助金返還金	1, 364 千円
第 4 項		予備費	1, 000 千円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、5 0, 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失との間
- (2) 建設改良費、企業債償還金及び国庫補助金返還金との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 4 5, 5 2 1 千円
- (2) 交際費 2 0 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、3, 0 0 0 千円と定める。

詳細な説明については上下水道課長から説明
をさせます。

○議長 (名幸利積)

上下水道課長。

○上下水道課長 (安次嶺正春)

それでは、引き続き、令和 3 年度北中城村水

道事業会計予算について御説明いたします。

1 ページ、第 2 条 業務の予定量といたしましては、現時点での実績を踏まえまして 1、給水戸数 7,796 戸、前年度比 331 戸、率にしましておよそ 4% の増。

2、年間総給水量 253 万 3,500 立方メートル、前年度に比べまして 5 万 7,910 立方メートル、率にしましておよそ 2% の増、1 日平均給水量 6,942 立方メートル、前年度比 159 立方メートル、率にしましておよそ 2% の増を見込んでおります。

主な建設改良事業といたしましては、村単独事業によります北中城村内配水管改良工事、それと県道宜野湾北中城線道路改良工事に伴う配水管の移設工事を予定しております。

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額といたしまして、収入、第 1 款水道事業収益の総額は 5 億 6,926 万円、前年度に比べて 416 万 2,000 円、率にしましておよそ 1% 減と、おおむね前年度並みの計上でございます。

その内訳としまして、第 1 項営業収益、これ主に使用料金の収入でございますけれども、これが 5 億 3,498 万 4,000 円、前年度に比べて 599 万 1,000 円、率にしておよそ 1% の増ということで、こちらもおおむね前年度並みの計上でございます。

第 2 項営業外収益、これは主に長期前受金戻入、それと消費税の還付が相当いたします。これが 3,427 万 4,000 円、前年度比 1,015 万 3,000 円、率にしましておよそ 23% の減となっております。

第 3 項の特別利益は費目存置でございます。

続いて支出、第 1 款水道事業費用の総額は 5 億 6,239 万 9,000 円、前年度比 71 万 6,000 円減でおおむね前年度と同額でございます。内訳といたしまして、第 1 項営業費用、これは主に上水購入費、企業局からの購入費用です。それと減価償却費維持管理経費が当たりますけれども、これが 5 億 5,991 万 4,000 円、前年度比で 167 万

7,000 円の増となっております、おおむね前年度並みでございます。

第 2 項営業外費用、こちらは主に企業債の借入金の利息に当たります。これが 148 万 3,000 円、前年度に比べて 39 万 3,000 円、率にしましておよそ 21% の減となっております。

第 3 項特別損失は費目存置でございます。

第 4 項予備費といたしまして 100 万円、前年度に比べて 200 万円を減として、最小限の計上にとどめております。

次に、2 ページをお願いいたします。

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入が資本的支出に対し不足する額 8,157 万 8,000 円は、過年度分損益勘定留保資金 6,846 万 7,000 円、同年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額 463 万 7,000 円及び減債積立金 847 万 4,000 円で補填するものとする。

収入の第 1 款資本的収入の総額は 350 万 4,000 円、前年度に比べて 1 億 7,328 万 1,000 円の減となっております。これにつきましては、補助金事業の予定がないことが主な要因でございます。

主な収入財源といたしまして、第 5 項工事負担金、消火栓設置、これが 350 万円、前年度に比べて 50 万円の増を見込んでおります。

続きまして支出、第 1 款資本的支出の総額は 8,508 万 2,000 円、前年度に比べて 736 万 2,000 円、率にしておよそ 9% の増となっております。

内訳といたしまして、第 1 項建設改良費 7,424 万 4,000 円、前年度比で 1,067 万円、率にしておよそ 17% の増。

第 2 項企業債償還金 847 万 4,000 円、前年度に比べて 330 万 8,000 円、率にしましておよそ 28% の減。

第 3 項国庫補助金返還金、これは国庫補助金の仕入れに係る消費税相当額の返納金となっております、これが 136 万 4,000 円で前年度と同額を計上しております。

第4項の予備費は、前年度同様に100万円を計上しております。

第5条 一時借入金の限度額は5,000万円と定める。

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は次のとおりと定める。

1、営業費用、営業外費用及び特別損失との間。

2、建設改良費、企業債償還金及び国庫補助金返還金との間。

続きまして、3ページ、お願いいたします。

第7条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしましては、職員給与費4,552万1,000円、それと交際費2万円としております。

第8条 たな卸し資産の購入限度額は300万円と定める。

こちらにつきましては、4ページ以降に予算に関する説明書を添付してございますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（名幸利積）

以上で村長の説明を終わります。

日程第27. 承認第1号 専決処分の承認について（令和2年度北中城村一般会計補正予算（専決第3号））

○議長（名幸利積）

日程第27. 承認第1号 専決処分の承認について（令和2年度北中城村一般会計補正予算（専決第3号））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

承認第1号 専決処分の承認について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

承認第1号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和3年3月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する暇がないと認め専決処分する。

令和2年度北中城村一般会計補正予算（専決第3号）：別紙

理 由

国の補助金を受けた新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保および予防接種を早期に行う必要があり、執行経費を緊急に補正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年1月28日

北中城村長 比 嘉 孝 則

令和2年度北中城村一般会計補正予算（専決第3号）

令和2年度北中城村の一般会計補正予算（専決第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,244千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,129,506千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		3,754,495	17,244	3,771,739
	1 国庫負担金	876,110	6,057	882,167
	2 国庫補助金	2,657,948	11,187	2,669,135
歳入合計		12,112,262	17,244	12,129,506

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,317,230	652	4,317,882
	1 総務管理費	4,120,784	652	4,121,436
4 衛生費		1,163,551	16,592	1,180,143

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 保 健 衛 生 費	768,372	16,592	784,964
歳 出	合 計	12,112,262	17,244	12,129,506

詳細については副村長が説明いたします。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（大田 繁）

承認第1号 令和2年度北中城村一般会計補正予算（専決第3号）につきまして、御説明書いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

5ページをお願いいたします。

17款国庫支出金、1項国庫負担金及び2項国庫補助金におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国の10割負担金及び補助金、合計1,724万4,000円を計上しております。

2項の国庫補助金の減額補正は、節の区分修正に伴い組替えを行っております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

6ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、8目電算費、12節委託料につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に伴うシステムの対応経費でございます。

続きまして、7ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費につきまして、10目の新型コロナウイルス感染症対策費を新設してございます。各節に今年度3月末までの経費を計上しておりますが、ワクチン接種のスケジュールや準備が必要な物品の調達等で国県と随時調整を行っているところでございます。

今回の予算は、国に示された補助の上限額で計上しております。補正第8号におきまして繰越明許費として計上しております。

以上で説明を終わります。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは、質問いたします。

この専決処分の方なんですけれども、まず、1点、接種体制を確保するというところでやっていますけれども、本村の接種体制、今どういった形になっているかというのが1点。あと歳出の内容のほうで、委託料ということで結構この金額が大きいかなというふうに思っているんですけれども、この委託料の内容の詳細をお願いします。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

体制のほうといいますと、人的体制かと思われませんが、今のところ、課内の人事の中でやっております。それと電話の設置とかに関しましては、総務課のほうの整備の方に手伝ってもらっております。また、派遣会社のほうから派遣の職員を4人採用しております。

もう一つの委託料につきましては、今回、この専決した理由といたしまして、国のほうから1月29日までに、この申請をしてくださいという中の条件といたしまして、予算の措置済みであるということが条件でしたので、専決をしております。その時点では3月にワクチンが来て、3月から接種しようということの方針だったんですが、今現在のところ、皆さんも御承知と思いますが、ワクチンの確保があまり決まっていないです。この予防接種の委託料にいたしましては、この予防接種の接種券の印刷及び

封入・封緘等と人材派遣のほうとを今のところ
予算を進めているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

専決処分 of 早期の内容は今の課長の話で理解
できました。あと国のほうがどたばたしている
というか、そういう関係でまだまだ体制が整わ
ないという考え方も分かります。

あと委託内容のほうなんですけれども、人材
派遣4名ということなんですけれども、この人
材派遣の4名の方は、既にもう業務を行っている
のか。それとまたあと会計年度任用職員の報
酬もこちらに入っていますが、この任用職員と
この委託と関係ですか、職種の内容とというん
ですか。どういうことでやっているのか、お聞
かせください。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

派遣の職員は、2月から随時来ていただいて
いて、今現在のところ、4名やっております。
内容につきましては、主にコールセンターの準
備であるとか、あと集団予防接種をする際のい
ろいろな体制を整えるための準備などを職員と
ともにやっています。

会計年度任用職員につきましては、こちらの
ほうは、保健師を予定しておりましたが、一応
2月の途中とか3月に来ていただける方が今確
保できていませんので、現在4月からは採用予
定しようとしている方を見つけましたが、今年
度に関しましては、ちょっと厳しいかなと考
えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、
会議規則第39条第3項の規定によって省略する
ことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を
省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認につい
て（令和2年度北中城村一般会計補正予算（専
決第3号））を採決いたします。

お諮りします。本案は承認することに御異議
ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。承認第1号 専決処分
の承認について（令和2年度北中城村一般会計
補正予算（専決第3号））は、承認することに
決定いたしました。

**日程第28．報告第1号 令和3年度沖縄県
町村土地開発公社事業計画書の
報告について**

○議長（名幸利積）

日程第28．報告第1号 令和3年度沖縄県
町村土地開発公社事業計画書の報告についてを議
題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

報告第1号

令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書を別紙のとおり提出いたします。

令和3年3月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

別紙、令和3年度の事業計画書を添付してご
ざいます。お目通しのほどよろしくお願
いいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありま
せんか。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

4ページ、お願いします。

4ページに事業計画用途別明細表とい
うのがあるんですけども、これを見た場
合、サウスプラザ地区の用地が処分状
況で4億3,400万あって、繰越しが
ゼロになっているんですよ。これどう
いうことなのか。処分残るはずなん
ですよ、これ。けれども、処分に入っ
ているのはどうしてなのか、説明お願
いします。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

お答えします。

次年度繰越事業費で免責がゼロになっ
ているということなんですけれども、令
和4年3月22日で借入期間5年の満
期となっていることによるものです。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

満期になるのは4年の3月22日です
から、だから予定費用はこれにゼロに
なるのはおかしくありませんか。そ
れで書き換えするんですよね。書き
換えしたら残高は残るということにな
るはずですけども、処分ということは
もう書き換えできないということにな
りますから。だから、書き換えする
ので、これは処分にもあるし、また
取得にも両方に載って残高残るべき
じゃないかと私は思うんですけども、
いかがですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

公共用地先行取得事業の目安となる
期間が10年となっております。満
期に当たり、借り換えを行うため、
次年度中に事業計画の変更を行う予
定です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

次年度中に行うということは、今の
計画書にも私は入るべきと思うん
ですけども、もしそ

うじゃないんだったらそれでいいんですけども、前回もこれ質問したんですよ、同じようなものを。今年度中に来年年明けて3月に償還来るのでということで、だけれども、私これ残高残るべきじゃないかなと。これ結局計画表ですから。これはもう今までの流れでこういうことになったのか。取得の計画持っていたら処分の計画も立てる、だから残高があるべきじゃないかと。もう一度お願いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 0時45分 休憩

午後 0時46分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

比嘉盛一議員の御質問にお答えします。

この処分状況の欄のほうで、新年度予算のほうで1万2,171平米の土地の処分をする予定ということで借り換えのそれが満期になりますので、借り換えをせざるを得ない。そこで処分をすると。その処分の状況を記載しないといけないということでこれを記載するわけです。ところが、実質的にはその土地の処分はしませんけれども、次年度以降の繰越額では、次の報告書の中ではまた出てくるということになると考えております。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

令和3年第2回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 3 年 3 月 5 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和3年3月8日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和3年3月8日 午前11時16分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番		
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会議録署名議員	3 番 議 員		伊 集 守 吉			
	4 番 議 員		大 城 律 也			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	砂 川 惠 重		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦		
	総 務 課 長	仲 本 正 一	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	総 合 調 整 監 兼 企 画 振 興 課 長	石 渡 一 義	建 設 課 長	瀬 上 恒 星		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	奥 間 かほる		
	税 務 課 長	喜屋武 のり子	農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭		
	上 下 水 道 課 長	安次嶺 正 春	学 校 教 育 指 導 主 事			
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第 2 号

令和 3 年 3 月 8 日（月曜日）

1. 開議 午前 10 時 00 分
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第 2 号	北中城村植物ごみ資源化ヤードの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
2	議案第 3 号	北中城村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	〃
3	議案第 4 号	北中城村産品アンテナショップの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	質疑、委員会付託
4	議案第 5 号	北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
5	議案第 6 号	北中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	〃
6	議案第 7 号	北中城村立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について	〃
7	議案第 8 号	北中城村老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について	〃
8	議案第 9 号	北中城村地域活動支援センターの指定管理者の指定について	〃
9	議案第 10 号	北中城村産品アンテナショップの指定管理者の指定について	質疑、委員会付託
10	議案第 11 号	北中城村漁船保全修理施設の指定管理者の指定について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
11	議案第 12 号	北中城村商工業研修等施設の指定管理者の指定について	〃
12	議案第 13 号	北中城村学習等供用施設等の指定管理者の指定について	〃
13	議案第 14 号	令和 2 年度北中城村一般会計補正予算（第 8 号）について	〃
14	議案第 15 号	令和 2 年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について	〃
15	議案第 16 号	令和 2 年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	〃

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
16	議案第17号	令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第4号）について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
17	議案第18号	令和2年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）について	〃
18	議案第19号	令和3年度北中城村一般会計予算について	質疑、委員会付託
19	議案第20号	令和3年度北中城村国民健康保険特別会計予算について	〃
20	議案第21号	令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について	〃
21	議案第22号	令和3年度北中城村下水道事業会計予算について	〃
22	議案第23号	令和3年度北中城村水道事業会計予算について	〃

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第2号 北中城村植物ごみ資源化ヤードの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第1．議案第2号 北中城村植物ごみ資源化ヤードの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

資源化ヤードのこの条例についてですけれども、やっと入れてくれて、ある意味ではよかったと思うと同時に、これを去年作ったときに、そのときから意見は言っているんですよ。ツルヒヨドリを入れてくれと言ったんだけど、入れない。指定管理の契約書のときに検討しますということを書いて、条例に入れなかった。

あのときに入れていれば、今日余計なことをしなくて済んだんですよ。そういうことでは、課長には猛省してもらいたい。

それで今回、今、質問挙げたのは、条例には入れたんだけど、チラシをいつ作るかというのと、指定管理者の契約書をいつ直すかというのを教えてください。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えいたします。

今、年度末になっておりますので、新年度入りまして、早々に検討して作成したいと思いま

す。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

新年度入って早々に検討したいと答えたんですけども、これじゃ駄目ですよ。

何でかという、前回、私が指定管理契約書にツルヒヨドリを入れてくれと言ったら何と言ったかという、細かいことまでこの指定管理契約の中に入れていければなと思っていますので、その辺御理解をいただきたいと思います、そう答えました。課長がね。そうすると、あ、入れるんだなと思ったんですよ。そうしたら私、そんな約束した覚えはありませんと、こう言っているながら約束したことありませんと答弁しましたよね、12月に。

だから、今も言った言い方だったら、いや検討はしますと言ったけれども、入れると言っていない。これは入れなきゃいけないですよ、絶対に。条例はできたんだから、指定管理契約書の中に入れないと先方は分かりませんよ。

それから、住民にも広く知らしめるために作るわけでしょう。だから、知らしめるためにはチラシを作ってみんなに配らないといけない。だから、いつ頃までにできますと、はっきり答えていただけますか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

検討しますということではなくて、早々にやりますということで、答えたかと思うんですけども、4月、5月までにはチラシ等も誠意を持って作って、配りたいなと思っています。

契約書のほうに関しても、早々に作って、相手方のほうにも、そのツルヒヨドリの件を話しながら対応していきたいなと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

ぜひ、もう約束ですから。ぜひやっていただきたいと思います。

昨年、一般質問の前に、資源化ヤードに行ったら、責任者がツルヒヨドリのこと全く分からなかったんです。聞いてもいないし、何かも分からないし。契約書にも入ってない、チラシにも当然入っていない、じゃ、条例にも入ってないと言われました。

この資源化ヤードの外の壁に、いっぱい花が咲いていたんですよ。でも、向こうは分からなかったわけですよ。そういうことがありますので、ぜひ、いつときも早く言ってほしいと。

私が言ったからじゃ、すぐ掃除しますと言っただけけれども、私は指示できる立場でないから、一応役場から指示があったらすぐやってくださいという話をしたただけけれども、結局その後、花が枯れるまでされていませんでしたので、一般質問に取り上げてまだやられていなかったので、早々にやっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

分かりました。早々に対応していきたいと思っています。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

休憩します。

午前10時04分 休憩

午前10時05分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

今日、賛成討論、まとめてきてないんですけども、思いをちょっと言いたいと思います。

今回の条例の変更については、当然賛成です。なぜかといいますと、ツルヒヨドリを根絶するためには、早く広く住民に訴えないといけないということで、賛成するわけです。

ただ、今も質問出たように、賛成をしたただけけれども、それで終わらない。チラシも配る、そして広報等で1度は今回やったんですけども、もっと広報しないと、このツルヒヨドリなくなりませんので、それで討論という形を取ったんですけども、去年の11月と一昨年11月を比べてみたら、見た目ですよ、10倍以上に増えているんです。

例えば屋宜原、屋宜原は畑の中に少しだけあったんですよ。それが去年の12月になると、屋宜原とあやかりの杜の間の林が覆われているんですよ。それだけ増えているわけです。

全体的に増えていますから、早めに住民に知らしめて、早くツルヒヨドリの対策を立てないといけません。

実際、一昨年なら、どうにかなったかもしれないけれども、今はどこから手をつけていいか分からない。この前の担当者と会ったんですけども、担当者も今さら何をどうすればいいか分からないと。

だから、まずは役場がすべきことをやりなさいと私、言ったんですけれども、だからそういう意味では、ぜひ条例は当然、賛成ということで、できたら私の案としては、チラシを作りませよ。そのチラシの裏に、ツルヒヨドリはこんなものですよと、やってくれたらなと思います。

これは、チラシを裏表作ったからということで、このチラシ代金が相当変わるわけではありません。ちょっと計算したんですけれども、あまり変わりません。裏表カラーにしても。

そういうことになりますので、ぜひ早めに住民に知らしめるようにお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 北中城村植物ごみ資源化ヤードの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第2号 北中城村植物ごみ資源化ヤードの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第2．議案第3号 北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第2．議案第3号 北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第3号 北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第4号 北中城村産品アンテナショップの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につ

いて

○議長（名幸利積）

日程第3．議案第4号 北中城村産品アンテナショップの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については議長を除く12人の委員で構成する北中城村産品アンテナショップの設置及び管理に関する調査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって、本案は議長を除く12人の委員で構成する北中城村産品アンテナショップの設置及び管理に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました北中城村産品アンテナショップの設置及び管理に関する調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって、北中城村産品アンテナショップの設置及び管理に関する調査特別委員会の委員は、お手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定しました。

北中城村産品アンテナショップの設置及び管理に関する調査特別委員会名簿

①	安里道也	⑦	比嘉盛一
②	稲福恭秀	⑧	喜屋武すま子
③	伊集守吉	⑨	比嘉義弘
④	大城律也	⑩	山田晴憲
⑤	上間堅治	⑪	比嘉義彦
⑥	金城高治	⑫	比嘉次雄
委員長	金城高治	副委員長	大城律也

日程第4．議案第5号 北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第4．議案第5号 北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決しま

す。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第5号 北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第6号 北中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(名幸利積)

日程第5. 議案第6号 北中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 北中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第6号 北中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第7号 北中城村立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について

○議長(名幸利積)

日程第6. 議案第7号 北中城村立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

比嘉義彦議員。

○12番(比嘉義彦議員)

議案第7号です。北中城村立学校給食共同調理場の設置条例の一部を改正する条例についてということですが、この条例の運営委員会の第6条、新旧対照表を確認しますと、改正条例の中で、これまで栄養士の方が全く運営委員として入っていない。

それで、今回から栄養士が付け加えられておりますが、これ一番、給食を提供する中で一番大事な箇所が栄養士の意見等だと思うんですが、これまで入っていない理由、そして今回の改正の中で、栄養士を付け加えた理由をお聞かせください。

○議長(名幸利積)

教育総務課長。

○教育総務課長(喜納克彦)

これまで入っていなかったのは、運営委員会自体は給食のメニューを決める委員会ではござ

いません。あくまでも徴収したお金の使途を決めるための運営委員会でした。そのため栄養士が入っていなかったものと思います。

ただ、これからは栄養士にも金銭的なものを見ていただきたくて、今回から栄養士を加えた次第です。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

例えば、今、課長の答弁の中では、金銭的なものについての議論をするということですが、今日まで本村のそういう給食に当たって、栄養関係については、お互いが協議をする場というのはなかったのか。

それとも、栄養士の方が1人でメニューを作って提供していたのか、その辺をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

運営委員会に栄養士が入って、メニューの協議をすることはございません。

メニューや献立を立てる際には、調理員と協議して献立を立てていくのが常です。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を

省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 北中城村立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第7号 北中城村立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第8号 北中城村老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について

○議長（名幸利積）

日程第7. 議案第8号 北中城村老人デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

デイサービスセンター、前から運営されているわけですが、これまでの運営をどのようにしてやっていたのか、教えてください。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

比嘉盛一議員の御質問にお答えいたします。

これまでの運営といたしましては、平成15年

頃から事業がスタートしておりますけれども、その当時から社会福祉法人北中城村社会福祉協議会のほうが、事業を運営しております。

職員を3名ほど配置いたしまして、あと足りない分につきましては、パート等を配置いたしまして、定員としては約100名の方の利用者を受け入れて、これまで事業を実施してまいりました。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

これまでも社会福祉協議会がやっていて、今回、社会福祉協議会が指定管理者をすること、結局どう違うんですか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

この施設につきましては、北中城村の公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例等ございますので、それに基づいて指定期間というものを、ある程度決めておりました。その更新という形での今回の提案でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

これに更新と書いていないですよ。だから、新規かなと思って、新規になったらどう変わるんだろう、経費関係はどうなるんだろうかということ考えたんですよ。更新だったら、どこかに更新と書くべきじゃないですか。

例えば、その後に出てくる公民館の指定管理者、あれは期限切れしたから更新しますと、幾つかの公民館がありますけれども、書いてあるんですよけれども、これから3つ、4つ、書いて

ないんですよ。

書くべきじゃなかったかと思うんですけども、いかがなんでしょうか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

提案理由の際に記載されています内容では、確かに更新ということが分かりづらいかと思いますので、その辺につきましては、またほかの施設等も含めて、更新に関するものが分かるような提案理由を記載するよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 北中城村老人デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第8号 北中城村老人デイサービスセンターの指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第9号 北中城村地域活動支援センターの指定管理者の指定について

○議長(名幸利積)

日程第8. 議案第9号 北中城村地域活動支援センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 北中城村地域活動支援センターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第9号 北中城村地域活動支援センターの指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第10号 北中城村産品アンテナショップの指定管理者の指定について

○議長(名幸利積)

日程第9. 議案第10号 北中城村産品アンテナショップの指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号 北中城村産品アンテナショップの指定管理者の指定については、北中城村産品アンテナショップの設置及び管理に関する調査特別委員会に付託いたします。

日程第10. 議案第11号 北中城村漁船保全修理施設の指定管理者の指定について

○議長(名幸利積)

日程第10. 議案第11号 北中城村漁船保全修理施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 北中城村漁船保全修理施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第11号 北中城村漁船保全修理施設の指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第12号 北中城村商工業研修等施設の指定管理者の指定について

○議長(名幸利積)

日程第11. 議案第12号 北中城村商工業研修等施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

す。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 北中城村商工業研修等施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第12号 北中城村商工業研修等施設の指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第13号 北中城村学習等供用施設等の指定管理者の指定について

○議長(名幸利積)

日程第12. 議案第13号 北中城村学習等供用施設等の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 北中城村学習等供用施設等の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第13号 北中城村学習等供用施設等の指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第14号 令和2年度北中城村一般会計補正予算(第8号)について

○議長(名幸利積)

日程第13. 議案第14号 令和2年度北中城村一般会計補正予算(第8号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○5番(上間堅治議員)

それでは、一般会計のほう質問させていただきます。

18ページをお願いします。

20款寄附金、1項寄附金、1目寄附金、一般寄附金で、企業版ふるさと納税寄附金なんですけれども、去年の12月の議会で補正第8号で計上されて、今回、丸々同じ金額がまた減額補正ということなんですけれども、説明の中でもありましたけれども、もう少し詳しく、なぜこの時期、すぐ補正減にして処理するのか、お聞かせください。

○議長(名幸利積)

農林水産課参事。

○農林水産課参事(鹿島直昭)

私のほうからお答えさせていただきます。

まず、この企業版ふるさと納税の寄附金を、農を活かした健康・福祉の里づくりのほうの調査に充てる考えでございました。

前提としましては、内閣府のほうにこの申請を、ふるさと納税、これを計画して毎年度、5年間活用していきますよというような案を提出させていただいた中では、今年度はこの230万をまず調査費として上げておりました。

この企業版ふるさと納税は企業ですので、全国の企業を対象に、賛同する方々に寄附していただくということで、まず本村で全国に企業と関連を持つ会社ということで、EM研究機構さんのほうに、全国に関連がありますので声をかけたところ、今年度まずその調査費に充てるような金額の寄附を、関連する全国のこの企業に呼びかけて集めていこうじゃないかというふうなことだったんですが、やはりコロナ関係で今年度はちょっと厳しいと。

毎年考えておりましたので、次年度にはまたふるさと企業納税を行っていただくということで、今年度分を次年度に担保して考えていきたいというふうなお話があったので、今年度は230万の調査費に充てるこの寄附を次年度に回して、次年度のいろんな調査費や、民間に導入する補助金、そういうものにこの企業版ふるさと納税の寄附を充てられる、その事業などに活

用していこうということで、今年度は見送って、次年度にその分をきちっと対応していただくということで、そういう話で今回見送ることにしました。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

今の答えでは、コロナ関係でなかなか企業が寄附が厳しい、今年度はということなんですけれども、このコロナ関係というんですけれども、コロナは去年の3月からあって、まだ来年度もどうなるか分からないという中で、担保としてという話なんですけれども、もし来年度もそういった企業の方々から寄附がないということになると、この事業自体にどのような影響があるのか、その辺少しお聞かせください。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

お答えいたします。

この企業版ふるさと納税の部分ですけれども、考えておりましたのは、総務省のローカル10,000プロジェクトという、この支援事業がございます。

この支援事業の中で、全体の、例えば1億円の事業があると。そのような場合に、半分の5,000万は総務省として支援していきましよう。そのうち審査を向こうで行う中では、その半分の5,000万の支援の部分、丸々総務省が10割5,000万出しましようという部分と、審査の内容によっては2,500万は総務省、あと2,500は町村、市町村のほうで出せないかというふうな、そういう審査の内訳がございました。

村としましては、もし2分の1の2分の1、4分の1を村が見ないといけないといった場合に、持ち出しになりますので、その持ち出し分をこのふるさと企業納税で担保できるというよ

うなことが書いてありましたので、その村の持ち出し分を、企業版ふるさと納税で担保しようと、そういうふうな考え方でおりました。

もし、その2分の1の2分の1、4分の1を持ち出さなくちゃいけないとなった場合には、この企業版ふるさと納税を担保しようと。

ただ、補助金、交付金として総務省が審査する中で、この事業は先見性があると、地域にかなり効果があり、ほかの市町村でも考えられるのではないかというような判断をしていただいた場合には、全額、2分の1を総務省、国のほうが見ますので、その辺のところのやり取り、この部分で2分の1全額を総務省が出していただけるのか、村のほうも4分の1の部分の負担をしなくちゃいけないのか、この辺が今後総務省との協議、担保するそのローカル10,000のプロジェクトの内容、この辺の調整で変わってくると思うんですが、現時点では一応、もしものことがあった場合ということで、このふるさと企業納税の分を担保しております。

ですので、本村としては、全額、2分の1全額、総務省からいただけるように頑張っていきたいと。

ですので、その部分の影響というのはあるかと思われませんが、今回見送って次年度にとおっしゃっていただいている企業さんのほうも、本年度赤字ではないと。

ただ、従業員とかいろんな部分の担保というか、国からの支援の部分が遅れているので、その企業としてもすぐに出すのではなくて、企業としても従業員の賃金とか、いろんな資金繰りの部分で置いておきたいというようなことで、ないわけではないけれども、まだ国からの支援がきちっと入ってきていない中では、ちょっと置いておきたいという、そういう話もありましたので、次年度が全く難しいということでもなかったもので、今回、国とのほうのやり取りも含めて、そして今回ちょっと置いておきたい、払

えないわけではないけれども、ちょっと今回は見送って、次年度はきちっとできるようにしたいと、そういうお言葉もいただきましたので、今回見送らせていただいております。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

議案第14号、一般会計補正予算についてお伺いします。

24ページの総務費で、2款1項10目12節の委託料について、マイナスの193万6,000円の理由をお聞かせください。

3つ項目があるんですが、金額がないものから、防災無線の保守点検が、委託料がどうなっているのか、その辺ちょっと気になったものですから、質問させていただきます。

それと、40ページ、5款2項1目12節のマイナス179万の村内の松伐倒駆除委託料ですが、マイナスになっている理由をお聞かせください。

49ページの9款教育費、4項1目給料の分、任用職員の給与が150万減になっていますが、その理由をお聞かせください。

よろしくをお願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

金城議員の御質問にお答えいたします。

私は、24ページ、2款1項10目の12節委託料なんですが、今回、防災行政無線の更新時期でありまして、単純にいうと1年保証がありまして、新しい機種については、今回補修がなかったものですから、この大きなマイナスとなっています。

残りの2つについては、入札残です。

以上です。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

金城高治議員の御質問にお答えいたします。

5款2項1目12節委託料、179万円の減につきましては、村内松伐倒駆除委託業務174万円、森林環境保全委託料5万円の減でございますが、村内松伐倒駆除委託業務につきましては、例年の実績で予算を計上しておりましたが、今年度は業者とも確認を行いながら、施工できる枯損木が2本しかなかったため、予算減となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

それでは、49ページの給料の減額についてお答えします。

これは育休代替の賃金として計上してございましたが、予定より早く育休を終わらせて復帰したものですから、その残額となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

順次、24ページから質問したいと思います。

防災無線の保守点検は、行われていないのではなくて、保証があるために委託としては点検はできているというふうに理解してよろしいですか。

あと、40ページの村内の松伐倒の駆除ですが、もう少しあるのかなと思ったんですけれども、業者と検討して2本しかなかったの、その分が浮いたということですがけれども、どういった基準で、村内はもうほとんどの駆除ができているのか、その辺もう少し詳しく聞きたいと思います。

任用職員の給料の件ですが、思ったよりも早く復帰したということで150万も、この職員が

今、足りない中で削られているのはどういうことかなと思ってましたけれども、戻ってきたんですたら、逆にいいのかなと思います。

以上です。

2点について質問をお願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

金城議員の御質問にお答えします。

議員がおっしゃるとおり、保守委託については、ちゃんとされております。

以上です。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

お答えいたします。

枯損木が2本しかないというわけではございません。

急傾斜地で、伐木作業がとても困難であることで、ちょっと安全確保が図られないため、今回2本しか対応いたしておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

じゃ、13ページから17款2項の8節、中城公園アクセス線整備事業の、マイナス補正の理由を聞かせてください。

あと、17ページ、18款2項7節営農支援強化事業のマイナス補正566万6,000円の説明と、そして1節の安谷屋第2地区畑地かんがい施設整備事業の、マイナス補正の理由を聞かせてください。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

比嘉次雄議員の御質問にお答えします。

私のほうは、13ページの17款2項8目3節、これにつきましては、42ページの7款2項2目16節のほうと関連いたしますので、御説明いたします。

こちらにつきましては、基本的に用地買収の件で予算をいただいて、社会資本、これをいただいて進めているところではあるんですけども、実際、交渉が難航している部分がございますして、購入予定の土地で県のほうと調整して、年度内もしくは次年度に購入が難しいであろうというところにつきまして、県と相談したところ、補助金自体を減額するという形で、この金額となっております。

これにつきましては、42ページのほうにも金額として計上してございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

私より、17ページの18款2項7目沖繩振興特別推進交付金、営農支援強化事業566万6,000円と、9目沖繩振興公共投資交付金安谷屋第2地区畑地かんがい施設整備事業マイナス2,548万円について、こちらもページ39ページの農林水産業費、農業費、農業振興費と5目の農地に関連しますので、御説明いたします。

まず、営農支援強化事業で、一括交付金を活用したパイプハウス整備事業で、9月の補正の予算計上の際には、事業面積が1,800平方メートルを予定していましたが、実績といたしまして1,116平米でしたので、今回の補正減となっております。

続きまして、安谷屋第2地区畑地かんがい整備事業についてですが、今回、公有財産購入費を計上しておりましたが、施設用地費の貯水池予定地でございますして、本人所有1筆と、あと未相続用地が2筆ございまして、相続人の交渉が難航しており、今回の予算減となっております。

す。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

失礼しました。ページは重複しておりますけれども、アクセス道路に関しては、用地交渉が難航しているということですよ。

今後、新年度も大きな事業が見込まれている農を活かした活性化事業とか、農と医療との事業と、あのアクセス道路はとっても重要な線になるだろうと思っておりますけれども、この新年度に関しては確実にできるのかどうか。

もう一つ、関連して、今の中販、OAAの前の城徳寺から交差する十字路、今、完成と私は理解してはいますがけれども、あの十字路の線とOAAの前の旧道路はどうなるのか、伺います。

あと、畑地かんがい施設用地も、用地購入が難しいというところなんですけれども、そこは私、少し勘違いしていたのかな。

軟弱地盤であったため、もう少し予算が必要になって、それをなすというふうな、聞いた限りではそうだったんですけれども、再度お答えください。

そうだったのか、違うのかですね。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時49分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

こちらにつきましては、現在、用地交渉が滞っているということで、予算の減額をさせていただいているんですけれども、現在どうしても土地が買えなような場所につきましては、工事費へ振り替えて、交差点部分の工事を終えたと

ころでございます。

現在、旧道部分につきましては、村道からのアクセスがなくなりますので、今後、あそこにつきましては、まだ村有地として、取りあえず確保しておこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

お答えいたします。

今回のこの公有財産の購入費につきましては、あくまでも施設用地の、そういった相続関係で難航したための補正減でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

51ページですけれども、9款文化財保護費ですか、12節委託料1億912万3,000円、補正減になってはいますが、予算説明の中では調査の変更というような感じで受けたんですけれども、この変更理由、もし変更であれば変更理由。

そして、もしこの減額分が、次年度に繰越しとして上がるのか。

そして、両方の事業があるんで、今のところの進捗状況をお尋ねします。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

稲福議員の質問にお答えしたいと思います。

51ページ、3目文化振興費の委託料なんですけれども、一番大きいのが基地内文化財の発掘調査の減額が大きいんですけれども、これについては防衛の100%の事業でございます、防衛の計画に基づいて、うちら業者と契約して作業を進めているわけなんですけれども、今回、当初は4地区を予定しておりましたけれども、

この場所が瑞慶覧、マクドナルドのほうの道から入っていった川沿いの崖の部分の発掘調査なんですけれども、そこの部分の防衛の計画の中で、3地区でやるということになったのものですから、その分の減額と。

あと、渡口和仁屋地区の県道の改修工事に伴いまして、墓が出てきたりするものですから、今回はたまたま1基だけ出てきたものですから、その調査ということで入れてあります。

これは次年度以降も建設が続くものですから、今後も繰越しじゃなくて、また新年度は新年度で予算要求をしています。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

もう一度詳しく、基地内での発掘調査のほうなんですけれども、ちょっと聞きづらいので4地区から3地区ということ、何か調査委員が変わったんですかね。ちょっと聞き取れなくてもう一度お願いします。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

○議長（名幸利積）

課長、マイクに近づいてください。

○生涯学習課長（與儀光敏）

当初、キャンプ瑞慶覧内の工事については、4か所を防衛のほうから予定していたんですけれども、喜舎場寄りというんですか、東寄りの崖の厳しいところが、開発区域からちょっと外すということで、今回3地区に指定したものですから、これの補正減が大きい額を占めています。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

すみませんね、耳が遠くて。

じゃ、今回は崖地区は厳しいということで、調査から外したということなのかで、3区までを今回は絞って補正減になったということなんですけれども、大体、あとは繰越事業になると思うんですけれども、今の進捗状況を、何か成果品とか何かそういうのありますか。

今の実態とか、あとまた何年ぐらいかかるのか、お伺いします。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

現在、このキャンプ瑞慶覧内の発掘調査、契約期間も完了していて、先週完了を見えています。完了検査も実施しております。

3地区共、全部工事終わって、これは繰越しではなくて、新年度は新年度で防衛との調整をしながら予算を組んで、今年度同額ほどになると思うんですけれども、3億ぐらいの規模になると思うんですけれども、また新年度は要求、予算書に出ていると思います。

それと、この事業、あと5か年から7年ぐらいは継続して発掘調査を行って、それからロウワープラザとかの返還に備えていく事業です。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

まず、1つが、17ページの18款2項7目1節のリュウキュウマツ保全事業131万2,000円に減らされていますよね。保全事業というのはまだまだあると思うんですけども、去年の一般質問で4本残っていた健全木が枯れてしまいましたというのがありましたでしょう。

予算をカットしながら、またこっちも枯れて

しまいましたじゃまずいんですよ。ちょっとこの説明をお願いします。

それともう一つ、40ページの12節委託料179万、さっきも質問あったんですけども、伐倒については、結局すぐは入り込めないところはやっていないと、この判断は誰がどのようにしてやっているんですか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

比嘉盛一議員の御質問にお答えいたします。

このリュウキュウマツの伐倒事業、先ほど金城高治議員からもありましたが、急傾斜地でその伐木作業がそういう中で危険で、重機とかそういうのが入れないということで、業者と一緒に確認しましたが、その中で前回言われた枯損木についても、今回は作業いたしておりません。

今回、作業を行ったのは、渡口みどり公園の近くと、渡口から島袋線に抜けるこの2本でございまして、本来ならどンドンそういう中で、確かに枯損木が結構ありますけれども、その辺やっぱり危険を及ぼす場合は、やっぱりそういう中で課内でもそういう話をしながら、今回そういったマイナス補正となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

危険だからできない、業者だったら少々危険でもやりたいと思わないかなという疑問があるんですけども、例えば島袋から渡口に抜ける道、上のほうからイオンを見た場合、そこに大きな松が2本枯れていますよね。とっても見苦しいですよ。早く切り倒してほしいですよ。

そこがどのくらい危険かなんですけども、そこは墓のそばから下に降りていけるんですよ。歩いていけるんですよ。

これは何でそういうかという、そこに防空壕がありまして、戦争の時に造った防空壕、我々字誌で、その防空壕を見にいったんですよ。この松がどの近辺かは分からんけれども、歩いていけるんですよ。

そこで切り倒して、人力で切り倒して、クレーンを上に置いて、クレーンで区切ってから切り倒すと。当然クレーンじゃないと危ないですから。その方式で取れなかったかという疑問があるんですけども、いかがなんでしょうか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

お答えいたします。

盛一議員がいつもこれまで指摘をしていますが、こちらは一応業者のほうに確認したところ、やっぱりこの松が生えているところがちょっと傾斜になっていて、その辺クレーンとかもありますけれども、その辺でこちらも確認させましたが、やっぱり安全性が損なわれるということで、今回伐倒しておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

村長の施政方針の中に、全村植物公苑構想の部分が載っていますよね。全村植物公苑構想の中は何があるかという、景観条例の中にあるんですよ。

そして、景観条例の中に、緑化の景観を保全するというのもあるんですよ。松の枯損木があったら景観を損ねていると思いませんか。あれイオンから見ても、もう見苦しい。

もともとあの辺は松がたくさんあって、イオンができる前、見たら松が出ているから、この山の上に出ているからとてもきれいだったんです。景観よかったんです。

だけれども、その谷、全部枯らしてしまった。

枯らしてしまったものは、もう元に戻らないんです。松はね。あれだけ大きくなるには30年、40年かかりますから。戻らないにしても、この枯損木を切らないと、景観はもっともっと悪くなるんです。

だから、この枯損木をできたら全部取ってほしいんですけども、村長、お考えをお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

本村には全村植物公苑づくり条例というのがございますので、基本的には向こうの緑は保全したい。

そして、私も造園会社の方から聞いたことがあるんですけども、緑で最もきれいなのはリュウキュウマツだと。松の緑が一番きれいだということを、造園会社の方から聞いた経験がございます。

ですから、特にリュウキュウマツにつきましては、昔から植栽した歴史がございますので、しっかり保全すると。

むしろ、その他の植物以上に重要視すべきかなと思っておりますので、おっしゃったことについては今後、我々の沿線から、我々の視界に入ってくる緑については、しっかりできるだけ守るということに傾注していきたいと思っております。

担当課にものその旨、お話して、できるだけ我々の幹線道路、非常に目にするところですので、そういった場所等については、特に傾注しながら保全する方向で行きたいと考えています。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

ちょっと、次雄議員が質問したかもしれませんが、聞き漏らしたのか、もう一度確認をしたいと思っております。

歳入のページ、17ページ、18款2項4目16節青年就農給付金150万が減になっていますけれども、それはどういう理由ですか。御説明をお願いします。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

この150万円の減につきましては、農業次世代人材等投資交付金で、2名の給付で300万円予定していましたが、県との調整で期間の精査を行った結果、月数がそういう中で2人ですけども、75万、75万の150万円となったため、補正減となっております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

当初は何名予定していたんですか。今、2名と言いましたけれども。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

当初も2名を予定しておりました。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

次年度の予算を見ていると、確か300万円を要求していますよね。それはどういう意味ですか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

今年度、途中から認定されたため、今年度が150万で、来年からまた150万の2人ですので、300万円を予定しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 令和2年度北中城村一般会計補正予算（第8号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第14号 令和2年度北中城村一般会計補正予算（第8号）については原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第15号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（名幸利積）

日程第14. 議案第15号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第15号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第16号 令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（名幸利積）

日程第15. 議案第16号 令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第16号 令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第17号 令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（名幸利積）

日程第16. 議案第17号 令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは、下水道事業会計について質問いたします。

4ページをお願いします。

支出の資本的支出1項1目12節の物件移転補償費の減なんですけれども、これは今年度この移転の補償ができないということで、次年度ももちろん継続してやる予定なのか、その辺をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

当該物件補償、今、御本人とはずっと交渉は継続はさせていただいているんですけれども、移転先がなかなか思うようなところが見当たらないと、見つからないというのが現状になっておりまして、早期にそれが解決できるかどうかというところも含めて、ちょっと来年度中に実施可能かどうかというところは、少し疑問があります。

そういったところで、来年度につきましては、その物件にかからない用地、買収可能なところで買収作業を進めるといふふうに考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それじゃ、もしこの物件にかからないぐらいの事業を進めるということになると、今現在の仮貯水池の部分だけの規模になるのか、それとももう少し広げた形になるのか、この辺はどの辺になるか分かればお聞かせください。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

現在、仮設貯留池がございますけれども、今回、来年度買収予定はその一部にかかってきます。

全体としましては、5号調整池整備予定地のおおよそ半分程度というのを、来年度、買収を予定しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第17号 令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第18号 令和2年度北中城村水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（名幸利積）

日程第17. 議案第18号 令和2年度北中城村水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第18号 令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第19号 令和3年度北中
城村一般会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第18. 議案第19号 令和3年度北中城村一般会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については議長を除く12人の委員で構成する令和3年度北中城村一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって、本案は議長を除く12人の委員で構成する令和3年度北中城村一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました令和3年度北中城村一般会計予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって、令和3年度北中城村一般会計予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定しました。

令和3年度北中城村一般会計
予算審査特別委員会名簿

①	安里道也	⑦	比嘉盛一
---	------	---	------

②	稲福恭秀	⑧	喜屋武すま子
③	伊集守吉	⑨	比嘉義弘
④	大城律也	⑩	山田晴憲
⑤	上間堅治	⑪	比嘉義彦
⑥	金城高治	⑫	比嘉次雄
委員長		喜屋武すま子	副委員長
		稲福恭秀	

日程第19. 議案第20号 令和3年度北中
城村国民健康保険特別会計予算
について

○議長（名幸利積）

日程第19. 議案第20号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計予算については、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第20. 議案第21号 令和3年度北中
城村後期高齢者医療特別会計予
算について

○議長（名幸利積）

日程第20. 議案第21号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算については、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第21. 議案第22号 令和3年度北中城村下水道事業会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第21. 議案第22号 令和3年度北中城村下水道事業会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号 令和3年度北中城村下水道事業会計予算については、建設文教常任委員会に付託いたします。

日程第22. 議案第23号 令和3年度北中城村水道事業会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第22. 議案第23号 令和3年度北中城村水道事業会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号 令

和3年度北中城村水道事業会計予算については、建設文教常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時16分 散会

令和3年第2回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 3 年 3 月 5 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和3年3月17日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和3年3月17日 午後3時30分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番		
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	3 番 議 員		伊 集 守 吉			
	4 番 議 員		大 城 律 也			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	砂 川 惠 重		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦		
	総 務 課 長	仲 本 正 一	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	総 合 調 整 監 兼 企 画 振 興 課 長	石 渡 一 義	建 設 課 長	瀬 上 恒 星		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭		
	上 下 水 道 課 長	安 次 嶺 正 春	学 校 教 育 指 導 主 事			
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第3号

令和3年3月17日（水曜日）

1. 開議 午前10時00分
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第19号	令和3年度北中城村一般会計予算の訂正について	
2		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
1	稲 福 恭 秀	1. 計画的な財政再建について 2. 教育・福祉分野について 3. 土地利用とまちづくりについて 4. 社会体育施設の整備について 5. 産業について
2	比 嘉 義 彦	1. コロナ対策として国が進めているワクチン接種について 2. 選挙公約について
3	比 嘉 次 雄	1. 農を活かした北中城活性化事業について 2. 少年野球熱田フレンズグラウンド復活について
4	上 間 堅 治	1. 選挙公約について

○議長（名幸利積）

皆さん、おはようございます。
これから本日の会議を開きます。
開 議（午前10時00分）

日程第1. 議案第19号 令和3年度北中城村一般会計予算の訂正について

○議長（名幸利積）

日程第1. 議案第19号 令和3年度北中城村一般会計予算の訂正についてを議題とします。
村長から訂正の理由の説明を求めます。
村長。

○村長（比嘉孝則）

では、令和3年度北中城村一般会計予算の原案訂正について御説明いたします。

令和3年度北中城村一般会計予算の原案訂正について

北中城村議会会議規則第20条第1項の規定により、令和3年度北中城村一般会計予算（別紙）の一部を下記のように原案を訂正する。

令和3年3月17日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

北中城村長 比 嘉 孝 則

記

令和3年度北中城村一般会計予算第1条第2項の「第1表 歳入歳出予算」を別紙のように改める。

(別紙)

令和3年度北中城村一般会計予算訂正案
第1表 歳入歳出予算

歳 出

(単位：千円)

款	項	訂正金額	原案金額	訂正金額	
				増	減
9	教 育 費	1,362,023	1,364,423		2,400
	1 教 育 総 務 費	148,800	151,200		2,400
13	予 備 費	21,707	19,307	2,400	
	1 予 備 費	21,707	19,307	2,400	

歳 出

(単位：千円)

款	項	訂正金額	原案金額	訂正金額	
				増	減
歳 出 合 計		8,592,000	8,592,000		

別紙を御参照いただきたいと思います。

第1表 歳入歳出予算。去る3月5日に提出いたしました議案第19号 令和3年度北中城村一般会計予算についての議案を訂正したいので北中城村議会会議規則第20条第1項の規定により議会の承認を求めるものであります。

このたびの訂正につきましては、3月15日の予算審査特別委員会の指摘を重く受け止め、歳出予算の9款1項教育総務費の240万円を減額し、13款1項予備費にその分を増額するものであります。

理由といたしましては、島袋地区中学校通学バスの運営補助金の予算見積りに誤りがあったためでございます。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

お諮りします。ただいま、議題となっております議案第19号 令和3年度北中城村一般会計予算の訂正については、許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって、議案第19号 令和3年度北中城村一般会計予算の訂正については、許可することに決定いたしました。

日程第2．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第2．一般質問を行います。

順次発言を許します。

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

本日の新しい議場に迎えて、新しい気持ちと緊張感でいい村づくりをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

では、昨年、12月6日村長選挙が行われ1,008票差で比嘉孝則氏が勝利し、事実上、村を二分する激しい選挙戦だったと思っております。選挙戦では、4期16年の新垣邦男村政を受け継ぐか見直して改革するかの争点であった。

結果は、財政逼迫にある村政を刷新し計画的に行財政改革を図ると訴えた比嘉氏が多くの村民に支持を得られたと理解しております。就任後も公式の場などで村政が抱えている課題を指摘されています。今後、住民福祉を第一に考えた行政執行、計画的な財政再建にどう取り組むか、比嘉孝則村長の行政手腕を発揮し、そのかじ取り役に注目されております。

また、2月の地方紙2紙に、住民福祉を第一にをキーワードに、比嘉孝則村長就任特集が掲載され村内外に発信されております。村民の期待と要望が高まる中、私は今後の活躍を見据えていきたいと思っておりますが、今回の一般質問は、公約である行財政改革をどのように構築していくかの質問となります。

では、通告に従いまして5点ほど質問いたします。

まず、計画的な財政再建について。

1. 財政が硬直して逼迫しているという根拠を伺う。

2. 計画的に財政再建し、刷新を図ることについて何から手をつけるのか伺う。

3. アリーナ建設の見直しや撤退することについて伺う。

4. 財政負担の要因とされている土地開発公

社の先行取得した土地について、早期に解消すると明言されているがその施策を伺う。

5. 早期に機構改革や行政改革を行うのか。その実施時期等。

2番に、教育・福祉分野について。

1. 学校給食の給食無償化についての実施時期は。

2. 東海岸地区へ認可外保育園の誘致について施策を伺う。

3. シルバー人材センター設立について、今年度に設立の動きがあれば支援に向けた計画はあるか伺う。

3番に、土地利用とまちづくりについて。

1. 東海岸地域の土地利用の見直しをどう検討されるのか。

2. ロウワープラザ及びサウスプラザ地区返還跡地の整備計画の内容。

次、4番、社会体育施設の整備について。

1. 総合運動公園の整備など、財政を健全化し、公共事業を拡大で地域経済の振興につなげるという施策を伺う。

産業です。六次産業の推進の施策を伺う。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

まず、稲福議員の御質問の1番目の1、2についてでございますけれども、一般に経常収支比率が高い場合、財政が硬直しているとされています。平成30年度に91.1%になりましたが、現在は改善に向かっている状況です。財政面の課題として、基金現在高が減少しているため、3年から4年間の事業実施計画と財政計画の見直しを図って行く考えでございます。

それから、3番目につきましては、用地取得の件も含めて、庁内、内部委員会を設置いたしまして、その対策、そして今後の計画を検討してまいりたいと思います。

4、5については、あと所管課のほうに説明させます。

それから、2番目の教育・福祉分野について。

1番目の学校給食の無償化についてでございますけれども、実施時期については、給食の補助に関しましては、平成30年度に4分の1、31年度から2分の1の補助を実施しており、完全無償化につきましては、今後、財政状況に鑑み、できる限り早い時期に実施したいと考えております。

2番目の東海岸地区への保育園の誘致についての施策を伺うとありますけれども、東海岸地区への保育施設の誘致につきましては、具体的な施策に至っておりませんが、同地区の魅力ある地域づくりの一環として、子育て環境の改善に向けて検討してまいります。

3番目のシルバー人材センターの設立につきましては、現在、高齢者の就労ニーズの把握、分析に取り組んでおります。現時点では具体的な計画には至っておりませんが、有志の方々から設立に向けた御相談があれば対応してまいりたいと思います。

3番目の土地利用についてですけれども、まず、東海岸の土地利用の見直しにつきましては、現在、県において検討されている中部都市計画区域への編入が本村に与える影響を精査し、庁内議論を踏まえ、今後の方向性を示していきたいと考えております。

それから、ロウワープラザにつきましては、企画課長が説明します。

それから、4番目の社会体育施設の整備についてです。総合運動公園につきましては、村民からの声も聞いており、重要な課題として考えており、整備計画を策定した後、これにはかなりの資金が必要ですので、基金等の積立てから、まず始めて、検討していきます。

それから、5番目の六次産業の推進、施策についてというのは、所管課長のほうに御説明を

させますのでよろしく申し上げます。

○議長（名幸利積）

総合調整監兼企画振興課長。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

私のほうから、1つ目は、1の4です。

土地開発公社の先行取得した土地についてですけれども、まず、サウスプラザ地区用地については、今後、ロウワープラザ地区の返還と併せて地権者とも協議しながら検討してまいります。村民体育館用地については公共施設整備基金への積立てを行いながら、部分的な購入を検討していきます。

引き続き3の土地利用とまちづくりについての2番です。ロウワープラザ及びサウスプラザ地区返還跡地の整備計画の内容についてですけれども、ロウワープラザ及びサウスプラザ地区の跡地利用計画につきましては、現時点では、まだ策定に至っておりません。まずは地権者の機運醸成を図りつつ、これから立ち上がる地権者組織の御意見を伺いながら、過年度に策定した土地利用計画素案の見直しに取り組む予定としております。併せてロウワープラザ地区の早期返還を働きかけていきたいと考えています。

以上です。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

私のほうからは、1番目の5です。機構改革や行政改革の実施時期について御説明します。

業務を進める中で、早めに検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

私のほうからですが、5番目の六次産業の推進の施策を問うと、この質問に回答いたします。

水耕栽培の産品を活用しまして、六次化の展

開について御説明させていただきます。

令和元年の実証実験におきまして、六次化商品、これを試作品として3品開発いたしました。その年の農水産フェア会場におきまして、消費者評価ということで、御来場いただいております市民の方々に実食していただきまして、その意見を踏まえまして、今年度では販売商品としての品質、商品ロゴ、パッケージなどについて、村内の加工事業者やホテル企業に依頼いたしまして、向上を図り、販売できる商品としてのめどを立てております。商品といたしましては、ドレッシング3種類、ピクルス1種類、ピューレ2種類となっており、今後、農を活かした健康・福祉の里事業の第1段階取組において、実施事業者が対応していくこととなっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

再質問いたします。

財政逼迫の根拠は経常収支比率と基金残高の減少ということを根拠にしておりますが、類似団体別財政指数表を比べて、再質問したいと思います。

最近の、一番最新の経常収支比率を伺います。また、基金残高が減少しているとの答弁ですが、いつの時点から減少しているかお尋ねします。

○議長（名幸利積）

総合調整監兼企画振興課長。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

まず、経常収支比率ですけれども、平成30年度が91.1、令和元年度が87.9となっております。

それと、財政調整基金の残高ですけれども、これは先般お配りした一般会計予算に関する説明資料のほうに出ていまして、大体6億円ぐらいで推移していたんですけれども、平成29年度に1回、4億円まで下がっているという状況です。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

経常収支比率87.9、まあ低くなっています。村長も回復に向かっているという答弁ですが、もちろん、過去の財政調整基金の減少というんですか、令和2年度見込みが5.9億円ですか、ということの数字ですが、これはやっぱり学校の建築とか、そういった状況によっては基金の取崩しもあるわけですから、特段これが、基金が減少しているから財政逼迫だという根拠には、僕は当たらないと思います。その辺をやはりちゃんと分析しながら、財政逼迫、この状況というのは、村民も関心持っているわけですから、丁寧な説明と分析に基づいて、我が村はどうなんだということを説明していただきたかったなというふうに感じております。

次に移ります。

先般、村広報誌にライカム地区経済効果県全体へ574億円の押し上げ、本島中部圏域の活性化に大きく貢献しているという掲載がありました。では、我が村にとっての経済効果はどうか、村財政は豊かになっていくのかお尋ねします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

御質問にお答えします。

基本的に税収が上がることは間違いございません。そして、人口も増えますし、またライカム地区の新しいまちづくり、人口増も含めて、事業所も増になると考えておりますので、財源についてはかなり増えると考えています。

それから、それに伴って、行財政上もそれなりの需要が増えていきますので、その対応にこれからも預貯金、いわゆる基金をためることが今後の課題かと考えております。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

財政逼迫で硬直し、行政の見直しが必要だと訴え誕生した比嘉村政、財政再建に向けて、村民も、さっき言ったように関心を持っておりますが、本来、本村の将来について、村民も不安は持たれていると思います。それと、我々、村議会としても当然責任があるわけですから、村民に対して説明責任が問われています。

先般、西原町定例議会の動きについて新聞でも取り上げていましたが、町長の給与が25%、三役15%減額、町議の政務活動費を半減にするとか、条例案改正が全会一致で採択されております。減額理由は厳しい財政状況を踏まえた結果ということで、財政再建に踏み切っております。本村は大丈夫か伺います。

また、本村の行財政再建に向けて、施政方針からは見えていません。先ほどの答弁からは、3、4か年で事業計画を立てて基金を積むということですが、これはこれまでも中学校改築事業や役場第一庁舎の改築事業、キャンプ瑞慶覧ライカム地区・ロウワープラザ地区用地取得といった主な事業をやっておりますが、庁舎整備基金ですね、そして財政調整基金、5億円を活用した基金を積み立てて運用しているわけですから、これはごく当たり前の手法であり、行財政改革の説明理由にはなっていないと思います。財政逼迫の根拠となる経済収支比率や基金残高だけで捉えていますのが、ちょっと消極的過ぎるんじゃないかなと思っています。

悪化の要因、もっと別の側面があると思いますが、きちんと財政担当とも話し合いながら、分析してください。

県からのまとめた説明によると、悪化の要因は子どものための教育、保険給付費等の社会保障関係費が近年増加傾向にあり、比率を押し上げていると。一般財源などは増えたが、経常経

費等一般財源で扶助費などが増加したことにより、増加した要因とされているということなんです。

村長、令和2年度決算に基づく北中城村財政健全化審査に関する意見書が、令和2年8月21日に監査から提出されております。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率とも早期健全化基準を下回り良好で、是正改善する事項に指摘する事項ないとの意見でした。村長、これについてはどう受け止めますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えします。

基本的にはそういう財政指標等についてはほとんどの市町村が良好だと考えております。ただ、これから大型財政事業、西原町の場合は、役場庁舎から、あるいはホール、その他、町民体育館、それから図書館と、一挙に整備しました。そここのところは別ですけれども、もろもろの公共施設は整備済みだと。相当な基金等を取り崩して対応したという経緯があると思いますので、西原町の財政逼迫を招いた。それから、西原町については、その他のハード事業等で相当の財政需要があるということです。ただ、私たちの基金の場合、これだけ収入が増えたのに、なぜ基金積立は増えないのか、そういう問題もあります。本来でしたら、この倍近い基金積立があるのではないかと、そのように考えます。

それから、今後、我々北中城が初めて、村民体育館、アリーナ、庁舎について、外部資金、民間企業資金を使っただけの対応をいたしました。これについては、財政的な負担と、財政的な問題を別として、大変、今後有効な手立てとして我々の公共事業、施工については有効だと考えます。

そして、今後の我々の村の支出の平準化とい

う観点からすれば、非常に有効な事業だと思っておりますので、今後、大型事業がこれから出てきます。島袋小学校、あるいは児童館、あるいは公民館、あるいは熱田公民館ももう老朽化をしております。それから総合運動公園、それからごみ焼却場の負担金等の多額の需要出てきますので、それに対応するための基金積立が是が非でも必要だと考えておりますので、まず、私の財政的な任務といたしましては、基金を多く積み立てることを傾注していきたいと考えています。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

基金積立というのは当然のことで、今までもやられているわけですから。ちなみに、調べがあるんですけども、一計上、一般財源比率は本村は108.8%、対前年度が112.3%ということで、これは団体が自由に収入として、自由に使える財源化方法で、弾力たけられるという調査結果もあるんですけども、じゃ今年の積立金、幾ら計上しておりますか。お答え願います。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総合調整監兼企画振興課長。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

今回、当初予算組むのに、約2億円ぐらい、ざくっと財政調整基金崩していますけれども、次年度の9月決算のときには、またそれが積み直せる見込みを持っております。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

今、2億ということですけども、これ、基

金積立となると、やっぱり財政調整基金ですか、やっぱり交付金による積立ですか、ロウワープラザとかもあったと思うんですが、この積立として、将来は総合運動公園も考えているということなんですが、財政だけ見てどのぐらい積立できるかなということ聞いております。この辺はやはりほかにも、今、基金の減少ということですけども、いろいろ中学校の改築とか、いろいろありましたよね。それで、当局からも資料もらったんですけども、いろんな事業に基づいて、基金を取り崩した経緯があって、これはそのための積立ですから、それが減少して、財政逼迫という理由にはならないんじゃないかなということで、質問しています。

じゃ、次の質問に移ります。

アリーナの見直しと撤退について、先ほど答弁がありましたけれども、これも逼迫の要因だということで説明されております。アリーナ内部委員会で設置して、対策を講ずるということですけども、これまで度々、議会からも取り上げられていました。

同計画は都市計画の決定を決定時期用に着手されていると認識していますが、中止や変更となると、アリーナ用地の未購入があり、そして総事業費36億円、75%補助で27億円の補助を受けていますが、見直す場合、都市計画の直しとか必要になると思います。中止の場合は補助金返還が生じる、村の行財政にリスクがかなり出てくるんじゃないかなというふうに、僕は予想しております。

ちょっと、それについてはもうちょっと根拠を示して、計画をやめるということの計画を示さんと、これこそが計画性の弱さが指摘されるんじゃないかなというふうに危惧しています。国や県から信頼性、計画性、実行性がないんかということも心配ですが、いかがですか。そして、返還になった場合は幾らの額になりますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

一つは先ほどの経常収支比率のあと、基金の積立の件なんですけれども、基金が本来ですとこれだけ収入を上げているから、当然、基金も増える、これは今、大型事業をやって、これはこの基金を取り崩してそう対応していると、そこで基金はなかなか上がらないと、しかし、私はその倍、約20億近いその基金の積立は十分可能だと思っていますので、今、中部地区のほうで最も積立が低いのは北中城ですよね。最も北中城のほうは基金積立としては低い額です。具体的に言えば、嘉手納町あたりはもう100億円を超えるような基金積立は持っていますので、決算からそう出ています。

そのように、私は、私の任務としては、将来の大型事業に対する基金積立をしっかりとやっていきたいと考えています。

それから、今のアリーナの建設につきましては、撤退も含めて、全てを想定して、内部、担当所管課、みんなで検討、税のほうからもそうだと考えます。それぞれ、返還等どうなるのか、当然、それはもし撤退した場合は、我々はこれまで投入した補助金の返還等出てきますので、それについてはしっかりと考える。

しかし、アリーナと類似の施設という、今、あの面積で、当初の計画どおりのアリーナはもう無理だと思います。私もそのように感じておりますので、ぜひ、これは見直す必要が当然にあると、稲福議員も考えていることと思いますので、見直しも含めて検討いたします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

私からは、これまで使った補助金の金額についてしっかりした資料を準備しておりませんでしたので、ざっとしたものなんですけれども、現在、実施設計あるいの実設計、この委託料

とあと用地代、一部用地が購入できていますので、この分につきまして、合計で約3億3,000万程度です、ぐらゐの費用がトータルでかかっているうちの、失礼しました、これの約2億5,000万が現段階では補助金を利用させていただいています。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時32分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

当然、返還となれば、信頼関係もある意味損なわれる可能性は十分あると思います。ただ、現行をそのまま続けるというのは非常に困難な状況で、これまでずっとこれ放置しておくことが果たしてどういうことなのか、それとも、これを次の目的を達成することが大事なのか、そこはしっかり踏まえて、庁内で考えて、次の対策を練るということでございます。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

村長の公約についてばかり質問していますが、村長の公約に防災行政について、防災施設の充実、東海岸の避難路の整備、自主防災組織の育成支援などを上げています。見直しや撤退となると、東海岸の避難道路を整備すると思うんですが、一時避難場所はどこにするのか、これ、ほかにも何か計画案をお持ちでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

それも含めて検討いたします。ただ、各自治会の公民館がありますので、拠点となる施設と

しては、これから、不適切かもしれませんが、重要として各字の公民館、高台にある公民館も利用できるかと考えております。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

今から検討するという話ですけども、公民館、東日本でちょうど10年目ですよ。あれだけの災害、今年、起きた場合、公民館で対応できますかということ、今、お尋ねしていますが、村長、これ、アワセ地区総合整備計画はお持ちですよ。これに根拠を示されているんですけども、お持ちですか。御覧に、目を通したことがありますか。なければいいですよ。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

議員から示された計画については持ち合わせておりませんが、いずれにしても津波の大災害で現行のまま、現行の場所に造るということもまた大変なことではないでしょうか。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

これにちゃんとした根拠が示されています。徳洲会があると、いろいろ食料等、ちょっとあって、あと文化交流施設と、学校の交流施設は従来の避難所でも使えるということなんです。

これには関連計画と関連事業が盛り込まれているんです。ちょっと読んでいただければいいんですけども、これはいろんな第3次総合計画とか、広域的な主要交通接点とか、駐留軍用地の跡地を有効利用して、一体的な市街地の開発云々です。東西幹線軸となる沖縄環状線の整備を図るとか、クルーズ船の誘致とか、あとの都市計画マスタープランである防災のまちづくりの方針とか、あと沖縄県観光振興計画に基づ

く東部海浜開発を促進し、スポーツコンベンション拠点の形成を図るとか、本村の防災計画に基づき、広範、広域避難場所の指定などが盛り込まれています。村立体育館が解体されたんで、前はそこに避難場所として計画をされていたようです。

それで、これ、今ちょうど東日本大震災が10年、今なつたんですけれども、これ平成23年3月に作成されたこの防災整備計画が、平成25年3月に見直しがあるんです、一遍。見直ししたのはやっぱり、この防災意識の高まりにより、やはりこういうふうな大きな大型収容できる施設がほしいということで見直された経緯があります。ぜひ、この計画書を御覧いただきたいと思います。

あと、以前に見直し案が提出されていたと思いますけれども、これ建設課から以前に見直し案が出てきたと思うんですけれども、その辺、建設課長にお尋ねします。見直し案というか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時38分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

平成31年3月にアリーナ施設調査検討業務というのがありまして、これには趣旨があります。

従来施設の在り方については、計画の内容検討をされたと思うが、平成31年3月、アリーナ施設調査検討業務が示されております。内容は、現在、実施設計が完了し、経過とともに求められる施設の在り方が変化しているので、整備規模や利用方法も含めて再考して、類似する施設等の情報収集を目的として、今回の計画検討の一助にするという冊子なんですけれども、それについてお尋ねしたいと思いますが、これの活

用方法です。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

お答えいたします。

当時、平成31年当時といいますと、沖縄市さんのほうで1万人のアリーナ計画というのが打ち出されました。私どもが先行してこの計画を進めていたところではあったんですけれども、やはり近隣に類似というよりも、私たちが計画している施設よりも巨大な、倍、もしくは3倍近い収容人数を誇るようなアリーナ計画を打ち出されたということもありまして、じゃ、実際、どういったものが逆に運営、その後の造った後の運営とかが、実際、運営していけるのかも含めて、この規模、収容人数、あと、内容の中身の設備ですね、こういったものを含めて、日本各地の前例の資料を収集しながら、最適なものは何かというのを再考しようということで、前村長からのお話がありまして、私のほうでこれを予算化して、検討したところでございました。以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

これは、前村長の中での計画なんですけれども、やはり、さっき言った整備計画に基づいて、ちゃんと計画的にやられているんで、これ撤退となると、大変な話なんです。だから、今、こういう見直し案というんですか、そういう考え方もあるんで、ぜひ、立地場所、災害に強いまちづくりなんで、そういう考え、やはり、こういうのをやっぱり検討して、いいものを造る。もちろん文化施設とか、中央公民館というのはどうか分かりませんが、その辺も村長おっしゃっていたんで、中止という話は大変だと。この辺だとそういう文化施設とかのお考えとかはお持ちですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今後、中央公民館の建て替え等もありますので、そういった機能を持たせた施設が望まれると思います。ただ、必ずしもそこに、立地場所としてはそこということは、計画としてはございませんけれども、今後、これもまた我々の検討事項とさせていただきます。内部でしっかり検討いたします。

実際、これはもう我々がこの後処理をしっかりしないといけない状態ですので、これ以上もうあとの、むしろ、じゃ前に進めるか、後ずさりするか、そういったことになると、どうしても新たな財政需要が出てきます、負担が出てきますので、そういった面では早めに解決する事項だと考えております。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

こっちは必ずしも特定していないという返事ですけれども、私さっき言ったように、これは変更となると都市計画の見直し等と色々なことが出てくるんです。補助金多くて大金の話です。じゃ、あとの用地購入の件もあるんですけれども、多分、このままだと使い勝手が悪いと思うんです、アリーナ用地。これは、今度の用地交渉はどうするのかです。じゃ、この公共施設等しか使えないと思います、この土地は。今回、どう生かすのか、今、考えをお持ちでしたら、お答え願います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ですから、それも含めて検討するということです。私は未買収のその地権者とまだお会いしておりませんが、これからぜひお会いして、初期の目的が達成できるか、そういうお願

いしにまいります。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

じゃ、次の再質問に移ります。

土地開発公社の先行取得した土地について、早期解消をするということにお尋ねしましたが、村長もこれから、返還と同時に考えていきたいということですが、これはロウワープラザ返還が2024年以降と、このサウスプラザ（ジュリガマ）は昭和49年に返還されて、そのままくぼ地で利用されていなかったんですね。これも、これにちょっと示されているんです、根拠を。

これはやはり向こうも残土が出るので、将来、ロウワープラザ地区の土地利用整理計画があるので、くぼ地にこの残土処理、うまく有効活用しています。これも1億円が経費節減されたというのも聞いております。

村長の答弁ですけれども、これはなぜ、ごめんなさいね、塩漬けの土地といわれていたんですけれども、なぜ取得しなかったかということは、いろんな事情あると思うんですけれども、この辺はやっぱり返還待ちで、今のびのびになっていると思うんです。今の村長も同じようにロウワープラザの返還に伴って、地権者と土地利用料については、検討していくという考えで、以前と変わっていないんです、そういうのは。

ですから、これ、私が聞いているのは早期解消、財政逼迫だから早くこれ解消しないといけないということなんですけれども、これはやっぱり用地購入も予算の措置しないといけないので、この辺は、今できるのか、やはり、やっぱり返還後に用地を公社から買い取って、これを解消するのか。それ、もう一度お尋ねしたい。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

基本的に用地買収とか、そういったのは計画性が伴うと思います。というのは、言いたいことはそれに特定財源を絡ますということです。今の場合、ただこういうことだったら一般財源だろう。じゃ、補助金がつけば、75%の補助金が、じゃ10億であれば7億5,000万は一般財源から省かれるということです、用地買収についても、これは土地開発公社が即買うんじゃないくて、やっぱりタイミングがあると思っています。できたら公共事業を張りつけての用地買収が適切かと思っています。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

これは当然のことなんです。じゃ、どういう事業を入れるかなんです、今。今、どういうふうにこの公共事業用地として、事業をつくらんと特定財源とか補助を受けられないんで、比嘉村長としてはこの2024年度の返還に合わせるんじゃないくて、別の公共施設へ入れて、特定財源を入れて、用地購入というセッティングなんですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これは、地権者等含めてロウワープラザの地権者会とか、そういった従前からあると思うんですけども、ロウワープラザ・サウスプラザ一体となった土地利用の仕方をする、計画をはめるということを伺っておりますので、今、単独でそこに事業を導入するという事については、むしろ地権者の反感を買うのではないかと考えます。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

これはやはり、今、変わっていないと思うんです。今、計画入れられないんじゃないですか。

一時こっちは民間が買うという話があったらしいんですけども、パチンコ屋とか、いわゆる宗教法人とかです。そのぐらいに、やっぱり、この計画書にもあるように、将来、ロウワープラザが返還されるために、ここにこういう用地を持てるかどうか分からないもんだから、ここを、じゃ公共用地にするということで、先行取得した経緯があるんです。

この辺は、だから、今の計画が地主との、今はまだ地主会が立ち上がって、まだ沖縄市との話もできていないんで、それで今までずっとできていないというのを、僕は理解してほしいんですけども、決して、塩づけ土地ではないよということを言いたいと思います。

このサウスプラザ地区はこの計画書にもあるように、今、イオンライカムの駐車場として、年間、賃貸料ですか、それ、予算書見たらあります。これ、ジュリガマですか、通称、473万の収入があるんで、これは、今の公社の基金でしょう、利子、これに充てているということで、私は聞いています。今、公社が預かっているの2つありますよね、サウスプラザ用地とスポーツ施設用地ですか。この辺について、やっぱりすぐ今、買うというのは、村長が指摘したとおり、単費では難しいということでもあります。

体育館用地については、やはりこれも基金を積み立てて、分割で払っていくということなんですけれども、その点となると、どうも、これ体育館用地については、もう単独予算だと思うんですけども、その辺も含めた課題も多いなということでもあります。

じゃ、次の質問です。

シルバー人材センターの設立について、今度の設立の要請は、あれば支援可能かということで、村長も答弁されております。

シルバー人材センターにつきましては、現在、高齢者の就職ニーズ等、分析に取り組んでいるということで、現段階では具体的な計画に至っ

ていませんが、有志の方々に設立に向けた相談があれば対応しているということでもあります。

これについて、僕は前村長にお尋ねしました。前村長もやる気のある団体があれば支援しますよということの返事はもらっています。比嘉村長からも明言されていますので、これについて、私はシルバー人材センター設立に向けて、公約の一つであるんですけれども、私は2、3回、中城村シルバー人材センターに出向いて、調査、アドバイスを受けながら、情報交換やってきました。結成に向けて、村長、私も頑張っていきたいと思いますが、村長、高齢者福祉の向上と生きがい対策として、ぜひ優先課題にしてください。前向きな姿勢を期待したいと思います。いかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

シルバー人材センターにつきましては、いわゆる高齢化社会ですから、それに対応することが必要性を非常に感じております。それから、要望等もあったと聞いております。ただ、今、法人化する、それまでは、まだ至っていないと思いますが、とりあえずまずつくるんでしたら任意の組織からやっていって、いずれは法人化をしていくと、あるいは単独で法人化するのか、それとも中城村と広域でやるのか、そういった点も検討されると思います。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

そうですね。中城シルバーもぜひ、そういうのは、向こうは希望しているみたいなんですけれども、村長としてもやはり、当然、法人、中城も法人化しています。会員数が60歳以上で160名、これ平成30年の調べなんですけど、もっと増えていると。もっと人材、会員数を増やしてほしいと、仕事いっぱいありますよという返

事も聞いている。村長私が聞いているのは、期待していいですかということでもあります。

法人化じゃないといけないと思いますが、ちなみに調べた結果、村が、中城村が出している村補助です。260万円という補助を、何か補助されているようで、今は県営中城公園の仕事も請け負っています。聞くと、うちのあやかりの杜も中城、宜野湾市シルバーにお世話になっている部分があるんで、ぜひ村長からは、優先課題というんですか、それは望んでいますので、今後もまたいろいろと情報交換したいと思います。

次に、土地利用とまちづくりについてです。

先ほども、ロウワープラザ、サウスプラザ返還地の整備計画のことをお尋ねしましたが、地主会の動きが先決だと思いますが、ロウワープラザ地区の返還の時期が、やはり2024年以降ですか。それで、3分の2が沖縄市ですか、またがっているということをお聞きしています。

今、答弁で、素案はあるけれども、これも新たに土地の利用計画を練っていくというお話であります。これについて、この素案はまた、修正かけるということですけども、当然、地主会との交渉も大事であります。当然のことです。あと沖縄市などの合意形成も必要になってくると思いますが、今、独自案として、この基本計画は構想みたいなものがあるのか、あと、沖縄市との合意形成が必要ですけども、この辺は話したことはありますか。この2点、お尋ねします。

○議長（名幸利積）

総合調整監兼企画振興課長。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

計画案はこれからです。今、地主会の組織をつくるのも今、水面下で進めているところです。

沖縄市さんとは、事務レベルで打ち合わせもして、業務を発注していますけれども、私のほうからキックオフとして、首長同士で一緒にや

っていこうという協定を結ばないかということ
を沖縄市のほうへ持ちかけたんですけれども、
まだ、沖縄市さんのほうがボールを持ったまま
という状況になっています。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

次に、社会体育施設の整備について、これ、
比嘉村長の大きな目玉の公約だと思いますけれ
ども、先ほど、住民の声があるということで、
重要な課題として考えていると、整備計画を策
定した後は、かなりの資金が必要なんで、基金
を積み立てるということですが、先ほど、
もう村長のあれもかなりの基金を積み立ててい
るということの、何回かあるんですけれども、
どのぐらい一般財源の余裕があるのか、何を削
って基金に入れるのかという、もちろん補助事
業のメニューで交付金に来て、いろいろオフ
ーもあるんですけれども、今時点でこれ、何と
か計算できないんで、毎年、徐々に積めていく
と思うんですけれども、基金の積立てというの
は。

こんだけ幾つもある、掲げているんで、用地
購入も含めて、この辺は大変ハードルが高いん
じゃないかなと思っていますけれども、今、た
くさんの課題がありますよね、農を活かした健
康・福祉の里づくりとか、ロウワープラザのま
ちづくり、跡地利用、あと防災施設、アリーナ
の計画用地、取得の課題です。あと中央公民館
とか、いろいろまた第一新一般廃棄物処理、浦
添との共同運営、これも、令和8年から10年の
稼働、また延びるようなんですけれども、この
辺の長期にわたる継続事業があるんで、今はた
くさんの計画の中で、全部できるとは、私も思
っていませんけれども、村長の腕次第ではどれ
を優先課題にするかは、もちろん期待していま
すけれども、一般課題をたくさん、村長上げら
れているので、この辺、まず、僕が一番疑問な

のは、やっぱり総合運動公園の整備です。住民
の声はあるんですけれども、この辺は村長も言
っているように、本当に一大事業でありますの
で、その辺、もう最後ですでお答えください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

まず、総合運動公園のどれぐらいの金と、ち
ょっと分かりませんが、基金の積立てで
すけれども、我々の一般財源で準備できる、経
常的には一般財源の240億円ですので、経常収
支比率が90%となりますと、約その10%分の4
億円ぐらいしかないわけです、余裕としては。

それから、そういうもんですから、ただでき
るだけ、それも含めた余裕財源という4億円で
すけれども、さらに剰余金とか出てきますので、
そのあたりをしっかりと計画的に積み立ててい
て、できたらそれを倍ぐらいにするように。今、財
調だけでも4億ぐらいですか、4億か5億ぐら
いですから、それも逆に10億ぐらいにするとか、
基本的に常套手段ですよ、物を、公共施設を
造る場合にはやっぱり基金を積み立てて、大型
プロジェクトをする場合には基金を積み立てて、
それに備えるということが常套手段だと考えま
すんで、総合運動公園も今、これから庁内の内
部で検討委員会をつくって、それは場所とか、
どういったそれにすることかということをいろ
ろ出てくると思いますので、そういう話合いに
なると思いますので、今のところはまだ白紙の
状態です。ただ、それに向けて走ります。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

通告に従いまして、一般質問を2点いたしま
す。

まずは、新型コロナウイルス対策として、現
在、国が進めているワクチン接種について質問
いたします。

我が国にコロナの感染者が出てから1年余がたちました。国は感染拡大予防策として、国民にマスクの着用や手洗い、うがいの徹底、不要不急の外出の自粛、飲食店の時短営業等の協力を求め、3度の緊急事態宣言を発令しました。

しかし、緊急事態宣言発令中の期間は感染者の数も減少傾向にあります。事態宣言を解除するとまた増えていく、その繰り返しであります。一向に収まる気配はなく、極めて深刻な状況であります。

この1年間、国民の生活もコロナに振り回され、生活様式が大きく変わりました。特に、日本経済は深刻な状況に陥り、職を失う人や収入源で生活に困っている人が増加し、苦しんでいる人が増えております。

今、全国民の思いは早期の終息を願っていると思います。現在、国が進める新型コロナウイルスワクチンの予防接種に大きな期待を寄せていると思います。

よって、1月31日の新聞記事にコロナワクチン県内自治体のアンケートの調査の結果が公表されましたが、その件につきまして、現在、本村はどうなっているか確認したいと思います。

①プロジェクトチームの体制について。

②接種場所の選定について。

③接種を担当する医師について。

④接種を担当する看護師について。

⑤住民の相談先となるコールセンターの委託先について。

⑥超低温の冷凍庫の保管や取り扱いへの不安について。

⑦4月以降とされる高齢者への優先接種について。

次、2点目の質問に入ります。

昨年12月に実施した本村の村長選挙において、厳しい選挙戦を勝ち抜き見事当選を果たしました比嘉孝則村長おめでとうございます。

当選の要因は色々あると考えますが、私は村

民にお約束した7つの政策、大きな柱等々も大きな要因の一つと考えています。村民から村長に負託された期間は4年間です。この4年間で約束をしたことは全て実行に移らなければなりません。村長の所見を伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

まず、比嘉義彦議員の御質問へ、1番目のコロナ対策につきましてですけれども、これにつきましては担当課のほうで、かなり会議等、それから村内の病院等と、かなりの回数で、頻度で調整をしております。

詳細につきましては、担当課のほうに御説明させます。

それから、2番目の選挙公約につきましてですけれども、御指摘のとおり当然に、私の任期の間は選挙で訴えてきた公約をしっかり果たすことを常に念頭に置いて、執務をこなすこととなります。私の選挙の公約で最も強調したのがコミュニティーの再生・活性化、子育て支援策でした。また、未完成のまま残されたアリーナの処理についても選挙の争点になったと思います。この村にはその他多くの課題があり、それらの課題解決に向けてのかじ取りもまた私の大きな仕事だと思っていますので、職員とともに、誠実に、真剣に、一生懸命に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

それでは、比嘉義彦議員の一般質問についてお答えいたします。

私のほうからは、1番のコロナ対策として国が進めているワクチン接種についてでございます。

まず、①のプロジェクトチームの体制につきましては、ただいま健康保険課の健康対策係予

防接種担当が1人、保健師の兼務で1人、派遣職員4人を2月途中から採用しています。

②の接種場所の選定については、集団予防接種は主に村立中央公民館を予定し、予備といたしまして村立体育館及びイオンモール沖縄ライカム内のライカムホールなどを想定しています。

また、個別接種につきましては、医療機関で接種しますが、それはただいま中部地区医師会と調整中でございます。

③の接種を担当する医師及び④の看護師についてですが、こちらのほうも中部地区医師会と調整中となっております。

⑤住民の相談先となるコールセンターの委託先についてでございますが、本村ではコールセンターに委託するのではなく、派遣職員及び村の職員で対応する予定でございます。

⑥超低温の冷凍庫の保管や取り扱いへの不安についてでございますが、こちらは村内医療機関に設置でございます。現在、中部徳洲会病院は3月上旬に設置が終わり、また屋宜原病院と若松病院は3月12日に設置が終了しております。取り扱いにつきましては、医療機関と情報を共有していきたいと思っております。

⑦4月以降とされる高齢者への優先接種でございますが、こちらのほうは、65歳以上の高齢者へ、4月中旬に接種券の発送を予定しております。接種に関しましては、こちらのほうも、まだ中部地区医師会と調整中でありまして、本村の集団予防接種は5月上旬を予定しておりますが、まだこれも決定しておりません。また、個別接種の時期は未定となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

まず、1のプロジェクトチームの体制について質問しますが、課長の答弁の中では、健康保険課の健康対策係予防接種担当を1人置いて、

保健師、そして派遣職員で対応するということでもあります。その本村では特に全庁を上げてのプロジェクトチームは設置しなくて、担当課に仕事を全部、全て任せるというお考えでよろしいですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

失礼しました。プロジェクトチームについては、今、担当課のほうでやっておりますけれども、ただ、村全体での体制については対策本部等も置きまして、接種等についてまたそれぞれから職員のほうから流動体制で対応するという体制も考えていますので、全庁でのプロジェクトというよりも、流動体制でそれに望むことになります。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

全庁での体制づくりはしなくて、流動的に何かあったときには、それは全職員が対応するということですが、この全職員が対応する流動労力は何を想定してのことを言っておりますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

緊急的に所管課のほうで対応に窮した場合の対応だと考えております。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

1番目の答弁の中で、保健師の兼務ということですが、これはその接種業務と、また日常的にある担当課の業務を兼ねるということですか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

本村では、そういう65歳以上の高齢者の接種が始まって、そして、いろいろとまた一般の方の接種等々が入ってくると思うんですが、全てが終了するまでは、時期的にいつ頃を予定しているのか、確認します。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

時期につきましては、ただいまのところ、高齢者につきましては、9月を予定しておりましたが、最近、国の通知のほうで6月末までにワクチンが来るということでしたので、ワクチンはディープフリーザーに入れましたら2か月ほどしかもちませんので、8月までに繰り上げて接種をする必要があるのではないかと考えておりますが、そこら辺の日程につきましてもまだ未定でございます。

また、通知のほうで今年度末の2月28日までに全国民の予防接種をしてくださいという通知もありましたので、私たちとしましてはその16歳から64歳までの方も含めたものの最終のほうは2月の末日と考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

じゃ、その期間において、今、課長のほうが答弁されたこのメンバーのチーム、メンバーのほうで最後までこのメンバーで対応していきたいという考えでよろしいですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

そのメンバーで対応するということになりま

す。ただ、どうしても、そこで原課のほうで耐え切れないということであれば、当然、またチームを編成し直すということも十分可能だと思いますので、そのように対応していきたいと思

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

2月の途中から派遣社員を4名採用しております。現在、この派遣社員の皆さんはどのような業務に当たっているかお聞きします。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

担当している職員の指示のもと、集団予防接種に関する備品の選定及び発注並びに購入等をやっていたり、あとコールセンターとしてのQ&Aのマニュアルづくりをしていたり、あと、もろもろです。Vシステムとって、ワクチンの分配、管理などがあるんですが、この操作を練習していたり、ワクチン接種に当たってのいろいろな事務関係及び備品関係、その他もろもろのものを職員の指導のもとにやっていると

でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

接種を実施するまでにですね、いろんな事務的、手続等とたくさんの業務があると思うんです。ただいま課長のほうから備品の購入であったり、そしてマニュアルの作成だったりということであります。ほかにも恐らく接種券の発行だったり送付、そして該当者の確認等々もあると思うんです。

そういう中で、そのチームの皆さんが対応できなくなったら、その全庁体制で、流動的に人を配置するということではあります、それは急

に入ってきて対応できるものですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

議員の御質問にお答えいたします。

今、健康保険対策を中心にやっておりますが、4月からは、1人、また職員、今、増で内示を出しているところです。

それと、健康保険課ができない分野については随時連絡がきますので、例えば、総務課が契約関係をやってみたりとか、電話設置をしてみたりとかという分野をできる範囲でやっています。

それと、ワクチン接種になったら、全体的なワクチン接種の導入体制を組まないといけないと思いますので、そのときは全庁で行いたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

例えば、電算専門の方が総務には配置されていると思います。それで今、担当課のほうからそういう要望をお願いがあったら、一緒に協力しますということですが、そういう足を運んで担当にお願いするということではなくて、その全体で、その専門の知識を持った人を配置する、そしてうまくその接種チームを機能させるというお考えはないんですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

こういう小さい町村では専任ということがなかなか難しいところでありまして。兼務で、前回もコロナ関連とか、豚熱とかというのを兼務の中で、お互い助け合いながらやった経緯がございますので、我々、職員、決して健康保険課だ

けに業務を背負わずということではなくて、実際に健康保険課が必要であるものについては各課割り振りしながら対応している状況であります。以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

派遣社員も4名います。そして、接種班チームができて、その中でいろんな接種を実施する場における勉強会等々を、そして現場でのいろんな想定外のことが起きるかもしれない、それも踏まえて勉強会等々は実施されているんですか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

勉強等に関しましては、県や国のZoom説明会等もごございますので、職員、私も含め、保健師もあと4月から配置されると予定されている内部異動するんですけれども、その方も含め、一緒に勉強しています。

また、あと集団のシミュレーションに関しても近いうちにまた実施しようと計画はしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

この接種の実施に当たって、そういう勉強会、県とかのいろんな勉強会もやっております。しかし今、村長の答弁の中では、これは途中からそういう人があればということではありますが、私はこれ対応できるものと思っていましたが。村長、どのようにお考えですか。急に、このそういう勉強会等々に参加しなくて、人が足りないから、じゃ途中から職員をどこから回していくというそのお考えの中で、これを進めていくのは、私は極めて不安がありますが、どうで

すか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

御指摘のように、非常に人事としては難しいところがございます。今、ただコロナ関係の事業を見ますと約4億2,000万が令和2年度に措置されていまして、これは全庁で、所管課だけじゃなくて、全庁のほうでその事業を執行しているわけです。ですから、ある程度の職員の認知度はあると思うんですけども、今の対応については、もう私たちとしては万全を期すという。ただ職員も自らの事業を兼務してのことでございますので、そここのところは御理解いただきたいと思えます。

いずれにしましても、現課からのSOS、そういったのが発信されたのをしっかり対応して、これも総務課長が人事担当でもございますので、そこはしっかり把握して、対応するようにしたいと思えます。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

このチームの、本村の例えば、現場で接種する場合の、例えばチームがあると思えます。そのリーダーになる方は誰ですか。課長ですか。健康保険課の課長か確認します。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

全体的なリーダーとしては私ですが、毎回、毎回の集団予防接種等に関しましては、その現場に毎回行けませんので、その場の中で、職員を必ず1人以上は配置したいと考えていますので、その方がリーダーになると考えています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

国はそういう大きな事業を今、進めようとしている、全国的に。そして、マスコミも毎日取り上げていて、テレビのスイッチを入れればコロナ関係のニュース、そして、いろんな副反応出たり、いろいろとありますね。毎日、そうなんです。僕はある意味では、この手続によって遅れがあったり、例えば、何かのミスがあったり、ここで絶対に許されるべきものではないと思っているんです。村長は、いろんな皆さんが、今抱えている業務のお話を答弁されておりましたが、私はこれは最優先的に村を上げてやるべきことだと思いますが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

御指摘のとおり、最優先課題の一つだと考えております。ですが、その体制として、万全を期すためにも、それぞれのプロジェクトチーム持てないにしても、それぞれの課、例えば健康保険課、福祉課。それぞれ、看護師、保健師がいらっしゃいまして、そういったことの対応について準備するようについては指示をしております。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

マスコミ報道でも、いろいろと国の方針が変わったり、いろんな事業の遅れがあったり、いろいろと毎日、そのことについてニュースが入っています。今、課長が全体的な総括を見るということなんです、現場には行くことはないということでもあります。じゃ、現場でリーダーとなって、全責任、全部を見る人とは係長になるのか、どなたが配置されていますか。名前はいいですよ。一般職員か。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

係長も毎回毎回も、8月までに多分何十回とするので、全回行くことはできませんので、今、一応いる職員に4月から来る職員等も含め、最低1人は正職員の配置をしたいと思っていますので、その方がリーダーになります。普通の一般職員でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

職員を1人配置するということでありますね。それ、例えば、我々特別委員会の中でもこれが審議されまして、そこには大庭学園の学生、生徒だったり、そして琉球大学の看護学校の学生だったり、その皆さんを応援に入れたいというそのお話もあるんです。それだと例えば、このチームのリーダーとなる担当職員が、例えばコロナに感染したり、そしてこの支援に当たる大庭学園の生徒だったり、琉大のこの学生だったり、もし、感染が、そこで感染が広がったときは検討されているのか、その辺、お聞きします。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

大庭学園の生徒や琉大の学生に関しましては、これ、今、一応、案でございます、まだ具体的な検討はしていません。なぜかと言いますと、義彦議員がおっしゃったように、若い人たちは活動量が多いですので、無症状のうちに感染している可能性もございます。ということで、今のところ検討中ですが、まだちょっと、やるのは、致しかねるかなと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

当初の予定としては、その皆さんの協力も得ようというお考えの中で、それは、皆さんは計画を立てると思うんです。その皆さんが、もしできなくなったときには、残りの皆さんで対応できるのか、支障がないのか。そして、担当職員を1人配置して、もし、さらに感染して、もう業務に就けないということになったときの対応というのは、どなたかが、こっちで、村長お願いします、答弁。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えします。

もうそのときは、村内もこれに最重要な施策として、そして、今まで、本来自分が持っているのを逆に10になるかもしれません。それぐらいの対応が出てくると思いますので、それで、非常に危機的環境にあれば、当然、そういう体制を取ると思いますので、そのように対応しなければならないと考えます。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

そういうのを想定して、こういう事態が起きないようにするのが、計画的に立てるべきじゃないですか。

例えば、1人増員するということでありましたが、この増員される職員というのは、誰か。新採用ですか、それとも、今、どの課から配置されますか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時26分 休憩

午前11時26分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

1人増については、経験者の職員を人事異動の内示を出しているところであります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

このチームリーダーに何かあったときには、その方がそれを、全体を見るとということになりますか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

今、健康保険課でプロジェクトチームをつくっていますけれども、どういう体制なのか、医者が1人で、看護師が何名とか、これの幾つのグループというの中で、職員がどう関わればいいのかというのが、全庁にまだ説明がされていない状況がありますので、ぜひ、これが決まり次第、全庁体制で決めて組織作りを行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

この事業について、国や県から、例えばプロジェクトのチームの設置であったり、その業務に専念する諸々の協力体制という通告とか文書は届いてないですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えいたします。

国、県から全庁で取り組むような文書は来ております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

やはり、国や県もこの事業は、かつてない大きな事業、また何が起きるか分からない事業ですよね。人の命を預かる、そういうもので、私は大きく力を入れていると思うんです。

そういう中で、例えば、近隣でももうプロジェクトチームをつくっている、設置している市町村あります。そして、その中でほとんど見ると、課長の皆さんが、この業務だけに専任する、終わるまで、専任して、課長、係長クラスを配置し、そして、本庁から辞令交付を出している、そういう状況なんです。

だから、そういう国からの協力も求められている中、そして各市町村の動きも、その動きの中で、村がそこまで至っていないというのは、どのような認識なのか、村長お願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私たちが基本的には全庁で臨んでいると考えております。ただ、今おっしゃったように、それぞれが兼務でございます。多分、我々みたいな小さい市町村はほとんどが、私は兼務で全庁体制でやっていると考えておりますので、プロジェクトチームをつくるという市町村については、大変財源の余裕のあるところや、体制の余裕のあるところがそこらあたりじゃないかなと思うんですけれども、それは私たちもできるだけ、万全を期すということは間違いございませんので、全庁体制で、プロジェクトはちょっと今、つくれませんでしたが、今後また、つくる必要があるかもしれませんけれども、もし、絶対にこれは必要というのであれば、プロジェクトチームの検討についても考えていきたいと考えます。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

今、皆さんがかかえている業務はたくさんあると思います、どなたもいっぱいいっぱい。しかし、その中で、そういう事業に中々回せないという村長の答弁も理解できる場所もありますが、しかし、これはもう命に関わるものから、最優先してほしいと思うし、そうやって例えば派遣社員が4名採用されているわけですが、この派遣社員を他の課に回して、そこから職員を交代という形をとるのかですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

今、派遣職員については、コロナ対策の10割補助金を使っている状態がありますので、これを職員と入れ替えるということになれば、会計検査等来たときに、非常に困るということになりますので、どうしてもコロナ対策の中の派遣職員という位置づけになります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

去った新聞に、今度4月12日から接種が始まると思うんですが、この件は新型コロナウイルスワクチンのこういう接種を初回実施する自治体に、うるま市と宮古島市を上げているわけです。その2市を選んだ理由として、処置体制が確立しているという一つの大きな理由なんです。そうなりますと、いろいろと、うるま市では集団接種を想定した訓練等も実施されていると、非常に高く評価されているわけです。私は今、いつコロナに感染するか、不安を抱えている村民も多いと思います。そんな中でもし、接種が可能であれば、早めに接種を受けたいという思い。

だから、そうなりますと、我が北中城村はいつぐらいに、何番目後に接種が始まるのか気に

なるんですが、これはもろもろ、準備態勢はしっかりできているのか、確認したいと思います。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

先ほどもちょっと御説明いたしましたが、4月の最終週に全市町、国内の全市町村に1箱ずつワクチンが配付されることになっておりますので、北中城村はその配付を受けてからの接種開始になると考えています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

1箱ずつ全市町村に配られるということですが、これは1箱で何名分のワクチン、何名分が接種できますか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

これファイザーワクチンですが、1箱に、195バイアル入っています。195バイアルですが、この中から、現在、ちょっと6人取れる、5人取れるとかいろいろありますので、大体、およそ900人から1,000人の間、この注射器によりますので、その間と考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

この950名から1,000名ということですが、例えば、本村では65歳以上の高齢者、対象者は4,000名を超えていますよね。そのときに、この順番というのか、どの地域が接種をするのかそれをお聞きします。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

私たちの、計画のほうでは、地域というよりは高齢者の施設入所者から打っていったほうがいいんじゃないかということで、村内の若松病院であるとか、屋宜原病院の先生たちと御相談して、入所者から先に始めようかということをお計画しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

じゃ、施設の入所している方々からスタートするということですね。じゃ、それは、今、皆さんの資料の中、優先順位が示されていて、まず1番目に医療従事者、そして消防職員と、そして2番目に村内の高齢者施設入所、職員であります。これは順位1番の医療従事者と消防職員も同時に接種を行う考えか。

それと順位3番目に65歳以上の高齢者ということですが、4,114人対象者がおります。そのときになってきたときにですね、65歳以上の接種が始まったときには、どの地域というものを考えているのか、2つお聞きします。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

優先順位の中の医療従事者及び消防の職員につきましては、これは県の事業でありまして、県のほうが接種をしております。もう既に始まっております。

村民の中の65歳以上は約4,000人ございますが、もうこのワクチンの配送がどのようになってくるのかが、ちょっと分かりませんので、地域とかではなくて、まず予約制にしますので、予約次第ということで考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

接種券を発送して、とりあえずは皆さん早く打ちたいという方とかそういうままで、予約制にした場合には殺到すると思うんですが、これは対応できますか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

対応できるかというよりは、対応しないといけないですので、もう対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

この質問は、このワクチンがそれだけの人数分が全て届くかの質問なんです。ワクチンがなかったら接種ができないですよ。それを予約制にしたときに、ワクチン以上に予約されたときにはどのようにするお考えですか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

一応、国のほうからの通知では6月末までにこの65歳以上の方たち全員に接種できるワクチンを配付するというので報道とかもありましたので、私たちはもう、ワクチンがどのようなスパンで入ってくるか、ちょっとまだ分かりませんが、そのように考えて、ワクチンの数に応じての予約を取ることにしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

では、続いて、接種場所の選定について確認したいんですが、今、場所を中央公民館、そして村民体育館、そして、今イオンモールのほうを3か所上げていましたが、これは場所、3か所にする必要はどういう意味ですか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

主に、中央公民館を予定しております。これは駐車場の関係とか、毎回、成人の集団検診等を行っていきまして、こちらのほうが慣れているし、村民も来やすいかと思って、ここを設定しておりますが、長いスパンの話ですので、台風であるとか、停電したり、あともしかしてがけ崩れとかあったりとか、いろんな場合を想定しています。なので、村立体育館及びイオンモール沖縄ライカムさんのほうから申出もございましたので、そちらのほうも見に行きまして、何かあったときには、またこちらを貸してくださいということで、なるべくできないことがないようにいろいろな場合を想定して準備しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

中央公民館を主として、こちらで接種をやる。何か使用できないような状況が発生したときには、この2か所を考えているということでのよろしいですか。はい。

続きまして、接種を担当する医師について、中部医師会との調整中ということなんですが、これはもう看護師も含めてです。もうすぐ目の前に迫っているのに、まだ調整中というどのような何か、決定できない、いまだに調整というのはどういうことなんですか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

こちらに関しましては、中部地区の市町村が事務研究会を持っていきまして、従来の、乳幼児等の予防接種に関しましては中部地区医師会と集合契約をしております。ですので、この今回

のコロナに関しましても、やっぱり市町村によって、医療機関が多い少ない等もありますので、中部の医師会と市町村で検討して、契約等を進めていこうとしているんですが、やっぱり、今までやったことのないものです。それと、また週に何回も、うちでも週に2回やるとしましても、沖縄市とかうるま市とか、市も週に2、3回やるとしたら、お医者さんの数がここまで確保できるのかとか、いろいろな問題等ありまして、今ちょっと、医師会のほうで意見がまとめられていない状況です。私たちからの要望は出しているんですけども、医師会からの返事がまだということで、今、まだ途中です。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

中部の医師会の中では、対応できるかどうかというもろもろが出ていると。じゃ、結局、もし中部医師会ができなければ、県的なものによる方向に進んでいくのか、その辺はどのように進められていくんですか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

県のほうからは、地区医師会と市町村は調整してくださいということになっていますので、南部、中部、あと、市は浦添市とかは単独で持っていますが、その地区単位の医師会と調整することになっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

分かりました。

じゃ、次、住民の相談先となるコールセンターの委託先ということで、委託は行いませんということであって、今、庁舎の4階に、今、事

務所が設置されていると思いますが、例えば、このコールセンター、当初、委託ということでありましたが、これは恐らく電話を通してどういう相談が来る、村民から来るものと皆さんはお考えになっていますか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

まず、コールセンターの役割といたしまして、村のほうでは接種券の発行及び予約、またどちらの医療機関で受けられるのかとか、そういうものを主に相談いたします。

県のほうもコールセンターを、今つくっておりますが、県のほうはやっぱり専門職、お医者さんとかがいて、ワクチンの副反応及び医学的知見を必要とするものを担当することになっていきますので、そこら辺の内容は聞き取って、また県を紹介する等は考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

では、自分が心配するのは、例えば、業務の予約だったり、そういう業務を当たるといことなんです。それは大きな問題は特にないとして、村民が一番心配されるのは副反応なんです。例えば、食べ物だったり、お薬にアレルギー等々で、副反応を起こしたりする方々多いかと思えます。そうでなければ、私は電話だけの話の中では、うまく自分の思いが伝えられない、そういう方々もたくさんいると思えます。

だから、その事務所のほうには恐らくそういう相談したいということで、直接役場に訪れる方が、私は接種券を送付したらそういうことが増えるかなと思えます。そういうものについて対応できますか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

それも一応は想定しております、上のコールセンターに受付カウンターも一応置いてあります。4月からは会計任用の保健師も採用予定でありますので、そういう体調面に関して、一応、保健師が対応しようとは思っておりますが、医学的なこととかはやっぱりかかりつけの主治医のほうに聞いてくださいということで、私たちは対応しようと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

しかし、そういう皆さんのお考え方針かもしれませんが、やはり、例えば皆さんに相談したいということで、顔見ながら相談に訪れる方は、私は出てくると思います。とりあえず、これはちゃんと説明しなければならないと思っているし、例えば接種会場において、例えばいろんな問題なく申込みして接種しに来ました。そこでパニックになる方も出てくるかなと思うんです。そのときの対応は、例えば保健師の方がやるのか、看護師さんがやるのか、どのようにお考えですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時46分 休憩

午前11時46分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

そういう方がもしございましたら、一応、保健師もおりますし、医師も看護師もいます。その専門職が中心になって対応していきたいと思えます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

続きまして、長期保存の冷凍庫の保管や取扱いの不安についてということで、新聞のアンケートでは不安がありますということをお返事されていたんです。まず、どのような不安だったのかお聞きします。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

このアンケートのときは、もう大分前になりますが、どういうふうに取り扱うとかも、お医者さんたちも初めてのことということで、私たちに聞かれましたが、これは私たちも分からないことでしたので、いろいろ不安な件はありましたが、今回はフリーザーがもう設置されていて、屋宜原病院さんとか若松病院さんに一応見に行きました。あちらの方の担当の方とか、病院の方も、一応、これは使い方とかも一応習ったということなので、だんだん、使ううちにどんどん不安のほうはなくなってきてはいますが、考えられるのは、県外のほうで事例がありましたけれども、この冷蔵庫が壊れたときとか、そういう不安はありますが、今の段階では考えられるのはそれぐらいです。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

今、若松病院さん、そして屋宜原病院のほうに設置されているということですが、もうここは建物的には、台風の時期になると停電したり、そんなことが大きく発生するんですが、ここはもう、病院として自家発電設備も整っていると思いますが、その心配はないですね。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

確認したところ、やっぱり非常電源がありますので、非常電源につながるコンセントにちゃんと差してあるのを確認いたしました。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

担当課から委員会でもらった資料の中には、例えば、個別の接種につきましては、自分のかかりつけの病院でできるということですが、しかし説明の中ではその中部地区内の医療機関ということでありました。しかし、村民から、その中部以外の病院にかかりつけの病院があって、恐らく、そういう自分の体調を見ている方々もいらっしゃると思うんです。そこを拡大していくことはできないのか。お願いします。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

これにつきましては、県内のほうでもいろいろありまして、様式がありまして、やむを得ない場合、他市町村の医師にかかっているとかというのをまた申請いたしまして、できるということはあります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

もう、この質問については最後になりますが、村長、これも大きな、これもうない事業と思うんです。一般職員が担当するということですが、しかし、いろんな質問をする中で、担当課長はこれからも考えていきますと。全庁上げて僕はやるべきだと思うんです。これ注目されてますよ、本当に。だからそれを、村民も注目しているし、いろんなマスコミ等々もそうやって注目している。どのような市町村がどういふふうに進めているかというのは、人の命を預かるものでありますから、絶対にミスがあつて

もならない。遅れてもならない、そういう中で、僕は進めていってほしいと思うし、ただ途中から職員が足りなければ増やせばいいさというこの軽い考えじゃなくて、最初から専任させる気持ちで、そして、勉強会等々もしっかり行い、どういう流れでやっていくのか、その対応を取ってほしいと思います。

担当課としては、課長としては、皆さんからもうやりなさいと言えば、職員も変則でも自分から言えないですよ、やるしかないが無理があれば、ミスが出るわけです。我々、民間でも長いこと勤めていて、他の部署が忙しければ、みんなで協力する。それどこも一緒です。私は、強く言いたいんですが、早めに、もう一度、各他の市町村もしっかりやっておりますから、これに準じて、しっかりやって万全の体制で臨んでください。

次の質問に移りますが、村長選挙の公約、これは当然、約束したことだから、僕は守るべきだと思うし、やらなければならない。

その中で、村長がその大きな柱を立てました。福祉行政、教育行政、産業振興、まちづくりです。それと防災、平和文化行政、そして、行財政改革等々があります。その中の項目ごとを見ると28項目ありますね。28項目、これはこれから議会では、議員からの一般質問を打とうと思って、そういうまた助言をされたところが、村長がもし、事業に入れようとしたら、それも進めなければいけない。

村長はもう、大きな課題というのか、それものしかかってくるわけです。それと、僕はもう12月に就任して、3か月がたちましたが、もう早いと思っているのか、あと3年9か月あるというお考えなのか。僕はしっかりとこれから進んでいかなければいけないと思うんですが、どのような計画を持っておりますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私、当然、公約を果たすべきではございまして、その果たす手段といたしましては、まずは、私は実施計画の見直しをします。実施計画、今、企画のしっかりつくってはいるんですけども、まだ私の公約は含み入れるのは、もっとも一番有効なのが実施計画に盛り込むこと、そしてまず、それをまた盛り込ませるのはどうしたらいいのかということで、また、いろんな方、行財政改革、行財政診断、そういった点も必要となってきますので、そのことによって、私の公約ができるできないという判断もできますので、まずは行財政診断、そして、また実施計画の見直しを図って公約を反映させるような計画性のある行政で持っていきたいと考えます。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

例えば実施計画ということで、実施、それで実行しようというお考えの中で、そこには予算、いろんなことになってきます。しかし、それは、全て一度に実施にまわすことはできないと、私は思うんです。

この28項目の中で、村長が政策にかける公約したことで、これの計画表をつくり、その中で、例えば、掲げた政策の中には大きな予算を伴うもの、補助金、必要とする事業、そうでない事業、そして、地域の協力が最も必要とする事業、そして、長期に係る事業もろもろがあると思うんです。これは、私は計画書の中で、これをより分けして、もちろん長期に係る事業については早めにやらなければ、4年間では進めることはできない。地域の皆さんの協力も、じゃ、この前できなかったことをすぐ協力を求めてもかなうかどうか、これも早めに進めなければいけない。そこは大きな予算が伴わないと思うんです。そういうもろもろをより分けした計画書づくりが必要と思うんですが、答弁を求めます。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

4年間の計画で、私が初年度、2年度、3年度、4年度、できるような計画をつくっていきたいと考えます。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

今、計画を立てるということでございますが、例えば、私は自分の意見として、例えば、その公約を実現するために、一つのチームを結成して進めるべきだと思うんです。例えば、村長においては公務が多忙であるから、なかなかそれにずっと入って議論することはできないだろうし、そこにチームの責任者をつくる。これがまず大事なことだと思います。ただ、全庁の会議で、報告であったり、協力しなさいということではなくて、しっかりとしたチームをつくる。そしてこちらにチームのリーダーを置く、そう考えれば、実現すると思うんですけれどもいかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

そうですね、多くの人の意見を聞くということは、非常に実行性のある旨になるのと、もう一つは非常に計画的に進める意味でも多くの意見、聞いて、今おっしゃったような、そこにチームリーダーを置いてやっていくと。私自身が限られた人力ですので、そういった面では有効かと思えます。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

例えば、今回の議会では、島袋地区の中学校のバスの無料化することで、もう予算が計上されました。これから、村民の皆さん、子育て支

援の皆さんは学校の給食費無料化、私立も含めて、これも大きな関心あると思います。それと、これは、そして、この予算はどこから捻出するのか、それも考えないといけない、補助金があるのかどうか。それからまた、総合運動公園整備ということではありますが、やはり、私はこれは必要だと思っています。中部地区でも近隣でも、運動公園がないのは我が村だけ。しかしその中でも、中学校は中部地区でも県でも優秀な成績を取っている、僕は感心するんですが、これはぜいたくな施設ではないんですね。皆さんが必要とするもの。それにまた大きな計画と、長期のスパンで事業を展開しなくちゃいけない。

例えば、村長がコミュニティの強化ということで、その政策の一つに上げているのが、各地区の組織団体が衰退したりして、それを立て直すということだと思うんです。私は大事なことだと思います。地域のつながり、希薄になっているのを立て直すことは、それがいろんな形でいい方向に行くと思うんですが、しかしそこには地域の協力が必要です。だから、それはどのように進めていくのかということではありますが、自分の意見であります。例えば、副村長も、選挙のときからその政策も一緒になってお考えになったと思うんです。だからどういう形でやろうというのは、全て自分の中にもあると思いますから、副村長はトップに立って、そして、指揮官でしっかり努めていってほしいんですが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、私はそれちょっと考えておりませんでしたけれども、基本的に私1人の力じゃ無理ですので、今の適切なアドバイスだったと思います。副村長もその私の政策をよく存じておりますので、それは適切な措置かと思えます。それもまた、後で副村長とも相談して決めていきたいと

思います。

また、計画の中で今、非常に優先順位とか、費用対効果あるいはその必要性、そういったあたりも含めて、そういう選考基準、優先順位を定めて公共事業を張りつけと、私の公約を張りつけるという意味では、非常に有効かと思えますので、そのようにやっていきたいと思えます。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

一般質問に2点取り上げました。そのワクチン接種についても、しっかりと万全に期させて、村民の皆さんが安心して接種できるような体制、何のミスもないように、そして、担当課、1つの担当課に責任を負わせるのではなくて、みんな考えていく、これはどの市町村もそのように進めておりますから、小さい村だからではなくて、小さい村でよそができないから、我々北中城村はやるんだという意気込みで、これは僕は必要だと思います。そして、この政策というのは村民に約束して村長に当選したわけですから、これを人間として守れないということは、もう村民を裏切ることになりますよね。私も村長支援した一人として、一緒になって協力していきますよ。ぜひ、頑張ってください。

これで、自分の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 0時01分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

一般質問を続けます。

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

通告に従い一般質問を2件行います。

農を活かした地域活性化事業について。

前段として、平成28年度から開始されたコンテナ式水耕栽培実証実験、そして、令和3年度から、農を活かした健康・福祉の里づくり計画について。

この事業計画は、荻道・大城地区にまたがる農地や遊休地など7万平方メートルに、再生可能エネルギー施設や観光農園、医療、福祉、健康増進施設、グリーンツーリズム施設、優良田園住宅等を整備し、持続可能な里のモデル地区とする構想であり、私はアワセ土地区画整理事業に次ぐ、北中城村の一大事業であると考えます。荻道・大城地域説明会も各2回ほど実施され、おおむね賛同が得られ、期待もされています。

新年度の村長施政方針の中でも、戦略的農業の推進と銘打って、農福連携をキーワードに農を活かした健康・福祉の里づくりを進めるとあります。第一段階整備としてバイオマス発電施設や水耕栽培整備事業の検討が本格化しました。本年度はこれらの取組を円滑に推進できるよう、地域活性化アドバイザーを配置するとともに、地域おこし企業人等の専門的知見を活用するとしています。この事業について、村長の関心度の高さが見えるところであります。

村長の所見を伺います。

また、今後、この事業展開がどのように進んでいくか、現在の進捗と今後の展開について。また、事業完了の目安は。所管する担当職員配置は十分か伺う。

2点目に、少年野球熱田フレンズグラウンド復活について。

渡口下原熱田フレンズグラウンドが、令和2年度から村所有資材置場として使用されている。40年もの歴史ある熱田フレンズ、小さく狭いグラウンドであるが、野球少年にとっては聖地であったかとも思います。高校野球甲子園球児、プロ野球選手もそこから生まれております。我が村長も、1971年、第43回春の選抜高校野球に

出場しています。

沖縄県勢初の1勝もしております。理念とする青少年健全育成、スポーツ振興を推進、図る面からもどう捉えるか伺います。

1つ、練習場ではなく、資材置場になった経緯を伺います。

2つ、一時的なことなのか、また別の場所への考えはなかったのか伺います。

3つ、従事のチーム指導者、保護者、選手たちへの説明、あるいは承諾はいかがだったか。

4つ、今後の対応、復活はあり得るか。

以上伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

比嘉次雄議員の質問にお答えいたします。

まず、農を活かした北中城村活性化事業についてですけれども、詳細については所管課が説明しますが、この構想につきましても、テーマは農業と住居、農業と福祉、そして食と農業、さらに農業と観光による健康・福祉の里づくりということでテーマにして進めております。

村内の事業者、医療機関、それから住民、それらが連携をいたしまして推進する事業でございます。既に1月5日、EM研究機構に地域再生推進法人ということで認定書を授与しております。村、村民、医療機関、それら事業者、そういった方々と一緒になって進める事業でございます。

これについては、詳細は担当課に御説明させていただきます。

それから、2番目の少年野球熱田フレンズグラウンド復活についての御質問です。

これについては、私といたしましては本当に断腸の思いでございますが、これについては関係課と地域の方々、少年野球の方々と話合いをしまして、資材置場ということになったということを知っております。私としては、今後の地

域の子どもたちのグラウンドになることを考えておりますので、終了後、また原状に回復するというのを気持ちとしては持っておりますので、もし、子どもたち、地域の方々が新たにまたソフトボール、野球チームをつくるということであれば、そこに供するというのも十分考えることでございます。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

私のほうから、農を活かした北中城村活性化事業についての御質問に回答させていただきたいと思っております。

現在までの進捗状況と今後の展開及び完了時期について御説明させていただきます。

まず、進捗状況でございますが、現段階では、農を活かした健康・福祉の里づくり事業といたしまして、整備を6段階に分割して事業展開を図る予定でおります。

その中で第一段階については、今年度で事業者、整備内容を確定の上、事業計画につきましても明確化を行っておりまして、令和3年度からの事業着手、令和4年度下旬までに事業の開始ということで、現在、進んでおります。

次に、今後の展開についてですが、令和4年度には第二段階、第三段階、第四段階の整備に関する整備内容の確定を行い、事業予定者、これを公募を実施して、事業者の確定、事業内容の明確化を図り、かつ、事業敷地についての担保を得ていく作業を沖縄振興の一括交付金を活用して行っていく考えでおります。

また、第二段階から第四段階の整備に関しましては、令和7年度内の実現を予定しております。

そして、事業の全体の完了時期についてですが、現時点では、第五段階がグランピング施設、キャンプ場など、グリーンツーリズム関係の整備となっております。また第六段階、これが

優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく環境型戸建て住宅の整備というような内容になっております。

これらにつきまして、まだ検討の段階でございまして、さらに中城公園のメイン入り口から仲村家前までの村道の整備の時期、村内外における社会環境や消費者ニーズなど、今後踏まえながら再検証を図って、取組の明確化を行う考えであるため、整備内容の変更や事業実施時期の見直しにより完了時期も遅れることが予想されております。

なお、想定では令和12年度内の事業完成を目指して取り組んでいく考えでおります。

以上です。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

私からは、所管する担当職員配置につきましてお答えいたします。

新たに係を増設し、地域活性化アドバイザー、地域おこし企業人を配置して対応を構築していきたいと考えております。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

私のほうからは、2番の御質問の村長の回答を補足する形でお答えしたいと思います。

まず、議員が少年野球熱田フレンズグラウンドとお呼びされている場所につきましては、もともと渡口ビーチグラウンドという名前で、村民から利用されていたグラウンドだということで記録が残っております。もともと村営グラウンドがありましたところに北中城高校が開校したというような経緯があって、その代替施設として現在の土地にグラウンドという形で整備されたということでございますけれども、またこれを整備した後に、今度は国体のために県道があそこにできまして、それでまた土地が削ら

れたというような経緯がある土地でもございませぬ。

実際、こういった形でもともとありましたグラウンド自体の敷地が狭くなっていったということもございまして、当時利用する団体は、この少年野球チームのみというような状況になっていたところでございます。

1番、練習場ではなく資材置場となった経緯はということでございますけれども、まず、このクラブに所属する児童数自体が減少したということがあったということで、実際、このチーム活動自体が継続できなくなったということ、チームの監督さんのほうから役場のほうに御連絡いただきました。

村内関係課、当時の村長、副村長、あと所管する総務課、あと建設課、こちらで今後の利用方法などについて協議をした結果、現在、村内において有料で私有地をお借りして、資材ヤードとして使っているところも何件もございまして、こういったところを、逆にそういった賃借物件を減らしていこうというような考えもございまして、まず、ヤードとして一時使えないかということで協議を行っております。

2番の一時的なことなのか、または別の場所の考えはなかったということでございまして、この場所につきましては、皆さん御存じのとおり海のすぐそばにございます。これまでも台風や高潮の際に水が冠水するような場所でもございましたので、現地の高さに盛土を行って、浸水しないような、災害にも強く、今後またさらに有効的に使えるような場所にするために一時的にヤードとして利用するという、今現在、使わせていただいております。

3番の従事のチーム指導者、保護者、選手たちへの説明承諾はということでございますけれども、この利用方法につきましては、既に当時の関係者とかに説明会を2回ほど開いて、御了承をいただいているところでございます。

また、どのような反応で、今後の対応はということでございますけれども、今後、また再チーム結成とかが考えられますので、そういった場合につきましては、現在、すぐ近くにもしおさい公苑とか、また若松公園などのグラウンドも、まだ少年野球チームが利用しているような実例もございますので、こういったところの利用を検討していただきたいということでお伝えしてあります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

じゃ、再質問に移ります。

農を活かした活性化事業についてですが、第一段階整備については、令和3年度には工事の着手が行われ、令和4年度内での完成が見込まれるとのことでの解釈でよろしいですか。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

はい。そのとおりでございます。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

それでは、改めてお聞きしますが、第一段階整備というのは、どのようなことを主体に行う整備でしょうか。また、今まで行ってきた水耕栽培の実証実験や再生可能資源、生ごみからエネルギーをつくるの活用などの業務としての関係についても教えてもらいたと思います。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

御質問にお答えいたします。

第一段階の整備の主な内容でございますが、水耕栽培関係の植物工場、そしてまた園芸ハウス施設、そして再生可能資源を活用したエネル

ギー施設、そして学童農園などの整備をパッケージで行うことを第一段階整備としております。

また、水耕栽培や再生可能エネルギーについてですが、再生可能エネルギーに関しましては、小規模な生ごみの量で、小規模な施設で、どのような効果を出した取組ができるかというようなことで検証を業務として今まで行ってきました。そして、水耕栽培に関しましては、どのようなものが事業性があり、また収益性を高めたものとして栽培可能なのかということで検証を行ってまいりました。

そこで、両方とも成果が見えてきたということで、実際に事業化に向けて取り組んでいこうと。その成果を村内の農業者や企業者などに伝えていながら、事業を構築していただくとというような考えがございました。

その考えの一つとして取り組んでいたもので、農を活かした健康・福祉の里づくりという事業がございました。この健康・福祉の里づくりの中で、この水耕栽培の実証実験の成果、そしてまた再生可能資源を活用したエネルギー化の検証、それらを事業として取り組んでいこうということで、第一段階の整備にそれが生かしていけないかということで、この健康・福祉の里事業の中の第一段階整備として明確化して、こういう取組にしよう。

その中で、今回、事業を実施してもよいというようなことで民間事業者のEM研究機構さんが手を挙げ、そしてまた、内容等を精査して事業者として選定されました。そのような形で、今、第一段階整備の着手に向けて動いております。

その前段には、この第一段階事業に、事業として今までやっていた水耕栽培の実証実験、そして、検討を行ってきた再生可能エネルギーを活用した展開、これらを本格化していこうということで、この令和3年度からの第一段階整備につながっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

前段としての水耕栽培の実証実験を行われておりました。今、それに関わってくる第一段階の地域再生法人、EM機構さんが手を挙げて、そこでやっていこうというのが現状だと思えますけれども、これについて資金の見通し、補助金、交付金の導入、村の負担等は考えているのか伺います。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

資金等につきましては、まず第一段階の整備に関して、植物工場、園芸ハウスの整備、そして営農型の再生エネルギー発電ということを連動させて、食の循環、農産物の供給、構築ということで取り組もうと考えております。

その中でも植物工場と園芸ハウスに関しましては、総務省のローカル10,000プロジェクトというものと、そのものに企業版ふるさと納税という内閣府のもの、これをパッケージで活用できるということなので、それを民間事業者への導入可能な交付金、資金という形で使っていこうというふうに考えております。

また、植物残渣によるバイオマス発電施設に関しましては、営農型再生可能エネルギー発電自家利用モデル構築事業、要は再生可能エネルギーを営農型、要するに農業関係に活かした利用、売電ではなく、そのような農業に活かした利用であれば、環境省が補助を、その事業者に導入しようじゃないかというようなものがございまして、おおむね全体の事業の2分の1ぐらいにはなると思われますが、これを民間事業者への導入可能な補助金、交付金として活用を考えております。

そして、村の一般財源からの支出、助成とい

うものは、今現在、EMさんが、今、事業計画、つくっておりますが、その中では考えておりません。残りは自己資金というふうなことで、今、事業計画は立てられております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

村の持出しは今のところ考えていないということですので、ちょっと前後しますけれども、水耕栽培のコンテナ栽培です。そのコンテナの活用、今、漁協に置かれていますね。5基でしたか。その今後の活用についてはどう考えていきたいと思いますか。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

今の段階で2つの考え方がございます。

一つの考え方といたしましては、移設して、今は実証実験用の施設なので、施設自体を改修しないといけません、それを改修して事業用として活用していけるかどうかということでの検討を進めております。

もう一つは、現在の場所で水耕栽培を行いたいという方々に対する研修施設として活用する。そしてまた、今までも実証実験行ってまいりましたので、各企業から、そういう実証実験を行っていただきたいという要望に応じていくと。

また、事業として単体では成立しませんが、そこで生産したものをしおさい市場などに供給して、年間を通して新鮮な野菜がそろえられるというようなものにも活用していけるのではないかと、次年度のその展開を考えつつ、現在、検討を進めております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

このコンテナ活用については、2つの考え方があると。これから新しい農を活かした福祉の里づくりとか、あるいは現場においての民間事業者、あるいは農家等の活用が好ましいとありますけれども、まだまだそこまでは活用のめどがついていないということで、私、理解しております。

農を活かした福祉の里づくりの敷地の担保、あるいは事業者の対応ですけれども、村の方が確保するのか。借地ですか。あるいは購入になるのか伺います。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

御質問にお答えします。

第一段階におきましては地権者が2名、大きく企業というか学校法人が一つ、そしてまた個人の農家の方が一つという形でお持ちになっております。

学校法人のほうとしては、いろいろな地域のために活用していただくということであれば、借地対応ということで了承は得ております。

個人の方のほうに関しましては、できる限り買い取っていただきたいということで、当面の間、3年、長くても5年は借地でもいいですが、将来的には購入していただきたいと。

この対応につきましては、現在、事業者となっておりますEM研究機構さんのほうが借地対応及び購入対応をするということで、この地権者と調整を始めております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

第一段階のこの対応、EM機構さんが順次進めているということなんですけれども、学校法人は三育小学校ですよ。そして、その個人的面積と併せて、この学校法人の敷地、畑にする

のか何にするかよく分かりませんが、併せていかほどになりますか。面積として。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

御質問にお答えします。

全体の敷地面積としましては、3,025平米になります。この3,025平米というのは、それぞれバイオガス施設、作業ハウスとか園芸ハウスとか水耕施設、体験農園、駐車場とか圃場、これらの面積でございまして、その中に中の園路とか、あとそのほかの緑地帯は含めておりません。完全にその施設が建つその面積としましては、トータルで3,025平米となっております。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

よく分かりました。

それと、事業者が実施する中で、水道、下水道とかインフラ整備はどうなっていくんでしょうか。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

お答えいたします。

対象地の置かれている土地の条件が市街化調整区域であり、一部農振農用地となっております。下水道整備計画には上げられていない、勘定されていない地域となっております。

また、家が、上水が活用すべき施設が当初から考えられているところではございませんので、その上水関係についても計画されておられません。ですので、下水に関しましては、規模的なものと、あと取り組む内容を勘案しまして、事業者のほうで浄化槽の設置と、あとそういう浄化関係の、水の浄化とかそういう環境関係の事業も行っているEM研究機構さんですので、自らの研究の成果も含めて対応する手だてがあるとい

うことで、下水に関しては主体として浄化槽での対応になります。

水道に関しましては、井戸で対応しようと。この水道を上水として使う量ですが、1回、水耕栽培の施設に注入した水を循環させて、それを再度浄化して再利用するというような仕組みも考えているとのこと、一般の家庭で使う水道の量、上水の量程度で賄っていけるということなので、井戸でも十分に対応できるんじゃないかというふうなことで、事業者のほうは事業計画を立てております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

分かりました。

あと、次、収支的には最初から黒字化が図られるのかどうか伺います。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

お答えいたします。

現在、事業を行う者となっているEM研究機構さんによって現段階での事業計画、収支計画が立てられておまして、ランニングコスト、単年度は維持管理費がおよそ2,010万。そして、収入がおよそ2,742万と見込んでおり、利益は732万と予定しているそうで、そのほかにもいろいろ削減できる部分等々で、プラス376万程度上乗せの余地が見込まれているということで、合わせて大体、利益的には1,000万程度は上げられるんじゃないかというふうなことをEM研究機構さんのほうでは、事業計画として、今、算定しております。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

当初から黒字が算出されていると。すごい事

業だなとも思うんですけども、この周辺への環境への対策、安全性の確保、地域からの賛同とかそういうのはどう捉えていきたいと思いますか。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

お答えいたします。

環境問題、また安全問題に関しましては、当初から、生ごみでエネルギーをとということもありますので悪臭、またこの周辺への影響、これを完全に考慮した形での取組ということで事業計画を立てております。

その中で、まず、地域の自治会の委員の皆様方に御説明を申し上げて、理解をいただいております。

一番課題だったのは、学校サイド、まず、土地も学校法人の土地ですし、すぐそばに小学校があるということで、かなりPTAから、学校法人の理事会から、いろいろと安全性と臭気の問題等々に、あと振動もあるんじゃないかと、いろいろな環境への影響については投げかけられておりました。

それに関しては、国内の事例、そしてまたシミュレーションで、そこで例えば生ごみが搬入されて、それでバイオマス発電という施設が稼働していくに当たっての、生ごみの搬入のときの臭いなどがどのような周辺に影響を与えるのかというのもシミュレーションで行いまして、それらを踏まえてきちんと学校サイドのほうにも説明を申し上げまして、学校でするので理科の先生からまた、三育さんはメディカルセンターも持っているので、体への影響ということでお医者さんのほうもそれらの資料に関しましては目を通していただきまして、おおむね大丈夫だろうということで理解は得ております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

前段でも申し上げたとおり、荻道・大城地域には、当初から賛成の声、あるいはおおむね賛成という声が大きかったですね。気になっていたところは、その三育小学校、学校法人だったんですけれども、今の話聞くと、説明会と、あるいはそこを事業を行うにとっては理解は得られたということによろしいですね。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

まだ、100%の理解は得られていないんですが、といたしますのはなぜかといいますと、今回導入するバイオマス発電施設、生ごみを活用した、これと類似している施設、これを御紹介しておりますので、それを学校の法人の理事の方々が見に行かれて、その上で納得したいということで、頭の中では理解しているけれども、実際に自分の目で見て、その上で100%了承したいというふうなことでございます。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

鹿島参事の答弁から聞きますと、第二段階、第三段階における敷地確保、事業者の選定、規制等への対応はこれからということですが、次年度でも農を活かした健康・福祉の里づくり事業が一括交付金を活用して行われるということがあります。どのような作業を行うのでしょうか。伺います。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

御質問にお答えいたします。

現在、内閣府のほうに提出している業務仕様書の内容でちょっと御説明させていただきます。

一応、今回、一括交付金を来年度頂くに当たって、申請している中の資料として業務仕様書

をつけておまして、その中では、業務の内容としまして、農業を生かしつつ健康・福祉活動に資する取組の推進として、農業、福祉、観光、健康の連携による拠点整備の第一段階整備に着手。その上で、第二、第三段階整備の実現に向けた事業者確保並びに用地の担保を実施し、さらに良好な事業効果、かつ、環境に配慮した本取組の持続的な展開を図るための事業者、地域関係者等による協定締結を図り、令和4年度をめどに、その地域を向上させていく取組組織として、エリアマネジメント組織設立を官民連携の下に進めていくというような業務を次年度の業務としております。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

この計画に関して、地域からの要望等も踏まえられているのかどうか、少し伺います。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

お答えいたします。

荻道、大城の自治会、役員の皆様方に説明を申し上げたときには、第一段階から第五段階までにつきましては、おおむね実現させていきたい内容だということで御説明いたしまして、それに対しての御意見、また御要望などいただいております。

その上で、前年度の委員会、今年度の委員会におきましても、委員の中に代表として荻道の自治会長、大城の自治会長に入ってください、また持ち帰って自治会の中でいろいろと検討していただくというようなことを行ってまいりまして、出していただいた意見を踏まえて、計画のほうは見直しなり、また構築なりさせていただいております。

ですので、地域からの要望は踏まえたものとなっていると考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

第三段階に移っていくんですけども、この地域は農振農用の用地の指定区域である。第三段階で予定している医療、福祉の整備が、施設の整備ができるのかどうか伺います。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

御質問にお答えいたします。

当初、この業務を行っていく前段としまして、県の農振とか農地転用を扱っている農政経済課のほうに、こういう事業を行っていきたくと。農振農用地でもございますので、いろいろと規制の解除等も考えていかなくちゃいけないので御支援のほどということでお伺いした経緯がございます。

そのときに県のほうから言われた言葉が、まず地域がこの取組を望んでいるのか。そして、村として、これはちゃんとした青写真は計画を持って取り組むものなのか。大きくこの2つが欠けて、この2つとも欠けて、どちらかでも欠けていたら難しいことになりますよというような御意見をいただいております。

そこで、地域の自治会のほうに赴きまして、何度か説明会、意見交換をさせていただきながら、地域の賛同は得ております。

そして、この事業につきましても、村の計画として位置づけということでは、今、県のほうで東海岸サンライズベルト構想というのがございますが、その中でもこの農を活かした健康・福祉の里ということを位置づけていただいておりますし、北中城村の第4次総合計画、そして北中城村国土強靱化計画、第4次北中城村国土利用計画、そしてまた北中城村地域再生計画、都市マスタープランと全てにおいて農を活かし

た健康・福祉の里の事業を位置づけておりますので、ちゃんと村の青写真、計画として取り組む事業ということも明確になっておりますので、村からまずこの部分はと言われた地域からの賛同ということと、村の計画であるということに関してはきちっとクリアしておりますので、今後、それらを踏まえて、農振整備計画の見直しに着手するために、前倒しでそのための基礎調査、そして整備計画の見直しを図りつつ、県と調整を図って、この農振地域のところに第三整備ができるようにしていくというふうなことで考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

今、規制の解除、農振農用とか、あるいは整備等は県との調整でどうにかクリアできるということではあるんですけども、あと敷地の確保とか整備資金、事業者のめどについてはできているのでしょうか。伺います。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

御質問にお答えいたします。

第二段階におきましては、土地は民有地でございます。所有者としては大地主が2名、そして、一部圃場として使っていこうかと考えている部分での地権者が3名。その地権者との調整は意向調査という形では何度かさせていただいたんですが、明確な回答はいただいております。

ですが、第一段階が着手するというようなことになっております現段階で、次年度の業務の中では、その第二段階の地権者の方々に、再度、意向調査とヒアリングをかけて、土地の確保に向けて調整を図っていこうというふうにご考えております。

第三段階のほうにおきましては、現在、リハビリ農園、そして福祉農園というようなことで、事業に役に立てていこうということで、アガペ会さんのほうが、今、農園をやろうということで担保しております。私どものほうの計画では、その農園は第四段階で、第三段階には健康と福祉の拠点ということで、医療、福祉施設というふうな考え方を持っております。そこに関しては、アガペ会さんのほうと協議をしております、第四段階の市民農園やいろいろ展開する農園事業の中に福祉、リハビリ農園を取り入れていくということで、この第三段階のところにある敷地を活用して、アガペ会さん自らが事業者として、医療と健康、福祉の施設に取り組んでいただけないかというような話は進めており、それによっては土地は担保されていますし、施設自体もその事業者が建てるということで、取組は可能というふうに考えております。

第二段階におきましては、農水省の農山村整備の交付金、これを活用して、例えば農家食堂、レストラン、地域振興施設としての直売所、あと農観連携での観光施設整備というものに補助金を取り入れて、それを行っていただける事業者を第一段階と同じように選定していこうというふうなことで、今、進めております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

第三段階までということが進捗がうかがえるわけですが、全体の完了時期というのがまだまだ見えない。あるいは12年度までに終了ということがあるんですけれども、目指すということなんです。それも分かりました。

今後の村内における社会環境とか消費者のニーズとともに、一番は村道の整備状況がここに一つのハードルが高いところになってくるのかなと思うんですけれども、アガペ会から中城公

園の前まで約1キロぐらいありますかね。その整備についてはどう考えますか。伺います。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時20分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

議員が御質問の村道大城登又線につきまして、村道認定して長い年月たつてはいるところではございますけれども、現在、荻道登又線、荻道の県道との交差点、信号のある部分です。あちらから下って登又までつながっている村道部分と交差している部分から、現在の中城公園の入り口までにつきまして、現在は拡幅の工事を計画しております、現在、その拡幅の対象となっている用地の買収を進めているところでございます。

現在、まだ用地交渉につきまして、もう亡くなっている方の土地の名義のままの土地とかが結構残っております、対象となる土地が相続系の土地が結構多くございます。こういったところでちょっと支障が出ているところではございますけれども、現在、職員のほうで土地の所有者さんのお子さん方にお会いして、現在交渉を続けているところでございますけれども、今、現在、交渉中で、あと交渉に約2年、工事でちょうど中城公園の入り口までをあと2年の、あと4年です。令和6年度ぐらいまでには、中城公園の入り口付近までの工事を完了させたいと考えております。

それ以降、それよりも若松病院側のほうにおきましては、まだ現在、具体的な計画が入っておりませんので、これはまだ今後、その計画を進めていければと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

通告にもありませんでしたけれども、ありがとうございました。

今、建設課長が言われたのはアクセス道路ですよね。O A Aからの中城公園までの約400メートルぐらいありますか。そこまでは6年度までには、着工して完了するということでもありますけれども、実際はその以後の若松病院までの道が、今、それ相当に不便を感じているところであります。この事業をするにしても、相当厄介なところになるのかなとも思っていますけれども、実際はその計画の中でもここからが好ましいのかなとも思っております。この事業を関するにしてもですよ。その道を早めに計画を実施、あるいはきれいにしてほしいということをおもっています。

この農を活かした活性化事業についてですけれども、冒頭で私が聞いたのは、担当職員の配置は十分と考えているかということだったんですけれども、新たな係を増設し、地域活性化アドバイザー、地域おこし協力人を配置して対応を構築していきたいと考えているということがありますけれども、この課内の担当職員の配置、十分なのかどうか。何名いるのかどうか。正規職員何名でそれを担当していくのか伺います。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

再質問にお答えします。

今、担当職員の配置は、新たに係を設置して、農村活性化係長、そして農村活性化係の正規2名を考えております。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

ありがとうございました。

農村活性化係長と担当ですね。2人ですね。

次に、地域活性化アドバイザーと地域おこし企業人、その人たちの役割は何なんでしょうか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

お答えいたします。

地域おこし企業人につきましては、企業で従事している職員を本村に出向してもらい、企業で使われた人脈や知見、そのノウハウを生かし、地域独自の魅力の向上等につなげる業務に従事してもらいます。

また、地域活性化アドバイザーにつきましては、農を活かした健康・福祉の里づくり推進に、高度な専門的アドバイス及び形成を行うために、この事業実現化に向けて、そういう指導、助言を行う業務でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

双方とも重要な役割を担うというふうに捉えられますけれども、この2人の両者の関係というのが、当然、その課内で職を取っております。誰が何をどう指示するのか私にはよく分かりませんが、地域おこし企業人とアドバイザーの立場というのはどう捉えればいいでしょうか。上位法でいくと誰が上で誰が下、どういうふうに指示系統、命令系統があるのかどうか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

指示系統につきましては、地域おこし企業人に関しましては常勤でございます。そういう企業から村に派遣してもらおうという方で。アドバイザーについては、週何日でございますので、アドバイザーはそういった専門的な知見を、そういう中で調査研究して、村長等へ進言していく役割でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

その地域おこし企業人とアドバイザーの関係、できれば担当職員がいて、そこで指示系統を出す。なぜかと申しますと、地域おこし企業人とアドバイザーというのは、年次的なものですよね。ずっとではなくして、例えばこの企業人に関しては3か年ですよね。アドバイザーにしても、実質、次年度があるかどうかよく分かりませんということなんですよね。

やはりそういうためには、この所管を担当するところの人たちが責任者となって、その事業を進めていく。そうじゃないとこの事業というのは、なかなか進まないような気がするんですよ。

真に、お互いの職員が、地域の職員が、これに携わって完成させていくのが筋だと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

これもやっぱり指示系統につきましては、ちゃんと課長もいますし、係長、係もいますので、そういう中で職員がそういう指示系統を行っていきます。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

課長もいます。係長もいますというのは農林水産課ですよね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○13番（比嘉次雄議員）

分かりました。そういうふうなことであれば、ただ、その企業人とアドバイザーの関係というのがなかなかつかめなくて、何を仕事していくのかよく分からないというところが出てくるんですけれども、課長から、先ほどこういう仕事

をしていく、こういう仕事をしていくということはあったんですけれども、これがうまく遂行できるのかというのは、私、見てみないとよく分かりません。

この事業を行うことによって、確かにすばらしいことだと思うんです、この事業は。絶対に7年かかろうが、10年かかろうが、今、変更や実施見直し等、完了時期は遅れるかもしれません。ぜひとも完成させるという意味で、村長からも一言お願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

議員がこれについて非常に心配していることがうかがえました。これについては、行政もしっかり取り組むということで機構改革もしておりますので、通常の補助事業とは違うスタイルなので、農林水産課も大変気を遣うところはありますけれども、課長の下、係長、そしてその下にいる職員とアドバイザー等の企業人等の協力で、ぜひ成功させたいと思いますので、私もそれについては強力にバックアップしたいと考えております。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

村長もそうおっしゃられていますので、ぜひとも事業の貫徹、あるいは執行、完成のために力を注いでください。ありがとうございます。

通常一般質問は1時間で皆さん終わるんですけれども、1時間になりましたけれども、私、15分しかしゃべっておりません。45分は当局がしゃべっているわけです。もう少し簡素化できないのかなと思って。であれば私も早めに終わったんですけれども。

あと一つの第2問目、熱田フレンズの復活についてですけれども、答弁は全部理解します。そういうことである、そういうことであるとい

うふうに理解しますけれども、ただ、村長からいいことを伺いました。復活が伴うチームであれば、私はこのグラウンドを提供するということがありました。

本当にこのグラウンドから、あの小さなグラウンドから高校野球の選手も出ていますよね。甲子園も出ています。ソフトバンクにもいますよね。リチャードがいますよね。ジョセフが、兄が、今、マリナーズの2軍ピッチャーですね。今回、具志川商業に北中城村出身が2人いますよね。そのグラウンドからも、熱田のフレンズのグラウンドからも、大城センター、守備はセカンドがいます。そして、安谷屋ライオンズからも1人いますので、2人がこの日曜日、甲子園に出場します。皆さん、応援してくださいね。

このグラウンドは、村長が申し上げたとおり、復活があり得るといふことでもありますので、私もまた期待して質問を終わります。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

45分、再開します。

午後 2時34分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは、通告に従い質問させていただきます。選挙公約について私のほうから2点、質問させていただきます。

まず1点目です。

給食費の無償化ですが、今回、令和3年度一般会計予算には全額無償化に向けた予算は計上されていないが、いつ頃実現するのか。

また、現在半額の補助を約2,600万円行っている。全額となればさらに2,600万円支出しなければならない。財源は補助メニューがあるの

か、あるいは一般財源なのかお聞かせください。続いて、2つ目です。

中学校通学バス無償化です。こちらの公約のほうは、早速、令和3年度の予算書の中に入っています。ここでは島袋地区中学校通学バス運営補助金500万となっているが、なぜ無償化が必要なのか。なぜ島袋地区のみ対象なのか、ほかの地域からの要望はなかったのか。また、こちらのほうも財源はどういう形でやるのかお聞かせください。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

上間議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番目の給食費の無償化ですけれども、これについては、財政状況とも勘案しながら進めてまいりたいと思います。財源としては、現行のものが一般財源ですので、基本的には一般財源かなと考えます。そしてまた、これから特定財源といいますとふるさと納税とかそういったものを充てるとか、それは可能だと思いますが、基本的には一般財源と捉えて結構です。

それから、2番目の中学校の通学バスの無償化ですけれども、これについては令和3年度開始いたします。これも財源につきましては、今、一般財源対応と書いてありますけれども、交付税の措置もございますので、交付税も一般財源ですので、基本的には一般財源で正解でございます。

詳細については、教育委員会のほうから御説明させていただきます。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

ただいま村長からのお答えもありましたけれども、ちょっと追加する部分といいますか、先ほどの説明に追加して御説明したいと思います。

まず、上間堅治議員の御質問ですが、給食費の件なんです、先ほど稲福恭秀議員の御質問の際にも村長がお答えしましたように、給食費の補助等に関しましては、平成30年度の4分の1、それから平成31年度からは2分の1の補助を実施しております。

完全無償化につきましては、財政状況を鑑みながら、できるだけ早い時期に実施したいと考えております。

次に、中学校バスに関する御質問ですが、子育て世代の経済的負担軽減の一環として必要だと考えて実施してまいりました。

それから2点目ですが、現在の中学校通学バスは、島袋自治会が購入し、有償運行を行っていましたが、道路交通法の改正により自治会による有償運行ができなくなり、村にバスを無償譲渡する形で運行が継続されてきました。そのため、本質的にはバスを所有し、現時点で無償運行が可能な島袋を対象としました。

3点目ですが、過去に通学バスへの問合せは数件ありました。その際には、島袋自治会が独自に購入した経緯を説明しております。

最後に、財源には、村長お答えしましたように一般財源からの対応ということになります。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは、再質問にいきたいと思います。

答弁のほうでは、財政状況を鑑み、早期に実現したいというふうにおっしゃっておられますが、朝の一般質問の中でも、財源関係、財政関係、話ししていました。財政調整基金を積み立てながらやりたい。ここでまた給食費2,600万、相当な金額ですよ。

その両方をどういうふうにしてやるのか。4年間でどういうふうにしてやるかというのは、計画はお持ちなんですか。その辺をお聞かせくださ

い。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

基本的には2,600万、いきなり2,600万というわけではございません。もし、今、前回のようにやられている、段階を踏むとかそういったことも可能です。ただ、それを実行するためには確かに資金が必要ですので、しっかりこれについては基金を積み立てると。もう一つのバス等については、それと交付税の措置もありますので。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

私が言いたいのは、しっかりできるかということです。考えていきたいじゃなくて、これはもう我々もそうなんですけれども、子育て世代というのは大変期待していて、当選票ももらったと思います。それをしっかりできるという形を見せながらやっていくのが村長じゃないかなというふうに私は思っていますので、ぜひ、ここで、しっかりやります、できます、4年間の間に。そういう形で答えていただければ、我々も助かりますけれども、その辺はどうですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

しっかり、その分については実施計画に盛り込んで担保したいと考えます。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは、しっかりできる形で、まず少しずつでもいいですので、言ったことはしっかりやっていただきたいというふうに思っています。

それから、中身というか、ちょっともう一点

危惧していることなんですけれども、ここで令和2年度の教育委員会の事務点検及び評価というのがあるんです。その中で給食費補助交付事業、今現在、半額になっている無償化の件でその内容なんですけれども、総合評価としては16点満点の14点のAということになってはいますけれども、14点でぎりぎりのラインでAをもらっているという形なんですけれども、今後の中身のほうです。

中身のほうで今後の展開というので2点なんです。4点満点の半分。この2点というのがどういうことかという、事業規模の縮小が望まれるというふうになってはいますけれども、その辺、教育委員会の考え方はどういうふうな考えを持っているのかお聞かせください。

また、あと教育委員の中でそういった議論がされたと思うんですけれども、その内容も踏まえながらお答えください。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

事務点検に関しましては、点検する委員が御意見を付されていると思います。その中で無償化が適正なのか、食事を頂いているのにお金を取らないのはどういったものなのかという意見等があって、その評価になったと思います。

教育委員会の方針といたしましては、村長の施策であります給食費無償化を進めてくれということであれば、事務方としてそれは進めざる得ないと考えてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それじゃ、まだ方針としては、教育委員がどう考えていようが、やっぱりそういった説明はしっかりやりながら、村長の公約に沿って予算なりやっていくという考えでよろしいんですね。

もう一度確認です。お願いします。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

おおむねその考えでよろしいかと思えます。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それで、もう一つ心配な部分がありまして、今、給食費ですけれども、中部で構わないです。大体うちの北中城村の子どもたちが給食費という形で1食当たりどのくらいの水準なのか。上のほうなのか、下のほうなのか分かれればお聞かせください。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時55分 休憩

午後 2時56分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

給食費に関しましては、およそ200円ぐらい、小学校。中学校は若干高いんですが、そのぐらいだと考えます。

内容的なもの、金額なんですけど、中部でも給食費はちょっと下のほう、安いほうに位置してございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

今の答弁だと給食費、低いほうではありますけれども、かなり評判はいいんですね。我々の給食センターの食事というのが。

それで、私が心配するのは、予算が全額負担だからといって、この予算を少なくして1食当たりの食事を、公約だから全額補助だろうとい

うことで、予算を圧縮して子どもたちの負担と
うか、食事が質素になるとか、そういったこ
とでは、まず考えられないかもしれないですけ
れども、あり得るということを前提に置いて質
問したいんですけども、そういったことはな
いですよ。答弁をお願いします。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

今、上間議員から御指摘された御心配されて
いる点に関しましては、給食費運営委員会で決
めていきます。栄養士も子どもたちの成長に合
わせた献立を立てておりますので、100%補助
だからといって給食の質が低下することはない
と考えてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

逆に、給食費の単価が低いというのであれば
単価を上げて、しっかり栄養士さんのほうの負
担も減るし、子どもたちの栄養とか、また楽し
み度とかそういったのもあると思うんで、逆に
上げるような方向でやってもらいたいなとい
うのが私の提案というか考えですので、その辺も
踏まえながらやってください。よろしくお願
いします。

続いて、次の質問に入りたいと思います。

中学校バスです。

まず、村長の公約では、初めだったか、どん
なだったかちょっと忘れたんですけども、島
袋地区中学校通学バス、次が中学校通学バス、
続いて最後に出てきたのが、村の広報のほう、
出てきたのが、ただの通学バス無料化というこ
となんです。公約としてどちらが正しいのか
お聞かせください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私の公約については、今、島袋の通学バスに
ついてだけでございます。その他の通学バスは
無料でございますので。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時59分 休憩

午後 2時59分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

村長の公約のほうで通学バスの無料化とい
うことであるんですけども、自分が出したので
分かると思うんですけども、これを見た村民
は、通学バス無料なのか、小学校バスもそう
なのか、中学校も、じゃ、我々の地域もバス
あるし出してくれるのかというふうなイメ
ージが持たれると思うんですけども、その件
に関してはどういうふうに考えていますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私が、当初考えている通学バスはもちろ
ん中学校のスクールバスです。これについて
無料です。ただ、その他のことについては、
むしろなぜ中学校バスだけが有料なのか、
なぜ向こうは無料なのか、そこに均衡性を
欠くんで、一つとしてそこを無料。

ただ、もう一つは島袋の歴史がございま
す。島袋は終戦直後、アワセゴルフ場、比
嘉地区辺り、そして島袋地域が強制的に収
容されて、島袋地域は帰るところがあった。
それで帰ったときにはもう飛び地になっ
て、学校に、喜舎場の国民学校、ある
いは喜舎場の小学校には通えない状況
があって、コザ市のほうに委託された。
それが帰ってきたときに、またアワセ
ゴルフ場のへり伝いでバスを運行した
んですけども、

バスの運行自体も、あるいは購入自体も、島袋の自治会で独自で買って、非常に教育熱心な地域だと考えております。

そういう歴史がございますので、その中で島袋のほうからバスの無償譲渡を受けた。無償譲渡を受けて村の財産とした。村の財産でバスを運用するんですから、当然、公共施設でございます。そして、使用料を取っています。

使用料を取るには、当然に地方自治法のほうで条例事項でございますので、その条例事項である使用料条例がなかったということもありますので、私としては均衡を保つためにも無料が適切かと考えましたので、無料といたしました。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは、何か言葉の遊びになってしまうような形なんで、そのことはちょっともう置いておきたいと思います。

それでは、予算書の中で島袋地区通学バス補助金となっておりますけれども、補助金を行おうとしている団体の名称は、北中城中学校通学バス運営理事会ですけれども、予算計上に対して何か問題はないのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

さきの令和3年度予算委員会の中でも御指摘があり、本日、差し替えということになりました。計上の金額がこちらのミスであり、それを訂正していただいた次第でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 3時03分 休憩

午後 3時03分 再開

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

ただいま上間議員から御指摘があったとおり、名称が違うんだけど大丈夫かということなんですけれども、実際、正式名称は上間議員が指摘したとおり、北中城中学校通学バス理事会が正式な名称です。ですが、ふだん通称として島バス、島袋中学校通学バスというふうなことを言っていますので、それで記載させていただいています。これは間違いです。

（「間違いだけでも問題はない」と呼ぶ者あり）

○教育総務課長（喜納克彦）

と認識しております。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

すみません。小さいことだったんですけれども、やっぱりちょっと気になるもので、ちょっと質問させてもらいました。問題がないということだったら別に問題はないとも思いますので、そのままよろしいと思います。

それで、島袋バスを導入した経緯は何かということと、また、道交法が変わって自治体が運営できなくなったという事情がありますけれども、ちょっとこの辺も調べたんですけれども、ちょっと自分では探せなかったんで、どういった理由で、自治会から村に移管されたかというのを説明ください。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

ただいまの議員の御質問にお答えします。

まず、バスの導入経緯でございます。

このバスは、平成2年度から運行を実施してございます。そのときに平成元年度に島袋小学校が開校いたしまして、平成2年に初めての卒業生、中学校に進学する子が卒業します。そのときには、沖縄市山内に委託していました中学

校が、北中城中学校に通うことになりました。ただし、その当時、サングリーン道路を整備しておりましたが、まだ開通には至っておらず、屋宜原地区を回るような経路で子どもたちが通学することになっていました。

そこで、北中城村の島袋、またはPTAから、それが解消するまでの間、通学バスを運行するという、教育委員会から一旦ありまして、それでこの運行がスタートしています。

その後、サングリーン道路が開通した後には、島袋自治会のほうから、島袋の父兄のほうから、島袋の字のほうに、この事業、運行を継続してほしいということがございまして、字島袋でバスを運行する経緯となりました。

それから、平成16年あたりになると、バスの有償運行の許可を受ける際に総合事務局より、字所有のバスでは有償運行の許可が下りないということが指摘されましたので、島袋自治会の要請を受けまして、村に名義が譲渡され、継続して中学校の通学バスの運行を行えるような形に取った次第でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

経緯としては村民の方もできるだけ分かってもらいたいと思って、この場で答弁、求めました。

すみません。また逆になるんですけれども、予算のほうなんですけれども、幼稚園バス無料なんですよね。今回また島袋バスも、すみません、私も島袋バスと言いますけれども、省略して。島袋バスも無料化になるから同じにしないといけないだろうということなんですけれども、予算書の中身では、幼稚園のほうのバスはしっかり経費として上げてやっているんですけれども、島袋バスは補助金として入れているんですけれども、その考え方が、なぜ幼稚園バスのよ

うに、人件費も別にやって、経費も車検代も維持費とかガソリン代とか別にやったほうがいいんじゃないかな。そういうふうにやると今回みたいなミスもないんじゃないかなというふうに私は思っているんですよ。その辺はどういうふうな考えでやっているのか。

しっかりこの島バスの決算書も出ているんで、大体経費というのは分かってくると思うんですよ。なぜ、そういった形で計上しなかったのか、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

予算の編成時点においては、村長の方針をまず取り入れる予算編成方針で取り組みました。その時点では、島バスと呼ばせてもらいますが、島バスの理事会との調整が済んでおらず、直営でやるのか、そのまま理事会運営をした形で、こちらからその収入分を補填する形で補助金を出していくの決定していませんでしたので、一旦は補助金という形を取らせていただきました。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

分かりました。

急遽、そういった形になったということで、そのような予算の計上になったということで理解しました。それについては後でまた質問したいと思いますけれども、いっぱいあり過ぎて。

答弁の中で、子育て世代の経済的負担軽減の一環としてということでありました。また、無料化の理由が、その一環ということ、条例がないよということでした。

この子育て世代の経済的軽減というのは、ほかの地域でもあると思うんですけれども、その地域に対してはどういうふう考えているのか。例えば美崎地区、また熱田もそうですよね。ま

た屋宜原、瑞慶覧、あの辺もそうだと思うんですけども、その辺の負担軽減、あっちから車でやるというと経済的にも負担かかるし、精神的にも負担かかるんですよ。親としては。朝、子どもなんか急がしてから、自分で車運転して持っていかなといけないんで。その辺のことはどういうふう考えたのか。

もう一点は、条例つくってからでもいいんじゃないかというふうな考え何ですけども、なぜ、無料化が先に来るのかということです。その2点、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

必ずしも子育て支援とか全てつながるわけです。貧困とか、社会経済情勢とか、そういったところの理由として挙げられるわけです。ですから、子育て支援でも、当然、その支援策の一環でもある。子どもたちの通学の便宜を図るということでもあるわけで。

それから、なぜ条例つくらないのかということですけども、条例をつくりましたら逆に不平等が生じるんじゃないかと。じゃ、条例をつくってそのまま有料にすると、じゃ、幼稚園バスをスクールバスとして使っている幼稚園バスについては無料なのか。ここの不公平もあります。だから、そういうのはむしろそうするのではなくて、私としては単純に無料化をする。条例を整備しないで無料化にするということです。

そして、また他の地域の救済については、今、教育委員会も含め、あやかりも含めて、あやかりのバスも買換えの時期に来ておりますけれども、あやかりのバスの2台を使って、スクールバスとして使用するということも十分可能ですので、今その協議をしているところです。そのあやかりのバスで熱田地区、あるいは団地、美崎地区等の救済が可能かと思っておりますので、今その話し合いをしているところでございます。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

ほかの地区も考えている。今、考えているということなんですけれども、まず、この公約つくるときに、島袋地区だけ無料化する、バスがあるから無料化するよというのが先行していたのか。いや、もちろんほかの地域も一緒に考えていこうという、それも考えてはいたのか。その辺はどういうふう考えておりますか、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これについては、島袋だけの救済ではなくて、当初からあやかりのバスの活用というのは考えておりました。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

先ほどから私、質問しているんですけども、この事業に対しては、給食費無料化同様賛成なんです。大賛成です。本当にやっていただきたい。

しかし、昔の島袋地区の状況と今の状況、変わりますよね、全然。交通ということでは。逆に、自分、測ったんですけども、美崎地区からのほうが逆に中学校は遠い。それに対して後づけのような形でやると、どんどん何か予算のつけ方もおかしくなってくるし、いろんな部分で問題出てくるんじゃないかなというふうに私は思っています。

だから、しっかりやってもらうためには、もちろん予算も通すというのものもあるかもしれないんですけども、まだ踏みとどまって、同じような、先ほど言った無料化にしたほうが不平等感がなくなるということなんですけれども、今、1回100円でやっています。往復で200円。これ

を年間にすると4万、5万近く、一つの世帯が無料化で恩恵を受けるんですよ。ほかの地域は無料化、恩恵受けていないです。その代わり交付金として措置される部分は、中学校全体で人数は計算されますよね。じゃ、どこが平等なのか、不平等なのか。ちょっと考え方が、多分違うかなとは思うんですけども、ここが不平等じゃないかなというふうに私は思っているんですよ。

1人だったら5万円でいいですよ。生徒。2人だったら、もちろん割引とかあるかもしれないんですけども、年間10万もかかっている部分がなくなるんですよ。でもほかのところの地区、美崎地区、瑞慶覧地区、遠いのに、この前、委員会で、島袋は遠距離だからと言っていましたけれども、向こうも遠いんですよ。そこも一緒に考えてやってもらいたいというのが私の一番の意見ですけども、これに対してはどういうふうに考えていますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

まず、私、教育委員会からの報告では、もとのものがやはり島袋だと聞いております。そして、現行で、今、バスを運行しているところが島袋しかない。じゃ、一斉にやるということも可能ですけれども、これが村の財産ということですから、私としてはまずそこからやろうと。そして、次の手当てについては美崎地区とか、あるいは、団地、瑞慶覧地区とかについては、あやかりのバスでも対応できるんじゃないかということやっておりますので、私としては島袋を優先させたということでございます。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

だから、先ほどから私が言いたいのは、やるのはいいんですよ。でも、なぜ優先なのか。今

あるから、お金払っていいよという親もいるんですよ、やっぱり。それなのにわざわざこうした不平等感、ほかの地域からいろんなクレームが来そうなことをやるのかというのが、私はちょっと理解に苦しむ。要望ですけども、できたら同時に走らせる。ちゃんとほかの地域も整ってから動き出すのが、私は施策として、働く世代の親の経済的負担も一緒に解消できるんじゃないかなというふうに思っています。これはもう村長の考え方なんで、この予算自体もまだ可決されていないので、これからどういうふうに動くか分かりません。その辺もまた留意しながら考えてやっていただきたい。

あと、まだまだ問題を私持っていて、全体的な部分に対しては、もちろん先ほど言った、年間相当な金額で不公平感がありますよということです。また、地域に対してですけども、島袋地域、中学生が大体160人だったかな、このぐらいいたと思うんですけども、島袋地区は168名います。島バス定員は59名ですよ。朝2回運行しているんですよ。足りないですよ。全員を無料で送るとするのは。

その辺はどういうふうに考えているか。足りない部分はもうどうやって考えているのか、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

基本的に、我々が対応できるのは、ある予算内のもの、そして財産のもの、そこで対応することしかできませんので。ただ、これから、先ほど申し上げましたように、もし我々ができる範囲、これから救済すべきところ、瑞慶覧、屋宜原、熱田、美崎地区、団地、そういった辺りも含めて考えるのでしたら、バスを新たに購入する。あやかりのバスをそこにスクールバスとして活用する。そういう手段がありますが、新たにバスを購入するということも検討事項だと

思っておりますので、今の段階では、今あるものを何とか使う。そして、今あるもので措置する。そういうことしか、今、我々としてはできるものではありません。

ただ、あやかりの杜のバスとか、そういうものを使って、他の交通弱者、子どもたちのいるところを救済するということは十分可能ですので、しっかりやっていきたいと思えます。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

今、話ししているのは、島袋地区だけのことです。島袋地区だけでやると、約1便分は足りないですよ。1回分。2回走らせて、3回走らせてやっと全員やるかなということなんですけれども、なぜ今、島袋バスがこういった形で運営できているかというのは、私もそうだったんですけれども、島袋地区なんで。どうせ乗れないからいいよ、お金も出すから、自分で、もういいよ、送り迎えするよということでやっている父兄がいっぱいいるんですよ。

それが無料となると、何で乗れない、何で私の子どもは乗れないのということになりかねないですよ。クレームが多くなって。だからそこをどういうふうに考えていますか。

だから、さっき言ったように、ただあるから走らせる、運行させる。じゃ、残った分は後から考える。この村全体のことも一緒。後から考える。美崎地区、瑞慶覧地区のことは後から考える。遠いところは。島袋でもそうですよ。後から考える。

そういう理念がないというか、何も考えていないですぐ走らせたという、走らすということ自体が私は疑問ですけれども、そのことに関してですけども、島袋地区で乗れない子どもがいる。この救済はどういうふうにするんですか。無料化して。それだけお答えください。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

3月の初め頃の理事会の中において、やっぱりそういった意見がありました。区長さんあたりからもありました。

状況を少し見ながら、もしかして乗れない、こういった無料化で入ってくる子ども、利用する人数が増えた場合にはちょっと区長さんとも相談、運転手はもちろん確保必要なんですけれども、区長さんとも相談しながら、ちょっと状況を見ながら、区長さんのほうにも、バスがもしあるのであれば、そういった運行の協力はできるよということは一応おっしゃっていただいたんで、それはちょっとまだ走っていないんで分からないんですけれども、ちょっと状況見ながら相談できればと、一応考えてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

今の話だったら、村長はあるのを使いたい、あるから島袋からやりたいと言っている。でも足りなかったら、ほかからはやるよって。島袋だけ、じゃ、すぐ、足りないからやるよという形の話ですよ、今の話は。状況を見てやるということは。それだと、余計何かおかしくならぬという話なんです。振出しに戻りますけれども、ほかの地域からしたら。

じゃ、すぐほかのところもやらんといけぬから、同じ状況なんでやってくださいというふうになる可能性だってあるじゃないですか。我々の地域も必要だよって。

だから、この矛盾というのが全然解決できていない。私の中では。それを解決してもらいたい。よろしく願います。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

すみません。もちろん解決することはちょっとできないんですけども、今、想定されたことに対して、こういったことができるんじゃないのということで理事会の中で話し合われたということで回答したつもりでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それは、理事会の中の話だということなんですけれども、これは村長の政策なんですよね。村長はこれをやりたいということでやったと思います。地域の方々とも話はしっかりしたと思います。どういうふうに解決するのか、村長は。お聞かせください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これについては、まだ地域の方々とはお話ししておりませんが、4月1日施行という形でやります。

ただ、私は後から考えると、同時に考えていますよね。島袋バスもそうです。そして、他の地域の救済についても。それは出発時点はちょっと違うかもしれませんが、基本的には同時に考えているつもりでございます。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

同時に考えるのは誰でもできるんですよ。同時に進行しないといけないんですよ。それを言っている、さっきからずっと。島袋のこの問題の点に関して、他の地域の件に関して。だから、ぜひ、これはしっかり、4月じゃなくて。

私は、もし村長がここで、いや、同時にやりますよというふうに考えるんだったら、予算は賛成しますよ。でも、全然平等ではないというふうに気持ち。ましてや、私のこの疑問が晴ら

されていないところで、なかなか賛成できない。

この辺はもう少し考えてもらいたいんですけども、今、村長は4月施行という形で言っていましたけれども、本当にやるんですか、4月で。お聞かせください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

予算の裏づけですので、4月1日ということで承知してください。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは、これは本当に村長案件だというふうに自分は思っていて、ちょっと問題があるのかなというふうにも思っています。ましてや一地域、一住民だけにこういった5万、もしかしたら10万の利益が出てくるんですよ。それはまた利益供与という形にもなりかねないという部分もあるんですけども、その辺ももちろん考えての施行ですよね。その辺、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

そういうことでしたら、むしろ、じゃ、今現行のままでも不平等はあるんじゃないですか。現行のまま、皆さんがこういうふうに、我々が現行もなお認めている。じゃ、それは島袋地域だけの恩恵であるわけですから、そういった現行も同じことです。不平等がある。我々が、じゃ、それをまた無償化することにも確かに不平等がございます。

平等というのは大変難しいところはあるんですけども、基本的には公平・公正が適切と思うんですけども、今できる我々の策としてはこの無償化かなと思っておりましたので、これを、手をつけました。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

終わろうかなと思っていたんですけども、今、村長の答弁で、現行のままだでも不平等があるというふうにおっしゃられていましたけれども、現行のままだと100円払っているから大丈夫だね、平等だねというふうに、私、父母教師会をやったときに、中学校で、何人かの父母から聞きました。何で島袋だけバスがあるの。もちろん教育委員会の答弁と一緒にです。向こうは、昔、サングリーン道路とかいろんなので、こういった荒れた道を、夜なんか歩かせるのは怖いから、やっぱり遠いし、バスに乗せたほうがいいよね。ましてや利用者負担で100円払っているから、そういう形でやっていますよということで納得してもらっていたんです。ずっと。

ここで、どこで平等か不平等か言っているか、ちょっと私は理解できないんですけども、親同士の感覚からしたら、100円払ってからバスを運行していたほうが平等なんです。誰でも納得するんですよ。この辺が私が理解できないところ。お願いします、その辺。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、例えば、今、島袋バスは村有財産です。その村有財産であるバスを、じゃ、島袋だけかと。じゃ、その村有バスを、有料のバスを、なぜ、瑞慶覧にも熱田にも流さないのかということが、そこが不平等だと考えるわけです。

今、お金を取っているから平等じゃないかと。しかし、そうではなくて、村の財産をバス、じゃ、我々も有料でいいから、美崎、あるいは団地やってくれとって、それができていないじゃないですか。多分要望はあるはずですよ。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

議論がというか、考え方が合致しないということで、あまり自分としても、うんという、何で島袋のバスを向こうに、瑞慶覧とか美崎に走らせないことが不平等かというのが、私はちょっとよく意味が分からない。

そういうふうに言うんだったら、平等なようにバスを、そういうふうなことで不平等が生じているんだったら、バスを整えて、車両を整えて平等にするのが村の役目じゃないかなというふうに思っているんですよ、私は。

だから、一緒にやってください。同じようにやってくださいという形で言っているつもりなんですけれども、なかなかその辺が伝わらない。私の認識が甘いのか、ちょっと考え方が人と違うのか、ちょっとよく、今、自分でもおかしくなっている。

この辺はもう村長の考えだと思うんで、私はそこに対してはもう何も言わないんですけども、でも予算に対しては、しっかり自分の意見を言いながら、特別委員会でしっかりやっとうと思っておりますので、その辺を了承しながらやってください。

私の質問は以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 3時30分 散会

令和3年第2回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 3 年 3 月 5 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和3年3月18日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和3年3月18日 午後3時32分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番		
	3 番	伊 集 守 吉	出	10 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	11 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	12 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	13 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	14 番	名 幸 利 積	出
会議録署名議員	3 番 議 員		伊 集 守 吉			
	4 番 議 員		大 城 律 也			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	砂 川 惠 重		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦		
	総 務 課 長	仲 本 正 一	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	総 合 調 整 監 兼 企 画 振 興 課 長	石 渡 一 義	建 設 課 長	瀬 上 恒 星		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	奥 間 かほる		
	税 務 課 長	喜屋武 のり子	農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭		
	上 下 水 道 課 長	安次嶺 正 春	学 校 教 育 指 導 主 事			
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第4号

令和3年3月18日(木曜日)

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
5	比 嘉 盛 一	1. 村民体育館 2. アリーナ用敷地 3. 施政方針
6	大 城 律 也	1. 新型コロナウイルスで地方行政はどう変わるのか 2. 村長の村政運営の基本姿勢について
7	金 城 高 治	1. しおさい市場について 2. アリーナ建設について 3. 北中城村観光周遊バスについて
8	比 嘉 義 弘	1. 村財政について 2. 職員の健康について 3. ハワイとの交流について 4. 商工会の建設業界について 5. ふるさと納税について

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

通告に従い質問いたします。

村民体育館賃貸借契約書については、契約当事者である村長は代わりましたけれども、どうしても解決しなければならない箇所が残っておりますので、今回も質問させていただきます。

一般的に契約書は大きな問題点がない限り、早々に改正されることはないものと思います。しかし、本契約は当初から問題含みでした。今回は契約そのものの基本的な質問からしていきたいと思います。なぜなら、今回の契約は、契約そのものを全く理解してなく、相手方から提供された契約書に軽い気持ちで押印したと思われる節が見受けられるからです。

質問1、契約とは何か説明してください。

質問2、民法など法律で定められた権利・義務など契約書でもって変更することができるか。

質問3、建造物の維持管理費並びに修繕費、躯体・主要設備にはどのようなものがあるのか。

質問4、契約書第14条（諸費用の負担）の2項「甲、北中城村は自己の費用負担において、立地特性から本件建物等にかかる塩害及び風害の防止に努めるものとする」とあるが、これは体育館の維持管理費の負担を求められているものではないか説明してください。

質問5、本契約からすると、塩害、風害による建物の腐食、劣化等があった場合、甲・乙ど

ちらが修繕費を負担するのか。

質問6、PFI事業導入の際、質問3にある体育館の修繕費は提案者が負担し、本村の負担はゼロで、その分、村単独事業よりPFI事業が安くなるとの説明でありました。そのときの建設試算表を用いて、再度、PFI事業の有利性を説明してください。

質問7、以上より、PFI事業提案書と賃貸借契約書は矛盾していることが明らかである。

よって、第14条の2項は削除すべきものである。削除しなければ、PFI事業導入の際、前村長と業者が結託して村民をだましたことになる。見解をお願いします。

次に、アリーナ用敷地について質問します。

アリーナ用敷地を駐車場として使用していることについて質問いたします。

質問8、補助金を活用して購入したアリーナ用敷地が民間に貸与されているのは違法だと思うが、いまだにスポーツクラブの看板が設置されている。正式に貸与していなければ看板は撤去すべきではないか。

質問9、補助金適正化法では、関係省庁の長の承認があれば目的外使用ができるとある。財政逼迫改善のためには、この際、省庁の長の承認を受け有償貸与にしたらどうか。ただし、体育館利用者とは共同使用とする。本村は体育館駐車場については使用料を支払いながらも、共同使用を認めております。

次、施政方針について質問します。

質問10、施政方針に対する考え方や作成過程を説明してください。

質問11、財政逼迫については選挙戦でも議論の対象となりました。しかし、施政方針には逼迫改善の施策がありません。どのような方策を考えているのか、説明をお願いします。

以上、お願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

比嘉盛一議員の御質問にお答えいたします。

まず、詳細については、所管課のほうに説明をさせますが、本体育館については、当初PFIということで事業導入を御説明していると思いますが、実質的には民間の事業で、その建物等については通常のリース契約という形で取られております。

この契約がこれまでもめているということについては、まず、建物自体が民間の所有だと、しかし、これについては村の公の施設として条例で位置づけている。しかし、それでもこれは公有財産ではない、行政財産ではございません。そのために、契約書も複雑な様相を呈していると考えます。

詳細については、これから御説明申し上げます。

2番目のアリーナの敷地についてでございます。

これについては、既に購入した村有地でございますので、立派な行政財産でございます。ただ行政財産の使用等について、また条例等も整備する必要がございますので、使用料等については、またその条例で規定するということとなりますので、ただまだこの補助事業が完了してもおきませんので、これからまた当該省庁との信頼関係等もございますので、この共同使用についてはしばらくとめている状況でございます。

詳細についても、これについても、また所管課のほうで御説明いたします。

施政方針についてですけれども、施政方針については、各課から要望が上がった、そして予算の裏づけとなる政策を上げておりますけれども、ただ今回施政方針につきましては、基本構想に載った項目に沿って担当課長から私にどのように施政方針をつくり上げるかということで御質問がありました。ただ私としては、じゃ今回はその精査する時間的な余裕がなかったもの

ですから、従来どおりのそれによろしく採用してつくり上げてほしいということで、そのようになりました。

あと詳細については、担当課から御説明いたします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

それでは、比嘉盛一議員の御質問についての回答を述べたいと思います。

まず質問1、契約とは何か説明してくださいということなんですけれども、今、言葉の意味ということで御質問だと思われまますので、御説明します。

まず「契約」とは、一般的に「2人以上の当事者の意思表示の合致によって成立する法律行為」のこと。もしくは約束と取り交わすこと。またはその約束自体のことを契約と申しております。

この契約の中には、売買とか交換、贈与、賃借、雇用、請負、委任等が種類としてはございます。

続きまして、民法など法律で定められた権利・義務など契約書でもって変更することができるかという御質問なんですけれども、どちらが法律と優先されるかという御質問だと思われまますので、それについての回答としましては、当事者間で合意し定めた契約については、これは原則ではあるんですけれども、法律の規定よりも優先するものとされております。

続きまして、質問3、建造物の維持管理費並びに修繕費、躯体主要設備にはどのようなものがあるか。

今回の村民体育館ですね。こちらは鉄筋コンクリート構造物という建築物に分類されます。この構造物における躯体ということは、これは主要な構造体のことを指して言います。つまり、基礎、はり、壁、床などのことを言います。ま

た、主要設備につきましては、防災設備、シャッターとか、こういったものとか、給排水設備、空調設備、電気設備など日常的な使用において消耗とか劣化されるもの、こういった消耗品を除くものを主要設備とさせております。

これの維持管理及び修繕費とお尋ねなんですけれども、こういったものが構造物として成り立つため、もしくは使用できる状態を維持するために係る費用のことを指しております。

続きまして、契約書第14条諸費用の負担の2項です。この自己の費用負担において立地特性から本件建物等に係る塩害及び風水害の防止に努めるものとするところがあるが、これは体育館の維持管理費の負担を求められているのではないかと説明してくださいとのことなんですけれども、これは文章を読んで記載されているとおりです。この記載内容の施設の良好な状態を維持するために借受側、つまり村ですね。村のほうに努力義務として書かれている文言でございまして、費用負担について記載されたものではございません。

続きまして、本契約書からすると塩害、風害による建物腐食、劣化等があった場合、甲乙どちらかが修繕費を負担するのかと御質問なんですけれども、これは議員の皆様方にも以前お配りしたとおり、契約書に添付されております財産区分及び更新修繕区分表に記載されており、建物の所有者側で対応する事項でございます。

続きまして、質問の6です。6につきましては、村長からの回答があったんですけれども、それを補足する形でちょっと説明したいと思います。

村民体育館整備については、当初PFI事業提案ということで設計、施工、管理、これは利用予約とかです。こういったものを運営等も含むものを民間で全てやるというような事業内容でございました。

しかし、当時こういった内容について、議員の皆様方に御理解を深めていただきたいということで、議員の皆様にお集まりいただきまして、全員協議会の形でこの事業内容を説明しました。その際、議員の皆様方から施設予約等の管理や運営、こういったものについては、もともとの村民体育館がそうであったように村側でこういったものはやるべきだというような反対意見が多数伺えまして、これを受けまして、この提案事業者とまた調整を行った際に、現在の賃貸借契約という形で契約を締結しているところでございます。

この説明会が平成29年の3月に実施しておりますので、議員もそのとき参加されておられましたので、当時のことは御記憶のことかと思われまので、それで、村長からもありましたけれども、そのとき、まず提案した、提案というか説明いたしましたPFI事業では、現在の契約形態はございません。単なる賃貸借契約、リース契約ですね、というような契約となっております。

質問7、このPFI事業提案書と賃貸借契約書は矛盾している、これにつきましては、これまでも回答したとおり、議員の削除すべきとおっしゃられていることには当たらないと考えております。

続きまして、2番、アリーナ用敷地の質問8の件なんですけれども、補助金を活用して購入したアリーナ用敷地が民間に貸与されているのは違法だと思うが、これも何度も説明しておりますけれども、貸与しておりません。これはもう既に繰り返し御説明しているところではあるんですけれども、そういった状況でありまして、またこれまで支障になるとか紛らわしいなどの苦情も今現在、村民体育館の貸出しを担当しています生涯学習課へも、そういった苦情とかがございません。

現状についても、私どものほうでも確認して

おりますけれども、特に問題ないと考えております。

質問9は、村長からございましたけれども、特に現在、村のほうでは別に有償で貸し出すなどの考えはございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

私のほうから施政方針について、質問10です。施政方針は、年度初めに村政の基本方針と重要施策について示すものとして、当初予算を踏まえ作成しております。また、村が掲げる方針について、議会や広報誌を通して、広く村民に聞いてもらい、まずは読んでもらい、理解してもらえるよう、新年度、村が何を重点に行うのかについて要点を絞り、村民に分かりやすく、読みやすくまとめることに留意して作成しております。

次に、質問11です。

行財政改革については、現時点ではどのような課題があり、どのような具体的な取組が必要なのか、庁内でも議論されておらず、施政方針作成時には具体的な改善策を上げるまでには至っておりません。今後、庁内での課題抽出を行い、どんな改善策が必要なのかを検討した上で方針として掲げる必要があります。

基本的には経常収支比率を改善し、基金の積立てを行うために、3から4年間の事業実施計画と財政計画の見直しを図っていくことになるのではないかと現時点では考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

じゃ、再質問していきます。

過去12月も、その前の9月も、この契約書の件については質問いたしましたけれども、契約

書については、提案業者が、持ち物も向こうのだから、向こうで提案した契約書について本村が差し支えなければ印鑑を押しますという考え方だったんです。

それで、こういう質問したんですけれども、もう一度答えていただけますか。体育館賃貸契約書はどういう形で契約したんですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時17分 休憩

午前10時17分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

当事者の意思表示の合致によってつくりました。だけれども、賃貸借契約書については、1条1条が小さな回答ですよ。本村と関係ない条項がたくさん入っていました。これ一々全部意見合致、合意しましたか。一々合意してつくりましたか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

この契約書の制作につきましては、向こうから素案の提示がございました。その中で文言、特に村において適合しない文言の削除等については打合せをして、この契約書の形を取っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

最初の契約書は、私が言うにはでたらめだったんです。14か所の訂正文を、訂正依頼を出しました。建設課に出しました、文章にしてですね。それで、それを訂正してもらうのに1年半かかって、やっとある程度の訂正をしてきたん

ですけれども、まだまだ私が見て不備がまだ残っていると。だから、最初のつくり方が間違っていたんじゃないかと、今日、こんなもん失礼ですよ、ある意味で。契約とは何ですかと説明してくださいというのは。こういう失礼な質問すること自体が、そういう契約してきたからそうしたんですよ。1番はいいです。

次2番です。

次、民法にこの体育館本体のこの修繕は誰がやるかといったら、民法の606条に所有者が修繕やりますというのがあるんです。あるんですけども、じゃ、契約書でこれを村がやりますと言ってしまった場合、どこが優先しますかという、これも12月にも、9月にも聞きました。そしたらどっちが優先ですかと言ったら、当時の答えは民法ですと答えだったんです。それで、今回これ見ると民法よりも優先するね、契約書がそうなんですけれども、民法にあるものはこういう契約書書いてしまうと契約書どおりやらんといけないんですよ。再確認です。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

御質問の意味が、法の解釈ということが入っておりますので、私の手持ち資料内で御説明したいと思いますけれども。

通常、あの民法という法律がございまして、この中にいろいろな様々なその契約等の記載もございまして。

ただし、こういった中で契約書でうたわれるものについては、原則、これあくまでも原則なんですけれども、契約書側のほうの記載が優先されるというふうな判断がされております。

この原則といいますのが、特に強硬法規というふうな、ちょっと特殊な用語でくくられるんですけれども、こういったものに触れない限りは契約書のほうが優先されるというふうな判断になっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

だから、今のことも、前回、私が言ったことですよ。例えば、契約書にしたけれども、こういう良俗に触れるようなことを書いたら、これ当然無効ですよ。契約書は。そうでない限り、契約は優先するんです。何でそれを言うかということ、これから後も全部一緒ですけれども、質問4にあるように、14条、甲は自己の費用負担において立地特性から本件建物等に係る塩害及び風害の防止に努めるものとなっているんですけれども、これは、北中城村は自己の費用負担においてと書いてあるので、こういう塩害、風害の対策というのは、所有者がやるべきなんですけれども、民法上はね。だけど、契約書にこれを書いてしまうと、村はやらんといけなくなるわけですよ。そう思いませんか、課長。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

これも先ほど答弁したとおりでございますけれども、この記載内容については努力義務、つまりこちらが借りるほうなので、借りるほう側が健全な状況を、状態ですね、こういったのを維持するのに協力するということの文言です。

ですので、これを維持管理を良好な状態を維持するための努力ということは、特にはこちらが費用というふうな書き方をしてあるんですけれども、あくまでも日常的に使っているのはこちらなので、こういった努力義務に値するものかと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

だから、民法は所有者の義務と書いてあるんだけど、これに自己の費用負担においてと書いてしまうと、結局、維持管理費は村が持たなければいけなくなるんです。これ民法優先ですよ。ああ違う、契約書優先ですよ。

だから、私、次のところあるもので、塩害、風害による建物の腐食があった場合に、塩害、風害が原因としますよ。それであった場合に、誰が直しますかと質問したら、これは当然、向こうが直す、所有者が直しますという答弁なんですけれども、これは村が自分の負担において、塩害、風害対策しますよということを契約しているんだから、村が悪いです、あんたが悪いです。悪いところ直すの当たり前でしょうと。万が一、これが裁判になったら勝てませんよ。どう思いますか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

これも5番のほうで答えたとおりになんですけれども、契約書の中に財産区分及び更新修繕区分表というのを添付してございます。このほうも確認していただけたら分かると思うんですけれども。これで所有者のほうが大規模ないしは日常的な修繕ですね。こういったのは分担するという表で整備しております。あくまでも軽微な、そういったメンテナンス的なものについては、使用者側が一部やるということで記載されておりますので、そのあたりをちょっと御確認いただけたらと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

これも前回も言ったんけれども、軽微なもの使っている人が直すの当然ですよ。だから、民法にも、そこにはそう書いてはないです。

それで、私前回も言ったんですけれども、前回もそういう答弁だったので聞いたんですけれ

ども、条文に北中城村の費用負担と。だけれども、区分表には所有者の負担と、これ書いてあるんだけど、区分表というのはあくまでも添付表ですよ。条文と区分表とどっちが優先すると思いますか。その両相反していますけれども、整合性はどこにありますか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

あくまでも契約書は一体のものであって、どっちを優先するとかいうような考え方はないと思います。

なので、比嘉盛一議員の疑問に持たれていることはちょっと違っているんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

なぜこの相反することが出てきているのか、その理由を聞きたいです。どっちが優先じゃなくて、じゃ何でここともこう意味が違うの。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

どう違うのというよりも、これは比嘉盛一議員の捉え方が恐らく違っているのかと思います。

私が把握している限りでは、特に内容について、その相反するというような感覚は持てないんですけれども、そういう捉え方をされるような契約書内容ということをお指摘であれば、ちょっとこの辺につきましても、先方とまたこの内容の表記の仕方については協議したいと思

ます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

ぜひ協議していただきたいと思います。

だから、この例えば、14条で、あなたたちは塩害、風害にできるだけさらさないように努めてくださいよまでなら、まだいいんですよ。そこに自己の費用負担と書いてあるのが問題だと、私言っているわけです。これ前からそう言っていますけれども。だから、自己負担を求められたら非常に困るわけです。

それで、次の問題にいくんですけども、この事業を導入するときに、こういうのがありました。これ前回配りましたよね、皆さんにね。こういう表がありました。

この表を見ると直接事業、それから起債事業、PFI事業と書いてあるわけですけども、そのPFI事業の中の上から2行目、皆さんから見たらこっちな。このほうに、直接事業はこの修繕に1億5,668万9,000円かかりますと書かれています。だけれども、PFI事業はゼロと書かれています。かかりませんよと。だけど、契約書には費用負担しなさいとありますよね。これがゼロになったために、この幾ら得するかというと1億2,314万7,417円は得になりますと、PFI事業のほうがね。だけど、もしこれが負担するんだったらかえって損しますよ。かえってPFI事業のほうが3,354万1,553円損します。しかも、これ向こうに全部お任せして作りしたから、これだけ損するだけじゃなくて、単独でつくとね、入札もできるわけですよ、建設について。いろいろなことができますから、あちこちで費用を移せるわけです。だから、私は相当損していると思うんです。これをもう一度説明してもらえますか、課長。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時33分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

ただいまの盛一議員の御質問ですけれども、条文とリスク分担表が矛盾しているということではございますけれども、先ほど建設課長が説明したとおり、14条の2項につきましては努力義務だと。当然、国の基準、PFI関係の基準のリスク分担の基準においても、当然に国側に責めを応ずるもの、起因するものについては、当然国が修繕をかける。だから、これは建設課長が言うにはそのようなものの軽微な修繕だということをつまえていると。

だから、リスク分担表にあるように大きなもの、重要なものについては当然に乙のほうでリスクを負うということで説明しておりますので、そのように御理解いただけませんか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

村長に答弁いただきましたので、その補足する形で比嘉盛一議員の御質問にお答えしたいと思います。

今、比嘉盛一議員が御提示されているのは、平成28年の6月ですね。これも当時の議員の皆様方にもお渡しして、今この提案、PFI事業という内容の提案ということで、じゃ、費用負担はどうなるのか、自分たちで、甲で直接やったほうがいいのか、それとも、もしくはPFI、

この提案された内容でやったほうが金銭的な負担はどうかというものを、これはあくまでも私どもで試算したものなんですけれども、この表を皆さん方に1つの判断材料としてお渡ししたものでございます。

実際、内容としましては、直接うちが発注するもの、建設に関わるものにつきましても、概略ではございますけれども、試算した金額で記載しているものなんですけれども。これは当然うちでやったものと提案された場合のかかる費用について比較表をつくったところなんですけれども、実際の提案の場合には、実際あそこの建てようとしている土地ですね。土地は今、土地開発公社によって村が賃貸借させていただいている場所でございます。このあたりのその収入の部という欄があるんですけれども、こちらのほうにその借地料とか、実際そのPFI、提案者が建てられる建物の固定資産税、これも当時の概算だったんですけれども、こういったのも含めて計算すると約1億2,300万程度の有利性が見られますよということと、もう一つ、実際のお金の支払いですね。支払い方についても、20年契約ということが前提で進めておりましたので、こういった場合には費用負担の平準化、つまり一気に今、結構、皆さん方、議員の皆様方も、気にされておられる支出がいきなり巨大になるという場合が、村単独の直接事業でやった場合にはどうしても発生します、費用負担ですね。これがこの20年間に分割して平準化されるような支払い方法が取れますので、この有利性についても、当時も御説明しております。

こういったいろいろな方法があって、皆様方に御判断をいただきたいということで、この資料は作成しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

今の課長がこれつくったとおっしゃっていてもすけれども、もともとはルネサンスがつくりましたよね。いや、最初は向こうの提案としてきて、この上のほうに建設課試算と書かれていますけれども、これが提案業者試算と書かれています、最初のは。その後に建設課試算に変わったんです。

こっちの質問をしたら、質問したことについては、全部直したのは誰が直したかということ、全部向こうが直したんです。直して説明会しましたでしょう。例えばね、火災保険料がちょっと高いとか、いろいろ質問出したんですよ。そしたら、これのことについて、向こうが変えてきたんです。課長がつくってあれば課長が変えればいいわけですよ。この中に借地料とか固定資産税、借地料と固定資産税が書かれていますけれども、これも当初からありますよ、当初から。訂正したのも向こうですよ。

とにかく今説明するのは、この修繕費がゼロというのを説明してくださいと言っているんですよ。ゼロと言いながら、こういう条文があるのはおかしい。この条文も何で削除できないんですか。これ条文が9月に課長が、向こう、先方は了解済みだと答えていましたよ。この区分表が間違っているの、あれ直せばこれも削除しますと、先方了解済みですと、課長が答えていたんです。12月になると削除されていないんです。だから、この削除されなかった理由をまず言ってください。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

比嘉盛一議員がおっしゃっている、そのポイント的に削除できるというお話は、私はやっておりません。

ただし、疑問がある点については、先方に修正が可能かどうかは協議するというお話だったと思いますけれども、実際、この条文でどこに

問題があるのかは、こちらとしては逆に比嘉盛一議員の御意見にはちょっと承諾できかねるところがございまして、その意見が出たということは、そういった捉え方される方がいらっしゃるということでもございまして、この辺は双方で、先方と協議したいと考えておりますけれども、こちらで書かれている20年間の修繕費ですね。躯体使用設備で記載されているものについては、通常の大規模的な交換とか柱が折れたとか、そういったようなものも含める、軽微な維持修繕費はこれには含まれません、日常的なものには。というふうに考えていただければ、分かりやすいかと思っておりますけれども、通常、こういったものを提案者側、所有者も向こうなので、当然、向こうが負担するというのは当然のことではありますので、それであれば、提案内容としては、こちらの負担はゼロになるというのは当然かと思われま

す。だから、ちょっと解釈の仕方だとは思われるんですけども、この辺はちょっと御理解いただきたいなと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

そう言った覚えがないというので、この議事録をコピーして持ってきたんですけども。全部読んでもいいんですけども、この14条の2項の件ね。言ったらですね。「このあたりにつきましては、修正すべき文言でもございまして、このあたりについては、先方のほうにも修正に関しては了承を取っているところがございます」と、課長がそう答えたんです。「これについては修正する文言である」と、修正していないじゃないですか。何でこの14条がカットできないのか。せめて、もう14条カットできなければ、これ自己の費用負担というのが何で削除できないのか。これなくても別に成り立ちますよ

ね。あなた、使うんだから。塩害、風害対策を努力してくださいよと、何でそこに北中城村のこの費用負担においてというのが出てくるのか。

先ほど課長、調整したいとおっしゃっていたんですけども、せめて、これが削除できなければ14条が。自己費用負担においてというのが削除してほしいんですよ。どうなんですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

これはこれまでも述べたとおり、先方の判断もございまして、お約束はできませんけれども、そういった御意見が出たということはお伝えします。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

ぜひ削除できるように努力していただきたいと思います。もし、削除できてなかったら、もう次もやらんといけなくなりますから、何か、課長が建設課離れるという話も聞いているんですけども。でも、それでも課長にしか質問できませんからね。当事者は課長しか残っていませんから。じゃ、それはお願いするとして、次にいきたいと思います。

あまりね、比嘉盛一の質問、いつも長いと言われるので、短くしたんですけどもね。

それとさつき村長からも話聞いたんですけども、この契約はPFI事業じゃない、賃貸借契約だという話ししておりました。その答弁にもそう書いてありますよね。これはPFI事業というけれども、単なる賃貸借契約ですと。じゃ、PFI事業というのは何ですか、説明してもらえますか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

P F I 事業、これまで議員の発言からしますと、P P P というような、似たような文言がございます。あと P F I、P U、言葉がありまして、恐らくこれ自体を混同されていないかなというふうなものがございますので、あくまでこれは要旨的なちょっとまとめたものなんですけれども、ちょっと述べたいと思います。

P F I とは、プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略称でございます。これは、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、また同一価格の場合にはより上質なサービスを提供する。民間からサービスについて、そういった援助をしてもらうというような手法のことを言います。

この P F I は、これまでも議会でも持ち上がりました P F I 法の法律に基づき実施されるものでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

よく分かりにくかったんですけども。

P F I 事業であることに変わりないですよ。これ、この体育館については、公共施設の設計、建築をやって、これは管理運営を村がやるから P F I じゃないと言っていると思うんですけども、結局 P F I の基本は何かというと、自治体としては、財源のリスクを減らす、結局お金使わなくてもいい、これがこっちのメリット。じゃ、向こうのメリットは何かというともうけですよ。もうけがあるかどうか。これ両方満たしていますよね。結局、こちらが依頼して、設計もこちらが、向こうのこれプロポーザル方式だったんですけども、設計オーケーして造って、造りましたよね。造った後に、じゃどうしたかといったら、この体育館の予約とかそうい

う管理を村がしますということで P F I 事業じゃないですとするのはおかしいですよ。ただ向こうは、じゃ何かといったら、建築してこの建物を村に貸した時点でもうもうけ出ている、そこへ出るわけですよ。だから、P F I 事業そのものですよ。

それを今ごろになってから、12月まで P F I 事業でずっと説明して、造るときもずっと P F I 事業で説明して、今になって P F I 事業じゃないですよと言っていいと思いますか。課長、どう思いますか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

恐らく比嘉盛一議員は、やはり P P P と P F I を混同されています、今の御発言からいくと。

P P P と言いますのは、パブリック・プライベート・パートナーシップの略でございます、実際、公共事業もそうなんですけれども、何かしら民間が関わるものについては、P P P というくくりでくられるんですけども、恐らく御発言としては、このことを指されていると思います。

この P P P の中にいろいろ種類がございます、この枠の大枠の中の一つとして P F I 事業というのがございます。また、同じような中で指定管理者制度も P P P の枠組みの中の一つです。それとか、またリース方式、今、賃貸借契約やっているものですね。これも P P P の中の一つになります。

ですので、この大枠のことを、P F I のことを議論されているようなんですけども、実際、比嘉盛一議員が質問されているのは、この P P P の枠のことをお話しされていますので、このあたり混同されるとちょっと話がおかしくなりますので、この点、ちょっと整理していただけないでしょうか。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

いろいろなものが出てきても、私は分かりません。

ですけれども、今までずっとPFI事業として、課長もずっと答弁もしてきたんですよ。そして、12月かな、9月かな、そのときに質問したときに、PFI事業は賃貸借契約のときにも議会の承認が必要ですよという質問したときに、課長はどうしました。承認しなくてもいいと言ったでしょう。どこに聞いたかと。PFI事業の担当者に聞いたと、国の。何でPFI事業じゃないのにPFIの担当者に聞くんですか。これも矛盾しているんでしょう。

だから、PFI事業としてやったら、ずっとPFI事業で通してくださいよ。今ごろになって違いますよと。じゃ、今度はこれだけじゃPFI事業じゃないということを国の担当者に確認しましたか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

もともとこの提案自体がPFIの提案できたということもありまして、その後の手続等に関しまして、まずは聞きました。国のほうのそういったPFI推進室というところですね。で、これはPFI法に該当しない、その賃貸借契約になった場合には。なんだけれども、恐らく、これに準拠する形であった場合としても、そういったリース契約をこのPFI法にのっただけでも、当時。議会の議決については、債務負担行為を取った時点で一度もう議決をいただいたというふうに解釈できるというふうな御判断がありましたので、これをまた議会で答弁させていただいたところではございますけれども、当時確認したかとおっしゃられたら確認しています

としか申し上げられないです。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

あのときになぜこれPFI事業じゃないですよと言わないで、今ごろになって急に違うんだという言い方されると戸惑います、面食らいますよ、こちらは。今までずっとそれでやってきたでしょう。言葉もずっと、質問もこれでやってきた、答えもこれでやってきた。今になって違いますと言われてもおかしいと思いませんか。

あ、これは調べてみると、PPPのほうが正しいからそれにしようとかね、自分勝手に決められるもんじゃないでしょう。結局、民間の活力を利用して体育館を造った。そして村が借り受けて村民に貸している。だけれども、民間の資金を利用していますので、基本的にもうPFI事業ですよ。だから何で違うと書いたかというのが分からないです。この辺でもうやめておきましょうか。納得していませんけれども。

次、アリーナ用敷地について。

この議会が始まった日に12時ごろ、帰りながら駐車場を見てみたんです。そしたら、その体育館敷地以外のこのアリーナ用敷地に50台の車が停まっておりました。この50台の車が停まっていれば、有償で貸してしまえば、財政逼迫の少しでも助けられると思うんだけど、何で有償で貸し出すの考えはありませんことになったんですか。さっき説明していたんだけど、有償で貸せばいいじゃないですか、無償で貸すより。

12月の議事録見ると、おかしな言葉ありましたよ。利用してもらっていますけれども、貸しておりません。こんなことありませんでした、桜を見る会で。募っていますけれども、募集をしておりません。これと同じようなもんですよ。安倍さんが言いましたよね。募っているけれど

も募集をしておりません。これと同じ。利用してもらっていますけれども、貸しておりません。貸してますよ、だからこれは。体育館の利用者は困っているんだから、できたら体育館専用にするか、あるいはどうしても貸さんといけないんだったら、何で有償にしないんですか。財政逼迫改善の一つにしましょうよ。なぜですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

この件については、補助金を得て取得した事業ですので、ただ当初の計画はまだこれからどうするのか、まだ村としての決定がございませんので、そういう中で有償とする、目的外使用とすることについては、我々とその補助先の関係、省庁との信頼関係を損なうおそれがありますので、ここは今、有償ということは考えておりません。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

この入り口にルネサンスの大きな立派な看板があるというのは、村長御存じですよね。あの体育館入り口にある看板と同じようにでっかいのがあるでしょう、この入り口に。この看板のあること自体貸しておりませんで通りませんでしょう。どうなの、村長。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

そういうことであれば、村の許可を得ていればいいと思いますけれども、ただ村の許可を得ていなければ、当然行政財産ですから目的外使用、そういった許認可のそれが必要ですので、もしそれがなければ、撤退ということになると思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

村は看板立てましようねといったら了解したと思うんですよ。だけど、補助金適正化法では貸しちゃいけないわけですよ、省庁の長の承認ももらっていませんから。もらっていればできるけれども、もらっていないのに貸してはいけません。貸してはいけないのに何で入り口にそれ立っているのかと。一度、何月かの定例会で僕が一般質問をしたら、その後からね、手作りのちゃんと体育館駐車場という看板があるんですよ。あれに比べるとみずぼらしい。あつちは立派に、こっちは適当にあるんですよ。

だから、何で村民のこと何で考えない、何で企業優先に考えるのか。だから、何で看板を撤去させるのに問題がありますか、村長。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

今、比嘉盛一議員がおっしゃっている看板の撤去等に関しましては、特に今ある看板について苦情は寄せられていないのが現実です。特に見た限りでも、その台風とかで倒れるとか、そういった危険な構造物とも思われません。

そういったことで、特に別に立てておくことについては、村民体育館の利用者も含めて、特に紛らわしいとか、そういったこともございませんので、特に問題はないかなという判断でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時58分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

今補助金の適正化法ということをおっしゃら

れておられたんですけども、特に貸与という事実はございませんので、特に法的に反しているというふうな判断はないです。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

前回は当然こういう答えだったんですけども。でも、補助金適正化法、違反であることは貸していれば、貸してあれば違反であることは間違いありません。

だから、疑われるよりは、例えば、防衛省が来たら何でこれ貸しているのかということになってしまったら困るし、撤去させたほうがいいじゃないかなと思うんです。これを一般の人が苦情出しませんよ。でも、私も一般の人ですよ、ある意味では。私、苦情出していますよ、今。苦情を聞いたことありませんじゃなくて、苦情1つは出ている、1件は。

よくその考えてほしいと思うんです。あれは体育館用を小さくつくったけれども、どうしてもむこう優先のように私は見えます。開会の日ですね、朝向こうに50台停まっていたんです。開会の日には午後帰りながら、お昼過ぎに今日は体育館行事あるんだなと見たら、体育館1人だけけれども、バスケットをしていました。だから、ほとんどスポーツクラブの車なんですよね。だから、非常にもったいなくてしょうがないです。財政逼迫の少し改善になるかもしれませんよ、これ。有償にしたら。オーケー、じゃこれ分かりました。

次、施政方針。

施政方針について、村長が施政方針発表したんですけども、あのときは、あ、やっぱり施政方針ちゃんと考えていられていますねということだったんですけども、今日のも見ると、ある意味でがっかりです、村長。

やっぱり最初の施政方針ですから、本当はも

っと立派に書いてほしかったですね。結局、答弁は調整監なんですけれども、調整監、同じようなこと言っていますよ。広報誌を通して広く村民に聞いてもらいます、読んでもらうと、これはいいことですよ。だけど、村長が施政方針を10ページやりました。この10ページ、全部広報に載せなくてもいいですよ。その中の5ページを広報に載せて、あと詳しくはホームページを見てくださいますと。ホームページには全て書いてありますということを書けば、別に問題ないんじゃないですか。これちょっと調整監に聞きたい。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

盛一議員は長ければいいというお考えなんです。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

変なこと言わんでください。

長ければいいというバカな人いませんよ。内容が不足と言っているんですよ、内容が不足。例えば、何があるかといったら、質問にも書いてあるんですけども、今ね、財政逼迫を解消するというのが、これ選挙のときにも、争点にはなっていないかもしれないけれども議論にはなりましたね。そういうものについて、何でもう少し詳しく書かないのかと。今決まっていなければやらなくていいですよ。だから、日本能率協会のほうに行政審査させますとかね、それから考えていきますとか、何でそういう一言も入っていないのかとか、あるいはこの全村植物公苑構想のこと書いてあるんだけど、全村植物公苑構想の中の景観条例の中に、緑地帯の保全が入っているんですよ。緑地帯の保全は入っているんだけど、ツルヒヨドリ全然触れられていない。何で触れないの。これだから、調

調整監、間違っています、考え方。こういうこと書いてくださいと言っているんです。あんなにも沖縄中問題になっているのに、こういうもの触れられていない。あの近いうちに緑なくなりますよ。一昨年12月と去年の12月と比べたら、10倍ぐらいになっています、見た目。一昨年、何も手を打たなかったから、去年12月までにはもうこの10倍ぐらいになっている。それで花いっぱい咲きました。だから、これがもう全部飛びました、種は。だから、来年の12月にはもう恐ろしいですよ。もう林の半分なくなっているかもしれない。だから、これについては、まだ詳しくは分からないけれども、世界の侵略的外来種の世界ワースト100にも入っていますよ。だから、沖縄だけが問題視しているんじゃないで、世界的な問題になっているのがツルヒヨドリ、だから、そういうことをぜひやってほしかったと思います、書いてほしかったと思います。

それから、コミュニティ関係のものも一切触れていませんでしょう。あれも目玉だったはずですよ。村長、選挙のときの。あれも何も、どこ見ても触れられていないんです。だから、簡単に書けばいいんじゃないで、こういう書くべきものを全部書きましょうよと。それで、広報には、今ある分入れればいいですよ。詳しくはホームページ見てくださいと。調整監、納得ですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

施政方針については、これ私が企画課長に、調整監のほうに命令をしたものでございまして、さらに精査いたしまして、次年度、新年度の事業と事業計画と、そして予算に措置された事業等に関して、それを網羅する形でやりましたけれども、ただ今おっしゃったように、まだ予算を伴わないもの、コミュニティとかそういった地域懇談会とか、そういったあたり、もっとも

っと精査して張り付けるべきだと考えています。

今回はこのようなことがないように、ぜひマニフェストをしっかりと村民にアピールできるような、理解してもらえそうな施政方針にしたいと考えます。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

ですけれども、多分最後の質問ですけれども、その財政逼迫がどうにかしないといけない、改善しないといけない。だから、その分をこれから庁舎内で議論すると、議論してどこが悪いのか、どこが改善できるかということでやると書いてあるんですけれども、2年前に宜野湾市が日本能率協会に依頼して調査してもらったんです。そのときに相当悪いだらうと思いますよね。あのときに比べたのが、財政力指数は本村0.57、宜野湾市は0.66、財政力指数は向こうが少し高いですよ。いいということですよ、高いのはこれは。経常収支比率はこちらが85.1、向こうは87.5、少し向こう悪い。だから、公債費比率はこちら5.8、あっち7.8と。そのときに入れたらですね。恐ろしい結果が出てきたんです。

それで新聞御覧になったと思うんですけれども、新聞に載っております。そしたら、いろいろなこと書かれているんですけれども、ちょっとだけ読むとね。予想しなかった急激な伸びのあった介護や医療など扶助費の支出が年々増加、また老朽化で公共施設を直さないといけない。これは予想しなかったこと事態おかしいでしょう。これはもう国の方針とかいろいろありますから、扶助費に出てくるの当たり前。今後ともどんどん増えていくかもしれません。それから、この市長は、大変厳しい状況だから事業の選択をせざるを得ない。緊急性のあるものを優先しないといけないということも言っています。それから、ある教授は、国の、こっち一番問題ですよ。国の公立補助事業について、市

側の裏負担やランニングコストもあり、過度な行政サービス提供になる可能性もある。制度を慎重に取り扱ってくださいということも、これに書かれています。

ぜひこんな確認しながら、今自分たちがいろいろ考えても、まずは診断を受けてから考えたほうが良いと思います。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時06分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

まだおはようございますですかね。比嘉盛一さん、前回もね、僕、盛一さんの次でしたよ。いや、非常に盛り上がってね、これはどう継続していくのかなというところの心境なんですけれどもね。

じゃ、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

春、3月から4月、卒業、入学、進路、就職、転勤、異動、退職、まさに悲喜交々人去り人來るときであります。若鳥は巣立った後に羽の重さを知るといふ。風薫る弥生の空に夢託す、皆の願いが花咲かせて、子どもたちね、しっかり頑張っていたきたいな。地域の方々の教育への期待であります。

今年もコロナ禍の影響で卒業式、卒園式に参加ができませんでした。誠に残念であります。子どもたちは、先生方の豊かな愛情と情熱と熱意に育てられて毎日毎日成長していくのであります。改めて、先生方に心から感謝を申し上げたいなというふうに思っております。

それともう一つであります。ふるさと納税寄附金が2億円を超したと。先日、総合調整監よりその報告がありました。全国の皆様方に、こ

の北中城村を御支援いただいたことに心から感謝を申し上げたいなというふうに思っております。そして、職員の皆さんにも感謝を申し上げます。

一般質問に入ります。

1、新型コロナウイルスで地方行政はどう変わるのか、2、村長の村政運営の基本姿勢について質問をしていきたい。

緊急事態宣言であります。沖縄県は3度目となる独自の緊急事態宣言を発出した。日常の劇的な環境の変化であります。新型コロナウイルスの予防や感染拡大防止のためのコロナワクチン接種準備そのものへの対応等で、役場職員の業務体制、業務量の増加であります。村民からの意見、要望などによるメンタルへの影響であります。役場職員はこのような対応で大変御苦労されているかと思っております。先の見えない取組であります。コロナ禍の時代アフターコロナ、ウィズコロナであります。クラスターは意外と近くにあります。村民一人一人が適切な感染防止対策をさらに徹底しなければなりません。

行政は村民の命の絆、暮らしの絆、地域の絆を守り、地域社会を維持する責任を果たさなければなりません。行政のなご一層の取組をお願いするものであります。

1、新型コロナウイルスで地方行政はどう変わるのか。

①災害。これまで全国で、様々な自然災害に見舞われてきました。地震、津波、台風、豪雨災害等であります。今回のこの新型コロナウイルスの対応は、日本全国、世界全てが感染地となっています。これまでの災害との一番の違いであります。それぞれの自治体の専門家の助言で自治体のリーダーが大きな判断をして、様々な支援メニューが提示されています。地方行政も大きな変革の時であります。コロナとともにどのような村行政を構成していくのか、大きな視点で取り組む必要があります。見解を伺いま

す。

②新型コロナウイルス感染症の拡大で、県外、県内の経済が大きな影響を受けています。中小企業、小規模事業者が経営悪化に苦しんでいます。村内経済の状況をどのように把握して認識されているのか、また、対策や消費税にどのような影響が出てくるのか考えているのか、見解を伺います。

③新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、令和3年度の村税収入、地方交付税などの見込みについて見解を伺います。

④新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯などに国民健康保険税など減免支援措置が実施されています。新年度も新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯に対する国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料等の減免支援措置を継続することが必要だと考えます。見解を伺います。

⑤新型コロナウイルス感染症対策で事業を継続する上で飲食店等の感染対策の取組が必要です。村内経済活性化に伴うリフォーム助成制度の支援策について伺います。

⑥新型コロナウイルス感染症により、深刻な影響を受けている村民の生活、村内事業者への支援策として、今年度も上下水道料金の減免支援策が必要と考えます。見解を伺います。

⑦全ての自治体がコロナ対策の最前線に立つ。特措法で知事に権限が与えられた。全市町村が住民の命と暮らしを守り、地域社会を維持する責任を果たさなければなりません。行政は今後、積極的に新型コロナウイルス感染症について、沖縄県の新型コロナウイルス感染拡大防止のためのPCR希望者検査促進事業補助金制度を活用して、村民が無償でPCR検査を受けられる村独自の支援策も必要だと考えます。見解を伺います。

⑧新型コロナワクチン接種が可能となった場合、接種の仕方に集団会場で行う集団接種と、

かかりつけ医による個別接種があります。この2つの併用である。市町村の枠にとらわれない柔軟な対応が求められています。周辺の市町村に通院している村民も多い。自治体をまたいだ広域的な接種体制を検討する必要があります。4月から予定されている65歳以上の高齢者のワクチン接種体制について伺います。

ア、65歳以上接種対象人数。

イ、来年3月までに65歳になる人も加わるのかお聞きします。

ウ、接種会場の確保と会場数について。

エ、集団接種に関わる医療従事者、事務職員のスタッフの確保について。

オ、ワクチン超低温保存が必要であります。何人分単位の供給があるか。また、保管体制について伺います。

カ、在宅の独り暮らし高齢者など接種に行けない人、また、身体的に障害のある方へのアプローチについて伺います。

キ、高齢者の接種について、4月以降から始めて2回目の接種までの見通しについて。

ク、接種後に副反応があった際の対応について。

ケ、コロナワクチンプロジェクトチームについて。

コ、薬手帳持参の呼びかけ。

インフルエンザというのは今まで年1回、村の補助をいただいたりして接種してきましたですけれども、この新型コロナワクチンの有効期間についてお聞きをいたします。

あと薬手帳の持参ですね。

ワクチン接種の効果、発症を防ぐ効果と重症化を防ぐ効果も期待をされているわけでありませぬ。村民への広報活動、よろしくお願ひしたいと思っております。

2番目に、比嘉孝則新村長の村政運営の基本姿勢について伺います。

福祉・医療・教育は地域社会の発展のため行

政の果たす、この責務は大変重要であります。行政経営をいかに合理化し、効果の多いものにするかということは、村長のみならず、その補助者である副村長、各課長の一番大切な任務であります。

これまで先輩方が堅持してきた行政信条をさらに高めて、村民全体を対象に、公平にして公正、村民個々の主義主張に対して、これをよく調整して村民の融和と前進をモットーに、村民主権の理念を貫き、村政の成果を一層高めなければならぬのであります。

「心豊かな北中城村」快適なふるさとづくりであります。村民に向き合う、そして対話であります。村長得意のコミュニケーション力は比嘉孝則村政の資質の根幹であります。どういった球を、どういった投げ方なら、村民のど真ん中に届くのか、頭をひねり、心を通わず地道な努力を続けていくことが大切であると考えます。

村政、比嘉孝則村長の時代到来であります。副村長であります。副村長、目や腰になってください。村長が投げたストレート、あるいはワンバウンドの球、デッドボールそこそこの球、全てを完全に捕球して、ときにはマウンドに駆け上がって村長との意見交換もして、村のまとめ役として、副村長の立場も非常に大事だというふうに思っておりますから、村長をしっかり支えていただきたい。そのように思っております。

①村民主役の村政、民間目線の村政、スピード感を持った村政、期待いっぱいあります。比嘉孝則村長の選挙公約に掲げた諸施策で、優先に取り組む公約について伺います。

②令和2年決算を踏まえて、令和3年度予算編成の基本方針について伺います。

コロナ禍の中で村民の暮らしを守る予算編成が必要だと考えます。新年度の重点施策、新規施策、拡充施策、廃止、縮小する事業について、比嘉孝則村長の見解を伺います。

③子どもの貧困であります。コロナ禍の影響が懸念されています。国民生活基礎調査で、子ども約7人に1人に当たる13.5%が貧困状態に当たることが分かった。コロナ禍が県民生活、村民生活にも深刻な打撃を被っていることは考えれば、村内の子どもの貧困率がさらに悪化しているおそれがあります。子どもの貧困は表面化しにくいとされています。地域や子ども支援者の声があります。「勉強を教えたり、一緒にご飯を食べたりすることは私たちにもできる。しかし、所得の保障はできません」と。住民生活に最も近い市町村行政が生活困窮者の声を丁寧に拾い、実情を把握することが重要であると考えます。見解を伺います。

④核兵器禁止条約が、2017年7月国連会議で採択されました。批准国が50か国に達したため、条約の規定により2021年1月法的な効力を発した。「平和憲法を守る非核宣言の村、人権を尊重する」としているこの北中城村としても歓迎すべきであります。核兵器禁止条約という新たな国際合意の下で、北中城村の平和行政の推進をさらに高めなければなりません。村長の見解を伺います。

⑤戦後76年を迎える。平和への希求であります。過酷な体験と平和の尊さを語り続けなければなりません。命どう宝を合言葉に先人たちが命を張って守ってきた沖縄であります。行政は後世に伝える大きな責務があります。村長の見解を伺います。

⑥人間生活の基盤は土地である。立地の有利性は土地の効率利用によって地域の発展につながる重要な課題である。那覇広域都市計画区域の見直しで、中部広域都市計画区域移行への実現である。東海岸地域の耕作放棄地土地の効率利用と総合的視点に立って、村全体の土地利用の具体化を進めなければなりません。中城村と一体となって取り組むことが重要であります。村長の見解を伺います。

⑦観光交流産業の推進は、地域経済の活性化に重要な役割を担っている。観光協会、商工会、JA北中城支店等の連携が大切であります。観光産業は宿泊、飲食、お土産、交通などに様々な消費を行うため、サービス業だけではなく、農林水産業から製造業など広範囲な産業に波及効果を及ぼす。観光振興に関わる広域施策で財貨の獲得に効果を上げなければなりません。特に、世界遺産登録の琉球王国グスク関連遺産群の中城城跡は中城村と対等の共同運営が重要である。村長の見解を伺います。

以上、ただいま④から⑦、村政の基本方針に捉えるべきだと、私は考えております。

以上で私の私見を申し述べまして、担当者の回答をお願いいたします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時25分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

大城律也議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目の新型コロナウイルスでの地方行政はどう変わるのかということでございます。

これについては、詳細は所管課に説明させますけれども、令和2年度の新型コロナウイルス対策の経費は約4億2,000万という報告がされました。非常に村としてもコロナ対策として多くの業務をこなしているということが言えると思います。昨今、議員承知の、御存じのように、国が抱える借金というのは1,000兆円を超えるということは言われています。国の財政も厳しい。地方の財政も厳しい。多分これだけの借金を抱えたら、恐らく国の一般財政は100兆円を超えましたけれども、それでもまだこのコロナ対策で大変厳しい予算編成を強いられているよ

うな気がいたします。

そこでこのことがどういった影響を及ぼすかといいますと、多分、恐らく今後、地方交付税の特別会計への繰出し等について影響が出てくるのではないかと懸念するものでございます。

コロナに対する国や県の支援策がございまして、村といたしましては、できるだけこの支援策、補助事業等についてはしっかり対処していきたいと考えているものでございます。

それから、私の村政運営ということでありましたので、我が村の2番目の①として、村民主役の村政、民間目線の村政、スピード感を持った村政の期待がいっぱいありますということで、私の選挙公約に掲げた諸施策で優先に取り組む公約について伺いますということがありましたので。

我が村の将来を大きく左右する分岐点に差しかかっていると思います。高度情報化、国際化、多様化社会、少子高齢化、人口減少社会、そしてコロナにどう向き合うか、私たちの生活様式も可変とする激動の時代でございます。そして、沖縄の今後の10年を考える大事な年になります。職員、住民の力も借りながら、緊急性、必要性、費用対効果等精査しながら、課題解決に向け取り組んでまいります。

それから、平和行政について御質問がございました。

これについての詳細は、所管課に御説明させますけれども、平和行政につきましては、私たちの先輩方は大変平和行政に熱心でございました。もちろん、今もってその伝統はずっと続いているわけでございます。私もしっかりその伝統を継承してまいりたいと思います。

いつの時代でも文化の華が咲き誇るのは、そのバックとして平和があるわけですから、平和の時を非常に大事にし、行政としてもしっかり取り組んでまいりたいと思います。

観光産業が平和産業だと言われておりますの

で、しっかりこの観光の振興のためにも平和を維持し続けることが非常に大事だと思います。

それから、北中城村は県下で3番目の非核宣言自治体でございます。そしてまた喜屋武 馨元村長は、全国の非核宣言自治体の会長にもなった経緯がございますので、全国的にも北中城村の平和行政は認知されているのではないかと考えます。

これについても、私もその草創期の平和を守る北中城村民の会のメンバーでございましたので、その意思をしっかり受け継いで平和行政のさらなる高みを求めていきたいと考えております。

あとは、詳細については関係課の長に説明させていただきます。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

休憩で議長に確認。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時31分 休憩

午前11時31分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

私のほうは、まず1番のコロナウイルスのもの①、②、③からいきます。

①取組についてです。

感染状況、経済状況、国や県の方針等を踏まえつつ、将来を見据えた政策を行っていくことが必要と考えています。

②です。村内経済の関係です。

村内経済状況については沖縄総合事務局経済産業部へ毎月定例調査報告を行っており、村商工会、村観光協会からのヒアリングや直接事業者から状況把握を行っており、支援対策が必要

と認識しています。今年度については新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金を活用して、中小企業支援金やプレミアム付電子商品券により、村内事業者の下支えを行ってまいりました。

その結果、224事業者に中小企業支援金4,480万円を支給し、プレミアム付電子商品券登録店舗62店舗により、村内にて約4,000万円が消費されています。次年度についても今後の社会情勢を注視し、引き続き事業者支援を行ってまいります。

③の地方交付税についてです。

本村においては、令和2年度の村税収入に大きな減収はないことから令和3年度も通常どおりの予算見込みとなっています。

地方交付税については、国の令和3年度地方財政計画で令和2年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされています。

次が1番のこの⑤番です。リフォーム関係です。

今年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、村内の宿泊業及び飲食業を含む中小企業、小規模事業者に対して店内座席配置におけるソーシャルディスタンス確保等に要す経費を中小企業者上限10万円、小規模事業者上限5万円を村内32事業者に総額175万1,000円支給しました。

また、旅館業法に基づく村内宿泊施設を対象に新しい生活様式に対応した施設改修等に要す経費の10分の8を補助する北中城村3密対策による快適な空間創出支援事業補助金を実施し、コストビスタ沖縄がリフォームしています。

議員御提案の村内事業者へのリフォーム助成につきましては、次の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実施計画作成時に、国から示される活用事例集を踏まえながら検討いたします。

次、少し飛んで、2の村長の基本姿勢の②の

基本方針です。

令和3年度予算編成の基本方針は、1、重点事項への予算措置、2、財源の確保、3、効率的な事務及び事業の推進、4、予算要求枠等の設定、以上4項目を柱とし、総合計画等の各計画に沿った事業予算を適切に計上し、最小の経費で最大の効果が得られるようにすることを方針としています。

新年度の主な事業は、当初予算書に添付した令和3年度一般会計予算に関する説明資料のとおりとなっています。

同じく2の⑦です。中城城跡の管理共の共同運営についてです。

観光の観点からは、対等の共同運営が重要と考えますが、先方の意見もお聞きしながら、意見交換が必要と考えます。

以上です。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

私のほうからは、大城律也議員の1番、新型コロナウイルスで地方行政はどう変わるかの④番、⑦番、⑧番についてお答えいたします。

まず④番の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯などの国民健康保険税などの減免支援措置でございますが、この答弁書を書いた時点では、国や県からの通知はまだございませんでした。その後、3月12日付で通知がありまして、令和3年度の保険税のほうも対象となるというふうになってございます。

続きまして、⑦番のPCR検査でございますが、議員がおっしゃるこの県の補助金は、検査機関への補助金です。村では活用はできません。

また、健康保険課のほうでは、コロナワクチン接種を行い集団免疫をつけることが最重要事項だと、今考えております。

PCR検査は、集団とじかに接する職種を対

象に定期的にしなければ、あまり意味をなさないものと考えますので、現場からの必要に応じて検討したいと思っております。また、村民個人単位の検査に対する補助は、現在考えておりません。

続きまして、⑧番ですが、4月から予定されている65歳以上の高齢者への新型コロナワクチン接種体制でございます。

アの65歳以上の接種対象の人数は、約4,000人となっております。

イの来年3月までに65歳になる人も加わりますかということですが、こちらも、はい、令和4年の3月31日までに65歳になる方も対象となっております。

ウの接種会場の確保と会場数ですが、村立中央公民館を主な会場とし、予備として村立体育館及びイオンモール沖縄ライカム内ライカムホール等を想定しております。

エの集団接種に関わる医療従事者、事務職員スタッフの確保でございますが、医療従事者については、中部地区医師会と調整中でございます。事務職員につきましては、村職員及び採用した派遣職員等と対応していきます。

オのワクチン超低温保存についてですが、3月現在の通知では、4月の下旬の週に1箱、195バイアルです。1バイアルで5人分から6人分となりますので、約1,000人の予定でございます。その後は現時点では未定でございます。

また、保管体制といたしましては、3月12日に村内の2つの医療機関にディーブフリーザーが入庫いたしましたので、そちらの管理に関しても医療機関と調整中でございます。

カの在宅独り暮らし高齢者、障害のある方に関しては、こちらに関しましては、かかりつけ医での個別接種の御案内も行う予定となっております。

キの2回目の接種までの見通しですが、こちらも国からのワクチンの供給によるものなので、

現在の通知のほうでは6月末までに出荷予定とされておりまして、こちらとしましては、8月までに接種を終えたいと予定しております。

クの集団接種の際に救急専門医の配置でございますが、接種後の副反応があった際の対応でございますが、救急専門医の配置を予定しておりまして、後日出る副反応等に関しましては、県のコールセンターが対応することとなっております。

コロナのワクチンプロジェクトチームですが、現在は事務職員が1人、保健師兼務が1人、派遣職員4人の体制です。

エ、薬手帳の持参の呼びかけにつきましては、こちらは接種券の通知の際にお薬手帳の持参も呼びかけることにしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

それでは、私のほうから、御質問1点目、コロナウイルス関連の⑥番についてお答えいたします。

上下水道料金の減免措置について再び行われるかということなんですけれども、現時点で再度実施する予定はしてございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

私からは、2番目の村政運営の基本姿勢についての③番についてお答えいたします。

子どもの貧困につきましては、平成30年度に沖縄県が実施した県内小・中学生を対象にした調査では、平成27年度と比較して困窮世帯の割合は減少してきておりました。ですが、新型コロナウイルスの流行により状況は悪化しているものと思われま。村では、独り親世帯への子育て応援給付金を支給するなど対応を実施して

おりますが、引き続き困窮世帯の実態把握に努めてまいります。

以上です。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

私のほうは、2の④と⑤についてお答えします。

まず④の核兵器禁止条例ですが、本村は1982年、昭和57年に非核宣言村の宣言を行って平和事業を継承してきました。当然、核兵器禁止条例についても賛成の立場であります。

次に⑤です。

平和関連ですけれども、平和の語り部として頑張っておられた安里要江先生も去年亡くなり、平和行政の後世への継承はますます重要なことであると思っております。体験記の本や村史等の活用を図りながら後世へ継承する取組を行っていきたく思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

私からは、2番の村政運営の基本姿勢の⑥の今後の土地利用等につきましての御質問に回答いたします。

本村におきましては、現在微増ながら人口の増加傾向がございます。しかし、将来の人口推移を見ますと緩やかに減少していくことが現段階で推計されております。そのため、いかに人口増加を維持していくことが重要でありますため、現在の市街化調整区域内における既存集落部分、こちらを、それでの定住を促進することが大きな課題であると考えております。

現在、沖縄県におきまして、区域区分、つまり市街化区域と市街化調整区域の考え方なんですけれども、これが現在、各自治体がおのの地域に合った地区計画を定めることで、これま

での区域区分で制限されていまして条件、建てていいとか建てて悪いとか、そういった条件の緩和が図れるのではということがございまして、現在、この地区計画の導入についての検討が必須だと考えております。

また、村内に限られた平野部となっております東海岸地域の今後の土地利用につきましても、大変重要な課題として捉えております。

今後どのような土地活用が可能か、今後継続して検討をしております。

この中部都市計画区域移行につきましては、現在中城村と両村、北中城村、両村において共同のまちづくりということを基に現在、調査、検討している段階でございます。それをもちまして、今後ともメリット、デメリットを確認、精査しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

それでは、何点か再質問をさせていただきます。

1番の①役場の仕事なんですけれども、基本的には住民と応接する窓口、会議、研修、各種イベント、人が集まってくる場所なんです。人と人とが直接会話をする、これが役場のまず最前提だろうと思いますね。

この当たり前の日常が、このコロナウイルスの発症、流行によって変更を余儀なくされた。今後あと何日、何か月続くかよく分かりませんが、の行政の窓口対応です。今までに去年3月ごろからこのコロナ禍が発生してきたわけですが、全ての窓口で何か、この対応とか、この知ったときに支障が発生したとかそういう事例がありましたら教えていただきたいなと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

全体的なことなんで、私が知る限りお答えしたいと思います。

まず、緊急事態宣言出されまして、在宅勤務等含めて分散型勤務を取り入れた場合に、やっぱり窓口のほうで職員が少なく、そこで密集して住民が長い間待たされるという事態がございました。

それと電話も、結構住民が待たされている経緯があつてなかなかつなげられないということで、いろいろ苦情を受けた経緯はございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

やっぱり窓口の担当は大変だろうと思います。自己防衛、それから相手の健康も管理をしていかなければならない状況ですね。あと何年も続くか分かりません。そういう状況で、役場の対応の仕方、今後が非常に重要になってきますので、総務課長を中心にしてしっかり指示をしていただければなというふうに思っております。

次いきます。

1番の②です。

消費税なんです。国税部分と地方税部分に分かれるわけですが、10%の消費税、内2.2%が各自治体、市町村に還元されるという説明を受けておりますが、村内に在住するこの事業者、飲食店とか、こういうもの元気でないといけない。やっぱりそういう人たちを守っていく、大きな行政の役割があるんだろうというふうに思っております。

税収の多くは所得税、法人税、そして3番目に消費税がくると言われております。景気に左右されるこの所得税、法人税、とは違い消費税は一定の税収が見込めるということをお聞きした

ことがありますので。そういう意味で村内の事業者、しっかり守っていただきたいかなというふうに思っております。

次に、1番の⑤、リフォームの質問をさせていただきました。これも非常に大事だろうというふうに思っております。飲食店、時間営業規制とか、8時までですとかいうような、この非常事態宣言の中で非常にやりくりをしながら頑張ってきていただけてきたわけではありますが、この中でやっぱりこのコロナのおかげで余計な出費が出てくるわけです。飛沫感染防止対策として、テーブルあるいはカウンターの座席間の仕切りとか、会計処理の際のレジの仕切りとか、従業員のマスク、あるいはフェイスシールドとかです。こういうものを全て設置をしないと、なかなかお客様も来ていただけない、大変な状況であります。

しかし、これもまた元気にしっかり営業していただかないといけませんので、それもまたしっかり把握して、先ほど企画調整監のほうから説明がありましたですけれども、これもまた引き続きしっかり情報収集して助けてあげていただければなというふうに思っております。

次に8番目なんですけど、新型コロナワクチン接種可能になった場合に集団会場、それから個別接種というのが発生します。この前、健康保険課長から説明をいただきまして、できるだけ所在地が中心になります。いつもお世話になっている先生のところに相談に行ってきました。そしたら、先生方もいろいろな会合の中で、できたら集団接種よりも個別接種を推選しますというお話でした。できるだけそこへ行っていただきたいなど。ですから、これは地域を超えて、僕は北中城ですから西原、与那原でもこの先生がいらっしゃれば誰でもこういいですよというように対応をしていただけますというふうに思います。

その先生にところに行ったら、これ中身は僕

の個人的な情報です。患者サマリーというんですかね、情報収集、個人個人の今までの治療の報告、結果みたいのがこうまとめてある。できるだけこれをいただいて、もし集団接種会場に行くのであれば、こういうものを今までのかかりつけの先生にお願いして出していただいて、集団接種会場の初めてお会いする先生にこれ見せていただければ、先生はああそうかと、1年、2年ぐらいの情報が入っていますので、ああ、この人はこうなんだな、今日は無理なのかなという判断ができるというようなことでありましたので、ぜひこれを、この正式な名称、患者サマリーというそうです。情報収集とは言わないと言っていました。そういうものを準備をしていただければ、集団接種の方はそういうふうに願います。

それから、このコロナなんですけれども、村のホームページでは、コロナ感染症発生状況を公表されている。これには、去年12月までですよ。これまでに43名、村内に感染者がいらっしゃるといふ、これもう公表されていますから、ここでしゃべっていいだろうというふうに思いますけれども。

私たちは安心できないわけですよ。何も情報もないもんですから、中部保健所管内としかありませんので。まさか北中城村、思うわけですよ。しかし、こういうふうに言うとびっくりしちゃう。パソコンも開いて見てくれる人はしっかり把握できるんですけれども。ほとんどの方が知らないんですね。公民館でこういう話をしたら。それから広報誌にも、村だよりですか、公表されていますが小さ過ぎると、もっとでっかく文字にして、もっと村民に訴えるべきじゃないかというお話もありましたので、その辺もお話しして、次の発刊で改善できれば。これ厳しいですよ。誰でも北中城ゼロ、ゼロとしか思っていないのでね。

ですから、今後ともこのコロナ、これ感染し

たら家族も大変です。周囲も大変です。ですから、そういう状況に陥らないように、村政のしっかりした情報提供と感染防止対策について村民に周知をしていただければと。

今、夕方6時半ぐらいですか。放送しています。総務課長、放送していますか、コロナの。今も。

○議長（名幸利積）

質問と答弁、ちゃんと。

○4番（大城律也議員）

失礼しました。そういう状況でしっかりと村民に周知をしていただければなというふうに思います。

以上。

じゃ、今の件、ちょっと村長。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時54分 休憩

午前11時55分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

緊急事態宣言のときはやりましたが、現在はやっておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

よく聞こえないもんですから質問させてもらっています。

せっかく放送されているんですけども、ハウリングといいますかね、要するにこれが激し過ぎて、僕は熱田ですけども、せっかくの放送が何を放送しているのかなと分かりにくいんです。職員がこんなにいっぱい各地域にいらっしゃって、何かその辺から指摘もないのかなと思うわけですよ。また放送の録音のし直しとか

そういうものがありますので、しっかり確認をして地域地域大丈夫かなというものをチェックを、これからもしそういう関連の放送されるときはチェックをしていただきたいなというふうに思います。

○議長（名幸利積）

よく分かりませんのでちゃんと質疑でとめてください。

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

コロナ担当課はしっかりチェックをしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

いいですか、次で。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時56分 休憩

午前11時56分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

それでは、2番の⑥を質問させていただきます。

再質問ですが、この平和への希求なんです。沖縄戦の語り部として、村長からも安里要江先生のお話がありました。これ平和の希求なんです。この過酷の体験と平和の構想を語り続けてきたすばらしいこの人間性、その優れた思想哲学、心誰でも打たれるだろうというふうに思います。

この要江さんの遺志、比嘉村政でどのように引き継いでいくのか、もうちょっと具体的に説明いただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私は安里要江さんの功績等についてはよく存

じております。私たちも平和行政を推進する際
にかなり大変お世話になったところがございます。
要江先生の遺志、それから先人たちの遺志
をしっかり引き継いでいきたいと考えます。

まず、平和を守る北中城村民の会というの
がございます。そこの補助とその事業等につ
いてはしっかり行政としても支援をしま
います。

それから、ちょっと考えたところな
んです。比嘉太郎会というのござ
います。比嘉太郎さんが終戦、終了間
際にかなり北中城村内のガマ等で避難
している方々に投降を呼びかけて多く
の人たちを救ったという新聞記事、あ
と皆さんよく御存じだと思います。

そういったことで、私は比嘉太郎さん
の顕彰碑を建立してもいいんじゃないか
と、そのように考えておりますので、
今ただ比嘉太郎会ということがござ
いますので、ただ行政だけでやる
のではなく、また寄附金等を募って
それを建立していくとか、そういった
のも必要かなと思います。

ただ予算化はこれから、あるいは
また村民の会でまたやるのか、そ
ういったことはまだ検討の余地が
ございます。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時59分 休憩

午前11時59分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

平和行政、非常に大事な項目
ですので、ぜひ今のお話、実現を
させていただければというふう
に思っております。

次に移ります。

教育長、平和行政なんですけ
れども、宜野湾市にお住まいで、
北中城村出身者でふるさと納税
でも大変な支援をしていただ
いている方なん

です。佐喜眞道夫さんという
方が運営する、宜野湾市にあり
ますけれども、佐喜眞美術館と
いうのがあるんです。佐喜眞
美術館は、平和を基調とした
美術館でありまして、人間と
戦争を題材に描いた沖縄戦の
図、これを常時展示をされて
おりまして、ぜひこの小学
生、あるいは中学生の平和学
習でその施設を活用すべき
じゃないかなと。

もしまだ行かれていない、
行ったことない方はぜひ宜
野湾市のあれば、宜野湾市役
所のその向かい側のほうに
ありますので、ぜひ1回足を
運んで確認をして、私は子
どもたちの平和学習に活用
すべきだろうというふうに
思っていますので、教育長
の御判断をお聞きしたいと
思っています。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

子どもたちの平和学習の
件という話なので、夏休みに
平和体験学習ということで、
いろいろコースは違うん
ですけども、その中で当然、
佐喜眞美術館含めて勉強
した覚えあります。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

ありがとうございました。

ぜひまだ1回も行かれて
いないとかいう課長方、
いらっしゃいましたら、
ぜひ参考に足を運んで
いただいて、その美術館
の役割というものを確認
して、ぜひ私は子ども
たちの平和教育に活用
していただければな
というふうに思
っております。

次へいきます。

このあと時間がもう
ありませんですね。

まず都市計画、中部
広域移行の件で中城
村長、北中城村長が
記者会見をして発表
して2年がた

つ。まだ全然進捗状況があまり見えない。これもやはり村の土地利用の計画からいくと、どうしても中部広域に早く移行することが大事だろうというふうに思っておりますので、それについても、早期に新たな村政ですから、早期に中城村と連携をして取組していただければなというふうに思います。

それから、観光産業なんです。やっぱり滞在期間なんです、消費なんです。この消費金額どうするか。これが財貨の獲得で大きな役割、中城城跡公園ね、しっかりと活用していただければというふうに思います。

時間まいりました。質問終わります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 0時03分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

一般質問を続けます。

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

それでは、通告に従い一般質問したいと思っております。

しおさい市場については、村民の関心も大分あるんじゃないかなと思って一般質問したいと思っております。

しおさい市場については、議員の皆様が何度か質問してきました。私も幾つか質問してまいりましたが、しおさい市場の職員体制や、営業に関する事も質問してまいりました。

その中で徐々に経営のノウハウがよくなっていると感じていましたが、当初のしおさい市場は高額な予算を組んで経営していましたが、職員の努力によって予算額も軽減され、毎年改善していると感じていたところです。

それなのに、なぜ今になって指定管理業務を

することになったのか、指定管理に移行することは、私は望ましくないと思っておりますが、なぜそうなったのか、質問させていただきます。

これからの経営はどういった方法で考えているのかお伺いいたします。

しおさい市場と農家の教育支援の在り方はこれからも変わらずやっていくのかお伺いいたします。

しおさい市場の当初の目的は、村民に地元の生産物を買ってもらい、村での加工、開発、流通、販売を目的とした業務と認識していましたが、村民に喜んでもらうしおさい市場であってほしいと思いましたが、業務委託することでどう変わっていくのか、当局の考えをお伺いいたします。

2番目にアリーナについてございます。

国の防衛費や補助を受けているアリーナ建設は、どのように考えているのか。今、老朽化している中央公民館の老朽化が進んでいますが、アリーナ建設の見直しをすることであれば中央公民館の機能を備えたアリーナ建設の検討も必要だと思っております。その辺の考えがあるのか、比嘉村長の考えを伺いたい。

国の予算を受けているアリーナの建設はどのように考えているのか。

②アリーナと中央公民館の機能を備えたものが、アリーナ建設したこの地に造られる、ライカム地域に建てるのが可能なのか伺いたいと思っております。

3番目に北中城村観光周遊バスについてお伺いいたします。

今回の観光周遊バスについては、コロナ禍の影響もあり、観光客のバスの利用者も大分減少していると思っております。北中城村民の利用者がほとんどではないかと思っておりますが、前年度で何名の利用があったんでしょうか。無料バスを運行して、村民に本当に利用価値があるのか、私は疑問に思います。沖縄市では、タクシーの割引

券をお年寄りや妊婦の方や、障害者に配付して、既に非常に便利だと思えます。このようなタクシーチケットを配付して便利性の高い運営をしてもらいたいんですが、タクシーだと単純に4名グループで行動すると、単純に4倍の価値が出てくると思えます。そこで伺います。

北中城村観光周遊バスの前年度の村民の利用者は何名ですか、伺います。

北中城村に無料バスを運行した場合、どの程度の経費がかかるのかお伺いいたします。

北中城村の高齢者、障害者、妊婦、買い物移動等に沖縄市が行っているタクシーチケットの支援ができると、さらに利用価値が上がると思えます。当局の考えを伺います。よろしくお願ひします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

金城高治議員の御質問にお答えします。

まず1番目のしおさい市場についてですけれども、しおさい市場の大きな役割と申しますのは、まず地域の農家の方々の生産した野菜等を集めて学校給食に搬送すること、それからいろいろと様々な情報を発信することと、大きな役割があると思えます。

今回の指定管理者のことにつきましては、指定管理者の募集要項等で既に業者が特定されておりましたので、今回上程しました。

その中で、これから指定管理者がもし決定されましたら、契約を交わすことになりましても、担当課といたしましても、この雇用の継続等の監視、そういった役もございまして、これだけの多額の予算を投入しますからには行政のチェックも必要かなと思えます。

これにつきましては、詳細についてはまた担当課から御説明いたします。

2番目のアリーナ建設についてですけれども、これも大きな課題の一つであります。以前、村

の文化協会が主催しました「護佐丸の星」という劇を公演した際に、役場の職員総出でその駐車場係に当たりました。そのときの小学校の運動場、あるいは校庭、あるいはまたミニ運動場と多くの駐車場を確保したんですけれども、それでも満杯状態で大変地域の方々、あるいはお客さんから大変お叱りを受けたところがございますので、かなりの駐車場を要すると思えますので、その辺もまた今後の事業の在り方、あるいはどう進めるか、こういった視点に立って考えることが必要かなと思えます。

御質問の回答につきましては、もう具体的には担当課から御説明いたします。

それから、3番目の北中城村観光周遊バスについてなんですけれども、確かに今、村内の交通空白地帯が見受けられますので、そのような村民の交通の利便を図ることについても、これからも大きな課題だと思っておりますので、これからその解決に向けての施策を展開することが求められてくると思えます。

1、2、3の回答につきましては、また所管課から御説明いたします。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

金城高治議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目のしおさい市場についての①番から③番まで、村長からもお答えありましたが、補足してお答えいたします。

①番のこれからの経営をどういった方法で考えているのかに対しましては、指定管理者制度にて運営し、これまで以上に消費者へのサービスや農漁業者等の地場産物の流通、そして品ぞろえの強化に努めていきたいと考えております。

②番目のしおさい市場と農家の育成支援の在り方については、継続して育成支援を行っていきたくて考えております。

③番目のしおさい市場の当初の目的は、村民

に地元の生産物を買ってもらい、村での加工、開発、流通、販売を目的とした業務だと認識していますが、村民に喜んでもらえるしおさい市場であってほしいと思っていますが、業務委託することで、どのように変わっていくことについては、指定管理者に移行しても当初の目的と変わることなく、指定管理者と連携して村民や会員である農漁業者等が気軽に利用でき、満足できるような店舗運営を目指したいと考えております。

しおさい市場が、生産者にも消費者にも親しまれ支持されるお店にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

私からは、金城議員の御質問の2番の①のほうでお答えします。

昨日の稲福議員も同様の御質問がござまして、村長から答弁があったことの繰り返しになりますけれども、用地取得の件も含めまして内部委員会を新たに設置して、その対策を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

金城議員の質問にお答えしたいと思います。

私のほうからは、2番のアリーナ建設についての②のほうになりますけれども、村立中央公民館につきましては、公共施設等長寿命化計画を現在策定を委託しておりますが、中央公民館につきましては、開館以来40年近くが経過しており、建て替えが必要となりますが、公民館機能を備えたアリーナ建設が可能であれば、住民サービスは向上するものと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

じゃ、バスについてお答えします。

1番目です。

前年度に当たる令和元年度の村民の利用者は約1,400名となっています。

2、無料バスの運行に係る経費ですが、本年度の予算ベースで2,238万4,000円となります。

③チケットについてですけれども、本村のタクシー事業者は1社のみであり、近年は運転手不足という課題を抱えていると伺っております。お客様からの配車の要望に応えられないケースも出ていると伺っております。

御提案の取組につきましては、本村の実情や財源も含め慎重に検討をする必要があると考えています。

また、バスの運行については、議会からの再三の御指摘に対応して実証実験という形で現在運行していることを御理解のほどよろしく願います。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

1番目から、しおさいについてから質問したいと思います。

指定管理への経緯ということで、平成25年度に営業の組合が一括交付金で商工施設として完成した経緯ということで私の手元のほうにあるんですけども、当初、一括交付金を使うことで漁業組合員が出資金を出して、このアンテナショップきた漁グランドオープンが平成26年の2月にオープンしたとあります。

それで平成27年の1月に赤字経営のため、その補償が膨れ上がり、指定管理者の組合からの解除申入れがあり、27年2月アンテナショップきた漁は閉鎖したということですが、やはりこの期間というのは、まず1年で閉鎖して

しまっている経緯があるんですよ。なぜそういうことをまた経緯を今聞くかといいますと、やはりその辺の行政の甘さがあったのかなと、一括交付金があるから上に造って、その組合で運営していけるのかなと当初思ったかもしれないですけども、実際この1年で閉めたというのは、行政にとってはどういった考えで1年ですぐ閉めるということは一括交付金をやはりおろしたということはそれなりのお考えがあってやったと思うんですよ。その説明を伺いたいんですけども、1年ですぐ閉めた理由ですね。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

お答えいたします。

当初、かねてから漁業組合が、そして農家さんが、村のほうに直売所等のそういった施設があれば、もっと潤っていくということで、要望がありました。そして、ぜひ漁業組合さんから、組合員とそして組合が出資を行って、このアンテナショップきた漁をオープンしましたが、この平成27年1月にもう赤字経営が相当膨れ上がって、組合のほうもこれ以上もう対応できないということで解除の申入れがあり、もうあまりにもこの赤字が膨れる前に指定の解除をした経緯があります。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

行政のこの企画の甘さがあったんじゃないのかなと思うんですけども、その辺、企画振興でしたかね、そういったお考えはなかったんですか、理事たちに。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

お答えいたします。

議員御指摘のそういう考えもありますけれど

も、やはりその設立ではない、この運営した当初は漁業組合員さんがちゃんとそういった朝だけでなく、そういった鮮魚等、名前もきた漁ということで、そういう中で鮮魚、そして農産物、これを出品者協議会の会員の皆さんとかが、野菜も多く出荷して、運営を、直売所なりのそういった店舗要望があったので、北中城村はある意味、農家も、零細農家ですので、そういった直売所等があれば、そういうのが農家の還元にもなるんじゃないかなということで、そういった当初、このしおさい市場を建築した経緯があります。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

いろいろと漁業組合との関連性があるって、それを農家と一緒にやっていけば成功するんじゃないのかなということで、運営を始めて、実際やってみるとなかなか厳しいもんがあったということで認識しましたが、やはり一括交付金で建てたもんですから、どうしても閉鎖ができず、村としても、それを継続しないといけないということで、しおさい市場は今たしか8年たっていると思います。

10年はこの一括交付金とのお約束というか、そういった国とのお金のなかで、10年間で償却するということがあると思うんですけども、それって10年間やる意向ではなかったのか、その辺も教えてください。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 1時48分 休憩

午後 1時49分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

お答えいたします。

出品者協議会がある意味、本当に誠意努力しながら、そういう中で村のそういった補助金等のほうも、そういう中で工夫しながら店舗の応援をやってきましたが、ただ昨年もコロナの影響でそういう中で2回店舗も閉めて、今協議会なものですから、そういった給付金の対象にもならないということで、そして今回もう令和3年度もそういう状況だったら、ちょっと厳しいんではないかなということで、そういう意味ではもうこの民間のノウハウも借りたいということで、そういった意味で指定管理に持っていこうとしている経緯があります。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

私が言いたいのは、やっぱり1年で、今年度1,300万ですか。それで3年間で3,300万の村政のお金が使われるということで、やはりそんな莫大な金が使われてこれから本当に運営できるのかというのは、やはり議員の皆さんみんな危惧しているところだと思うんですよ。住民もそれなりに関心の高いと思うんですけれども。

その中で産地地消出品者協議会に投げられてしまって、さすがに運営がもうコロナ禍でできなくなったということで、今、課長の答弁で、法人に当たるため臨時給付金の対象外になると言っていましたけれども、例えば、これ民間がしてこの給付金をいただいたときには、村のお金というのは変わらずにいただけるのか、これって二重にならないのかなという懸念もあるんですけれども、その辺、聞かせてください。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

お答えいたします。

もし給付金をいただいた場合のそういう二重計上にならないかという御質問ですけれども、

一応、管理運営に関する年度協定書において、指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合にはその都度、甲乙協議に定めるものとするので、そういった中でまた協議しながら考えていきたいと思います。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

甲乙、この協議の中と言いますけれども、国の予算をもらって、村の予算もということができるのか、ちょっとそれ疑問に思うんですけれども、お互いの税金をさらに膨らまして、またもらって運営管理ができるというのか、その辺問題ないのか、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 1時53分 休憩

午後 1時53分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

給付金についてはうちのほうで担当していますけれども、正直言って、その場合どうなるかは分かりません。もうその都度、国のほうに問い合わせないと今急に聞かれたので何も持っていません。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

私のほうもなんか矛盾していないかなというふうに思いましてですね。どうしても村がやるとそういうふうな給付金がもらえないということで、民間やったらそれはもらえるからさせますというのも、なんか納得いかないというものもあるんですけれども、やっぱりその辺はきちっと調べてやってもらいたいというのがあります。

それに運営委員会というのがあると思うんですけども、それでこの運営委員会が、この管理者との契約をしながら運営に関わる業務を運営委員会の中で諮って行ってやっていくと思うんですけども、運営委員会というのは何名ほどいて、どういった方々がこのアンテナショップに加わっていくのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

アンテナショップ運営委員会は、委員長が村長で、そして副委員長が地産地消出品者協議会の会長、そして副村長、そしてあと漁業組合、そして商工会、委員として、そして農林水産課長、農林水産係長、そして企画振興課長、企画振興係長、そして事務局委員として企画振興課と農林水産課の職員等が配置されております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

運営委員会が、これ指定管理者のこの移行を管理していくと思うんですけども、こういった運営委員会の組織の集まりというのは年何回ぐらい持つ予定ですか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

お答えいたします。

もし、指定管理に移行した場合、四半期ごとにそういった報告書を受けますので、そこでまた運営委員会ですらう精査しながらやりますので、最低でも4回以上は開催していきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

この村からの今回での1,300万ですか、それを一括で上げるんじゃないかと何回かに振り分けて、この指定管理者にやっていくというお考えでよろしいですか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

はい、そういう考えでよろしいです。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

そのときに委員会が開かれて、その中で決めていって、額というのはその都度マイナスがあるから、何というんですか、4回に分けてもう幾らというふうに決まって上げるのか、それとも業務の中でまだうまくいっていない部分でしたら減らしてあげるのか、その辺教えてください。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

その報告を受けながら、精査しながら四半ごとですので、そういった額については、1年目はそういう1,300万ですけども、一応額は単年度はこの1,300万、そしてそういうまた精査しながら、また先ほど申しました特別な事情等が生じた場合は、そこでまた精査していきたいと考えております。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

基本協定の中に第4条、乙が施設の指定管理者として前条に掲げる業務を行ううち、令和3年4月から令和6年3月までとする。ただし、地方自治法では第224条の2第11項の規定により指定管理を解除、もしくは期間を決めて管理の業務の全部または一部の停止を命じるときはとあるんですけども、その限りではないと書

いてあるんですけども、これ第4条の補足、よろしく願いいたします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時00分 休憩

午後 2時02分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

金城議員の御質問にお答えいたします。

基本的には協定書に盛り込まれたことを遵守していないか。それから、雇用の継続はしっかりされているのか。そして、行政が考えていることに対してしっかり事業を展開しているか。そういったことに行政として気づいた場合は、それは解約とかあるいは向こうからまた解除を申し出るとか、そういったことが出てくると考えられます。そういうのを想定しております。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

細かく基本協定は記されていると思います。その中でチェックということで、第5条に、乙は関係法令及び本協議の定めるところに従うか、甲が必要に応じて指示する事項を重視する上、善良なる管理者の注意をもって施設を常に良好な状態に管理する業務を行うものとするという、5条ではまたうたっていますけれども、この施設を常に良好な状態に管理するというのもあります。

そういった施設の管理体制というのか、チェック体制というのはどなたが行うのか、こういった形でやっていこうと思っているのか、行政のお考えをお伺いします。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

この管理体制は農林水産課のほうでこの管理をチェックしていきたいと考えております。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

やはり村民の多額の資金を投資するわけですから、できるだけ細かく管理していってもらって、やはりこのしおさい市場に関しては、当初から、立上げ当時から問題だらけで1年で経営閉めて、仕方ないから出店者協議会で運営閉めることができないために運営して今までなった経緯があります。その中でまた同じことを繰り返すんでは、行政の立場ないのかなと思って、どうしてもそれに対してできないのはできないで、それは見切りつけたほうがよかったのかなという、正直なように考えていました。

それでコロナ禍の中で、どうしても今、こういったお店というのは非常に厳しい状態、これは北中だけではありません。やはり沖縄全体のこういった企業は、居酒屋でも飲食店がほとんど今厳しい状態でありましたので、できたら本来はこれに準じてもう一回見直してほしかったなと思うんですけども。でも、これが指定管理者が名のり出て決まったということですので、ぜひもう管理体制をしっかりとやって、二度とまた同じような失敗がないように、行政として努力してもらいたいなと思っています。

村長、一言よろしく願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

全く御指摘のとおりでございます。再三、その管理者、経営者を欠いておりますので、それについては、我々の行政の管理もまた欠けているところがあるかと思っておりますので、しっかりそういった欠けている箇所等をしっかりとチェックいたしまして、我々もプラン・ドゥ・シー・チェックでしっかり今のアンテナショップがスム

ーズに運営ができるようにしていきたいと思
います。

指定管理者というのは、基本的にはまた民間
のノウハウ等が、これから高度利用とかそうい
ったことも考えられますので、それに多分、こ
れについては期待するものでございますので、
今後、指定管理者の経営等についてはしっかり
チェックを図ります。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

ありがとうございます。

本当にそれだけの投資する中で、これうまく
いけばいいんですけども、またこの3年後、
どういった方向性に行くかということは、行政
がまたさらにこの管理費を増やさないのかとい
うのもまた心配してまして、この3年の中
でも見切りをつけるのか。やはり、その辺は行
政の立場としてそれ以上無駄金とは言わないで
すけれども、見切りつけるのは1つの判断じゃ
ないのかなと思いますので、よろしくお願
いいたします。

じゃ、次にいきたいと思ます。

アリーナ建設についてですが、まだ用地の取
得ができていないということで、前村長から比
嘉村長にそのまま引き継いだという形になっ
ていますけれども、取りあえず、この内部委員
会を設置して、この用地問題というのは今ど
うなお考えですか、こういった形で交渉して
いくのか、また進捗はどのようになっている
か、聞かせてください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

まず、これにつきましては、地権者等とまず
は接見することが大事かなと思っております
ので、私まだこれからお会いしておりませ
んので、これから私はじめ担当者と一緒にな
って地権者

の方とお会いして用地の交渉に入ると、まず
そこからですね。

それとともに、またこれからは売らないと
いうことであれば、我々が今後どうするか内
部で、先ほどの回答にもありましたように、内
部で検討委員会をつくりまして今後の方策を
立てます。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

このアリーナ建設については、比嘉村長の公
約のアリーナの処理についても、選挙の争点
となったと、村長のほうも言っていましたので、
ぜひやっぱり早急に、この用地問題もず
とずる引っ張ってまだ答えが出ていないと
いうことで、やはり今、村長が代わったとい
うことで、また新しい課長がつくんじゃ
ないのかなど、私も期待していますので、
ぜひ早めに用地問題解決してやってもら
いたいなと思っています。

先ほども内部の検討委員会を立ち上げたい
というふうに言っておったんですけども、
この委員会のメンバーというのはもうお決
まりでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

内部委員会につきましては、我々の内部の
方向性をしっかり確定する意味合いで内部
委員会をつくります。

その内部委員会のメンバーといたしまして
は、所管課長、建設課長、生涯学習課長、
そして企画課長、副村長、もし私が入る
というもなんですが、私が入る場合もある
と思ます。大体主なメンバーはそのあた
りのメンバーで構成されると思ます。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

やはりこれだけ難航している用地の問題ですから、やはり村長が検討するというんじゃなくて、やはりつくったものに入って一緒にこの解決することがベストだと思うんですけども、もう一度、答弁よろしくをお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

御質問にお答えします。

これについては、関係した方々をできるだけ網羅した委員会としたいと思っておりますので、できるだけ短期間に答申ができるような委員会として任命したいと考えています。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

この用地の問題もぜひ早めに検討委員会立ち上げて改善にやってもらいたいと思います。

それで、昨日も一般質問で稲福議員からも質問あって重複する部分もあると思うんですが、アリーナ建設についての防衛費の予算が三十何億も予算がついている中、今回村政が予算、このアリーナ建設に設計費もろもろ、今幾らぐらいもう使っているかお伺いいたします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

今の御質問も、昨日稲福議員からもございましたけれども、現在、実施設計及び用地購入に関しまして補助金を使わせていただいております。現在、概算ではございますけれども、約2億5,000万ですね、大体そのぐらいの費用が今補助金として使わせていただいております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

建設課長、ちょっと私の2億5,000万で計算が少し合わないのかなと思ってですね、当初4億使ったとか、そういった話も聞いていたんですけども、これ2億5,000万というのは、この防衛費が、25%は村負担で、この7割のことを言っているのか、それとも今、全部かかった経費の中で2億5,000万しか、引いた金額を言っているのか、その辺答弁よろしくをお願いします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

御質問が補助金額ということでございましたので、実際補助を受けた金額をお答えしております。

恐らく4億程度というような以前回答があったところは、実際の単費分ですね、これも含めた事業費として恐らく説明したかと思えます。

現在、実際補助対象の事業として実際執行している分、事業費全体、これ単費も含んだ分なんですけれども、それにつきましては、委託料で約7,000万と、用地購入費につきまして約2億6,000万程度、このぐらいが事業費全体として今計算できるところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時14分 休憩

午後 2時14分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

それだけの費用をかけてアリーナ建設を進めているのは、やはり認識してほしいと思うんですよ。それを見直すとなると、課長たちがこうつぎ込んだ時間、いろいろなものなどで4億かかったものを見直すということは、非常に財政

にまた負担が大きいのかなと思います。

昨日も、その中にアリーナ建設ある中で、中央公民館は、村長もそういった中央公民館も造ればいいのかという話を昨日の一般質問の中で発言していましたけれども、私も聞いて、ああ、そういったお考えがあるのかなと思ったんですけれども、やはりこの中央公民館の備えたアリーナというのを頭の中に想像しているのか、計画であるのか、その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

基本的には今、金城議員がおっしゃったことは複合施設ということをおっしゃろうとされているとおっしゃるので、複合施設を検討することも大変有意なことだと思っております。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

やはりこの周辺というのは、村長御存じのとおり、アリーナ建設もそもそもなんですけれども、もともとこの地域というのは防災拠点という認識の中で、いろいろな徳洲会さんもありますし、イオンさんもありますし、村体育館もあります。その中でアリーナも。

それで、その連携の中で防災拠点をぜひ必要だということで、やはり災害があったときには72時間、3日間保てば復旧はできるという観念の中で、向こうに電気だけでなくガスの接続しています。その体制づくりも整っていますので、本当に3.11のような東日本みたいな大地震が起きて、下に津波にきた場合はどうしても公民館云々じゃもう全然足りないんですよ。その中で、そういった発想もしながらアリーナ建設が前村長は進めてきた経緯がありますので、ぜひその辺も踏まえて、ぜひ防災拠点というのを先頭にやっぱりこれを頭から外しちゃいけない

と思うんですけれども、もう一度確認します。

そういった複合施設も備えたものを今の予算を使いながら、防衛省も今までのものを使いながら継続して、これを進めるというお考えがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今アリーナについては、所期の目的として防災拠点という目的もございます。基本的にはそれに本来アリーナを造るんでしたら、当然にその所期の目的を達成するような施設整備が求められてくると思います。

ただアリーナと日常的にそのアリーナを使用する、そういうところもまた考えなくちゃいけないわけで、防災拠点というのは基本的にはまた非日常的なところがございます。でも、それに対応するような施設も造らないといけません。

ただそこで駐車場の問題があります。当初からその駐車場の問題がございました。現在、中央公民館でも約123台ぐらいのそれが、規模がございます。あやかりもするぐらいの規模です、123台の規模ぐらいです。そうすると、もうさらにその3倍ぐらいの駐車スペース、それを要すると思っておりますので、さらにこれにアリーナの建設、それに匹敵するような規模の施設を整備するとなると、どこかに別の形でまた駐車場を求めることが必要かなと思いますので、そここのところが我々も非常に難しい判断を迫られるところがあると思います。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

確かに、アリーナの駐車場の問題も非常に課題だと思うんですけれども、今の技術だと、いろいろなまだ向こうの用地をさらにこの第2駐車場内に造って、そういったお考えもあってもいいのかと思います。

それで、中央公民館はもう40年間のたつているところで、本当に耐震強度もゼロに等しいんじゃないのかなと思います。今この沖縄もトラフ、南海トラフ地震が今後30年以内に起きると沖縄も言われている中で、やはりその辺も念頭に入れて、やはり中央公民館の改築もぜひ急いでやらないと、北中の防災の機能ができなくなるというのが危惧しているところですので、ぜひ前向きに検討いただければと思っていますので、よろしくをお願いします。

アリーナについては終わります。

次に、北中城村の観光周遊バスについてお伺いします。

前年度で当たる令和元年度のこの利用数ですが、1,400人となっていますが、この2年度の利用者数というのはまだ出ていないのでしょうか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

2年度は2月までは出ていますけれども、ちょっと今足し算しないといけないので、ただ1日に乗っている人数が、一応今2月で16人で、1月が12.9人ですから上がってはきているんです。正直、これが大体コロナと連動している形になっています。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

今実証実験ということで、私、今この実験はすごいいいことだと認識しています。これは本当に運営につながってくると非常に厳しい運営になるんじゃないのかなと。お隣の中城村でも走らせているんですが、なかなか利用数というのはそんな多くはないんですよ。中学で向こうはギリ短とか学校のときにしか乗っていない、あとは平日は乗っていないというのを聞いていますので、やはり今無理して、またこの無料バス実験やった場合に何が生じるかという、バ

スのメンテもありますし、運転手の確保もしないといけない。雇った以上はこれを継続しないといけないというのがまた出てくると思いますので、その辺、慎重に行政も考えてもらいたいなと思うんですけども、村長のお考え聞かせてください。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

かねてから私のほうも申して上げました。周りの近隣見ても、コミュニティバス厳しいですよ。

でも、この議会で私が言われ続けてきたのは、コミュニティバスは村民の願いでもある、早期実現を求める、なぜ実施に至っていないのか、行政が消極的な気がするということを言われ続けてきたんで、議会に伝えるために実験という形でやっているわけですから、もし議会の総意で実験やめなさいという話になれば、スパッとやめてもいいなという覚悟はしていますけれども、あくまで議会の要望に応えた形で実験しているということです。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

まさしく、確かにいつも無理やり観光にこぎ着けて予算もおろして、私は実験がこれは間違っていないと思います。素晴らしいことをやっていると思います。

その中で、やはり私は今、これだけの予算投資して、これを走らせてやった場合の後の維持費というのはかなりもうこれは後に引けなくなりますので、慎重にしてほしいなど。ですから、今実証実験もしながら、それを今進めているところじゃないのかなと思います。

資料をちょっと配ったんですけども、これは沖縄市のチケットなんですけれども、これに対して調整監からは、本村では1社しかない、

そういうことでは、私は質問はしていません。これタクシー会社はミハマ、北谷、そうですね。沖縄市ですけども、北谷も入っています。ただゆうなさんが、これに賛同しなかっただけなのかなとも思います。

地元産業なので一番上に持ってきてもいいのかなと思うんです、ぜひこれ配っても利用しなければ、タクシー会社には払う必要ありません。これ100%、みんなが使うかというところではないと思うんですよ。

その利用価値が、やるとかなりこれ評判いいということで、私のほうも聞いていまして、苦しければ、これ毎年やる必要もありませんし、そういった今実証実験ではないんですけども、そういったことも考えたらどうかなと思うことで一応提案はしています。そのこと答弁いただければ。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

提案は提案として受けたいと思いますけれども、ただゆうなさん、聞いたら今稼働台数5台しかないそうで、とてもじゃないけれども。というのは、実はワクチン接種になったら年寄りの方運んでもらわないといけないんですよ。それでお願いしたんですけども、とてもじゃないけれども今無理ということで、今後は個人タクシーのほうに当たろうかなと。

まずは、ですから、次年度については、そのワクチンのための老人の方をどう送迎するかという問題を解決するほうが先で、この件については、多分ワクチンの話が終わった後かなというふうに思います。

あとバスの実証実験についても、最初から乗客厳しいのが分かっていたし、あと1回始めたらなかなかやめられないのも分かっていたので、短い距離で始めて大勢乗るようだったら少しずつ広げてはいいし、仮にあまり乗らなくてもや

められないのであれば、言い方悪いですけども、傷口が大きくなる形ということまで考えて今やっているわけですね。

慎重にというお言葉なんですけれども、じゃ慎重に検討して、じゃやめますで、現在、年間千何百人と使われているわけですから、その方々が本当に納得するのかなという問題は出てくるかなというふうに思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

今の調整監の意見も重々承知しておりますが、実際1,400人の方々が足を失うんじゃないかなという危惧もされているのは確かです。

ですが、やはりそれに見合うようなものをやれば、それに付加価値をつければまた村民も納得するようなものをまた考える必要があるのかなと私は思っていますので、ぜひその辺も慎重にお互いに考えていかないといけないのかなと思います。

今、行政もやはりこれからコロナ禍の中で大変厳しい行政運営、国もそうです。中で果たして住民が1,400名と言いますけれども、1日計算するとそんな大した人数ではありませんので、その辺も理解しているから、今度考える、検討する余地があるんじゃないのかなということで、タクシーチケットとか、そういったものを出したんですけども、それに向かってまたやっていってもらいたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時30分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

通告に従い一般質問をいたします。

3月の予算議会ということもあり、それに適するような内容の問題を取り上げてみたいと思います。

今回は項目別に5点を質問したいと思います。

まず1点目は、村長選の大きな争点にもなった財政について取り上げてみたいと思います。

2点目は、健康は職場で働くために基本中の基本だが、ややもすると、我々も含めて忘れがちになる職員の健康管理に触れてみたいと思います。

3点目は、長年取り上げてきたが、依然として一步も前に進まなかったハワイとの交流について考えてみたいと思います。

4点目は、毎年のことながら村内企業を優先と議会においても議決しているが、相変わらず村外や大手企業に発注する傾向にあると私は思っておりますで、その点を聞きたいと思います。

5点目は、ふるさと納税が徐々に大きく増加しつつあるが、今後さらに力を入れていく考えか問うてみたいと思います。

では、順次1点目から質問をまいります。

1、さきの村長選でも大きな争点の一つとなった村の財政等についての所見を、改めて下記のとおり伺っていきます。

(1) 村の財政については村内外から安定か、あるいはすこぶる伸びていると見られがちですが、現実はどうか伺います。

(2) 税収は今後とも増加の一途をたどると考えられるが、それ以上に支出も増えていくと想像します。いわゆる正常の財政に戻るのはいつごろと見ているか伺います。

(3) 最近は村民からもよく行政サービスが低下しているとの声があるが、承知しておりますか。

(4) 財政が議会でも逼迫状態にあると議論されるが、なぜかそのあたりの理由が分かれば説明を求めたいと思います。

大きな2、職員の健康について。

3期目の目標の一つに検証を取り上げたが、職員の健康が少し気になるがその点を伺ってみたいと思います。

(1) 前村長は長期4期務められた。ただ役場職員の活用の仕方が少し気になった。例えば、職員の活用の仕方には大きく2点あると思います。ボトムアップとトップダウンがそれです。とりわけ4期目はトップダウンが多かったように、私個人は見ておりましたけれども、職員の健康に問題はなかったかどうか、各職場で健康的にそれぞれの能力、実力が発揮されたかどうか伺います。

(2) 現在の職場で仕事上での心身の健康を患った職員がいませんか。その対応は万全か伺います。

3、ハワイの交流について。

村長の公約にあるハワイとの交流について伺います。

(1) ハワイとの交流については、これまで幾度となく取り上げてきたが、まだ一步の前進もない。何とか新村長の任期中に芽出しができればと思っておりますが、いかがでしょうか。

(2) 前村長もそれなりにハワイとの交流を実現しようと考えたが、結局そのルートが見つからないとのことだった。しかし、比嘉太郎氏のシンポジウムに参加しての印象ではそのルートは幾らでもあるとの印象を私は持ちました。現村長もそのシンポジウムに参加されたと思うが、どう印象を持ったか伺います。

(3) 戦前、戦後ハワイの移民は圧倒的に中城村、つまり今の中城村と北中城村出身が多かったと言われていました。なんと4,000名も移民したと言われていました。その点を考えるとハワイとの交流は義務のような感じも思えるがいかが

でしょうか。

大きな4、商工会の建設業界についてお伺いいたします。

商工会の建設業においては、毎年のことながら村内企業を優先すると議会でもうたっているが、しかし全く変化が見えないように思います。とりわけ規模の大きい事業はほとんど大手企業か村外企業に決まる傾向にあると思う。

(1) 何でそのようになるか、分かれば説明を求めたいと思います。

(2) 村政も変わったし、他市町村のように地元優先の仕組みを考えたほうが賢明と思うがいかがでしょうか。

(3) 特に4期目の前村長の建設業に対する姿勢は本土大手企業中心のような気がしました。現村長には少なくとも県内企業か、あるいは村内企業を活用していただきたいと考えるがいかがでしょうか。

大きな5、ふるさと納税について。

全国的にも注目を浴びているふるさと納税については、当初は小さい村か自治体が考えるものと前村長は答弁をしていました。しかし、徐々にふるさと納税は大きく伸びつつあります。

(1) 初めてふるさと納税を取り上げたとき、前村長は全く関心が、私は薄かったように見えました。現村長はふるさと納税についてどう考えているかお伺いします。

(2) 徐々に数字が伸びてきているが、次年度はしっかりした目標はあるのか伺います。

(3) 今帰仁村には今回も調査に行ったが、やはり伸びていました。今帰仁村から他市町村、つまり県内に移り住んでいる元村民にもふるさと納税の協力を求めているようだが、我が村もそこまで考慮に入れるか、不都合はないか伺います。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

比嘉義弘議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目の村財政についてですけれども、これについては、先ほどから昨日の一般質問等から申し上げていますように、まず積立金の残高が低いと。それから、経常的な一般財源の準備率が低いということ。中部の市町村を比較した場合、そういったところが弱いと。それから、経常収支比率ですね。このあたりが非常に指標として中部の他の町村の後塵に拝しているところでございます。

そこで、先ほど村民からの行政サービスの低下とありましたけれども、低下と最近言われているんですが、私のせいかもしれませんので、肝に銘じて業務に当たりたいと思います。

そして、細かい点については、担当課から御説明させます。

それから、2番目の職員の健康についてですけれども、これについても、担当課から説明させますけれども、ボトムアップの行政、トップダウンの行政、それについては、ちょっと私が知り得るものではございませんので、担当課のほうからまた御説明いたします。

3番目のハワイとの交流ですけれども、以前、比嘉武二郎さんが帰省なされたときに、比嘉太郎さんのことについてかなり講演をしておりました。そしてまた比嘉太郎会、2度目の帰省の際に、またハワイとの交流等についてもいろいろ話がされました。そこで、その話の中でかなり窓口があるということ、ハワイとの交流で、村とハワイとの交流の窓口があるという発言がされましたので、私もハワイとの交流をぜひ実現させていきたいと考えておりますので、前向きに取り組んでまいりたいと思います。

それから、4番目の商工会の建設業界についてですけれども、建設業界、基本的には公共に依存型の土建業者でございますので、公共投資、それは地方自治体の予算規模にもまた比例する

ものがございますので、我々の予算規模、公共投資の規模、普通建設事業の規模、そのあたりが地域経済に与える影響が非常に大きいと思っておりますので、そのあたりはしっかりしんしゃくして、さらに村内の業者の育成に努めていきたいと思っております。

細かいことについては、また建設課のほうから御説明いたします。

そして、5番目のふるさと納税ですけれども、大変、北中城村のふるさと納税2億のふるさと納税が決算で見込まれる、非常によくやっていると考えております。その伸びについては、非常にうれしいものがございます。また、村外に住んでいる職員にも、その協力を呼びかけたらどうかということもございましたので、それについては、ぜひ協力を依頼していきたいと思っております。

詳細については、また担当課から御説明いたします。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

じゃ、私からは1つ、村財政についてお話しします。

（1）番です。決算や財政健全化法に基づく各財政指標はおおむね良い数値となっております。村税が大幅に増加したことにより財政力指数が大幅に伸びていますが、経常収支比率がやや高い数値であること、基金残高が少ないことなど懸念する部分が一部あります。

（2）番です。人口が大幅に伸びていることもあり、予算規模は増加していくことが予想されます。ただ正常の財政に戻るとというのが何年度のこういった数値のことを示しているのかが定かではないのですが、今後とも各財政指標が悪化しないように注意してまいります。

（3）番と（4）番は一緒に回答させていただきます。

経常収支比率が高いことや、事業の見直しにより対前年度比較で減額した事業についての御指摘がございました。毎年各事業の見直しや経常経費の縮減に努めているところですが、行政サービスの低下の声がもしあるようでしたら改善に努めてまいります。

なお、一般的に当初予算というのは予算割れがしないように歳入を厳しく計上しています。というのは、沖縄県の指導により決算時に当村の財政規模で2億から3億円の剰余金を出すように指導されています。そのため、当初予算で2億円程度財政調整基金を崩し、決算時に戻入れをするという運用になっておりますが、実際には当初予算編成時に少しカットしたような事業も年度途中の補正により極力対応しているというのが一般的な運営になります。

それと私のほうからもう一つ、最後のページ、5番です。

ふるさと納税です。

1番、前村長がふるさと納税に関心が薄かったということはないと思っておりますが、ふるさと納税は財源としても、また村のPRや村内事業者さんへの影響も含めて力を入れていく事業と思っております。

2番、今年度は2億円を達成する見込みと書いてありますけれども、一応達成しました。次年度は対前年比10%ぐらいの増加を目標に取り組んでいきたいなと思っております。

3番目です。

次年度からふるさと納税業務のプロモーションを村観光協会が担うことになっていきます。スタジオキタナカからの返礼品配信等を検討し、より多くの方に北中城村を知ってもらうよう事業展開してまいります。

また、広報きたなかぐすくでも、村のふるさと納税の状況を、寄附額の推移とかふるさと納税をどんなものに使っているかを発信していきたいと考えております。

なお、蛇足ですが、観光協会の局長は今帰仁村から来ていただいております、そのノウハウに期待をしているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

じゃ、私のほうからは、2番目の職員の健康についてと3番目のハワイの交流についてお答えします。

まず2番目の（1）です。

前村長の職員への活用方法は分かりませんが、職員は日々、おのおのの業務に励んでいるところであります。十分に能力を発揮して業務をこなしていると思っております。

（2）現在、心身的な面で休職している職員はおります。休職要因はいろいろあることから、特定することは非常に難しいものがございます。

3番目のその対応ということですが、基本的に医師の診断により対応しておりますが、必要に応じて医師との面会及び本人との面談、または試し出勤等は必要とされる職員については、担当課と調整してスムーズな復帰に向けて取り組んでいるところであります。また、平成3年度4月からは、休職者は解除される予定となっております。

次に、ハワイとの交流です。

（1）については、村長が申し上げましたので、私は（2）です。

ハワイとの関係者も多いことは分かっておりましたが、ハワイ北中城村人会がどのような活動をしているか、また交流できる体制かも含めて検討していきます。

（3）です。ハワイへは多くの移民がいることは承知しております。交流することが義務だとは言えませんが、ぜひ交流できるよう取り組んでいきます。

以上です。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

私からは、4番の商工会の建設業界についてという御質問のほうのそれぞれお答えしたいと思います。

現在、村の商工会に属される建設業者の方々になかなか受注ができていないことを御心配されているということで御質問だと思うんですけども、まず何でそのようになるか分かればということで、実際こういったのが分かれば、大変ちょっと別の意味で問題となりますので。

ただし、状況としては各課が所管している入札の状況とかをちょっと各課長にお尋ねしたところ、大規模な工事の入札等につきましても、実際には商工会の会員の方々も参加されておられます。結果、落札までに至らなかったという案件についても確認しておりますので、実際これも入札のときの競争にちょっと取られたところと比較したら負けてしまったというようなのが実例だと思います。

2番の他市町村のように地元優先の仕組みを考えたほうがということであるんですけども、実際、村の商工会に属される業者さんのみで入札を計画した案件もございました。実際、このときに全社辞退という案件も多数見受けられて、じゃ本当に取りたいのかという、ちょっとそういった案件も見られました。

議員が提案されるように、そういったような地元優先のみというような仕組みとか、そういった方法を限定してしまうということはやはり好ましくないと考えられます。

続きまして、建設業に対する前村長の本土を適用中心ということで、県内企業、村内企業をしっかりと活用していただきたいということではございますけれども、これにつきましても、特に何に問題があるのか、ちょっと私どもでも把握できないところでございますので、このあた

りは情報を今後収集していきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

では、財政について、まず質問をしてみたいと思います。

（1）決算や財政健全化法に基づく各財政指標はおおむね良い数値となっております。村税が大幅増加により財政力指数が大幅に伸びている。しかし、経済収支比率がやや高い数値であることと、基金残高が少ないことが懸念されると言いますが、じゃ質問入りますが、経済収支比率が高いということはどういうのか、この財政用語が若干難しく時々財政の担当係長にお尋ねするけれども、向こうも説明難しい。私もなかなか理解できないので、ではそこでお伺いしたいと思います。経済収支比率が高いということですが、経済収支比率とは一体どういうことですか、まず。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

経済収支比率とは、自由に使えるお金の割合です。例えば、子どもが100円のお小遣いをもらったとしたときに、80円はもう自分の学校の消しゴムを買わないといけない。たら、20円しか使えないですよ。そうすると、経済収支比率は80%ですよということになります。だから、持っているお金からどうしても使わないお金を引いて残ったお金が、だから経済収支比率が高いと自由に使えるお金がちょっと少ないよという指標になっています。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

丁寧な説明、よく理解できました。

では、なぜその今高いんですか。それも教えてください。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

人件費などもありますけれども、やっぱり福祉系統のお金が非常に伸びたことが高いと思っています。待機児童を解消しなさいということで、村内にいっぱい保育園とかできていますけれども、これ一園できるたびに相当なお金の補助金を出しています。でも、待機児童を減らさないといけないですよ。ということで、結構そういう福祉系統のお金が急激に伸びちゃってきて、1回園を造ったら、その年も、次の年もずっと払わないといけないじゃないですか。それが固定費になっているということになります。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

確かに私たちは民間保育園を急ぎ建てるとか要望を申し上げました。しかし、これもまた今おっしゃるとおり、もう計算し計画的にしないと組まないでは苦しい面が出てきますよね。そういった意味で、ひとつ今度、村内に森のなかま保育園ができ、そしてもっとライカムもできます。それが予算が厳しく、ある意味ではするのかなと思っていますが、じゃ、基金残高が少ないということはどういう影響がありますか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

基金残高というのは、家庭で言うと貯金に当たりますね。それは誰でも貯金少ないより多いほうがいいに決まっているんですけども、多ければ、例えば、災害があったときにも充てられますし、あと急に大きな事業をやろうといったときにも充てられるということになります。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時53分 休憩

午後 2時53分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

この件についても、よく分かりました。

結局、基金残高が少ないということは、この役所においても余裕がなくなるということですよ。そういう意味に当たりますよね。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

そうですね。ただここ数年、私が企画に来てから中学校の建て替えをやったり、急に国民健康保険の赤字を補填してくださいとか、庁舎を建て替えたりとかということがいろいろあったんで、一時的にどうしても基金を崩さないといけなくなってしまいました。

でも、今回、国勢調査で人口も増えていますし、ライカムにどんどんお家が建って固定資産税も入ってきていますし、さっきお話ししたようにふるさと納税、2億円入れれば1億円ちょっと欠けるぐらい、45%ぐらいですかね。は、村で自由に使えるようになりますから、多分9月ぐらい、次の9月ぐらいから少しずつ積直しができるのかなというふうに予想をしています。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

じゃ、（2）にいけますが、人口が大幅に伸びているのは予算規模が大きくなるということでもあり、ある意味でも財政が正常化に戻ると言えると思います。

今後とも各財政指標が悪化しないようにとあるが、どんな場合に悪化するのかお伺いします。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

これは全く一般の家庭と同じで、入ってくるよりも使う分を多く使ってしまうと悪化するということになりますので、やはり入ってくるお金の量を見ながら本当に必要な事業に絞っていくという形になると思います。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

まさにそのとおりだと思うんですが、今役場ではどういった努力をされていますか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

各課でばらばらに買っていたものを総務課のほうで一斉に買ったりというようなこともして、まずは経費の縮減なども努めているところでございます。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

3、4で聞きたいと思います。

各事業の見直しや経済経費の縮減に努めているが、行政サービスの低下の声があれば改善したいとのことであるが、例えば、喜舎場で言えば、村から受けている防災広場の草刈りが当初20万円から現在は16万円、約20%削減されています。次に小学校の体育館で、これは最近言われたことですが、火曜日に練習したいが、火曜日には村民体育館がお休みだと、苦肉の策で小学校に場所を変えたら光が弱くてバドミントンがやりづらいと、だから何とか明かりをもっと強くしてもらえませんかと要望したら、今財政が厳しいのでという話もありました。それから、これ二、三年前ですけれども、中学校70周年の補助金が当初35万円でした。その後、議会でもめまして、実際最後は予備費で90万円というこ

とになっていますが、実は50周年のときには約500万補助されているんですよ。そういった意味でも、やっぱり少し村立の中学校ですから補助金は、僕は当たり前と思っていましたけれども、そういった苦し紛れの予算がなされていると。あとこれも関係あるかどうか分かりませんが、昨年嘱託職員が6人も削減されています。その当局の答弁では、やはり財政が苦しいからそうせざるを得なかったということがあります。そういったもろもろの声が聞こえますけれども、村にはそういった声は聞こえませんか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時59分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

そうですね。私の耳には聞いたことないですけども、たださっき言ったように、いつか、ですから中学校建て替えとか、国保の赤字補填、庁舎建て替えがあつて歳出を少し厳しくみないといけない時期はあつたのは事実です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

県の指導により決算時に当村の財政規模では二、三億円の剰余金をつくり出すようにと、それから当初予算で2億円程度財政調整基金を崩し、決算時に戻入れをする。これ毎年のことだと私も聞いていますが、そのような手法は取らなくて済む方法はないのでしょうか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

年度初めで、例えば、村税が1,000円入るだ

ろうなと思つても、もし何かあつて900円しか入らなかったということがあつると、これを割れるということになっているんですけども、これは絶対しちゃいけないことになるので、ですから、当初村税が1,000円入るなと思つても、900円しか入らないみたいな形で組んでいくんで、当初予算というのは少し厳しいわけですね。それで、厳しい部分を一旦財政調整基金から補う。ですけども、当然何かあつたらいけないということで非常に歳入を厳しく見ているから、決算時にはいつも剰余金が2億か3億出てくるということで、これは県の指導でそういうルールになっているわけですから、もう私たちがどうしようもないし、多分オールジャパンでみんなそういうふう当初予算はきつきつで組んでいるはずですよ。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

企業で言えば、悪い意味で言えば、自転車操業とも言いますが、その意味とは違いますよね。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

私はちょっと企業に行ったことがないので分からないんですけども、入ってくるお金がめんどは立つけれども、それが100%確実にじゃないから9割ぐらいで見えておいて、その中でやっていこうという形なので、自転車操業というのとはちょっと意味合いが違うのかなと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

分かりました。長い間企業におりましたので、ついついそのことかなと思つたりもしましたけれども、勘違いでした。

もう一つ、気になる点があります。

起債や債務負担行為やさらに土地開発公社か

らの借入金等が気になります。その点はどうか考えているか。起債の場合については、私は国から地方交付税が入ってきたりして負担できますけれども、債務負担行為や土地開発公社からの借入れ等については気になりますが、その辺りどう考えているか説明をお願いいたします。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

土地開発公社の借入れについては、ジュリガマと言われている特にサウスプラザ地区と、あと村民体育館のところになるんですけれども、もともとライカム地区を開発するときには土が余るのは分かっていたので、それを今の徳洲会の駐車場のところに盛土して場外へ出さない計画をしたんですけれども、島袋の方から土を盛られると景観が悪くなるから盛らないでくださいねと言われたので、それをどこかに捨てに行かないといけないわけです。それをあの当時だと読谷に捨てに行かないといけないので、そうすると物すごく運搬費がかかって土地区画整理組合の収支が合わなくなるという、それと遠くまで運んでいくと時間がかかるのでイオンモールの開業に間に合わない。開業に間に合わないんだったら、イオンさんがもう出店しないよということだったので、付近にあったサウスプラザ地区のくぼ地を購入して、そこへ埋めたことで組合も資金の縮減ができたし、イオンモールも工期は間に合った。現在、そのサウスプラザ地区はイオンモールの駐車場として貸しています。買ったことに対する利息がちょっと幾らか金額覚えていないんですけれども、例えば、利息が100円としたら今貸しているお金が150円ぐらい入ってきていて、どっちかといったら全然利息を払っても貯金できている状態。それは体育館のところの利息も払っても貯金できている状態ですから、全然サウスプラザ地区で買ったものが村の財政を引っ張っているということでは

ないですし、さらに地主会の方たちがロウワーが始まったときは、そこも一緒に取り入れて開発したいという御希望もあるので、そういう意味では土地を持っているから何ら財政に悪影響というのはありません。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

分かりましたが、老婆心ながらですよ。これまたま財政の研修に行ったときに、京都市の駅で新聞を購入したら、京都市役所のこの公社の利用で約60億円の赤字を出したということで、皆さん方も知っているかもしれませんが、大問題になったということで、ややもすれば、塩漬けになってずっと借りっ放しということになって財政負担に影響が出るんじゃないかなと思って、実はこの質問を入れましたけれども、今、中部地区でこのいわゆる土地開発公社を活用というか利用しているところの中で、一番大きいのは我が村と聞いています、中部地区ですよ。だから、このたまには勉強するんですよ。こういうことで、財政の勉強しましたら、この土地開発公社を利用して額が大きければ大きいほど、実はその行政の財政は厳しいと見るようになっているそうです。

当初、土地開発公社ができたころは、それはそれで利用者も多かったようですけれども、今、我が村が断トツに高いようですので、ぜひこのあたりも修正してもらいたいと思います。

次にいきたいと思います。

じゃ、2点目の職員の健康についてお尋ねをしたいと思います。

4期の前村長の事業が、総体的に規模が大きく若干早期に関せることを求めていたのではないかと思います。そのために、職員の責任とかが重く乗ったかなと考えたりします。

しかし、答弁によると、そういう各課では十分に業務をこなしているの、ある意味では安

心しました。しかし、表に出ない今全国では首長さんがパワハラしたり、上司がいじめをしたり、男性が女性をいじめたりということが見えないところでそういったところがある。よく最近、テレビではそういった話題になったりしますけれども、そういった意味で、私どもの役場を調査したことがありますか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

今パワハラの問題ですけれども、調査したことはございません。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

安心いたしました。

現在、心身のな面で休職している職員がいらっしゃるようですが、今何名ですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

人数的には少し控えさせていただきたいんですが、数が少ない何名かです。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

分かりました。年を取ると耳も少し遠くなります。

かつては2人いらして見えていたんですけども、今まだ見えない部分があるので、これは質問していかどうかもちょっと悩みました。

休職要因は特定することはできないとのことですが、仕事の悩みから来るものですか。それとも、それ以外の悩みからかな。それをお尋ねします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

医師の診断書によるものでしか、私たちは判断できませんけれども、確かに職場の中のストレスというものもございます。また、別の要因もあると思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

対応は十分とのことですが、職員の復職の見通しはまだ持っていませんか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

対応は十分とはいっておりませんが、できる限り対応はしているつもりです。

復職については、先ほど少し答弁の中で言いましたけれども、令和3年度4月には全員復職予定であります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

念のため、このコロナ禍で職員も大変でしょうが、感染の話を聞いたことがありますか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 3時12分 休憩

午後 3時12分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

職員の感染もございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

この職員の健康については、ちょっと気になったことがあったんです。

私は夜そこを散策することをよくしています。そのときに見かけるのが、気になったのは土曜、日曜に職員が出て一生懸命仕事をしていらっしゃるんですよ。それいろいろ理由があると思います。例えば、間に合わせなくちゃいけないとか。もしかすると、ちょっと忘れたとかいろいろなものがあると思いますけれども、一応、村長においてはこのあたりも職場が一生懸命働いている。特にまた福祉課はもう毎日のように明かりがついていましたので、その点も承知、村長には知ってもらって、ある意味では理解していただきますようお願いしたいと思います。

3点目のハワイとの交流についてお伺いします。

（1）公約に上げているので取り組むとのことですが、時期的にいつごろになるかお願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

今コロナ禍の中で、こういう状況で調査等を含めて厳しいものがございます。コロナが落ち着いたら、村長の公約でもありますので、どうかパイプを拾って今ハワイがどういう状況かというのを少し調査なりしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

担当課はどこになるかと聞きましたけれども、総務課になるわけですね。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

これは村長の判断だと思いますけれども、一応南米研修は総務課で持っていますので、総務課なのか、それともアメリカの短期留学を持っている生涯学習課なのかが、そのとき判断したいなと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

（2）のハワイ北中城村人会の動きはかんばしくない聞いています。これ実は、私も旅行社にいたので何十回とハワイへ行っていますけれども、そのころから我が村の交流はありましたけれども、何となくこう世代が代わるとこの交流が消えてしまうんじゃないかという危惧をしていました。安里高治村長にも大勢、団体組んでハワイに行きました。喜屋武村長のときも同じように行っています。そういった意味で、ぜひ新垣村長にも行ってもらいたいと、そして何とかつないでもらいたいという希望がありましたけれども、新垣村長は行かずに結局終わったこととありますが、質問ですが、比嘉太郎会に問い合わせるか、県ハワイ協会もありますので、そのあたりから動いてみてはどうですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

今議員がおっしゃったとおり、比嘉太郎の関係者がハワイに県人会をつくって寄附金払っていますので、その近辺からパイプを拾っていかうかなとちょうど思っているところがございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

沖縄県の中では断トツに戦前の中城村、今現在、中城村、北中城村は移民が多いので、ぜひ実現してもらいたいです、村長、いかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

そのハワイとの交流実現のためにアグレッシブに取り組んでまいります。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

比嘉太郎会のシンポジウムにも、私も参加いたしました。非常にいい印象を持ちました。これは取っかかる幾らでもあるなど、そういう印象を持ちましたけれども、村長も参加されたようですけども、いかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私も参加いたしました。その中で、北中城村の交流の機会、窓口等については、門戸はあるというような話が聞けましたので、今回のハワイ交流ということになったわけです。

もしそことの交流をきっかけとしてハワイとの具体的な交流等できるというのであれば、そういうところから攻めていって、我々の北中城村、そしてハワイとの窓口をしっかりとつくりたいと考えています。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

実現していただきたいと思います。

4点目、商工会の建設業界について質問いたします。

（1）大規模な工事にも商工会会員は参加しているが、結果、落札には至らなかったということですが、それなりの理由があるかと思うんですが、そのほとんど落札に至っていないということでありましたが、ほとんど落札に至っていないその理由が説明できるのであれば説明と、それと村外と村内の割合はどうなっているかも、分かるのであれば御説明いただけませんか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 3時19分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

今御質問の内容につきましては、私どもは把握しておりません。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

商工会に属する業者のみの入札もあったようだが、しかし、不落の場合がある。なぜ不落になるかお分かりですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

通常指名競争入札を行う場合、入札を辞退されたいという業者さんにおかれましては、理由書を提出していただいております。全社辞退の場合には、自分たちの会社の中にこういった工事をちゃんと担当できる者がいないという理由で、この辞退を申し込まれている事例が大変多く見られます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

例のごみ収集業者の募集のときに、北中城村から3社、あとから沖縄市の業者が1社ということで、じゃ、それは沖縄市の業者に決まったんですが、たまたまその業者も私の友人でしたけれども、3社がなぜいわゆる入札を辞退したかという中に、最低価格というのか基準、これが低過ぎてという話もありますけれども、そういったことの印象はありませんか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

今の質問に対しては住民生活課の管轄かと思えますので、私のほうで答弁させていただきます。

資源ごみの収集に関しましては、そのごみ収集に当たっての歩掛をその前の年にコンサルを通じて大体こういうふうにかかる、こういう歩掛があるよということを委託で業者に頼んでありました。それを基に積算した金額ですので、その委託料が低いとは思っておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

特に問題はなかった。ちょっと3社とも一気におりたので何かあったのかなと不自然を感じたので、今日質問をさせてもらいました。

では、次に移りますが、北中城村は他市町村の建設業者から見ると、皆さんも聞いているかどうか分かりませんが、草刈り場とされています。私は商工会の会員でもあり、役員も30年やってきたので、その言葉は村内でも聞くし、あるいはまた村外でも聞きました。私も村外の選挙に関わったりして聞いていますけれども、その草刈り場となぜやゆされているか、もし御理解があるのであれば教えていただきたいと思えます。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 3時24分 休憩

午後 3時24分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

比嘉義弘議員がおっしゃっている、その村外業者さんが村内業者に対する批評というのを私どもの耳には届いておりませんので、何を指しておっしゃっているのかが、その質問の意味がちょっと分かりかねます。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 3時25分 休憩

午後 3時25分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

なかなかこれは具体的には数字的には言えないです。ただし、会員の皆さん方がそうおっしゃる、そういう雰囲気我が村にはある。他市町村の業者からもそう見られているという意見がある意味じゃ蔓延しています。議長もかつて建設事業にいらっしゃってよく御理解と思えますけれども、そういう意味で、もう質問はいいですから、次にいきたいと思えます。

5つ目のふるさと納税についてお伺いしたいと思います。

(1) 確かに前村長はある時点までは、ふるさと納税については小さな村がやる事業と発言しておりましたが、そのときの担当は総務課でした。いや、総務課をいじているわけじゃないです。総務課が担当したような気がします。総務課は基本的には攻めるといっても、守る課であります。そのときの発言だったと思いま

す。

そのときのふるさと納税は約3,000万円でした、確かに。最近は守る課から攻める企画課に変わったせいか、2億円の納税しか入ってききました。先日、調査でまた今帰仁村の役場に2度目の訪問をしました。そしたら、やはりあのとき2億円で、全県でトップでした。そして、大宜味村が1億8,000万で2位です。そのときからまた伸びているかどうか、またどう考えているかどうかということで伺いました。そしたら、先ほど僕が質問したように、元村民で村外に住んでいらっしゃる、不本意にも出なくちゃいけない、あるいは本意に移っている村民もいらっしゃるようですが、そこにもアプローチをかけるようになり、それが伸びた原因じゃないんですかと言っておりましたけれども、我が村もそのあたりを考えられるかどうか、御質問です。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

いろいろやれば伸びるとは思うんですけども、うちの職員2名が本業を持ちながら、専従じゃない形でやっています。実際、寄附が増えればそれに並行してトラブルとか苦情も増えて、その対応もしていかないといけないです。

ですから、やはり職員の体力を見ながら、あまり苦情とかトラブルの対処法を間違えると信用を失うということになってしまいますから、自分としては体力見ながら慎重にやっていきたいというのが本当の気持ちです。次年度10%というのも、僕が言ったんじゃないで職員が10%ぐらいいけると言ったんでそのまま書いていますけれども、これを例えば、彼らが50%、60%やりますと言ったら、僕は押さえつけていましたね。やはり、商売ですから信用を失ったら終わりなんで、その辺はやはりバランス見ながらできる範囲でやっていきたいなというふうに考えています。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

今、課長がおっしゃるように、裏にはまた御苦労もあるということですが、今帰仁村は1億円は役場が取って、あと1億円は商工会に返礼品の委託をお願いしているそうです。今のところ、別に役場としては問題ないと言っていますが、そのあたりもお考えいただきたいと思えます。

3つ目の観光協会にふるさと納税の返礼品については委託しようと考えておりますが、それを決して否定するものではありませんけれども、私もたまたまかつて商工会に大変お世話になったので、商工会も活用してみてもどうかと、お伺いします。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

はっきり言って、現在商工会は全くやる気がないです。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

失礼いたしました。

先だって、実は恩納村にも行ってきたんですよ。実は驚いたことに恩納村6億円、去年、今年落ちるのかなと思ったんですけども、恩納村の議会事務局長が3月に一気に3億円入ってきたと、前年度並みになるかなと喜んでいました。私、ここで言っていていいかわかりませんが、事務局長から、あまり努力をしませんと言ったんだけど、その3億円が、あるいはどこかになる要因は、JTBの何とか何とかというクーポン券が、これが生きています。たまたま私もかつて大手企業の近畿日本ツーリストにおりましたので、このEMホテルのお手伝いをしようかなと、そこをお願い

してそのクーポン券というものを何とか活用できて増えないかなということを恩納村で学びました。

これで終わります。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで閉会します。

皆様、大変御苦労さまでした。

午後 3時32分 散会

令和3年第2回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 3 年 3 月 5 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和3年3月19日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和3年3月19日 午後1時59分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番		
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	3 番 議 員		伊 集 守 吉			
	4 番 議 員		大 城 律 也			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	砂 川 惠 重		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦		
	総 務 課 長	仲 本 正 一	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	総 合 調 整 監 兼 企 画 振 興 課 長	石 渡 一 義	建 設 課 長	瀬 上 恒 星		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭		
	上 下 水 道 課 長	安 次 嶺 正 春	学 校 教 育 指 導 主 事	玉 城 有		
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第5号

令和3年3月19日（金曜日）

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
9	伊 集 守 吉	1. 地域コミュニティーの活性化について 2. 公共下水道の整備状況について
10	山 田 晴 憲	1. 新型コロナウイルス感染拡大について 2. 前任村長からの事務引継ぎ等の詳細（特に前任村長の選挙公約、アリーナ関係等）伺う 3. 観光協会について
11	喜屋武すま子	1. 各種委員会、審議会及び行政管理職への女性の登用の促進について 2. 職員の研修の機会の促進について

○議長（名幸利積）

皆さん。おはようございます。
これから本日の会議を開きます。
開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第1．一般質問を行います。
順次発言を許します。
伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

質問に入る前に、比嘉孝則村長が就任して最初の定例議会ですので、一言申し上げたいと思います。

比嘉村長は、様々な選挙公約を掲げ、昨年12月の村長選挙で村長に当選されました。今後4年間で、アリーナの建設問題、行財政の再建、新型コロナウイルス感染症対策、そのほか本村が掲げる様々な課題解決に向けてと同時に、豊富な行政経験を生かし、公約を実現し、村民福祉を第一に行政を執行し、さらに我が村を発展させるようお願い申し上げます。今後、村長の活躍を期待しております。

それでは、通告に従いまして一般質問に入ります。

まず、1つ目に地域コミュニティの活性化について。

近年、北中城村においても高齢化、核家族化や個人の価値観の多様化などによって、住民同士のつながりが希薄になってきていると思われまます。私は、現在の地域コミュニティの状況を危惧しております。地域が活性化するためには、お互い同士が助け合い、協力しながら地域の課題解決をしていく必要があると思ひます。

村長も選挙期間中、地域コミュニティの活性化が重要であると訴えていました。私も同感です。各種団体の活動が活性化すれば、各自治

会のコミュニティも活性化すると思ひ、今回は、村内各種団体の活動状況について次のとおり質問します。

（1）初めに、地域コミュニティ活性化の必要性について、村長の基本的な考え方を伺ひます。

（2）村内自治会の子ども会、青年会、婦人会、老人クラブの現在の活動状況について次のとおり伺ひます。

①子ども育成会の組織がある自治会の数及び全体的な活動状況。

2、青年会の組織がある自治会の数及び全体的な活動状況。

3、婦人会の組織がある自治会の数及び全体的な活動状況。

4、老人クラブ組織がある自治会の数及び全体的な活動状況。

（3）村子ども育成会、村青年会、村婦人会、村老人クラブの全体的な活動状況について伺ひます。

次、2つ目に、公共下水道の整備状況について。

1、北中城村における公共下水道の整備済みは全体計画の何パーセントか伺ひます。

2、公共下水道整備済みの地域を伺ひます。

3、屋宜原地域においては、以前に高速道路高架橋付近から整備が進みましたが、途中から整備が中断したままの状況が続いています。

屋宜原の一部地域においては、平成26年5月2日付、自己用住宅の立地緩和区域に追加指定され、その地域については、住宅建設が盛んになっています。そのことから、公共下水道整備を早めに行う必要があると考えます。今後の整備計画について伺ひます。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

伊集議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番目に地域コミュニティーの活性化についてでございます。

その1としまして、地域コミュニティー活性化の必要性について私の考え方を伺いたいということですので、まず、コミュニティー意識の希薄化が叫ばれて久しいものがあり、私も最も心配することの一つであります。伊集議員の心配は、議員、自治会長の経験から来たのかもしれませんが、村民一人一人がこの難題に真剣に向き合う必要があると私は思います。

対処療法ではなく、コミュニティー白書や生涯学習振興計画等で具体策を打ち出し、課題を洗い出し、具体策を打ち出し、村民と一緒に考える必要があると思います。特に中心的な役割を担う青年会、婦人会、老人クラブ、そして子ども会等を巻き込んで話し合うことが大切なことと思います。

いずれにしても、村内で育成支援団体、社会教育関係団体については、地域の活性化のためにも支援する役目を行政は担っているものと考えます。

次の質問等については、所管課に回答させます。

2番目の公共下水道の整備状況については、下水道課長から説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

伊集議員の御質問にお答えします。

その前に、ちょっと休憩よろしいですかね。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時08分 休憩

午前10時08分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

教育長。

○教育長（砂川恵重）

それでは、伊集議員の（2）①村子ども会育成連絡協議会についてお答えいたします。

村子連と短くして言っていますが、の加入団体は13自治会あります。その活動状況は、地域の行事の参加や村子連の研修会等に参加し、地域との交流や児童生徒の育成活動を行っております。

②青年会の加入団体は9自治会あり、エイサーまつりに向けた練習や地域行事の運営の協力、ふるさと芸能まつりに向けての中学生への演技指導等、それから地域清掃などのボランティア活動を行っております。

③村婦人会の加入団体は2自治会あり、地域行事の参加や村婦人会の研修会等に参加し、地域との交流や婦人会員間の情報交換を行っております。

（3）の村子ども育成、全体的な取組状況ですが、村子連は、ジュニアリーダー初級研修やリーダーの宿泊研修、それから子どもまつりなどの事業を行い、児童生徒の交流や青少年の育成活動を行っております。

それから、青年会は、青年エイサーまつりの開催や定例会、成人式、中学校卒業式等の運営協力を行い、地域の活性化や地域活動を行っております。

婦人会は、新小学1年生への交通安全お守りの贈呈、それから交通安全週間での朝の交通安全指導、しおさいまつりや村エイサーまつりでの出店、宿泊研修、婦人会学級等を行い、ボランティア活動で地域の活性化を行っております。以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

引き続きまして、私のほうからは1番目のコミュニティーの活性化についての老人クラブに

ついてお答えいたします。

(2)の④番、各字の老人クラブ組織につきましては11自治会にございます。活動内容は、定例会、奉仕作業、スポーツ活動やレク活動が主なものとなっております。

(3)の全体的な活動につきまして、村老人クラブ連合会では、レク活動、グラウンドゴルフ、ゲートボール等のスポーツ大会の開催や友愛訪問活動等が主な活動となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

私のほうから、御質問2番目の公共下水道の整備状況についてお答えいたします。

まず、1点目の村の公共下水道の整備済みのパーセントでございますけれども、本村の公共下水道の整備率、人口整備率というものがございまして、これは計画区域の人口に対して、実際整備が終わった地域の人口見合い、その率としまして、最新の整備状況で、令和元年度末時点の状況ですけれども、これが66.4%となっております。

続いて、2点目の公共下水道整備済みの地域はどこかということで、現時点で完了済みの地域は、美崎地区とライカム地区の2地区となっております。喜舎場、仲順、熱田、和仁屋、渡口の各地区では、おおむね完了はしているんですけれども、県道工事との調整、あとは飛び地などでそこまで延伸されていないというところの一部未了の箇所がございます。

3点目の屋宜原地区の整備についてでございますけれども、今、中断した状態が続いていると、今後の整備計画はということなんですけれども、屋宜原地区の公共下水道の整備を含めまして、毎年補助金の要望をしているところでございますけれども、配分事情から、ここ数年中断した状態となっております。早期整備を期待

されている地域住民の方には、大変心苦しいと感じているところでございます。

現在、令和4年度からの整備再開に向けまして、県に補助金の配分要望を行っているという状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

では、(1)から始めたいと思います。

村長の答弁にもありましたとおり、近年、コミュニティー意識が希薄となっております。これを活性化していくためには、本当に難しいです。しかし、どうしても活性化させなければなりません。

村長の答弁に、コミュニティー白書や生涯学習振興計画等で具体策を出すとはありますが、もう少し詳しく説明できればお願いいたします。例えば、地域コミュニティーの活性化懇話会を立ち上げる、各種団体の長をメンバーに加え、議論するとか、今の段階で抱えているイメージで結構ですので、よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

御質問にお答えします。

まず、コミュニティー白書については、現況、基礎的な資料にするためのものがございます、自治会の状況等を把握するためのものがございます。

そして、振興計画にこれをつなげるとなりますと、これは振興計画、いろんな課題等、その白書等からいろんな課題等が見つかります。そして、振興計画のほうでは、その課題、それで課題解決のための方策、それを審議会のほうで話し合いまして方策を練るということになるわけですから、それに従って、また教育委員会がその事業を展開していくということになるわけ

でございます。

今おっしゃったような、議員がおっしゃったような審議会等、その振興計画の中で審議会を立ち上げることになると思います。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

分かりました。

じゃ、次、2と3の質問への答弁ですけれども、似たような答弁になっていますので、一括して質問したいと思っています。

各団体とも地域での活動や村の行事など、いろいろとたくさん活動をしていることがよく分かりました。村子ども会の児童生徒との交流、小学校1年生へのお守り贈呈、これは婦人会ですな。

青年会のほうは、村3大まつりの一つ、青年エイサーまつりの開催、成人式への協力は、本当に青年会OBが一生懸命先頭に立ってやっているから、北中城村の成人式は、もう県でもすばらしい成人式と自分は思っています。

次、老人クラブの中央公民館、社協の草刈りなどの奉仕作業、もういろいろ本当に大変頑張っています。

各団体は、北中城村の財産だと自分は思っていますので、あえてこの質問はもういたしません。

そして、ただ一つだけ、実は2の①から④まで、これは各字の状況を知りたいため、質問しました。各字独自の活動状況を把握できておれば説明お願いしたいんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

ただいまの伊集議員の質問にお答えしたいと思います。

教育委員会といたしましては、村の団体の、

大きい団体ですが、村子連とか婦人会、青年会については、十分に把握しているんですけれども、各自治会といいますか、子ども会とか婦人会とか、婦人会についても村に加盟しているのは2団体なんですけれども、おのおのの地域では、そういう裏方で有志の方を募ってとか頑張っていることとは思いますけれども、そういう聞き取りを議員から質問があった時点で、3月9日に各団体の長を通しながら聞き取りをした結果を、どこの自治会でもそういう形というんですかね、地域活動への協力とか、あと、その組織独自の研修会だったりとか、宿泊したりとかお楽しみ会をしたりとか、そういう形でやっているということで、この細かいところの細部については、ちょっと教育委員会では調べることができませんでした。

以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

私のほうからは、老人クラブについての状況についてお答えいたします。

各字の状況につきましては、補助金等に対する事業計画とか実績報告等を踏まえて状況を把握しているところであるんですけれども、村老人クラブ連合会のほうから聞いている課題としては、まず、やはり会員増強をしっかり取り組んでいかないといけないというのは各字の取組として重点課題として上げているということでした。

特に、現在休会している老人クラブの地区もでございますの、そういったところの再開に向けても取り組んでいきたいというふうな回答をいただいております。

あと、また村と連動した介護予防事業についても、積極的に老人クラブとしても一緒に取り組んでいきたいというふうな御意見もいただいておりますので、そういった形でコミュニティ

一再生、そういった介護予防を通して、我々として一緒にできるところを取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

よく分かりました。

それでは、各団体の地域活動の例として、屋宜原区の現状をちょっと説明したいと思いますので、よろしくお願いします。

子ども会の例として、屋宜原区では、毎年学事奨励会を行っていますが、以前には30人以上の子どもたちが参加していました。現在は、10名ぐらいまで減っています。

青年会は、三、四人しか今、いません。字のエイサーまつりは、OBや壮年会が協力しないとできない状態になっています。婦人会は、休会状態です。老人クラブも、若い老人の参加が少なく、役員を決めるのも今、大変です。各団体とも、会員が少なくなる中、頑張っているんですが、いつも危機感を持っています。

次、じゃ、いきますので、ほかの自治会も、会員の減少で活動するのに困っていると私は思っています。会員を増やすための取組は、自治会だけの努力だけでは限界に来ていると思っています。これからは、村行政のなお一層の支援が必要だと思いますが、どうでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

このような問題は、ある程度想定されるところがございました。どういうことで想定されたかといいますと、1つは、背景にあるものは、住民の思考の多様性というのが出てきました。多様化の時代でございます。

その中で、いろいろなものに趣味、関心が出てくる。例えば中央公民館を造るときに、中央公

民館にいろんな施設が出てきます。そして、いろんなサークル活動が展開されると、住民は、自分の好きな趣味、関心のほうにどちらかに行くわけです。青年も、誰でもそうです、ほとんどが。

ところが、そこで従前から活動していた婦人会や青年会や子ども会が、あるいは老人クラブ、その方々が参加していた老人クラブや青年会、婦人会、子ども会、そういった方々が別の、公民館を造ることによって新たな事業が展開できるんで、そこに志向の強いところにお伺いすると。自分の趣味、関心の高い事業に向いていくもんですから、そうすると、これまでのそこから離れていったという経緯がございます。

ですから、行政としましては、これらを防ぐためには、むしろこれをまた活用して、コラボレーションでいろんな組織を超えた活動をするとか、そういったことが望まれると思います。

ただ、単一の青年会の事業あるいは婦人会の事業、老人クラブの事業、子ども会の事業等だけでは、もう難しいものがあるかなと思いますので、行政として試案するのは、これらの、例えば青年のエイサーまつりとか、そういったあたりで老人会や婦人会の盆踊りとか、そういったあたりを絡めてやっていくとか、子ども会も含めて、そういったことをやっていくとか、いろんなコラボレーションでお互いが事業に参加するような仕組みをつくらないと、なかなか難しいかなと思います。

そしてまた、何かをみんなで一緒にできるような行事を考えることがまた必要かなと思います。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

よく分かりました。

このままの状態を進めていくと、これまで自治会のために、また村のために頑張ってもら

た各団体が消滅する可能性があると思っ
ているんですよ。そうすると、自治会とか村の
発展も全然、恐らくなると思います。

村行政、各自治会と一緒に協力をし、各
団体の活性化に向けてやっていかないとはいけ
ないと思っていますが、このあたり、どうですか
ね。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

今、伊集守吉議員が自治会を統合して各団体
の活性化が何とかできないかということをおっ
しゃっているかと思いますが、学校というんで
すかね、教育、児童生徒を預かっている学校側
からの視点といいますか、考えとしましては、
これから社会がまさに多様化して、今、村長さ
んおっしゃったように、興味関心がかなり広い
範囲に広がっていて、そして趣味がかなり重き
を持ってくるような世の中になってきている面
がどうしてもあるわけです。

そこで、学校教育としましても、これそのま
まにしておくわけにはいかないだろうというこ
とで、実はコミュニティースクールという構想
を持っております。もちろん、これには地域
の方々も学校の運営とかに参加していただいて、
一緒に子どもを育てながら地域との交流をもつ
と進めていこうということでもあります。

その中で自治会とか、今、村長は、各団体が、
その団体の壁といいますか、これを超えて交流
する必要があるんじゃないかということだった
んですが、例えば新年会や、あるいは敬老会と
かいろいろあると思うんですが、自治会で、そ
の際に、例えば小学校高学年、中学生あたりを
受付とか、あるいは司会とか、あるいは席への
案内とか、そういう形で一緒に交流しながらそ
の地域の活動をしていくとか、そういうことを
今、学校にも呼びかけているんです。

これまで、そういうことをいろいろ意見聞き

ました。その団体の、例えば子ども育成会の方
たちに聞きましたら、例えばそういう受付をお
願いしましたときには、すぐ子ども会の役員
のほうへ行くもんですから、もう負担が大きくな
って、ついつい足が遠のいてしまうという面が
あったよということでしたので、そういう行政
などを持つときには、じゃ、老人会やるんでし
たら、老人会から子どもを、孫さんたちいらっ
しゃるところに呼びかけたりして交流をして、
審判とか、ゲートボールの場合は、いろんなこ
とを一緒にやるようなことを積み上げていった
らどうかと。その中で地域への愛着とか、それ
から人を知るとか、そういうことが芽生えてい
くんではないかなという話はしたことがあります。

それから、婦人会も、ある婦人会のところの
ちょっとした活動があったんですが、もうやめ
たいということだったんで、私のほうもいろい
ろ相談して、だったら、1年間ぐらい何とかも
ったんですが、やはりもうなかなか参加者が少
ないということで厳しい状況だなということが
ありました。

という形で、やはり根本的にこの活動の仕方
そのものを、これまでの組織の壁を変えた検討
というの必要なというのは感じているところ
です。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

教育長、屋宜原の自治会でも、子ども会は毎
年12月、新年に向けて公民館の清掃とかやっ
てもらっているんです。青年会は、新年会、敬老
会とかで司会とかいろいろ接待、全て青年会が
やってくれています。

だけど、この組織がもうだんだん少なくなっ
てきているんですよ。だから、これをどうし
ようかな、いつも考えても、考えても、これは
考えるだけではできないんですよ。だから、

何とか、自治会もそうなんですけれども、村行政もどういう方法があるかいろいろ考えて、自分なんかにもアドバイスしてもらいたいと思うんですけれども、どうですかね。

自治会だけではもう考えられないんですよ。実は、青年会もエイサーまつりはいつもやるんですけれども、やっぱり青年も三、四名しかいない状態で、自分も一緒になって各家庭回って、高校生とかにもお願いし出させてくださいと、親御さんなんかにもお願いしに行ったりしているんで。それで今、まだエイサーまつりとかはできるんですけれども、これ以上この組織の会員が少なくなったら、もうこれもつのかなど。あとは、もう消滅しないかなと、今、本当に感じているんですよ。だから、行政として各自治会にも何かいいアイデアとかあったら、ぜひ回してもらいたいです。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

さっきから話していますように、やはり地域と、もちろん大人同士の交流も大事ですけども、やはり地域へのコミュニティーづくりというのは、やっぱり子どもの頃から育てていかなないとかなかなか、ましてや成人して社会的に仕事をするようになると、やっぱり地域を離れた方というも大分いらっしゃいますので、そういう中でも地域を、コミュニティーをちゃんと成立させるためには、残る子どもたちもいるわけですから、児童といいますか、子どもの頃からずっと地域との関わりを持たせるのが大事じゃないかなと思います。

そのためには、やはり大人も、青年もみんな含めて、そういう懇話会なり、それを使いながら、じゃ、行政が何ができるか、あるいは地域が何ができるかということを情報交換する場というのは、どうしても必要じゃないかなと思います。やっぱり行動しないことにはなかなか、

身として出てくるというのはなかなかだと思います。

もちろんこれは、一気にそれがいい方向に回転するというのは、改善するというのは、少しまた甘いかなと思いますので、やっぱり地道な活動といいますか、先を見越した計画的な行動というのが大事じゃないかな、それがまさに村長が掲げている生涯学習振興計画とか、そういうものを基にしてきちんとやっていく必要があるんじゃないかなと思います。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

福祉サイドの部分においても、地域のコミュニティーづくりというものは常に課題として取り組んでおります。

残念ながら、我々、五、六年サイクルで地域福祉計画というものを策定する際に、地域住民のアンケート調査をやっています。その中で、5割未満の方が地域の公民館活動に参加したくないというようなアンケート結果もございます。ただ、その中で唯一地域のつながりが大切だという項目が、防災に対する地域の連携というものに対しては非常に前向きな意見が多く聞かれました。

福祉課といたしましては、社協への委託事業といたしまして、自主防災組織の立ち上げとか、そういったものを通じてコミュニティー再生、そういった地域づくりというものを手法に取り組んでおります。

先日も仲順自治会の自主防災組織、かなり多くの住民の方が参加いただいたということの報告も受けておりますので、福祉サイドとしても、そういった形での地域づくりにお手伝いできればと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

はい、分かりました。

ぜひ自治会と一緒に協力を、この各種団体、どうしても活性化に向けて持っていくといけないもんですから、ぜひよろしくお願いしますね。

じゃ、次に、冒頭で申し上げましたが、今回の質問は、地域コミュニティを活性化するため、どうしても各種団体の活性化が前提であると思い、質問いたしております。

コミュニティの大切さは、住民同士のつながり以外に、私たちの身の回りで起こっている子どもを狙う犯罪や事故、高齢者の孤独死など、ちょっとした地域の見守りや支え合いがあれば防げるものも多くあると思います。

また、いつ起こるか分からない震災に備える意味でも、地域コミュニティは重要だと考えます。住民を対象にした日頃からの避難訓練に加え、震災のとき、もちろん避難場所の確保も重要ですが、非常時は、緊急隊員、ボランティアに加え、地域の人の救助活動及び住民同士の見守りや支え合う力が役立つと思います。

村長の選挙公約や当選後のマスコミ取材で、地域コミュニティの大切さを訴えていました。いま一度、地域コミュニティ活性化についての決意をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

議員がおっしゃったように、非常にコミュニティの力というのは大きいものがあると思います。最近、特に叫ばれています地域の福祉力の低下、地域の教育力の低下、そういったことが叫ばれていますね。そういったものが、コミュニティの力がそこの原動力としてあると思いますので、その力が今、弱まっている。

それは当然に行政としても問題視する必要がありますので、ぜひまた一緒になって地

域の課題解決、コミュニティの課題解決、そして社会教育団体をどう育成していくのか、そういったあたりをまた教育委員会とも一緒になって考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

じゃ、次の質問に行きたいと思います。

2番目の公共下水道の整備状況についてお伺いします。

（1）公共下水道の整備率について、66.4%になっておりますが、これは村全体でですか。それとも、村の一部に計画があって、その整備率ですか。どちらですか。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

これは村の全体計画の、その中でどれぐらいの人口がいるかという人口見合い、その中に実際に整備が終わって接続が可能となっている区域の人口見合い、その割合となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

分かりました。

質問通告書にはちょっと出していないんですけども、公共下水道の整備開始はいつ頃からで、整備開始の始まり、いつ頃からで、全体が完了するのはいつ頃の予定になっているか教えてもらえませんか。分かるだけでいいのです。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

北中城村内では、公共下水道の整備を平成3年度から事業に着手しております。その後、整備を進めて、平成9年4月に具志川処理区、同年の10月に伊佐浜処理区のそれぞれを供用開始しております。

現在での全体の完了見込みについてなんですけれども、今、かなり予算の状態、厳しい状況がありまして、少なくとも10年以上というところで、正直なところ、完了がいつ頃になるかというところのめどがなかなか立てられないという状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

どうもありがとうございます。

（2）の答弁の中で、これ整備完了済みは美崎とライカム、あと喜舎場、仲順、熱田、和仁屋、渡口はおおむね完了していると。この中には島袋とかは入っていないんですか。島袋は、まだ始まってはいないんですか、整備は。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

島袋地区は、今、整備を進めているところでございまして、御質問が完了している区域というようなことでしたので、おおむね完了ということでこの5つの地区ですかね、を今、状況として御説明をさせていただいたと。今、進めているというところでは、島袋地区で進めているところです。

それ以外のところで、石平、安谷屋、荻道、大城、その部分は、全く着工ができていないというところもございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

分かりました。

じゃ、次、（3）について質問いたします。

公共下水道は、整備完了済みの地域については、一度工事が開始されたら急ピッチで工事が進んで整備されていると思います。屋宜原区域の整備に入ると、工事のため、測量ポイントは数百メートルにわたり村道に打たれています。何年かは短い距離の工事で終わり、ここ数年は中断されています。答弁では、補助金配分事情となっていますが、現在は、村全域で下水道整備は行われていないんですか。伺います。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今現在、島袋地区のほうで進めているところでございます。今回、なぜ屋宜原地区で中断したのかというところを先にちょっと御説明させていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

屋宜原地区の整備は、平成22年度から進めておりまして、平成28年度まで続いておりました。平成29年度の工事を発注しまして、実際に着工しようとしていたところではあったんですけども、工事前に現地を試験掘りで土質状態、地質の状況を、これを確認したところ、設計では、その段階では想定していなかった軟弱地盤が確認されまして、そのため、通常の施工方法では対応ができないということで、その段階で工事を中断して、設計の見直しを平成30年度に行っております。

その見直しの結果、屋宜原地区で整備を進めるためには、かなり高額な対応、施工方法が地盤改良をしたり、あとは推進工法というんですけども、普通の開削では対応が難しいというところもありまして、それでかなり施工

単価が上がるということで、ちなみに今年度、島袋地区で実施した施工単価でいきますと、1メートル当たりおよそ12万円、これが屋宜原地区、修正設計の後の結果ですけれども、屋宜原地区で1メートルを進めるためには58万円、およそ5倍単価がかかるということで、一定の Spann、距離を施工しようとするとかかなり高額な予算の確保が必要になってくるということで、今の配分事情から屋宜原を着手するだけの、施工範囲をカバーできるほどのものがないということで、現在は島袋地区のほうを進めているという状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

じゃ、課長、当分屋宜原は駄目ですかね。こんなに差があるんだったら、12万と58万じゃ、もう当分できそうにないですね。

屋宜原の場合、今まで調整区域だったところは緩和されていますよね。家も建てられるように今はなっているんですよ。それで、今現在、中断しているところから、1周回ってくる多分予定だったと思うんですけども、今、家が三、四軒もう建ち始めている。1軒は終わって、もう1軒は途中まで終わっていますね。あと、多分、二、三軒建つ予定なんですよ。

だから、そうすると、この下水道ができないと、もう二重になってしまうんですよ。浄化槽でないといけなくなって。だから、なるべく早めにやってもらいたかったんですけども、もうこれじゃ、どうしようもないですね。課長、屋宜原はどうなりますかね。いつ頃になりますかね。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

私どもとしまして、屋宜原地区、村内をできるだけバランスよく整備を進めたいという気持ちでございますけれども、先ほどお話ししましたとおり、推進工法ということで、一定の範囲をまとめて施工しなければいけないというのがございまして、その分の予算が確保できるような状態になれば、島袋地区、ほかの地区と並行して進めたいということで、今、県のほうには、これ毎年、その分を要望はさせていただいているんですけども、現実、なかなか全体的に厳しい事情があるという状況でございます。

私どもとしまして、早くやりたいという気持ちはございますので、そこは御理解いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

はい、分かりました。

次に令和4年度から整備再開に向けて県に補助金配分要望を行っていくという答弁ですけども、この工事をする際は、工事内容にもよると思いますけれども、なるべく距離の長い工事区間の補助金要望に努力して下さるようお願いしようとしたんですけども、今の状態では、もう屋宜原できそうにないですから、もうどうしましょうかね。

とにかく、これから補助金要望して下さって、ぜひ、なるべくもう早い時期に屋宜原にも持ってくるようによろしくお願ひします。

以上で質問終わります。

○議長（名幸利積）

休憩します。

11時再開します。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

今日は、村長のイメージカラーで一般質問、残念ながらちょっとズボンがなかったんで、このズボンで、それじゃ、通告に従いまして一般質問いたします。

1、新型コロナウイルス感染拡大について。

1、関係支援事業の進捗状況現況について伺う。

2、ワクチン接種について。

①村民の安全安心を考慮した接種方法は大丈夫か。

村民への安全安心な周知方法をどう考えているか。

外出困難者等への配慮検討から、かかりつけ医接種、個別接種の選択は。

当日の医療スタッフ体制、村民の安全安心の確保は大丈夫か。

特に障害のある方、基礎疾患のある方（特異な症状等の個人差）、妊産婦の皆さんへの対策対応は。

万が一の際の救急体制は。

②国内初の副反応、富山労災病院、先行接種で蕁麻疹等の症状が、初の死亡例の報道もあったが、村民への安全安心の対策対応、周知指導は。

③村民弱者の皆さん（障害のある方、高齢者、妊産婦、困窮世帯等）への安全安心の対策対応、周知指導は。

④万が一、ワクチン接種拒否者への対策対応は。

3、新型コロナウイルス禍に伴う廃業、解雇、雇止め等の皆さんの現況、対策対応、今後の支援は。

①学生、ひとり親、困窮世帯の皆さんの現況、対策対応、今後の支援は。

②今後、その他村単独の関係支援の考えを伺う。

4、教育現場について。

①休校等に伴う子どもたちの単位取得は大丈夫か。

②子どもたちの安全安心を担保する教育受講可能な環境整備は大丈夫か。

感染症対策上、水道蛇口のセンサー式への移行は。

完全洋式トイレ、障害のある方用トイレの設置は。

③障害のある児童、マスクを嫌がる発達障害児へのマスク使用は大丈夫か。

④教職員の皆さんの健康管理は。

子供たちへの安全安心の確保のために、PCR検査、抗体検査、抗原検査等の公費支援の考えは。

5、オリンピック（ホストタウン）の村の対策対応を伺う。

①受入れに関する村民関係者の対策対応は。

大きな2、前任村長からの事務引継ぎ等の詳細、特に前任村長の選挙公約、アリーナ関係等伺う。

1、達成度、課題等々、率直な所見、感想を伺う。

大きな3、観光協会について。

1、事業予算、単年度事業、中長期的な事業計画（案）等詳細、スタッフ体制等について伺う。

2、FM北中城スタジオ事業等について詳細を伺う。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

山田議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番と、新型コロナウイルス感染拡大についてということと、3番目の観光協会については、所管課のほうで説明させていただきます。

私のほうでは、2番の前村長からの事務引継

ぎ等の詳細ということを伺うということがありますので、私と前任者の新垣邦男さんとの事務引継ぎにつきましては、終始和やかな雰囲気での引継ぎを終えたところでございます。

具体的な、大まかな引継ぎをしておりますので、細々とした引継ぎにつきましては、全て前課長との事務調整で行いました。大変前任者のほうも多くの課題を抱えておられて、職務に精励され、試行錯誤されたことがうかがえましたので、大変課題解決のために御苦労されたと感じました。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

私が答弁すると結構飛び飛びなので、最初に番号を読み上げてから答弁させていただきます。

まず、大きい1のコロナウイルスの、またその1番、支援事業の進捗についてですけれども、令和2年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、3億1,309万6,000円を交付申請しております。そのうち、2月末現在で繰越分を除き87%が執行あるいは執行見込みとなっており、本交付金事業は順調に進んでいるものと考えております。

引き続きまして、同じく1のコロナの今度は3番目のさらにその②番、コロナの今後の支援のほうですけれども、村単独のものです。今後も感染状況、経済状況、国や県の方針等を踏まえ、必要な時期に必要な支援を行えるよう状況を注視してまいります。

それと同じくコロナで、今度、大きな5番、オリンピックホストタウンの①です。

国では、というのは政府ですね。国では、選手等受入れ時の感染防止対策をまとめた受入れマニュアル作成の手引を作成したところでございます。まずは、村としては、これを受けて、国の手引を基に本村版の受入れマニュアルを作

成し、安心して受け入れることができる体制を構築していきたいと考えております。

次に、最後に飛んで観光協会です。観光協会の1番が細かいことがいろいろ問われているので、それを回答します。

予算について、観光協会に対しては、補助金1,400万円の交付を予定しております。内訳は、事務局長人件費、経理担当人件費、事務所の賃借料等になっています。

次に、単年度事業については、一括交付金を活用して観光誘致プロモーション事業と観光インフラ整備推進事業を予定しています。

次に、中長期的な事業計画については、観光協会設立時に作成しましたが、現在、沖縄県がコロナを受けた観光計画を作成しておりますので、今後、県の計画を踏まえて新たに作成していく考えです。

次に、スタッフ体制です。3月9日現在ですけれども、事務局長1、事業課長2、経理担当1、事業担当2、きたポスタッフ2、地域おこし協力隊1、パート4となっております。

次に、スタジオキタナカです。スタジオキタナカは、会員や会員同士の情報発信の場としての利用を促進しながら、スタジオでのオンライン講演会など、コロナウイルス感染症拡大防止のための新たな事業スタイルとして利用者が増えております。今後、イオンモールがライブコマースを導入する際にはスタジオが必要となることから、営業をかけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

山田議員の御質問にお答えいたします。

私のほうでは、大きな1、新型コロナウイルス感染拡大についての2番の①から④番までお答えいたします。

まず、①の村民の安心安全を考慮した接種方法及び③の村民弱者に対して、まとめてお答えいたします。

厚生労働省からの通知に基づいての安心安全な接種を行っていきたいと思っております。

また、周知広報に関しましては、接種券発送の個別通知の際に接種に対する注意事項等を同封し、またホームページや広報でもお知らせしていきます。

外出困難者、障害のある方、基礎疾患のある方など村民弱者の皆様に対しては、丁寧な説明を心がけ、できるだけかかりつけ医での個別接種の御案内も行う予定です。

かかりつけ医等での個別接種及び集団接種当日のスタッフの体制でございますが、こちらは医療従事者については、中部地区医師会と調整中でございます。

妊婦に対しましては、通知のほうで努力義務は課されないこととなりました。

緊急対策といたしましては、現場にいる医者で担当を予定し、緊急搬送についても事前に消防と情報を共有いたします。

次、②番の副反応及び死亡例につきましてですが、こちらのほうは副反応に備え、接種後の15分から30分の経過観察をしていきたいと思っております。

また、死亡例に関しましてですが、厚生労働省の副反応報告では、このワクチン接種後3日後のくも膜下出血死とございまして、因果関係は評価不能ということになっております。

また、副反応につきましても、接種券の同封資料及びホームページ、広報等で周知に努めていきたいと思っております。

④番のワクチン拒否者への対応となっておりますが、今回、予防接種のワクチン接種というものは、義務ではなくて努力義務となっております、このいろいろな副反応であるとか効果などを本人が了解した上での接種を希望する人

が受けることとなっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

私からは、1番、コロナウイルス感染対策の3番の①についてお答えいたします。

まず、子どもの貧困につきましては、困窮世帯の割合が減少している傾向にございましたが、新型コロナウイルスの流行により状況が悪化しているものと思われまます。村では、ひとり親世帯への子育て応援給付金や、あと家賃助成等の支給をするなど対応して、実施しておりましたが、引き続き困窮世帯の実態把握と対策に努めてまいります。

以上です。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

山田議員の御質問にお答えいたします。

コロナウイルス感染拡大の大きな4番、教育現場についてです。

1番、休校等に伴う子どもたちの単位取得は大丈夫か。単位取得といいますが、授業時数の件だと思います。夏休み期間の短縮を行って授業時数等を確保しております。そして、週時程表、1週間の授業時数も1コマ増やしまして実施しておりました。

既に小学校は卒業生を送り出す予定であるんですが、現在も授業を行っているんですが、もう既に授業時数は確保済みです。もう既にオーバーした時数は確保されているところです。

それから、中学校につきましても、1年生、2年生は、もう既に授業時数は確保しております。3年生がちょっと心配しておりましたけれども、3年生も標準時数はもう超えております。トータルしまして、中学3年生の場合も3時間ほどはもうオーバーした授業時数を確保したと

いう報告を受けております。

それから、2番の子どもたちの安全安心を担保するための環境整備は大丈夫かということで、感染症対策上、水道蛇口のセンサー式への移行はということなんです、水道蛇口のセンサー式だとか、それから便器の洋式化、それから多目的トイレの設置につきましては、公共施設の長寿命化計画に基づき洋式への変更をしたいと考えています。さらに、増築工事が実施される際には、積極的に導入していきたいと考えております。

③番の障害のある生徒、例えばマスクを嫌がる発達障害の子へのマスクは大丈夫かということですが、当初、全児童生徒に言えることだったんですが、このマスクを忘れてたり、確かに嫌がったりとか、あるいは落とした、汚したとかいうことがありましたけれども、やはりそういう生活パターンというんですかね、それに慣れていくに従って全員がマスクを着用するようになっております。その指導は、もうかなりきちんとやっておりましたので、その効果が表れて、現在は全員がマスクを着用するようになっています。

もちろん、先ほどありました安全安心なということですが、臨機応変に、汗をかくような運動とかやるときは、マスクはちょっと外したり、外のほうは、そのように臨機応変に対応しながら行っています。

それから、④教職員への各種検査につきましては、公費での支援は現在考えてはおりませんが、県が教職員への支援を検討する際には、村費職員、現在は事務職だとか学習支援員、それから特別支援員がいらっしゃいますけれども、への対応を検討したいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時16分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

改めて再質問いたします。

答弁書ありがとうございます。

1番目の関係支援事業の進捗状況ということで、これは申すまでもないんですけども、今までの議会答弁の中で、第3波、第4波に備えて、支援状況を注視して具体的な内容等々はこれから考えたいと、そういった答弁があったと私は承知おきしてはいますけれども、この辺の件についての御答弁いただきました。

それと、もう一つは、村民の方からのそういった面でのニーズといいますかね、恐らくいろんな形で支援したと思いますけれども、相談等々がなかったかどうか、その辺も御承知おきしていることで結構ですから、お答えいただければ。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

コロナウイルスに対しては、やはり何波かに分かれて来襲しているんですけども、それに合わせて、国のほうからも第1次、第2次、第3次ということで支援が来ていますので、我々のほうも、それに合わせて様々な支援をして、内容は村の広報紙でお知らせをしているところでございます。

私たちのほうが持っている分野は商工観光なものですから、直接窓口のほうへ来て、国や県の支援金の手続のお手伝いなどを行っているところで、そこから見ると、やはり厳しい状況にあるなというふうに考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前 11 時 20 分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

次の質問に移ります。

大きな2番目のワクチン接種のほうについて、接種方法については、一応答弁書で読ませていただきました。申すまでもなく、御説明によりますと、65歳以上の方のワクチン接種の準備も進んでおるようで、4月12日からですかね、そういった面では、事務方の皆さんが国、県からのワクチン接種の情報が一転、二転して、恐らく自治体の皆さんは、戸惑いと困惑と不信と不満と大変じゃないかなと、そういった面ではお察しいたすところでございます。

そこで、何もなければいいんですけども、万が一、接種会場で予期せぬことが多々あり得るかなと、そういった面では、ちょっと無理もあるかなと思いますけれども、マスコミ等々の情報報道によりますと、他の自治体においては、予行演習というんですかね、事前の訓練みたいなことをやっておられるみたいですが、それをちょっと村のほうでのお考え、もしくはこれからの取組等々ありましたらお聞かせいただければ。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

私たちのほうでも、予行演習を予定しております。時期につきましては、まだちょっと未定ではございますが、4月になったらやりたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ちょっとつかぬことを聞きますけれども、どの程度の感じになるかな、予行演習。

それと、もう一つは、これも担当課のほうで把握されていると思いますけれども、付け足しで大変申し訳ないんですが、これもお分かりだと思いますけれども、県内のある市町村では、それこそワクチン対策室ですか、そういったものを設置されたり、それから、これはプロジェクトチームというんですかね、そういった面の立ち上げもやっておられる自治体もあるということで、担当課もこの辺は承知おきしているかと思いますが、そういった面では恐らく万全、村民の皆さんの安全安心をお考えになって、そういった面では、恐らく皆さん、切磋琢磨されて、私は準備されているんじゃないかなと思いますけれども、そういったところも含めてシステムづくりというんですかね、体制づくりというんですかね、そこまでどの程度お考えになっているか。先ほどの事前準備の件と、それから体制づくりについて、お考えになっている部分でお聞かせいただけませんか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

まず、一応65歳以上が約4,000人いるということで、私どもといたしましては、個別予防接種と併用して集団予防接種は考えておりますが、集団予防接種の際には、150人を1回にやろうということで計画をしております。今、一応ちょっと中部地区医師会との兼ね合いで、派遣される医師が今、何名になるかというのがまだちゃんとはっきり決まってははいないんですが、この150名をこなしていく考えでやる考えです。

それに併せまして、事務職員が何名必要であるとか、受付が何名であるかというのを今つくってございまして、今ちょっとはっきりした人数を覚えていないんですけども、大体25人ぐらいで、医者も合わせまして、それで集団接種

はやろうという考えを持っております。

以上です。

○11番（山田晴憲議員）

準備はどんな感じで。

○健康保険課長（奥間かほる）

準備は、今、その人数の把握であるとか、医療者との調整会議をしたりとかしている途中でございますので、こちらで決めた計画がそのまま実行できるとは今決まっていらないです。なぜかといいますと、お医者さんたちの関係がありまして、あくまでもこちらでは自分たちの市町村でできる、会場であるとかほかの健診とかであるということで、この日程を入れていますが、その計画を出して、今、提示しているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

大変、私もちょっと素人で分からないことが多過ぎるんで、素朴な疑問がたくさんございまして、恐らく村民の対象者の方への案内とか、それから会場の確保の点とか、国、県との調整とか、それからお医者さんの確保の件の心配もされているみたいです。それから、もちろん一番大事なのは、当日何もなければいいんですけども、何かあった場合、大丈夫なのかと。

そういったもろもろのことを考えたら、そこにやっぱり村民の方も高齢者ですから、体の不自由な方もいらっしゃいます。それから、特異性の体質持っている方もいらっしゃいます。そういったことを考えたら、ちょっと聞くのも変なんですけれども、私的には、福祉課とも連携がとても大事じゃないかなと思う。

というのは、やっぱり福祉課というのは、日々の中で高齢者対象のお仕事やっています。やっていますよね。それから、障害のある方とか、それから、私の記憶の中では、専門職の方

も若干名いらっしゃるんじゃないかなと。そういうことを踏まえたら、福祉課長にちょっと聞くのも変なんですけれども、ぜひとも私的には、福祉課長も情報共有、連携はとても大事じゃないかなと、そんなように思うんですけれども、福祉課長に聞くのも変なんですけれども、その辺、率直な御意見、どんなんですか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

先日の質問の中でもございましたけれども、全庁体制で、必要であればそういった対応をするということになっておりますので、福祉課といたしましても、議員御指摘のように、保健師、看護師、あと福祉の専門職を多く抱えておりますので、そういった接種に対して、必要であれば我々も一緒に動くという協力体制はとれるかと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

最後に、ぜひとも村長のほうに、村長も就任されたばかりですんで、ちょっとそこまでお聞きするのは心苦しいんですが、やはり村長の御姿勢、政治方針、村民への思いがいろいろあるかと思えますんで、特にやっぱりこの新型コロナについては、全く未知の世界、何が起きるか分からない。

職員の方も恐らく、私も素人でこんなことを言うのは変なんですけれども、やっぱり村民の生命、財産、命を預かる、ましてや副作用の話も出ていますんで、そういった面で考えると、私は、プロジェクトチームとか準備室をつくれとは言いませんけれども、少なくともやっぱり職員の方、日々、やっぱり職員の方も何が起きるか分かりません。幸いうちのほうには何も聞

こえてきませんけれども、万が一、職員の方から新型コロナでも陽性が出てしまったら僕は大変だなと。

そういった面で職員の方も含めて、私的には、もちろん皆さん意識はされているかと思いますが、流動体制というか、あれをやれ、これをやれとは私、言いませんけれども、そういったところで村長のお考えと今後の、すぐにやれとは言いませんけれども、今後の方向性といいますか、お考えありましたら、ぜひとも伺わせてください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

山田議員の御質問にお答えします。

これまでも村といたしましては、何度かそのような事態がございました。そこで、その事態、それぞれに対応した体制を組んでおりますので、これもまた、今回もまた全庁体制でいくと。御指摘のとおり、不測の事態に備えたというんですか、そのようなところをどうするのかということもございまして、私も直接福祉課のほう、まず福祉スタッフ、医療スタッフがそろっている福祉課のほうに、非常に大事だなと考えておりましたので、福祉課長のほうにそここのところは大丈夫なのかと聞きましたら、福祉課としては、先ほど福祉課長から回答がありましたように、協力体制については構築できるということでありましたので、私も、その考えを聞きましてほっとしているところでございます。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

私のほうからとやかく言うのは、もう大変押しつけがましいんですが、ぜひとも、思いは御一緒だと思いますんで、職員の方もそうですし、また第一に村民の生命、財産、健康が一番かと

思いますんで、その辺はぜひとも村長の力量を発揮していただいて、無事接種が終わるようにひとつ頑張ってください。

次の質問に移ります。

次は、ちょっといろいろと何点かまとめる部分があるので、全体的な質問ということで、先ほどのちょっと質問ともずれますけれども、周知広報もそうですし、それから、かかりつけ医とかもろもろのことを考えた場合、どうしてもやっぱり、健康な人は大丈夫だというわけじゃないんですが、やはり弱者の方たちの取組といいますか、とりわけやっぱり障害のある方、御高齢の方、それから妊産婦の方、それから、あと困窮世帯といいますかね、そういった方たちの件で、ちょっとこの辺はもうアバウトになってしまうか分かりませんが、これは福祉のほうに聞いてしまっているんですかね。

そういった面では、対策対応も含めてどういった感じで、特にアレルギー反応とか副反応ですかね、死亡例もあるし、それから最近では変異型ウイルスですか、こういったことも出てきていますんで、そのようなことを含めたら、ちょっと大変酷なことを聞いてしまうか分かりませんが、やはり我々でも不安視していますんで、とりわけやっぱり弱い立場にある方たちへのケアといいますかね、やっぱり支援なんかはどういった形でやられるか、宿題、課題はたくさんあるかと思いますが、今、可能な限りで、もし御説明いただけましたらよろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

持病を抱えている方ですとか、健康に不安がある方、また障害のある方とか、一応この集団予防接種で受けるよりは、やっぱり個別接種のほうで安心かなと私たちは考えておりますので、すぐ個別接種がいつから始まりますというのは、

今言えないんですが、なるべくかかりつけ医のところを受けていただくようなことを進めていきたいなと思っております。

また、集団予防接種の場合も、かかりつけの医者はこの予防接種、私は受けていいかどうか聞きましたかという設問もあるんです。そこを踏まえて聞きますので、なるべくいつも通っているお医者さんのほうに聞いてくださいということで御案内しようと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ちょっと今の課長答弁の関連なのか分かりませんが、恐らく中には、これは福祉課長にお聞きしたいなと思いますけれども、例えば先ほどちょっと触れました、障害のある方で目が不十分な方、お耳が不十分な方等々の周知方法といいですかね、支援、ケアも含めて、限られたスタッフで新型コロナということで大変かと思えますけれども、その辺は、今、御答弁いただける部分で結構ですんで、お考えも含めて教えていただけましたら。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

まだ具体的な部分については、詳細詰められていない部分もございますけれども、そういった情報伝達が乏しい方々に対しては、やはり福祉の団体等と連携しながら丁寧に説明は必要だろうというふうに考えております。必要によっては、我々のほうからも手話の派遣であるとか、そういった福祉的な支援については対応していきたいとは考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

課題、難題たくさん、ハードルは高いかと思えますけれども、ぜひとも村民の皆さんに寄り添っていただいて、村長を先頭にぜひともお願いできればなと思います。

それと、もう一つ、すみません、先ほど妊産婦の方は希望接種ということですがけれども、今、ちょっとこんな時代ですんで大変かと思えますけれども、とりわけ何か妊婦の、妊産婦の方への特別な支援とかケアなんかお考えになっていきますか。希望接種ということをおっしゃっていましたよね。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

先だってこの妊婦、妊産婦じゃなくて妊婦です。妊婦の方に対しましては、もう努力義務とはならないので、自分の通っているお医者さんと相談して、この予防接種に関しましては、やっぱり利益の部分、ベネフィットの部分とリスクとありますので、それをやっぱり個人個人の体調とかもろもろありますので、それを十分お考えになって、希望する方は接種しても大丈夫ということの通知を受けております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。

あと、ちょっとこだわるようですがけれども、限られた情報になるか分かりませんが、接種方法等の広報については、ホームページとか広報等々で村民の皆さんにお知らせ、周知するというのを伺っていますけれども、ぜひとも、もちろん自治会も経由するかと思いますけれども、もちろん情報については、確かな情報を自治会のほうにも、そういった面では提供いただいたほうがいいのかなど。本当にこだわる

ようですけれども、場合によっては生死に関わる部分もあるかなど。

それと、あとは、業務量が増えるか分かりませんが、安全安心第一かと思えますので、ぜひともその辺はよろしく願います。

あとは、ちょっとこれは接種関係で最後になりますけれども、これも答弁で、ワクチン接種拒否の方は、努力義務ということで希望者が受けるということですが、特別拒否する方への指導というか取扱いというか、何かお考えであれば教えていただけませんか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

ワクチン接種は、あくまでも希望する方がちゃんと自分でこのワクチンを受けたら、例えば重症化が予防できるとかというメリットと、でも副反応があって、アナフィラキシーもありますというデメリット、両方を勘案し、また自分の体調とかアレルギー性のものが強い方とかいろいろな場合がありますので、これはあくまでも希望する方ということになっておりますので、拒否する方にわざわざ受けてくださいとこちらから積極的なことはしないで、ちゃんとした広報を、分かりやすい広報を心がけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

どうもありがとうございます。よろしくどうぞお願いいたします。

次に、大きな3番のほうの質問に移ります。

ちょっと私のお願いの仕方が悪かったのかなと思えますけれども、その辺はちょっと御勘弁のほど、これもちょっと急なお願いというか質問になってしまって申し訳ない。後でも結構です。もし現在資料でもございましたら、3番目

の大きなところで、廃業をされた方とか解雇、雇い止め等々の皆さんの現況等々がもし現在資料としてお持ちでありましたら、それと、対策対応といいますかね、アバウトで結構ですんで、もし資料等々がございましたら教えていただけませんか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

残念ながら、私どものほうでどこの会社が潰れたとか、あと、誰が解雇になったとかという情報は入ってこないんで、こういう資料は持ち合わせておりません。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。

私もちょっと聞く中では、部分的なそういった情報、ちょっと持っていないで、幸いそんなに大きなことがなければいいなと思っておりますけれども、もしこういった関係で情報でも入りましたら、ひとつ教えてください。よろしくどうぞ。

次の質問に移ります。

同じくこれもちょっと難しいかなと思えますけれども、①の学生さんとかひとり親世帯、困窮世帯の皆さんの現況状況ということで、もし、これどちらにちょっと御質問したらいいのか、学生さんの件で、最近の報道ですと、学生さんも今、こんな感じで最も沖縄県は厳しいのかなと。まともにちょっと授業も受けられない、オンライン教育とか、場合によっては自宅待機のような感じで、そういった意味では、学生さんの中にはもう休学、退学しないといけない、そういった情報もちょうと入ってきていますんで、この辺、ちよつともし情報、どなたかお持ちでしたらお聞かせいただけませんか。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

学生さんで、ひとり親、困窮世帯については、教育委員会のほうでは、今のところどうなっているかというのは把握していませんが、学生さんについては、教育委員会に報告というのはございません。ただ、奨学資金を受給している方の中で、お一人は休学の連絡がございました。

1人休学の手続を取りましたということがありました。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

何かちょっとこの辺は情報が乏しいのかなと。ありがとうございます。

その関連で、ちょっとこれももしあれでしたらアバウトで結構ですけれども、答弁書の中に子育て、いわゆるひとり親世帯の皆さんへの子育て応援給付金ですかね、やっておられるということがありますけれども、ちょっとこの辺の詳細等々、もし資料、データをお持ちでしたらお聞かせいただけませんか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

まず、ひとり親家庭等子育て応援給付金につきましては、現在、1人当たり2万円を支給するものを実施しております、これにつきましては、現在、去った3月16日までの受付という形で実施しておりました。

具体的な申請件数等につきましては、まだ詳細把握できておりませんが、児童扶養手当等を受けられている方に関しましては、村内ですと220名の方が受けられているという状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ワクチン接種のこともあるし、またこういった面での支援等々もございますので、事務方の皆さんには大変心労かと思えますけれども、ぜひとも村民に寄り添っていただいて、ぜひともお願いしたいなと思います。

これ、そこで最後の質問になりますかね。先ほど1番目のところでもちょっとお聞きしましたけれども、お分かりのとおり、新型コロナが3波、4波と、場合によっては5波まで来なければ幸いなんですけれども、そういったことも予想して心配かと思えますけれども、今後の支援状況といいますかね、先ほどちょっとお話ししました村民の皆さんからのニーズとか相談等々も含めて、そういったところの調査というか、されたかどうかということも含めて、今後、どういう形でちょっと御検討されているか、もしお考えありましたら教えていただけませんか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

コロナウイルス対策の交付金の状況について御説明しておきますけれども、一応4月に国のほうからうちの村に対して約7,000万円来るという内示ですかね、はいただいています。

ですから、当面はその7,000万円を使ってどういう支援をしていくかということを検討していく必要が出てくるんですけれども、いつもお金と一緒に来るときには、国のほうから方針も来るんですよ。こういう方向でやってくださいとか、このマニュアルの中から選んでくださいというのが来るので、それがまだ来ていないのですから、国のほうから通知が来たら、この費用をどういうところへ配分していくかという検討をすることになります。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。

そのためには、ちょっとワクチン接種のことがございますし、昨日の報道ですかね、都市部においては非常事態宣言が解除と、そういったこともありますけれども、私どももやっぱり他人事じゃありませんので、ぜひともそういった面では新型コロナが一掃されればいいと思っていますけれども、最後に、すみません、今、調整監のほうから答弁ありましたけれども、村長のほうから、村長のこのお考えといいますかね、中にもあるかと私は承知おきしていますけれども、いわゆる協力一致で共生のまちづくりを実現したいと、そういったこともお考えになっているようですので、それをしてこの新型コロナの支援なんていうのはまた別かなと思う、別じゃないですね。その辺の思いも含めて、ぜひとも村長の、これから施策試案されるかと思えますけれども、思いありましたらお聞かせいただけませんか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

このコロナ対策につきましては、行政だけではなく、また住民も一緒に巻き込んだ全村一体制で臨む必要があるのかなと思います。我々も行政だけではできないところがございますので、様々な御支援をまた各種団体、とりわけ民生委員と、それから保健関係の、健康保険課が所管する各種団体、福祉課が所管する各種団体等に非常にまた強力をお願いすることがございますので、その節につきましては御協力をいただきたいと。

また、職員につきましても、全庁体制ということですので、もしそういうこと、いざこの接種体制に不測の事態等出た場合等の対応、そしてまた通常の対応等についても、流動体制をし

っかりして、全庁体制はしっかり堅持してみんなが協力できるような状況にしたいと思っておりますので、とにかくコロナについては、非常に大事なことであると思いますので、万全の体制で臨みたいと思います。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ぜひとも村長の思いを、村長のいわゆる協力一致で共生のまちづくりという強いお気持ちをお持ちかと思えますので、まず庁内、職員の方も含めて協力一致していただいて、もちろん全県全国からですけれども、北中から新型コロナを一掃できるような感じでぜひとも頑張ってくださいと思います。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

4番目の、大きな4番目の教育現場についてということで、答弁いただきましたら、本当にありがたいなと。学校現場の皆さんの、教育長をはじめ、学校現場の教職員の皆様の御尽力で、努力と、これちょっと私が単位云々ということと言ってしまいましたけれども、これは先生、何ておっしゃいましたっけ。単位取得じゃなくて、時数というんですかね。

本当にこれ新型コロナの中で、そういった面での御指導も多々あった中で、本当に私以上に御父兄の方が安堵したんじゃないかなと。私が言うのも変なんですけれども、恐らく御父兄の方、保護者の皆様、感謝、感謝、感謝じゃないかなと思いますので、ちょっと私が言うのも変ですけれども、この場を借りてお礼を差し上げたいなと。

そこで、また次のちょっと質問で、これとの関連になりますけれども、私の近くにも子どもたちがたくさんいまして、そういった面では、もちろん学校は学びの場ですから、私は勉強が第一かと思えますけれども、やっぱり子どもた

ちの一番の関心は、私は、運動会とか発表会というんですかね、あと修学旅行等々、いわゆるこういったものが子どもたちにとっては、勉強もそうなんですけれども、一大イベントなのかなど。

そういった面では、ちょっとその辺の実現、実行を聞くのも変なんですけれども、ちょっと私のほうにも若干情報入っていますけれども、その辺の消化というんですかね、授業消化というんですかね、ちょっとそれがお分かりでしたら教えていただけませんか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（玉城 有）

山田議員の御質問にお答えいたします。

子どもたちの成長にとって、行事というものは大変重要な教育活動というふうに私たちも捉えております。新型コロナウイルスの感染のリスクを避けながら、できる限り行事の質を落とさないように考慮し、内容と時期などを見直しながら儀式的な行事、それから先ほど話ありました運動会とか修学旅行、各種発表会など、感染者を出すことなく、今年度、実施することができました。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

大体想像はしておりました。私の近くに子どもたちがたくさんいまして、やっぱり子どもたちは正直ですよ。やっぱり子どもたちの表情見ていたら、充実感といいますかね、新型コロナで僕は大変かなと思いますけれども、その表情を見ていましたら、今、先生がおっしゃるとおりで、目的全部達成したと私、言いませんけれども、そういった面では、勉強もそうなんですけれども、そういったイベントといいますかね、イベントと言っては失礼ですね。そういっ

たことも実現、実行されたのかなど。そういった面では、大変なご苦労といいますかね、もう大変皆様にはありがたい言葉しかないのかなど。どうも御苦労さまでした。

次の質問にちょっと移ります。

次に、これもちょっとたまたま、前も私、お話ししたか分かりませんが、ちょっと関連で、新型コロナの中で、いわゆるボランティアでされている塾と言ってしまうといいんですかね、これ前回もお聞きしたら、中央公民館とかあやかりの杜でボランティアの方たちに協力いただいて開講していると。この辺はちょっと、新型コロナで大分やっぱり影響したのかなど。その辺、もし情報をお持ちでしたら教えていただけませんか。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

中央公民館のほうで、準要保護世帯以上の子どもさんたちが対象となっています。これNPO法人エンカレッジというところがありまして、これは県の補助を頂いて無料塾を行っています。登録している生徒数が大体80名ぐらいいらっしゃいますが、しかし、毎日80名いらっしゃるわけじゃなくて、大体20名前後ですかね、人がいつも入れ替わったりして勉強しています。

小学校1年生から中学校3年生まで、これ放課後、授業が終わった後、学校が終わった後、中央公民館の視聴覚室のほうで学習を続けています。こちらのほうは、ネットを通じた学習もできるんですが、大学生等が、ボランティアも含めて、少しした手当もあるようですが、その指導に当たっております。大体七、八名の方が入れ替わりで指導なさっています。

その中から、特に中学校3年生となりますと受験がありますから、その相談も受けながら一生懸命なさっているなということ、私も一生懸命応援しながらのぞいたりしていますけれど

も、それと、ボランティアで食事を作ったり、そういう方たちもいらっしゃいますし、それから食材を無料で提供している方たちもいらっしゃいます。

ただ、この方たち、やはり名前を伏せてほしいということで、ですから、それ公表できませんけれども、そういうサポートがあって現在もそれが続いているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

大変ありがたいです。そういった面では、本当に陰日向となって、そういった面ではボランティア、御協力いただいているのかなと。大変ありがたい。今後とも、教育委員会も何かとちょっと多忙極まりないと思いますけれども、側面からの御支援等々、よろしくお願ひしたいなと思います。

次の質問に移ります。

②のほうです。子どもの安全安心ということで、今、教育受講可能な環境整備ということで、答弁お聞きしましたら、今度の予算ですかね、感染症対策等々も含めてセンサー式の水道蛇口、それから洋式、障害者のトイレも今、計画していると。そういった面では大変結構なことかと思ひますんで、この辺はちょっと、いかんせん予算がつくものだと思いますんで、今後ともちょっとこの辺はよろしくお願ひしたいなと思ひます。

それと、ちょっと後になりましたけれども、申すまでもなく、私もちょっとお聞きしてはいたんですけども、新型コロナ対策においては、御父兄の皆さんと情報を共有しながら、朝の子どもたちの励行指導ですかね、もちろん日々の検温とか、そういった面ではマスク徹底も、何か着用も徹底しておるといふことを私も聞いておりますんで、この辺は日々授業の中で、多忙

かとは思ひますけれども、ぜひとも今後ともよろしくどうぞお願ひしたいなと思ひます。

それから、ちょっとこの関係でもう一つ気になることがございまして、これちょっと私も答弁いただいたら、今のところ、PCR検査とか抗体、それから抗原検査については、今のところ予定していないと。

ちょっとこれも関連で、環境になるかなと思ひますけれども、私的には、やっぱり現場、もちろん役場もそうなんですけれども、学校現場というのはやっぱり、私の思いでちょっと申し訳ないんですが、やはり日々子どもたちと接して、子どもたちのケアも必要ですし、そういった面では先生方がいの一に、私は、こういった面では健康管理していると思ひますけれども、私もちょっと素人でどこからどこまでいいのかなと思ひますけれども、そういった面ではぜひともやっぱりPCR検査とか、ワクチンはいずれ入ってくると思ひますけれどもね、そういった面での検査等々は、私はあつていいのかなと、またやつてほしいなと思ひますけれども、ちょっとその辺は、これ村長に聞いたほうがいいんですかね。教育長に聞いたほうがいいんですかね。

今後のお願ひも含めて、いかんせん予算が伴うと思ひうんで、私、村長に聞いたほうがいいんですかね。子どもの安全安心を踏まえたら、ぜひともこの辺は、無理な予算もあるか分かりませんが、私的には、将来ある子どもたちのことでもありますから、私的には、すぐに予算確保してやってくれとは言ひません。この辺、ちょっと御検討いただひて、もちろん役場もそうです。まして子どもたちがまた休校でもなつたら僕は大変だなと、そういう等々も踏まえて、即答は求めませんので、御検討いただひければと思ひますけれども、お答ひのほうをいただひれば。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えいたします。

今、現況は、非常に体制の環境が厳しいところでございますので、今、このような回答については、職員体制としましては、一つワクチンのほうに非常に集中したいという気持ちがあるかと思いますが、ですから、PCR検査も可能だとは思いますが、まずは、もうこれからはPCRだけでは、PCRで、それがワクチンとまた全然違いますので、ワクチンをまずは優先させて体制の整備を図っておりますので、今はそこに集中したいという考えでこの回答になったと思います。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

難題がたくさんあって、ハードルが高いと思いますけれども、ぜひともこの辺は御検討、念頭に置いていただいて、今後の頭の中に置いておいていただければと思います。

次の質問に移ります。

大きな5番目の、これはオリンピックのホストタウンということで調整監のほうから御回答いただきましたが、これも恐らく新型コロナと一緒に、国ほうからなかなかそういった面では担当のほうに情報が入ってこないという御苦労が多々、多いかと思いますが、お聞きしましたら、村のほうでもそれを受けてマニュアルづくりやると。ぜひとも、その辺はやるという前提で取組されていると思いますので、御尽力、頑張ってくださいなど。

そこで、ちょっとこれも難しいところがあるかと思いますが、ちょっとあえて私は問いかけて、御検討いただければという思いもあってお聞きしたいんですが、いかんせん、私もちょっとこのホストタウンでいらっしゃる国、全く分かりません。

そこで、ちょっとお聞きするのも変なんですけれども、新型コロナの中で本当にハードル、僕はとても高いなと思いますけれども、まして今はもうグローバル化の時代で、そういった面では子どもたちを取り込んだ形の交流、やるとしたら限られた方法になるか分かりませんが、これも即やってくださいとか私、言いませんので、限られた日数になるかと思いますが、まして子どもたちにとっては、そういった意味では未知の世界、未知の国との私は交流、有形無形の私は将来の財産になるんじゃないかなと。

子どもが分からん中で子どもたちが分かると、私は無理があるかと思いますが、そういった面では、やっぱりそういった機会を与えてあげるのが大人の責務じゃないかなと私は思いますので、ちょっと酷な質問をするか分かりませんが、期待もこめて、もし、即やってくださいと言いません。何か御検討でもいただけたらお答えいただければと思います。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

今後、現実的には何をやっていくかというのは、国のマニュアルと整合を図っていかないといけないんですけれども、当然交流ですから、我々としては、児童生徒との交流はできたら入れていきたいなという気持ちは持っています。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ぜひその辺は、新型コロナで取組等々は、もう恐らく、私も大変だなと思いますけれども、その辺はぜひとも御検討いただければ。

次のちょっと質問に移ります。

これは大きな2番目です。先ほど村長のほうからも事務引継ぎ等については、そういった面では無事終わったと。ただ、一つ、私、ちょっ

と気になっていることがあります、これ私も
議会で再三ちょっと質問させていただいたん
ですけれども、とりわけアリーナの件、これこ
こにいらっしゃる議員、皆さん聞いていると思
いますけれども、とりわけアリーナ、私も与党
の中でこのアリーナについては賛成ということ
の中の一人ですんで、とりわけちょっとこの辺は、
私も村民の方に説明がつかんと。

ぜひともこの辺は、村長の生の声で、村民に
必要じゃないかとお話ししたんですけれども、
答弁は、これ皆さんお聞きになっていると思
いますけれども、後任の村長さんに、村長に丁寧
に、そういった面では説明するということの答
弁しか私、聞いていないんですよ。その辺、ど
ういった引継ぎがあったか、もし、先ほどの継
ぎ足しになるか分かりませんが、ございましたら
お答えいただけませんか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

アリーナの事業については、直接的に前任者
のほうから、見直しとかそういったのは聞いて
おりません。ただ、そこは具体的にどのような
見直しとか、そういうのは当然になされませ
んけれども、見直しという必要性というのは、
見直しとして伺いました。ただ、それを具体的
にどういうふうに見直すとか、そういったこと
はおっしゃっていませんので、ただアリーナに
ついての引継ぎをしたということでございます。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

大変ちょっと酷な質問してしまったのかなと、
私もちょっと、また地元に戻って何て答えてい
いか分からなくなりました。ありがとうございます。

ちょっと時間がなくて、次の質問ちょっと、
すみません。

最後になりますけれども、観光協会の件につ
いて、調整監のほうからちょっと御回答ありま
したけれども、ちょっと時間がないので、大ま
かですみません、申し訳ありません。

いろいろと資料頂きまして、御答弁いただき
ましたけれども、これも当初のちょっと説明で、
現在の観光協会の拠点につきましては、もう最
高の、情報もそうですし、発信の拠点として最
高の拠点だと。そういった面では、これからの
期待はちょっと大きかったんですけれども、ど
のような成果があったかということと、それか
ら、いかにせん中がちょっと、私も観光協会さ
んの認知度が本当に皆さんに浸透しているのか
など。

それと、もう一つは、いわゆるFM北中です
かね、これもちょっと本当に皆さんに認知いた
だいているのかなと。ちょっとその辺も、私の
期待が大きいのか分かりませんが、ちょ
っと現状と、それから今後の取組といますか
ね、そういった面では、ちょっと私の期待があ
まりにも大きいのか分かりませんが、ぜひ
とも、せめて北中村民にもう一つ、観光協会
はここにあるんだよと。もちろん観光協会が、
観光客が目的かと思えますけれども、それと、
せっかくFM北中がございますから、その辺も
含めて、成果と今後の取組、ちょっと教えてい
ただければ。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

近々では、コロナ対策使って激辛キャンペ
ーンなどもやっていましたし、事業者さんと一緒
に商品開発なんかもやっていますけれども、今、
力入れているのが結構SNSの発信なんです。
多分、皆さん見られていないので、そういう御
質問になってくるのかなと思うんですけれども、
スタジオキタナカだけでも下見とか使いたい
みたいな打合せを含めて約350件ぐらい、使った

り問合せが来ている状況で、売上げ自体も180万円ぐらい超えていて、今後もそれをやっているのかなど。

私の回答の中でライブコマースと書いたんですけども、これは何かといたら、今のイオンモールはお店に来てもらって買うだけなんですけれども、世の中は、もう昔のテレビショッピングをスマホを使ってやる時代になっているんですよ。それで物すごく売上げが上がっていて、もうこれをやっていかないといけない時代なんです。

ただ、これをやるには、スタジオでスマホを使って商品の説明をして、スマホの相手とやり取りして、はい、じゃ、買いますということをやっている時代になっている。

これをイオンモールは全店でやるということで、この間、GMさんに聞いたら、うちのライカムについては、令和4年度ぐらいからになるだろう、3年度はちょっと無理で4年度ぐらいからになるだろうということで、そのときに、だからスタジオキタナカを使ってもらえるように営業もしていこうかなということ、すみません、皆さん、もう少しSNS見ていただければ分かるかなというふうに思って、私の答弁は終わります。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後1時30分再開します。

午後 0時04分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

一般質問を続けます。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

1点目に、各種委員会、審議委員会及び行政

職員への女性の登用について伺います。

男女共同参画社会の実現には、女性の持つ能力が十分に発揮でき、政策に女性の意見も反映される仕組みづくりが必要であります。

私は、平成26年9月定例議会の一般質問で、女性の登用について、女性の視点や経験、知恵を行政の政策づくりに反映させることが必要だと主張しました。また、男性と女性のお互いの特性を生かし、それぞれの視点が反映されることこそがよりよいむらづくりができると確信していることを語りました。

平成26年9月時点の本村の各種委員会及び審議会等の数は30あまりありました。しかし、令和2年6月1日現在、本村の各種審議会及び委員会等の数は49となっています。今、まだ開催されていないところの委員会、審議会もご紹介します。

さて、平成26年9月から6年あまりが経過し、本村における審議会及び委員会等の女性の登用はどのように進展したのでしょうか。お尋ねします。

1、本村における各種審議会及び委員会等の男女別の人数と割合を伺います。また、現状と課題を伺います。

2、今後の各種委員会及び審議会への女性登用の計画と今後の数値目標を伺います。

3、本村の行政職員の管理職の男女別の人数と割合を伺います。また、課題と現状を伺います。

4、行政職員の管理職への女性登用計画と今後の数値目標を伺います。

2点目に、職員の研修の機会の促進についてお尋ねします。

村民の福祉の向上には、職員の能力の開発、資質向上を図ることは重要です。多様化している時代に応えるためにも、職員に計画的な研修の機会をつくっていただきたい。村長の見解を伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

喜屋武すま子議員の御質問にお答えいたします。

まず、審議会等への女性の登用の件でございます。これは私たちの第4次総合計画にも記されておりますように、男女共同参画の推進や人権が尊重される社会づくりを図ります。

そして、女性の政策方針決定の場への参画を促すなど、女性の社会活動の促進を図りますということであつたわけでありますので、そのように業務を進めてまいりたいと思つています。

それから、2番目の職員の研修の機会の促進についてでございますけれども、職員研修につきましては、当然必要性といたしまして、職員の資質の向上、そして多様なニーズに対する即応性、質の高い行政サービスをどう確保するか、そして村民の信頼を得るといふことが必要性、目的かなと思つています。

そして、その研修については、継続して行わなければいけない、社会のニーズが時代、時代で変わっていきますので、それに対応できるような職員の資質を高めていかなくちやいけないということでございますので、職員の研修については、しっかり計画に基づいてやっていきたいと思つています。

なお、詳細については、また所管課長から説明をさせます。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

私のほうからは、喜屋武すま子議員の1点目と2点目について答弁、お答えいたします。

まず、1点目の女性の登用ですが、まず初めに、各種委員会、審議会の女性の人数の割合であります。令和2年6月1日現在の各種審議会及び委員会の男女別割合は、全体で320名に

対しまして、女性委員は132名であります。率といたしまして41.3%となっております。別紙1、別紙に参照つけていますので、御参照ください。

次に、今後の委員会の目標数値であります。令和2年度に策定しました北中城村第4次総合計画の後期基本計画での令和6年度の数値目標は37.0%となっております。今現在、41.3%でありますので、達成している状態です。ただ、やはり今後もさらに女性登用ができるように努めてまいりたいと思つています。

次に、行政職の管理職の割合でございます。本村の管理職は14名に対しまして、女性管理職は2人です。率にして14.3%となっております。また、女性の働きやすい職場環境づくりにも今後も努めてまいりたいと思つています。

次に、管理職の登用の計画ということですが、基本的に、退職者数に応じて管理者の昇任を行つておりますけれども、特段女性管理職の昇任の数値目標は立てておりません。

次に、2点目の職員の研修についてお答えいたします。

沖縄県自治研修所を中心に行つておりますが、今年度、令和2年度は、コロナ禍の影響で研修への参加が全てキャンセルになりました。ただ、eラーニング、また通信教育により法制執務研修を行ったところであります。また、次年度以降も職員の資質向上を目指して、村長就任して最初に掲げた研修の中の沖縄県の市町村課へ1年派遣させるということがありましたので、来年度、職員派遣研修を実施してまいります。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それでは、再質問をさせていただきます。

①各種委員会及び審議会等について、再度質

問いたします。

①、②に併せて伺います。令和2年度6月1日現在の各種委員会及び審議会の男女別割合は、全体で女性委員が132人となっていて、41.3%となっていて。そして、数値目標が37.1%ということで、クリアしているということは大変喜んでおります。高く評価しておりますけれども、今後とも女性登用を50%に近づけるよう、ぜひ努力することを期待しております。よろしくをお願いします。

③本村の管理職は14人に対して、女性管理職は2人で14.3%となっております。また、女性が働きやすい職場環境づくりに努めてまいりますとの答弁でしたが、具体的にどのような環境づくりをしているのかお聞きします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

女性が働きやすいということですので、やっぱり子育てと仕事を両立できる環境づくりであったり、長時間労働をできるだけなくすために、例えばシステム開発をやってみたり、効率のいい業務をやっていけば、おのずと女性職員もいろんな管理職等を含めて昇任する機会がどんどん増えていくということは感じております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

今、課長がおっしゃったとおり、私も賛同しております。

ところで、やっぱり女性が働きやすい環境をつくるということは、男性にとっても本当に優しい職場であるし、また男性が生きやすい社会でもあると思っております。

それから、4番目ですけれども、退職数に応じて管理職昇任を行っておりますということな

んですけれども、特段女性の昇任の数値目標は立てておりませんとの答弁でしたけれども、やっぱり女性の登用で重視するというのは、なぜ女性管理職かということなんですけれども、課長となりますと、庁議に参加をし、政策決定の場に声が出せるわけなんです。まだ係長段階では、声を拾うことはできません。庁議に出て、しっかりと女性の視点から施策に反映できるような意見を言うとか、述べるとかという機会を大いにつくるべきだと考えております。

ですから、私は、ただ単に誰かが退職するから数値目標を立てるんじゃないくて、高い目標を掲げて、もう何年度までには、例えば10年計画であるとか5年計画、もちろんそれは退職しないとその職もないわけではありますけれども、やはり数値目標を持つことは大事かと思えます。

村長は、計画行政と言っておりますので、当然委員会、審議会は数値目標があるわけですので、その女性の管理職についても、意見が反映され、政策の中に、あらゆる分野に女性たちの声が届くようにすることがいい行政ができると私は思っておりますけれども、やはりこの数値目標というのは掲げるべきではないかと思っておりますけれども、村長の御見解を伺いたいと思えます。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

この社会は男女が対等な構成となっておりますので、当然女性の地位の向上あるいは行政参加、行政経営の参加に資するということだと、当然至極だと思います。

数値目標につきましては、今後、研修計画等で、まだ策定しておりませんので、これから研修計画を策定いたしまして、数値目標を掲げて女性の登用を図りたいと思えます。

今年度は、先ほど総務課長からありましたように、女性を県の市町村課のほうへ初めて派遣

したということでございますので、またこれから女性の質の向上、また管理職等への登用等についてもしっかりと計画を定めてやっていきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

これは目的を掲げないと、いつ実現するか分からないということでは困るんです。世の中は、女性半分、男性半分ですし、これまで男女平等といえども、まだ実現しておりませんし、やはり女性の声を届ける、あらゆる施策に反映させるということが大事かと思っておりますので、ぜひ前向きに検討してほしいし、ちなみに南風原町の女性管理職は、県内トップで30%には達しています。男性の管理職は14人、女性の管理職は6人となっておりますので、この前、新聞にも掲載されておりました。

以上、御参考までに、また高い目標を掲げてやっていっていただきたいと思っております。

それから、2点目の職員研修の機会の促進について再度お尋ねいたします。

沖縄県自治研修所を中心に行っているとのことだが、今年度はコロナ禍の影響で研修への参加ができなかった。eラーニングとか、あるいは通信教育とかなさっておりますけれども、やはりコロナ禍の中でも職員の健康面から考えれば、当然それはもう研修を受ける機会が得られないのは、やむを得ないかと思っております。

しかし、コロナ禍が終息した頃には、これまでの職員研修をやはり見直して、どんどん、それは財政の確保も必要なこともありますでしょう。職員が大いに研修ができる体制づくりをしていただきたいと思っております。それについて村長の御見解をまた伺いたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ただいま総務課のほうで、県の研修所のほうの研修計画に即した研修をこれまでずっと継続してやっておりますので、その計画を踏襲するものと、もう一つは、今度は自らの、OJTあるいはSDS、自らの自己研修という、そういった研修も含めて検討してまいります。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

地方自治体の職員には多種多様なコースがありますので、それを受けるにしても、職場のサポート体制、その職員が研修を受ける機会に、そういうサポート体制であるとか、職員のそれぞれの理解を深めることもやはり必要かと思っております。

職員の資質の向上を目指して、先ほど、市町村課への1年間の派遣ということも評価したいと思っております。また、私は、その方の成長も楽しみにしております。やはり職場には、職員としての働く喜びが実感できる、仕事を通して感動が得られる職場づくりをしてほしいと願っておりますが、村長の所見を伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

研修については、職員がしっかりと積極的に行けるように環境づくり、職場の環境もまた大事だと、御指摘のとおり、大事だと思っておりますので、研修に参加しやすい職場環境の形成にも努めてまいりたいと思っております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

安心して、いつでもチャンスがあれば、その研修の機会を逃すことなく受けられるように、そういうサポート体制であるとか職場の雰囲気づくり、みんなが一緒にお互いに助け合って、

その職員を行かそうという雰囲気づくりをぜひまた、村長のほうも決心しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、この男女共同参画を形成するためには、やはり女性、男性、それぞれの意識改革も必要かと思ひております。私の意見を述べたいと思ひます。男女共同参画社会を目指す意義について意見を述べます。

日本人の価値観の根底にあるものは、儒教が唱える倫理にあると言われております。そのため、男尊女卑、官民尊卑の思想の社会生活の岩盤になっています。社会づくりが男性に推移して、女性たちの声が政治や行政に十分に生かされていないのが現状だと私は理解しております。

琉球王国は、400年以上も存続しました。ナポレオンは、東洋に戦争しない国があると称賛したと言われております。琉球王国の王政の決め事は、聞得大君という女性が国王へ助言して平和の国をつくり上げていたと言われております。また、米軍統治下の中で、日本で一番早く女性参政権を行使したのも沖縄です。このような歴史を持つ沖縄は、男女平等社会が築ける可能性があると私は信じております。

北中城村は、県下でも女性の審議会、委員会への登用は早くから進んできた地域でもあり、また女性長寿日本一は私たちの誇るべき財産です。これまで新垣邦男村長も女性登用に關心を示し、特に女性係長を増やしてきました。今は、男性の係長は24人、女性の係長は11人になっております。

女性管理職を育て、男性も応援してほしい雰囲気づくりも必要です。新比嘉孝則村長は、これまで以上に女性たちが輝き、むらづくりを推進して、行政の隅々まで、命育む家庭を守ってきた女性たちがより多く、より広く活躍できる施策を展開し、職場では女性の管理職を増やしてほしいと考えます。村長の所見を伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

喜屋武すま子議員の御質問にお答えします。

長い沖縄の歴史の中で、かなり女性が占めた役割が大きかったということをおっしゃってました。今後もまた、私たち沖縄だけでなく、北中城村においても、女性の役割というのは大きな比重を占めていくと思ひます。こういったまた男女共同参画社会ということも現在、盛んに叫ばれておりますので、その方向性で時代は進むのではないかとと思ひます。

また、北中城村も、それに沿うようなまちづくり、行政のシステムをつくるか、そのようなことを始めていきますので、当然にすま子議員がおっしゃったような女性登用の機会は、今後、さらに拡大していくと思ひます。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

ぜひ女性の登用も進めながら、そして職場にあっては、それぞれが、男性も女性も生き生きと仕事の実感あるいは喜びあるいは感動とか、そういうことができる社会というか職場づくりに村長は努めてほしいと考えております。

今、コロナ禍の中で、社会のありようも激変しております。例えば仕事などは、Zoomであるとか、人の顔が見えない、人の表情が見えず、そして人間関係が希薄になっている社会になっています。

このような社会のありようを克服するために、やはり女性の力も大事かと思ひております。特にコロナ禍の中で最前線に立っているのは、医療現場の女性の保健師、介護士の活躍は、目覚ましいものがあります。

だから、それを考えると、あらゆる分野に女性がしっかりと参加をして、そして参画をして社会のためにできるような雰囲気づくり、北中城村のよさを生かして、これまで以上に、新垣

村長も頑張っただけかもしれませんが、比嘉村長におかれましては、これまで以上にやはり住民との絆も大事にして、男女が輝く村になってほしいと願っております。

やはり私たちの、特に村長がリーダーシップを発揮することは求められておりますので、ぜひ頑張っ、職員が本当に輝いて、毎日にこにこして喜びを感じていけるような職場づくりに努めていただきたいと思いますので、村長の御所見を再度伺いまして、私の一般質問を終わりたいんですけども、よろしく願います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

喜屋武議員のおっしゃるとおり、女性の占める割合が非常にいろんな面で増えております。そして、北中城の役場職員の中にも、多くの女子職員が、優秀な方々が多くいらっしゃいます。その方々が次の職場のリーダーとして活躍してくださるということを切に願っております。

また、様々な附属機関あるいは委員会等の、行政委員会あるいは委員会等で女性の登用等で女性の地位が向上する、そういった側面がございますので、ぜひ今後、計画もつくりまして、計画もありますように、その社会を目指して、男女共同参画の社会に少しでも近づけるような、そういう社会をつくるために、女性登用等、しっかりと御指摘のあったことについて検討してまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

あと1つ、1点忘れたのがありまして、各課には、女性の主事とか係長が配置されておりますけれども、よく見ると、農林水産課のほうには女性が1人もおりません。農林水産課というところは、やっぱり食とのいろんなそういうテ

ーマがありますので、ぜひ主事なり係長なり、次の機会にはぜひ入れて、また女性の声が反映できるようなことも頭に置いて村長はまた考えていってほしいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

職員については、どこの異動も可能ですので、当然女性が土木あるいは農林水産、そういったあたりも当然に異動というのは十分機会としてつくります。そしてまた、異動も十分考えられますので、別に女性がそこに行かないとか、そういったのは基本的にはございませんので、女性もまた農林水産のほうの登用についてもしっかり考えていきます。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

やはり各課に女性、男性が混じって、そしてそれぞれの声が反映できるような課、そして村としてやっていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。これをもって一般質問は全て終了しました。

議員各位、執行部の皆さん、並びに傍聴者の皆さん、大変御苦勞さまでした。本日はこれで散会します。

午後 1時59分 散会

令和3年第2回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 3 年 3 月 5 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和3年3月23日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	閉 会	令和3年3月23日 午後0時18分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番		
	3 番	伊 集 守 吉	出	10 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	11 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	12 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	13 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	14 番	名 幸 利 積	出
会議録署名議員	3 番 議 員		伊 集 守 吉			
	4 番 議 員		大 城 律 也			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	砂 川 惠 重		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦		
	総 務 課 長	仲 本 正 一	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	総 合 調 整 監 兼 企 画 振 興 課 長	石 渡 一 義	建 設 課 長	瀬 上 恒 星		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭		
	上 下 水 道 課 長	安 次 嶺 正 春	学 校 教 育 指 導 主 事			
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第6号

令和3年3月23日（火曜日）

1. 開議 午前10時00分
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第4号	北中城村産品アンテナショップの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	委員長報告、質疑、 討論、決定
2	議案第10号	北中城村産品アンテナショップの指定管理者の指定について	〃
3	議案第19号	令和3年度北中城村一般会計予算について	〃
4	議案第20号	令和3年度北中城村国民健康保険特別会計予算について	〃
5	議案第21号	令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について	〃
6	議案第22号	令和3年度北中城村下水道事業会計予算について	〃
7	議案第23号	令和3年度北中城村水道事業会計予算について	〃
8	議案第24号	令和2年度北中城村一般会計補正予算（第9号）について	説明、質疑、 委員会付託省略、 討論、決定
9	議案第25号	北中城村役場旧第一庁舎解体工事契約について	〃
10	議案第26号	公営墓地造成工事工事改定契約について	〃
11	同意第2号	北中城村教育長の任命について	〃
12	陳情第3-2号	後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書提出に関する陳情書について	即 決
13	陳情第3-3号	国民健康保険税の特例減免等の継続を求める陳情について	〃
14	決議第1号	米軍機の傍若無人な低空飛行訓練に対する抗議決議について	〃
15	意見書第1号	米軍機の傍若無人な低空飛行訓練に対する意見書について	〃
16	決議第2号	米兵のわいせつ事件に関する抗議決議について	〃
17	意見書第2号	米兵のわいせつ事件に関する意見書について	〃
18	意見書第3号	後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書について	〃

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
19	意見書第4号	新型コロナウイルス感染拡大に伴う国民健康保険税の特例 減免等の継続を求める意見書について	即 決
20	意見書第5号	沖縄本島南部地域からの土砂採取計画断念に関する意見書 について	〃
21	決議第3号	閉会中の議員派遣に関する決議について	〃
22		閉会中の継続審査及び調査の申し出	

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

**日程第1. 北中城村産品アンテナショップの
設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について**

○議長（名幸利積）

日程第1. 議案第4号 北中城村産品アンテナショップの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

北中城村産品アンテナショップの設置及び管理に関する調査特別委員長。

○北中城村産品アンテナショップの設置及び管理に関する調査特別委員長（金城高治議員）

おはようございます。

読み上げて委員長報告としたいと思います。

議案第4号 北中城村産品アンテナショップの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

令和3年3月8日、本委員会に付託されました議案第4号 北中城村産品アンテナショップの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会におきましては、3月8日、10日、15日、22日に開催し、全委員出席の下、審査を行いました。執行当局からは担当課長及び係長及び担当職員が出席しました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について御報告いたします。

現行条例の2項及び3項を削除する理由はとの質疑に対し、2項削除については、新たに指定管理者を指定するに当たり、運営経費として委託料を負担するため削除している。3項の削

除については、現行条例の第4条で地方自治法第244条の2第3項の規定で、公の施設に設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときとあるので、3項については指定管理者が当然行うべきことで、今回削除しているとの答弁。

3項の中で、指定管理者はアンテナショップを常に良好な状態で管理することとあるので、削除せず残したほうがよいのでは、残すことで影響があるのかとの質疑に対し、特に影響はないが、第4条で地方自治法第244条に同じ文言が載っているので重複する。村が行っている他の多くの指定管理者の指定について、条文で示されていないため、今後整合性を取ることで削除しているとの答弁。

3項については地方自治法の規定ということであるが、この地方自治法が今回、民間企業へ指定管理委託するが適用になるのかとの質疑に対し、地方自治法244条で公の施設の設置及びその管理に関する事項はこれを定めて適用されるとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は賛成多数で原案を可決すべきものと決定いたしました。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 北中城村産品アンテナショップの設置及び管理に関する条例の一部を

改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（名幸利積）

賛成多数です。議案第4号 北中城村産品アンテナショップの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2．議案第10号 北中城村産品アンテナショップの指定管理者の指定について

○議長（名幸利積）

日程第2．議案第10号 北中城村産品アンテナショップの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

北中城村産品アンテナショップの設置及び管理に関する調査特別委員長。

○北中城村産品アンテナショップの設置及び管理に関する調査特別委員長（金城高治議員）

御報告申し上げます。

議案第10号 北中城村産品アンテナショップの指定管理者の指定について報告いたします。

令和3年3月8日、本委員会に付託されました議案第10号 北中城村産品アンテナショップ指定管理者の指定について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、3月8日、10日、15日、22日に開催し、全委員出席の下、審査を行いました。執行当局からは担当課長及び係長と担当職員が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

現在のアンテナショップ（しおさい市場）の

従業員の雇用は指定管理後どうなるのかとの質疑に対し、雇用については、指定管理者と年度協定書において継続して雇用することを確認しているとの答弁。

指定管理料3,300万円の積算根拠はとの質疑に対し、決算書において過去3年間の固定費を精査しながら、年間経常経費として積算している。年額1,000万円掛ける3年、ただし初年度はコロナ対策費用（体温測定器、空気清浄機等）として300万円を計上しているとの答弁。

閉店した場合、建物にかかった交付金は返還義務が発生するか、また発生した場合、返還額はとの質疑に対し、当施設は平成25年度に2,500万円で建築しているが、交付金の返還義務は国との協議にもよるが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律において、財産処分の制限を適用しない場合において、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省庁の長が定める期間を経過した場合とある。返還額についても国との協議によるが、原則として処分する部分の残存価格（減価償却後の80%）に対する補助金相当額を国庫に納付するとあるとの答弁。

災害発生時の補償、負担割合はとの質疑に対し、北中城村産品アンテナショップ指定管理業務仕様書において、責任分担の中で、事故・災害による施設の損傷について、指定管理者の責めに帰する場合以外は村の責任としている。公共施設に起因する損害等については、自治体の包括的責任は免れるものではない。よって、自治体にも責任が生じるとの答弁。

以上で質疑を終結しまして、討論、採決の結果、本委員会は賛成多数で原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 北中城村産品アンテナショップの指定管理者の指定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長 (名幸利積)

賛成多数です。議案第10号 北中城村産品アンテナショップの指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第19号 令和3年度北中城村一般会計予算について

○議長 (名幸利積)

日程第3. 議案第19号 令和3年度北中城村一般会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

一般会計予算審査特別委員長。

○一般会計予算審査特別委員長 (喜屋武すま子議員)

それでは、読み上げて報告いたします。

議案第19号 令和3年度北中城村一般会計予算について。

令和3年3月8日、本委員会に付託されました議案第19号 令和3年度一般会計予算について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、3月9日、11日、12日、15日、18日、22日に開催し、全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び係長及び担当職員が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

歳入、1款1項1目村民税個人分が対前年度比で6,493万2,000円増額の要因はとの質疑に対し、高所得者の転入、不動産等の売却による所得増及び納税義務者の増による。また、当初予算は令和2年度の賦課状況を基に算出しているが、上記の要因等で村民の所得が増加したため令和2年度の当初予算額と比較して、令和3年度の予算額が増額となっているとの答弁。

納税義務者の増はどれくらいか、地域は限定されているかとの質疑に対し、直近の実績から100名前後の増加を見込んでいる。主にライカム地域を想定しているとの答弁。

1款2項1目固定資産税が対前年度比6,097万1,000円増額の要因はとの質疑に対し、固定資産税の増加の主な要因は、宇ライカム地区の土地区画整理事業により整備され、土地の地目が雑種地から宅地へ変更されたこと及びマンションや住宅の新築家屋が増築されたことによるものとの答弁。

土地、家屋、償却資産は増えているのかとの質疑に対し、土地は約2,700万円の増、家屋は約3,700万円の増、償却資産は約300万円の減になっているとの答弁。

9款1項1目1節環境性能割交付金の積算根拠はとの質疑に対し、県が各市町村に提供する見込額資料によるものとの答弁。

基本となる数値はあるかとの質疑に対し、県が徴収する自動車税環境性能割収入額の44.65%を各市町村が管理する道路の長さと同面積で案分して配布されているとの答弁。

10款1項1目1節国有提供施設等所在市町村助成交付金が対前年度比で300万円の減額にな

っている理由はとの質疑に対し、令和2年度の実績に合わせて計上している。内容は、軍施設内の固定資産税に代わるもので、国が定め公表はされていないとの答弁。

13款1項1目地方交付税が対前年度比で8,700万円の減額になっている理由はとの質疑に対し、村税収入が増加した影響との答弁。

今後、大きな変動はあるかとの質疑に対し、中部徳洲会病院の錯誤分で令和3年度に約8,000万円減る予定だが、国勢調査の数値が増え、交付税計算すると約2億円くらい増える見込みがある。しかし、今回の予算に反映せず7月に算定で増えることが確定した後に9月補正で計上する予定との答弁。

20款1項1目1節ふるさと納税寄附金が対前年度比で2億円の増額になっている理由はとの質疑に対し、令和2年度に実績が大幅に増加したことから増額しているとの答弁。

21款2項2、10、17目青少年交流基金繰入金、あやかりの杜基金繰入金、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金が廃目になっている理由はとの質疑に対し、前年度はそれぞれの基金から繰入れをして歳出事業へ充当した。今年度は充当する歳出事業がなく、繰入れを行っていないことから廃目という表記としたとの答弁。

23款3項2目1節高齢者等配食サービス事業利用者負担分が対前年度比で150万円増額になっている理由はとの質疑に対し、当該利用者負担分の増額になっている主な理由については、令和2年11月より施行した制度改正により、利用者の負担が1食当たり300円から400円へ増額されたものによる。同事業は、日常生活に支障のある高齢者等に対し、食生活の改善と健康増進、安否確認等を行い、高齢者等の福祉の向上を図ることを目的としている。今回の制度改正については、対象者を70歳以上の非課税または村民税均等割額のみの高齢者世帯への変更と利

用者負担の見直しが主なものであり、高齢化の進展を見据え必要な方へサービス提供体制を維持していくための改正との答弁。

利用者負担は400円だが、実際の食事の中身は幾らかとの質疑に対し、1食当たり830円の委託で、400円は食材と調理費を想定し、それ以外はヘルパー等による配達、確認等の人件費、車両の運行費用との答弁。

23款3項2目1節雑入（一体的実施財政支援）940万6,000円の内容はとの質疑に対し、令和元年5月に国民健康保険法の一部が改正され、後期高齢者医療広域連合からの委託を受けることで75歳以上の者に対しても市町村の保険事業と介護予防事業を連携して行えることになった。国保から後期高齢者医療制度に移行されると、保健指導等の主体が変わり、生活習慣病重症化予防の指導が滞りがちな問題を解決するためにも本事業に取り組む必要がある。その事業費として、後期高齢者医療広域連合からの受託事業10分の10の補助、後期高齢者医療広域連合へは国から3分の2補助を計上との答弁。

23款3項2目1節資源ごみ売却料が対前年比で101万円減額になっている理由はとの質疑に対し、資源ごみの量はかなり増加しているが、古紙については前年度1キロ当たり6円で予算計上していたものが、現在は古紙価格の暴落により値段がつかなくなっていることが要因との答弁。

歳出、2款1項4目13節土地賃借料（公用車駐車場）の詳細は（場所、面積等）との質疑に対し、庁舎建設に伴い駐車場を確保するための土地賃借で、役場E T C側道から喜舎場自治会へ入る角地の喜舎場719、721番地で、面積が632平米、当初フジレンタカーより無償で貸してもらっていたが、令和3年2月に地主との賃借を終えるとのことであったため、3月より村が地権者と契約により賃借している。外構工事を終える令和3年度までの賃借を考えていると

の答弁。

地権者がいて、又貸しの状態だったのかとの質疑に対し、地権者に会い、地ならし等整備を村がやり了承を得ているとの答弁。

賃借料の相場はどうなっているかとの質疑に対し、企業が現在借りている月額約5万円の契約を考えているとの答弁。

何台の収容かの質疑に対し、20から30台との答弁。

2款1項5目8節選手団費用弁償254万7,000円の内容はとの質疑に対し、選手団費用弁償は、東京オリンピック・パラリンピック終了後にサントメ・プリンシペの選手団が本村を訪れる際の旅費として計上している。その内訳は、航空賃110万7,000円、宿泊費144万円、また選手団の人数は、関係者も含め12人を想定しているとの答弁。

2款1項5目12節キャンプ瑞慶覧返還地区等土地利用計画素案検討業務の内容はとの質疑に対し、過去に作成したロウワープラザ住宅地区の土地利用計画素案の見直しを行うもの。令和6年度、またはそれ以降とされている当該地区の返還に向け、新たな土地利用計画の素案を検討し、地権者へお知らせする内容となっているとの答弁。

2款1項14目1節村史編さん費報酬の会計年度任用職員の業務内容はとの質疑に対し、当該会計年度任用職員に関する予算については、廃目になっていた村史編さん事業の再開に伴い、令和2年度の6月補正予算にて計上し、令和3年度については当初予算から計上する。業務内容としては、地域史編さんに関する業務経験・専門知識を有する者を充てて、冊子内容の設計、冊子に使用する資料の収集整理、聞き取り調査、外部調査執筆員が現行執筆に必要な資料（論文類）の収集、本文の執筆、監修作業その他編集委員会、専門部会での審議事項に関することとの答弁。

村史戦後編はいつ終わるかの質疑に対し、平成24年から立ち上げ、聞き取り調査は3分の1くらいできている。令和5年3月に発刊予定。戦後編が5巻になると思うが、6巻目は予定しているかとの質疑に対し、計画の中では2巻から7巻まで出そろったことになる。1巻については総集編のような通史編になるが、5巻が発刊された後は1巻の作業に入る。2巻は民族編、3巻は移民編、4巻は戦争編、5、6巻が戦後資料編、7巻は文献資料編となっているとの答弁。

2款1項35目14節旧庁舎解体工事の詳細内容はとの質疑に対し、旧庁舎解体に伴う工事でアスベスト除去も含めた解体となっている。3月15日に入札を行い、業者と契約後、議会最終日（3月23日）に追加議案として解体工事契約の議案を提出する予定との答弁。

入札は指名か一般かとの質疑に対し、令和2年度入札参加申請している業者の指名入札となるとの答弁。

アスベスト除去業務が入っているが特殊な技術、資格が必要かとの質疑に対し、設計段階で除去の必要性が出てきた軽度のものとの答弁。

アスベスト除去業務はJVを組むのか、分けて発注するのかとの質疑に対し、JVは予定していない。アスベストを含め全てをできることで入札をかけているとの答弁。

村内、村外それぞれ業者数は質疑に対し、9社予定し、村内は4社との答弁。

工期はどれくらいかとの質疑に対し、解体は6か月で8月完了予定。解体しながら外構の設計入れて、解体が終わり次第、外構工事に入り、全部完成するのが令和4年1月ですとの答弁。

2款4項8目海区漁業調整委員選挙費が廃目になっている理由はとの質疑に対し、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の改正により、海区漁業調整委員の選任方法を見直し、従来選挙による制度を廃止し、

都道府県知事の任命により選任することになったため、選挙する必要がなくなったことによるものとの答弁。

4款1項10目新型コロナウイルス感染症対策費の体制、接種時期、接種場所の内容はとの質疑に対し、体制は、集団予防接種が医療チーム5チームで1チーム医師1名、看護師2名、事務担当チームが10名から15名で、健康対策係を中心に3チーム編成。個別予防接種の委託医療機関は中部徳洲会病院、北中城若松病院、ファミリークリニックきたなかぐすく。接種券の案内は、医療従事者、消防職員等、65歳以上高齢者、基礎疾患を有する者、一般住民。接種時期は令和3年2月17日から令和4年2月28日まで、接種会場は村中央公民館、村民体育館、イオンモール沖縄ライカムとの答弁。

4款2項1目18節中城村北中城村清掃事務組合負担金に対前年度比で5,384万円減額になっている理由はとの質疑に対し、大きな要因としては、前年度の廃棄物処理施設建設等基金積立金4,699万9,000円の負担分がなくなったのが要因との答弁。

5款1項3目12節しおさい市場指定管理委託料の1,300万円の積算根拠はとの質疑に対し、決算書において過去3年間の固定費を精査しながら、年間経常経費として積算した。ただし300万円については、コロナ対策費用として体温測定器等の機材購入を考えているとの答弁。

5款1項3目18節地域おこし企業人の事業内容はとの質疑に対し、総務省が行っているプログラムで、企業で従事している職員を本村へ出向してもらい、企業で培われた人脈や知見、ノウハウを生かし、地域独自の魅力の向上等につながる業務に従事してもらう予定。農を生かした健康・福祉の里づくり事業の実施化に向けた業務との答弁。

5款1項3目18節北中城村地産地消出品者協議会補助金に対前年度比で540万円減額になっ

ている理由はとの質疑に対し、これまでアンテナショップの管理運営を地産地消出品者協議会で行っていたが、令和3年度よりアンテナショップの管理運営を指定管理者に移行する予定、そのため減額となっているとの答弁。

5款2項1目12節林業振興費委託料が対前年度比で194万円減額になっている理由はとの質疑に対し、予算は実績を考慮して計上。本年度において松伐倒作業可能被害木が2本となったことと、新年度予算編成方針の中で、補正予算で対応可能事業については補正予算での対応であったので、そのための減額との答弁。

6款1項2目12節地域ブランド構築事業委託料の金額及び内容はとの質疑に対し、当該事業では村内のパッションフルーツ農家から規格外のパッションフルーツを買い取り、加食部分を取り出した1次加工品「パッションフルーツピューレ」を製造する。製造したパッションフルーツピューレは村内事業者向けに販売し、パッションフルーツピューレを使用した2次加工品を開発してもらい、県内外に北中城村産のパッションフルーツをPRしていくとの答弁。

6款1項3目観光費の中にカジマヤーパレード関係予算が計上されていない理由はとの質疑に対し、新型コロナウイルス感染状況の見通しが立たないため当初予算では計上してなく、今後状況に応じて補正予算も検討していくとの答弁。

6款1項3目12節観光誘客プロモーション事業委託料の内容はとの質疑に対し、北中城村観光案内所トラベルマートきたぽ運営、観光誘客イベント等でのプロモーションを予定しているとの答弁。

6款1項3目12節観光周遊バス運行委託料の内容はとの質疑に対し、運行委託料はバス運転手に係る人件費が主なものとなっている。それ以外は車両の燃料費や任意保険、維持管理手数料が含まれているとの答弁。

6款1項3目13節観光周遊バス賃借料が対前

年度比で129万1,000円減額になっている理由はこの質疑に対し、これまではレンタルという形で車両の賃貸借を行ったが、次年度からは3年リースの賃貸借を予定し、一月当たりの賃借料が安くなったためとの答弁。

6款1項3目18節北中城村観光協会補助金の活用内容、収支状況はこの質疑に対し、事務局長・経理担当事務員の人件費940万4,676円、事務所賃借料等357万3,540円、税理士、社労士、弁護士委託費122万2,800円との答弁。

7款2項2目14節村道仲順屋宜原線落石防護柵設置工事費の内容はこの質疑に対し、平成26年に災害復旧工事において国による災害査定で対象外とされ施工できなかった部分について、応急的に大型土壌で仮設土留めしていた箇所を今回コンクリートによる擁壁及び落石防護柵で施工する予定約6メートルとの答弁。

7款3項1目12節中城村・北中城村共同まちづくり計画策定業務の内容はこの質疑に対し、令和元年5月21日に新垣前北中城村長と浜田中城村長が連名で玉城県知事に対し現在所属する那覇広域都市計画区域から中部広域都市計画区域への移行を要請したことを受け、沖縄県より両村における今後のまちづくりに関する方針を策定することが求められている。現在、中城村が主となり総合事務局及び沖縄県の関係者を含めた地域振興支援アドバイザー会議を開催しており、会議の中で両村に共通したまちづくりが今後必要であり重要であるとの助言があった。今回の共同まちづくり計画策定業務は2村に共通する「中城城跡を中心としたまちづくり」を主眼とし、具体的な内容を検討しようとするものとの答弁。

7款3項1目18節北中城村景観形成助成金が前年度比で125万円の増額になっている理由はこの質疑に対し、今年度、景観協定地区内となる荻道・大城地区内において来年度瓦屋根としたいとの問合せが2件来ており、2件とも助成

を希望しているとのことであったため、限度額75万円の2件分の150万円を予算計上したとの答弁。

9款1項2目18節島袋地区中学校バス運営費補助金の内容はこの質疑に対し、令和元年度の中学校通学バスの決算より支出額の約260万円と運転手報酬の約240万円を計上したとの答弁。

スクールバス運営を村が全てやるのかとの質疑に対し、中学校バス理事会で事務を一部持つということなので話が進んでいるとの答弁。

一部事務とはどういうものかとの質疑に対し、安全運転管理者の任命、チケット関係の事務等との答弁。

実際の支出260万円の中に積立金が46万円、事務費70万円が入り、無償化になるのにこれらも含んでの260万円かとの質疑に対し、それ以外のものも含んでいるとの答弁。

中学校費の中にスクールバス運転手の会計年度任用職員の予算が計上されているが、2名採用ということかとの質疑に対し、こちらの誤りで二重計上となっているとの答弁。

9款1項2目18節島袋地区中学校バス運営費補助金500万円について、3月17日本会議において、令和3年度一般会計予算の訂正案が村長より提出され、二重計上分の240万円が教育総務費より減額され、予備費を240万円増額する訂正案が可決。訂正後、再開した委員会の中で、村全体の通学バスを無償化していく、その前にまず島袋地域から始まるということかとの質疑に対し、全体というよりも通学困難な場所を負担することになりますとの答弁。

協議会等立ち上げて議論する予定はないのかとの質疑に対し、スクールバス事業の中に距離の基準があり、除外地域を検討する組織をつくるか未定ですが、通学バス検討委員会みたいなものを立ち上げないといけないのかと考えますとの答弁。

小学生はどうなるのかとの質疑に対し、幼稚

園バスを利用して希望する地域の下校のみ運行しているとの答弁。

登校も希望する方も出てくると思われる。その辺の解決方法をまだ見出せていないのであれば、今後は中学生だけではなく小学生も含めて検討すべきではとの質疑に対し、そのように考えます。バス検討委員会を立ち上げ、そこで判断するのが望ましいと考えるので、基準を設けて整備を図っていきますとの答弁。

前回委員会同様、予算見積根拠で北中城村中学校バス決算書の中の支出総額260万円がそのまま反映されている。この中の運営維持だけでよいのではないかと、自治会に置けば積立金も積み立てられることで予算を膨らましているのかとの質疑に対し、予算編成時に直営でやるのか自治会でやるのか決定していなくて満額にしている。直営になると運営維持費のみになるかと思われとの答弁。

本来なら予算も安く見積もるので前提で、どういう位置づけで予算立てしてきたのか全く理解できないが、どう考えるかの質疑に対し、当初は組んでいなくて、村長の方針ということもあり急遽予算編成し計上したため、精度に欠けるものになり反省していますとの答弁。

以上、質疑終結後に上間堅治委員より、歳出9款1項教育総務費を260万円減額し、13款1項予備費を260万円総額する修正議案が提出される。修正提案の理由として、ぜひ島袋地区だけではなく、村内全域の同じ環境の児童生徒の手当てをしてもらいたい。この事業には反対ではないが、今後補正で対応していただきたい。庁内での議論も踏まえてしっかりやってもらいたいとの提案があった。

提案者に対する質疑の中で、島袋からまず先にやらないと次のステップに進まないのではとの質疑に対し、次のステップに進む案を当局が持っていないことに疑義があるとの答弁。

質疑の後に討論を行い、修正案に対する反対

討論として、この事業を村全体網羅してやるのは時間がかかると思う。できる地域から先に始めれば全体も進むと考える。これまで30年間スクールバス運営をやってきた過去の島袋の実績からすれば、先にやって、その後村全体を進めればいいのかと思うとの討論が出た。

賛成討論として、村直営で始めて環境整備をやってからスタートさせてもよいと思う。他施設のあやかりの杜バスを使用するなど計画性も不透明であり、全地域にも説明が必要であると考える。当局の補助を行う理由について、経済的負担軽減、交付税返還の疑義がある。遠距離で通学困難な地域であるとのことだが、ほかにも遠距離地区が存在し、島袋地区が現在特別な状況とは言えないことも明らかである。島袋地区一部のみ負担軽減であり、公平公正な税の配分に関して利益供与の疑義も拭い切れず、今回の補助事業は村内においても、島袋地区内でも不公平感を拭えない事業である。スクールバス事業は、以前、自治体の統合や過疎地域からの通学困難な児童生徒のための福祉施策であった。しかし、現在は昨今の通学中の事件・事故の多発により児童生徒の安心・安全が主眼とされてきており、文部科学省はじめ国土交通省、警察庁も通学バスの重要性を認識している。本村内にも美崎地区を含む東海岸の地域や瑞慶覧、屋宜原といった通学路が危険な地域もあり、子どもの安心・安全な通学路、または通学方法の確保は全児童・生徒に関わることで、通学バス無料化はすばらしい施策であるが、当該地域への車両、人員の確保を早急に行い、同時に進めるべきであるとの討論が出た。

以上で討論を終結し、採決の結果、本委員会は修正案を反対多数で否決し、原案を賛成多数で附帯意見を付して可決すべきものと決定いたしました。

附帯意見1、スクールバス検討委員会を立ち上げ、中学生だけではなく小学生も含め、全村

通学困難地域を網羅して検討してもらいたい。

附帯意見2、予算委員会での計上誤り指摘により、本会議で訂正案可決されたことを重く受け止め、予算編成時には、しっかりした積算根拠を持って臨むことを強く求める。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号 令和3年度北中城村一般会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第19号 令和3年度北中城村一般会計予算については、委員長の報告のとおり附帯意見を付して決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。議案第19号 令和3年度北中城村一般会計予算については、委員長の報告のとおり附帯意見を付して可決されました。

日程第4．議案第20号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第4．議案第20号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（上間堅治議員）

それでは、読み上げて御報告申し上げます。

議案第20号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計予算について。

令和3年3月8日、本委員会に付託されました議案第20号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計予算について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては3月10日、15日、22日に開催され、22日に喜屋武すま子委員が欠席のほかは全員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

歳入1款1項1目一般被保険者国民健康保険税が対前年度比2,615万3,000円増額になっている理由はとの質疑に対し、国保加入世帯及び人員の増によるものと、収納率を前年度の95%から96%へ1%増にしたことが増額の主な要因で、また高額所得者も増えているとの情報もあるとの答弁。

コロナ禍で今後の影響はどのような状況になるか予想しているのかとの質疑に対し、ライカム地区に住民が増えてきている。その中に国保加入者もいるので、横ばいか微増であろうと思うとの答弁。

歳出、2款2項1目18節一般被保険者高額療養費が対前年度比1,452万1,000円増額になっている理由はとの質疑に対し、令和2年4月から10月までの実績に11月から3月までを予想した金額を合計しての予算要求である。増額になった主な理由は、心臓や脳、移植や透析な

ど1件で200万円を超える診療が多かったこととの答弁。

3款1項1目18節一般被保険者医療給付費分が対前年度比1,257万4,000円増額になっている理由はとの質疑に対し、現在、給付金の概算額決定や精算等については県が算定を行っている。基本的には人数、実際にかかった医療給付費、所得の状況等を積算根拠としている。そこから国からの補助金や令和元年度分の納付金の精算額を相殺し確定しているとの答弁。

財源内訳で前年度比較、国県支出金の増額した要因はとの質疑に対し、国からの減算加算の項目を基に県が各市町村に通知することになっているので、村では読めないところであるとの答弁。

6款1項1目12節ジェネリック医薬品の利用状況はどうなっているのかとの質疑に対し、ジェネリック医薬品の利用状況は年々伸びている。平成30年81.86%、平成31年85.13%、令和2年87.58%。なお、沖縄県は全国一の利用状況であるとの答弁。

北中城村の状況はとの質疑に対し、令和2年度北中城村では、県内では28位との答弁。

以上で質疑を終結しまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第20号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。議案第20号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第21号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第5. 議案第21号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（上間堅治議員）

それでは、読み上げて報告いたします。

議案第21号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について。

令和3年3月8日、本委員会に付託されました議案第21号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、3月10日、15日、22日に開催され、22日に喜屋武すま子委員が欠席のほかは全委員出席の下、審査を行いました。執

行当局から担当課長及び係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

歳入、1款1項後期高齢者医療保険料の均等割の軽減率が上がった理由はとの質疑に対し、保険料均等割の軽減特例は、後期高齢者医療制度の創設から当面の暫定措置として特例的に実施されてきたが、介護保険料の軽減の強化や年金生活者支給支援給付金の支給に合わせて制度本来の仕組みに戻すことになり、医療保険を将来にわたり安心できる制度にするための見直しとなる。したがって、本来は7割軽減である同一世帯の被保険者全員が年金収入のみ80万円以下については、特例的に9割減とされていた。令和元年度は2割分の特例措置に対する国庫補助が令和元年10月以降廃止されて、通年で8割軽減となり、令和2年度からは国庫補助の廃止に伴い本来の仕組みである7割軽減となるとの答弁。

軽減率の変動は今後あり得るのかとの質疑に対し、一度戻った経緯もあるが、国の方針で決まるので予想はできないとの答弁。

以上で質疑を終結しまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

す。

これから議案第21号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第21号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。議案第21号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6．議案第22号 令和3年度北中城村下水道事業会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第6．議案第22号 令和3年度北中城村下水道事業会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（金城高治議員）

議案第22号 令和3年度北中城村下水道事業会計について御報告いたします。

令和3年3月8日、本委員会に付託されました議案第22号 令和3年度北中城村下水道事業会計予算について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、3月10日、15日、22日に開催し、全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告申し上げます。

公共下水道の普及率と接続率はとの質疑に対

し、令和元年度末時点での本村の人口普及率（全人口に対する利用可能人口率）は62.9%、接続率（水洗化率:利用可能人口に対する接続済み人口率）は67.5%となっているとの答弁。

今後の普及率、接続率の計画についてはとの質疑に対し、下水道の整備については、接続を増やし整備を延伸させたいが、補助金、交付金の配分がかなり厳しい状況になっており、少なくとも10年以上はかかる状況であるとの答弁。

収入、1款1項1目下水道使用料の算定方法はとの質疑に対し、下水道使用料の収入予定額1億700万円は、現時点での実績を基に過大な計上とならないよう若干控えめに算定しており、民間分6,200万円、基地分4,500万円を見込んでいる。なお、現在の使用料金の設定は、近隣市町村の状況も考慮し、おおむね平均的な値となっているとの答弁。

下水道料金というのは水道料金の何パーセントという計算の仕方で、個人住宅だとか企業で割合が違うのかとの質疑に対し、単価の設定については、一般家庭用と営業用では特段区別はないとの答弁。

支出、1款1項2目普及指導費の業務詳細はとの質疑に対し、普及指導の業務は、公共下水道の接続率を向上させるため普及促進員として会計年度任用職員を1名配置し、戸別訪問による交渉、接続補助の説明等や資料のポスティング等を行うものである。それ以外には窓口業務を行っており、普及指導費754万7,000円の内訳については、接続補助の助成金（雨水利用促進等含む）506万6,000円、普及促進員の報酬220万2,000円、普及促進に使用する車両の賃貸料（保険料を含む）27万円9,000円となっている。なお、令和2年度の普及促進の成果として、新規で34件の接続があり、今年度は新型コロナの影響で訪問も自粛していた中で例年並みの接続であったのは、普及促進員の努力であると考えられるとの答弁。

支出、1款1項3目島袋浸水対策事業5号調整池用地費の進捗状況はとの質疑に対し、5号調整池の整備の際に用地4筆の買収及び住宅1件の移転補償が伴い、そのうち住宅の移転について、令和2年度での補償完了を目指していた。当該住宅の住民と交渉を重ねてきたが、移転先のめどが立たないなど交渉が難航していたため、令和2年度の移転補償を見送った。なお、令和3年度は、住宅の移転に影響のない周囲の用地2筆、現仮設池付近の買収を予定しているとの答弁。

以上で質疑を終結しまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号 令和3年度北中城村下水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第22号 令和3年度北中城村下水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。議案第22号 令和3年度北中城村下水道事業会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第23号 令和3年度北中城村下水道事業会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第7. 議案第23号 令和3年度北中城村下水道事業会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（金城高治議員）

議案第23号 令和3年度北中城村下水道事業会計について御報告いたします。

令和3年3月8日、本委員会に付託されました議案第23号 令和3年度北中城村下水道事業会計予算について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、3月10日、15日、22日に開催し、全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告申し上げます。

支出、1款1項建設改良費の詳細はどの質疑に対し、令和3年度の建設改良工事については、県道工事に伴う配水管の移設工事及び消火栓設置を予定しているほか、近年、更新計画に予定のない耐用年数に満たない箇所でも赤水などの不具合がたびたび見られており、部分的な補修にとどまらず改良工事の必要が生じることも十分予想されるため、緊急的な対応を可能とするもので、現時点で施工範囲等、具体的な内容は特定していないとの答弁。

他に緊急的なものが発生すると対応可能ということであるが、予算的には多めに計上しているという認識でいいのかとの質疑に対し、具体的な特定までは至っていないが、沖縄県との調

整の中で県道工事に係る分、少なくとも2,000万円は必要となると考えられる。ただ県道工事の進捗に合わせて対応していくことになるので、具体的にどの範囲まで可能なのかは今の段階では決められないとの答弁。

支出、1款1項2目4節委託料、水質検査業務が前年度比で91万3,000円増額の理由はどの質疑に対し、水質事故等の不測の事態に備えて、余裕のある予算計画としたもので、検査項目等、実施内容の変更予定はないとの答弁。

水質検査については前年度並みの検査項目になるのかとの質疑に対し、基本的には令和2年度と同じような内容を予定している。最終的に3月の結果がそろって、来年度の計画を一部見直しが出てくることもある状況。基本的には組み方としては同じ調査メニューを考えているとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定しました。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号 令和3年度北中城村下水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第23号 令和3年度北中城村水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（名幸利積）

起立全員です。議案第23号 令和3年度北中城村水道事業会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第24号 令和2年度北中城村一般会計補正予算（第9号）に

ついて

○議長（名幸利積）

日程第8. 議案第24号 令和2年度北中城村一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第24号 令和2年度北中城村一般会計補正予算（第9号）について。

議案第24号

令和2年度北中城村一般会計補正予算（第9号）について

令和2年度北中城村の一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和3年3月23日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和2年度北中城村一般会計補正予算（第9号）

令和2年度北中城村の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	地域医療介護総合確保基金事業補助金	7,551

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
	合	計	7,551

第1表の繰越明許費に3款1項社会福祉費、地域医療介護総合確保基金事業補助金ということで、755万1,000円が繰越明許費となります。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号 令和2年度北中城村一般会計補正予算（第9号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第24号 令和2年度北中城村一般会計補正予算（第9号）については原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第25号 北中城村役場旧第一庁舎解体工事契約について

○議長（名幸利積）

日程第9．議案第25号 北中城村役場旧第一庁舎解体工事契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第25号を御説明いたします。

議案第25号 北中城村役場旧第一庁舎解体工事契約について。

議案第25号

北中城村役場旧第一庁舎解体工事契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第2条の規定により議会の議決を求めます。

記

1. 契約の目的：北中城村役場旧第一庁舎解体工事
2. 契約の方法：指名競争入札
3. 契約金額：¥61,435,000－
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥5,585,000－)
4. 契約の相手方：北中城村字熱田1903番地2
有限会社 仁海建設
代表取締役 仲村嘉己

令和3年3月23日 提出
北中城村長 比嘉孝則

別紙、契約書を添付しております。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

解体工事ですが、何かアスベストも入っているということで聞いていますが、これは全部含めた契約金額なのか、それと壊した後に更地状態になって、その後駐車場が完備されると思うんですが、その辺までは全然入っていないのかお伺いいたします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

金城議員の質問にお答えします。

まず、アスベストは今含まれておりまして、その含んだ形の解体工事となっております。その後、外構工事をしますけれども、その部分についてはまた別個議会に予算を計上しながら諮っていく予定で今回の工事費には入っておりま

せん。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号 北中城村役場旧第一庁舎解体工事契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第25号 北中城村役場旧第一庁舎解体工事契約については原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第26号 公営墓地造成工

事工事改定契約について

○議長(名幸利積)

日程第10. 議案第26号 公営墓地造成工事工事改定契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(比嘉孝則)

議案第26号 公営墓地造成工事工事改定契約について。

議案第26号

公営墓地造成工事 工事改定契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例(昭和47年条例第57号)第2条の規定により議会の議決を求めます。

記

1. 契約の目的: 北中城村字 島袋・渡口 地内
公営墓地造成工事
2. 改定契約金額: ¥223,762,000-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額: ¥20,342,000-)
3. 契約の相手方: (有)明城建設・(有)尚建設 建設工事共同企業体
代表者 沖縄市池原二丁目15番35号
(有)明城建設 代表取締役 山城重幸

令和3年3月23日 提出
北中城村長 比嘉孝則

別添、改定契約書を添付しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 公営墓地造成工事工事改定契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第26号 公営墓地造成工事工事改定契約については原案のとおり可決されました。

日程第11. 同意第2号 北中城村教育長の任命について

○議長（名幸利積）

日程第11. 同意第2号 北中城村教育長の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（比嘉孝則）

同意第2号 北中城村教育長の任命について。

同意第2号

北中城村教育長の任命について

北中城村教育長に下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

住 所 中城村字

氏 名 徳 村 永 盛

生年月日 昭和32年生

令和3年3月23日 提出

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、令和3年4月1日付けで教育長を任命するため。

略 歴 書

住 所 中城村字
氏 名 徳 村 永 盛
生年月日 昭和32年生

学 歴

昭和55年 3月 琉球大学工学部物理学科 卒業

職 歴

昭和58年	4月～平成17年	3月	県内中学校教諭
平成17年	4月～平成21年	3月	北中城村教育委員会 学校教育指導主事
平成21年	4月～平成23年	3月	那覇市立安謝小学校 校長
平成23年	4月～平成26年	3月	北谷町教育委員会 学校教育指導主事
平成26年	4月～平成28年	3月	北中城村立北中城中学校 校長
平成28年	4月～平成30年	3月	中頭教育事務所 所長
平成30年	4月～現在		北中城村教育委員

履歴書については別紙のとおりでございます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第2号 北中城村教育長の任命

についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。同意第2号 北中城村教育長の任命については同意することに決定されました。

日程第12. 陳情第3-2号 後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書提出に関する陳情書について

○議長(名幸利積)

日程第12. 陳情第3-2号 後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書提出に関する陳情書についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっている陳情第3-2号 後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書に関する陳情については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第3-2号 後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書提出に関する陳情についてを採決します。

陳情第3-2号については採択することに御

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。情第3-2号 後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書提出に関する陳情については採択されました。

日程第13. 陳情第3-3号 国民健康保険税の特例減免等の継続を求める陳情について

○議長(名幸利積)

日程第13. 陳情第3-3号 国民健康保険税の特例減免等の継続を求める陳情についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっている陳情第3-3号 国民健康保険税の特例減免等の継続を求める陳情については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第3-3号 国民健康保険税の特例減免等の継続を求める陳情についてを採決します。

陳情第3-3号については採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。情第3-3号 国民健康保険税の特例減免等の継続を求める陳情については採択されました。

日程第14. 決議第1号 米軍機の傍若無人な低空飛行訓練に対する抗議決議について

○議長（名幸利積）

日程第14. 決議第1号 米軍機の傍若無人な低空飛行訓練に対する抗議決議についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

すみません、その前にちょっと訂正をお願いいたします。

皆様の御案内のほうに、今日の日程14番、決議第1号の中に米軍航空機の低空飛行に関する決議となっていますけれども、米軍機の傍若無人な低空飛行訓練に対する抗議決議ということで、訂正のほうよろしくお願いいたします。

それでは、よろしくをお願いいたします。

私たち150万ウチナーンチュのささやかな、ごく当たり前の平和の願いは間違っているのか。今も米軍機が我が物顔で縦横無尽に私たち守禮之邦、ウチナーの空を飛び回っている。連日連

夜の米軍人による事件、事故被害が枚挙にいとまがないさなか、今度は私たちが住む沖縄はもちろんのこと、日本全国の訓練空域内外を問わず、米軍機の低空飛行訓練が頻繁に目撃されている。

事もあろうに菅首相は、米軍の飛行訓練は日米安保条約の目的達成のため重要だ、政府が独自に検証する考えは示さなかった。実に無責任極まりない発言に怒りを禁じ得ない。沖縄県民、国民の生命、財産を何だと思っているのか。この怒りの矛先をどこに持っていったらいいのか。

拝啓、菅首相殿。

在日米軍の傍若無人な低空飛行訓練をよしとするのであれば、御自由にお気の済むように御当地神奈川県もしくは秋田県で、どうぞお気の済むようにおやりください。喜んで御協力させていただきます。

我が沖縄県議会においても、与党・野党の垣根を越えて150万沖縄県民の総意として、県民の生命・財産、安全・安心を守ることが最優先だと、一切の低空飛行訓練の即時中止を強く要求するとの全会一致の抗議決議があった。150万沖縄県民の総意として、我が北中城村民1万8,000の怒りを込めて、ここに強く抗議するものであります。

それでは読み上げますので、御賛同のほどをよろしくをお願いいたします。

決議第1号

米軍機の傍若無人な低空飛行訓練に対する抗議決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年3月23日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員

山 田 晴 憲

賛成者：北中城村議会議員

比 嘉 次 雄

比 嘉 義 彦

上 間 堅 治

稲 福 恭 秀

安 里 道 也

金 城 高 治

比 嘉 義 弘

大 城 律 也

喜屋武 すま子

比 嘉 盛 一

伊 集 守 吉

米軍機の傍若無人な低空飛行訓練に対する抗議決議（案）

沖縄では、慶良間諸島、国頭村辺戸岬、本島東海岸沿岸など民間地域上空で米空軍第353特殊作戦群所属MC130J特殊作戦機による傍若無人な低空飛行訓練が繰り返されている。航空機の低空飛行訓練は、危険性が増し重大事故となりかねないだけに、住民の不安と懸念が高まっている。

沖縄県は、軍転協において提供施設・区域外で訓練を実施しないことを、また、全国知事会は、2018年、2020年に、「米軍基地負担に関する提言」の決議を行い、日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることを政府に要請している。然るに、「訓練は安保のため重要だ」との政府の見解は、民間地域での低空訓練の中止を求める沖縄県と知事会、県民の声を無視するもので到底容認できるものではない。

よって、本村議会は、村民・県民の生命と財産を守る立場から、繰り返される米軍機の傍若無人な低空飛行に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 米軍機の傍若無人な低空飛行訓練を即時中止し、飛行訓練径路等を事前に関係自治体住民に通知すること。

- 2 日米合同委員会合意に規定された日本の航空法における最低高度基準を遵守すること。
- 3 日米地位協定を抜本的に見直して、航空法などの国内法令を原則として米軍にも適用させること。
- 4 過重な米軍基地負担の解消に向け、在沖米軍基地の整理・縮小を推進すること。

以上、決議する。

令和3年（2021年）3月23日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

米国大統領、米国国防長官、米国国務長官、駐日米国大使、在日米軍司令官
在日米軍沖縄地域調整官、第353特殊作戦群司令官、在沖米国総領事

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議第1号 米軍機の傍若無人な低空飛行訓練に対する抗議決議についてを採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。決議第1号 米軍機の傍若無人な低空飛行訓練に対する抗議決議は原案のとおり決定しました。

日程第15. 意見書第1号 米軍機の傍若無人な低空飛行訓練に対する意見書について

○議長（名幸利積）

日程第15. 意見書第1号 米軍機の傍若無人な低空飛行訓練に対する意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

それでは意見書第1号を読み上げて、提案とさせていただきますので、よろしくどうぞお願

いたします。

意見書第 1 号

米軍機の傍若無人な低空飛行訓練に対する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

令和 3 年 3 月 2 3 日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員
山 田 晴 憲

賛成者：北中城村議会議員
比 嘉 次 雄
比 嘉 義 彦
上 間 堅 治
稲 福 恭 秀
安 里 道 也
金 城 高 治
比 嘉 義 弘
大 城 律 也
喜屋武 すま子
比 嘉 盛 一
伊 集 守 吉

米軍機の傍若無人な低空飛行訓練に対する意見書（案）

沖縄では、慶良間諸島、国頭村辺戸岬、本島東海岸沿岸など民間地域上空で米空軍第 3 5 3 特殊作戦群所属 MC 1 3 0 J 特殊作戦機による傍若無人な低空飛行訓練が繰り返されている。航空機の低空飛行訓練は、危険性が増し重大事故となりかねないだけに、住民の不安と懸念が高まっている。

沖縄県は、軍転協において提供施設・区域外で訓練を実施しないことを、また、全国知事会

は、2018年、2020年に、「米軍基地負担に関する提言」の決議を行い、日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることを政府に要請している。然るに、「訓練は安保のため重要だ」との政府の見解は、民間地域での低空訓練の中止を求める沖縄県と知事会、県民の声を無視するもので到底容認できるものではない。

よって、本村議会は、村民・県民の生命と財産を守る立場から、繰り返される米軍機の傍若無人な低空飛行に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 米軍機の傍若無人な低空飛行訓練を即時中止し、飛行訓練経路等を事前に関係自治体住民に通知すること。
- 2 日米合同委員会合意に規定された日本の航空法における最低高度基準を遵守すること。
- 3 日米地位協定を抜本的に見直して、航空法などの国内法令を原則として米軍にも適用させること。
- 4 過重な米軍基地負担の解消に向け、在沖米軍基地の整理・縮小を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年（2021年）3月23日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第1号 米軍機の傍若無人な低空飛行訓練に対する意見書についてを採決し

ます。

お諮りします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（名幸利積）

起立全員です。意見書第1号 米軍機の傍若無人な低空飛行訓練に対する意見書は原案のとおり決定しました。

日程第16. 決議第2号 米兵のわいせつ事件に関する抗議決議について

○議長（名幸利積）

日程第16. 決議第2号 米兵のわいせつ事件に関する抗議決議についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

読み上げて提案いたします。

決議第2号

米兵のわいせつ事件に関する抗議決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年3月23日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員

喜屋武 すま子

賛成者：北中城村議会議員

比 嘉 盛 一

伊 集 守 吉

山 田 晴 憲

比 嘉 義 彦

比 嘉 次 雄

上 間 堅 治

稲 福 恭 秀

安 里 道 也

大 城 律 也

金 城 高 治

比 嘉 義 弘

米兵のわいせつ事件に関する抗議決議（案）

那覇市内で去る1月31日未明に米海兵隊員による強制わいせつ容疑で逮捕される事件が発生した。在沖米海兵隊員はリバティ制度や新型コロナウイルス感染対策指針に違反していた可能性がある上に、女性に対し精神的、肉体的苦痛を与え、人間としての尊厳を蹂躪する犯罪であり、激しい怒りを禁じ得ない。

沖縄県で米軍関係の事件・事故が繰り返し発生していることは、全国の米軍専用施設面積の約70.6%が沖縄に集中しているためであり、弊害そのものである。

県議会や県内市町村は事件・事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止、教育の徹底を強く米軍に抗議してきたが、このような事件が発生したことは米軍における管理体制や人権教育がまったく機能しておらず、県民の怒りは増すばかりである。

よって、本村議会は県民、村民の生命・尊厳を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項を速やかに実現されるよう強く要求する。

記

- 1 被害者および家族への完全な補償と心のケアを行うこと。
- 2 米軍人・軍属らの綱紀粛正と実効性のある再発防止策を早急に行うこと。
- 3 勤務時間外行動の指針を順守すること。
- 4 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、決議する。

令和3年（2021年）3月23日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

在日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事
在沖米海兵隊太平洋基地司令官

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議第2号 米兵のわいせつ事件に関する抗議決議についてを採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(名幸利積)

賛成全員です。決議第2号 米兵のわいせつ事件に関する抗議決議については原案のとおり決定しました。

日程第17. 意見書第2号 米兵のわいせつ事件に関する意見書について

○議長(名幸利積)

日程第17. 意見書第2号 米兵のわいせつ事件に関する意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

喜屋武すま子議員。

○8番(喜屋武すま子議員)

読み上げて提案いたします。

意見書第2号

米兵のわいせつ事件に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年3月23日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員
喜屋武 すま子

賛成者：北中城村議会議員
比 嘉 盛 一
伊 集 守 吉
山 田 晴 憲
比 嘉 義 彦
比 嘉 次 雄
上 間 堅 治

稲 福 恭 秀
安 里 道 也
大 城 律 也
金 城 高 治
比 嘉 義 弘

米兵のわいせつ事件に関する意見書（案）

那覇市内で去る1月31日未明に米海兵隊員による強制わいせつ容疑で逮捕される事件が発生した。在沖米海兵隊員はリバティ制度や新型コロナウイルス感染対策指針に違反していた可能性がある上に、女性に対し精神的、肉体的苦痛を与え、人間としての尊厳を蹂躪する犯罪であり、激しい怒りを禁じ得ない。

沖縄県で米軍関係の事件・事故が繰り返し発生していることは、全国の米軍専用施設面積の約70.6%が沖縄に集中しているためであり、弊害そのものである。

県議会や県内市町村は事件・事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止、教育の徹底を強く米軍に抗議してきたが、このような事件が発生したことは米軍における管理体制や人権教育がまったく機能しておらず、県民の怒りは増すばかりである。

よって、本村議会は県民、村民の生命・尊厳を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項を速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 被害者および家族への完全な補償及び心のケアを行うこと。
- 2 米軍人・軍属らの綱紀粛正と実効性のある再発防止策を早急に行うこと。
- 3 勤務時間外行動の指針を順守すること。
- 4 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年（2021年）3月23日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長

以上です。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第2号 米兵のわいせつ事件に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。意見書第2号 米兵のわいせつ事件に関する意見書については原案のとおり決定しました。

日程第18. 意見書第3号 後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書について

○議長（名幸利積）

日程第18. 意見書第3号 後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

読み上げて、提案いたします。

意見書第3号

後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年3月23日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員

喜屋武 すま子

賛成者：北中城村議会議員

比 嘉 盛 一
伊 集 守 吉
山 田 晴 憲
比 嘉 次 雄
比 嘉 義 彦
上 間 堅 治
稲 福 恭 秀
安 里 道 也
金 城 高 治
比 嘉 義 弘
大 城 律 也

後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書（案）

コロナ禍の中、高齢者の医療費負担増の方針が、昨年12月15日閣議決定された。75歳以上医療費窓口2割化負担対象を単身年収200万円以上約370万人とするものである。75歳以上の高齢者は、病気やけがをすることが多く複数の医療機関を受診したり、治療が長期になるケースが多くある。一方主な収入の年金は年々減少している。生活のため働いている高齢者も多くいる。コロナ感染拡大で生活と健康の不安が高まっているときに、医療費負担を増やす方針を打ち出すことは高齢者に命の危機を想起させることになる。

後期高齢者医療制度で、現役世代の負担が増えた要因は、給付費のうち4割を74歳以下の保険料からの支援金とした制度設計と国庫負担の削減にある。もともと高齢者による疾病リスクの高い「後期高齢者」だけを対象の医療保険にしていれば、リスクの分散を本領とする「保険原理」になじまないことは自明だった。しかし、政府は制度設計そのものに起因する「現役時代の負担増加」を理由に、高齢者に負担増を迫っている。

今、医療と介護の両方で高齢者に対する負担増が急速に進んでいる。ヤングケアラー、ダブルケアラーなど高齢者家庭の負担も増大し、介護している若い世代の生活にも大きな影響を及ぼす。また老後資金の不安から、若い世代の今の消費意欲を萎ませ、さらなる少子化を促進するものとなる。

一方医療や介護を受ける高齢者はますます肩身が狭くなり、老後の尊厳を奪われていくことになる。沖縄県における後期高齢者の皆さんは、戦後の復興と米軍占領時代の沖縄を支え、苦勞された世代である。全国においても戦後の混乱を乗り越えて社会を支えた世代である。

高齢者の尊厳を守りながら、家族も本人も心から喜べる社会をめざす。

医療機関の受診を控える高齢者が増加し、必要な時に必要な医療が受けられなくなる、また家

族の不安を深める「75歳以上の窓口負担2割導入」を中止するよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年（2021年）3月23日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

以上です。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第3号 後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。意見書第3号 後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書については原案のとおり決定いたしました。

日程第19. 意見書第4号 新型コロナウイルス感染拡大に伴う国民健康保険税の特例減免等の継続を求める意見書について

○議長（名幸利積）

日程第19. 意見書第4号 新型コロナウイルス感染拡大に伴う国民健康保険税の特例減免等の継続を求める意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは、読み上げて提案いたします。

意見書第4号

新型コロナウイルス感染拡大に伴う国民健康保険税の特例減免等の継続を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年3月23日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員
上 間 堅 治

賛成者：北中城村議会議員
比 嘉 義 彦
比 嘉 次 雄
山 田 晴 憲
伊 集 守 吉
比 嘉 盛 一
喜屋武 すま子
大 城 律 也
比 嘉 義 弘
金 城 高 治
安 里 道 也
稲 福 恭 秀

新型コロナウイルス感染拡大に伴う国民健康保険税の特例減免等の継続を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の拡大は収束せず、県民生活と中小業者の営業に深刻な影響を与えており、多くの業者が倒産・廃業の瀬戸際に立たされている。

コロナ被害から中小業者の経営や従業員の雇用を守るためには、引き続き公的な支援策の継続と拡充が切実に求められている。

多くの個人事業主が加入する国民健康保険税のコロナ特例減免が、今年度末の3月末までの期限で実施されている。新型コロナウイルス感染症被害により売り上げが前年比30%以上減少した国保加入世帯に対し、国保税の全額免除を含む、画期的な減免制度である。また、感染した国保加入の被用者（労働者）に「傷病手当」を支給する特例も実施されている。「傷病手当」の支給対象を自営業者とフリーランスにも広げることが、中小業者支援の立場から重要となってい

る。

しかし、周知徹底の弱さなどにより、減免申請世帯数は、国保加入世帯数の1割程度にとどまり、減免対象でありながら救済されていない世帯が残されている。

県内経済は、観光産業の落ち込みをはじめ、飲食業における時短営業とその取引業者への影響、建設業における工事の中断や遅延など、すべての業種が未だにコロナ以前の売上を回復できていない。コロナ被害から県内中小零細業者の営業と生活を支援するために、来年度令和3年度も国民健康保険税のコロナ特例減免等を継続実施し、国保における「傷病手当」の対象を自営業者とフリーランスにも拡大するよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年（2021年）3月23日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

以上です。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

す。

これから意見書第4号 新型コロナウイルス感染拡大に伴う国民健康保険税の特例減免等の継続を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。意見書第4号 新型コロナウイルス感染拡大に伴う国民健康保険税の特例減免等の継続を求める意見書については原案のとおり決定いたしました。

日程第20. 意見書第5号 沖縄本島南部地域からの土砂採取計画断念に関する意見書について

○議長（名幸利積）

日程第20. 意見書第5号 沖縄本島南部地域からの土砂採取計画断念に関する意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

この世に生を受けた以上、人は誰も一人一人の人生があるはずだ。なのに、あの忌まわしい沖縄戦、国策の名の下に一人一人の人生が急変させられた。多くの先人の血と汗の結晶の守禮之邦、琉球の地をたくさんの県民の皆さんは、日本国の戦勝を信じて必死に生きようと、当てのない、終わりのない逃避行だったのではないか。その結果が自身の意に反した約10万人もの無念の死、無駄死にである。現生に生を頂いている私たちが、せめてものできることは、無念の死を遂げてさまよっているたくさんの戦没者の御霊を供養、成仏していただくことが最大の責務ではないか。

全戦没者20万人以上の皆さんが眠っている守

禮之邦、琉球の地から、事もあろうことか戦争に加担しようとしている辺野古新基地建設地に南部地域から土砂採取計画などは、人道的にも無念の死、無駄死にされた戦没者の御霊への侮辱、大変な屈辱、冒瀆である。このような行為を認めることは、私たち150万県民としての大変な恥辱行為、決して許されることではなく、後世に禍根を残すことになる。

沖縄は戦後76年になる現在も無念の死、無駄死にされた多くの御霊が守禮之邦、琉球の地を成仏できずにさまよっている。私たち150万県民の皆さんの良識を持って、いまだかつて国策の名の下に強行しようとしている日本国政府に対して、県民の怒りをもって全戦没者20万以上の皆さんの御霊の供養、成仏をお誓いして、日本国政府に対して怒りを込めて土砂採取計画断念を強く要求するものである。

読み上げて提案させていただきますので、よろしく願いいたします。

意見書第5号

沖縄本島南部地域からの土砂採取計画断念に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年3月23日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員
山 田 晴 憲

賛成者：北中城村議会議員
比 嘉 次 雄
比 嘉 義 彦

上 間 堅 治
稲 福 恭 秀
安 里 道 也
金 城 高 治
比 嘉 義 弘
大 城 律 也
喜屋武 すま子
比 嘉 盛 一
伊 集 守 吉

沖縄本島南部地域からの土砂採取計画断念に関する意見書（案）

平和憲法と民主主義にとって重大かつ深刻な多くの問題を抱えつつ、国による辺野古新基地建設が強行されていることは周知の事実である。

ここにきて「死者への冒瀆」という人道上の問題が発現した。新基地建設に対する賛成、反対の立場を越えて、沖縄県民として解決しなければならない新しい問題である。

令和2年9月8日、沖縄防衛局の「設計変更承認申請」が公表され、今なお多くの戦没者遺骨が残る南部地域が、新基地建設「埋め立て用土砂」の供給地として計画されていることが明らかになった。

熾烈を極めた戦禍の中、軍人、民間人、老若男女の別なく多くの人がこの地で斃れたことを、沖縄県民は知っている。先人や先祖への崇敬・親愛の情念が強く、死者の魂の安らぎを大切にする沖縄の文化では、戦没者の血を扱った土、遺骨を含んだ土を埋め立てに投入、使用することは許されることではない。これは県民に共通する心性であり、共有する死者への礼節である。

したがって北中城村議会は、立場の違いを越え、沖縄の精神文化と人道を重んじる立場から、下記の事項を強く要求する。

記

1. 沖縄本島南部地域からの辺野古新基地に使用する土砂の採取計画を断念すること
1. 遺骨収集を国の責任によって行うこと（「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」）

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年（2021年）3月23日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

内閣総理大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第5号 沖縄本島南部地域からの土砂採取計画断念に関する意見書について

を採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。意見書第5号 沖縄本島南部地域からの土砂採取計画断念に関する意見書については原案のとおり決定いたしました。

日程第21. 決議第3号 閉会中の議員派遣に関する決議について

○議長（名幸利積）

日程第21. 決議第3号 閉会中の議員派遣に関する決議についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

決議第3号 閉会中の議員派遣に関する決議について。

決議第3号

閉会中の議員派遣に関する決議について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年3月23日

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者 北中城村議会議員
比 嘉 義 彦

賛成者 北中城村議会議員
上 間 堅 治
安 里 道 也
稲 福 恭 秀
金 城 高 治
比 嘉 義 弘
大 城 律 也
喜屋武 すま子
比 嘉 盛 一
伊 集 守 吉
比 嘉 次 雄
山 田 晴 憲

閉会中の議員派遣に関する決議について（案）

本議会は閉会中に、下記の諸研修会へ議員参加することを決議する。

記

1. 沖縄県町村議会議長会主催による議員研修会
（令和3年度沖縄県町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会）
2. 中部地区町村議会議長会主催による議員研修会
（令和3年度中部地区町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会）
3. 全国市町村研修財団が実施する市町村議会議員向け研修会
研修科目：議会議員特別セミナー
期 間：令和4年1月13日から1月14日まで
場 所：市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）
4. 本村議会主催による議員研修会
（令和3年度中に開催される諸研修会等）

令和3年3月23日

沖縄県中頭郡北中城村議会

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議第3号 閉会中の議員派遣に関する決議についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。決議第3号 閉会中の議員の派遣に関する決議については原案のとおり可決されました。

次にお諮りします。ただいま可決された閉会中の議員の派遣に関する決議の内容について及び日程等に変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思えますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。日程変更等を要するときの取扱いは議長に一任されました。

日程第22 閉会中の継続審査及び調査の申し出

○議長（名幸利積）

日程第22 閉会中の継続審査及び調査の申し出の件を議題とします。

総務厚生常任委員長、建設文教常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査をすることに決定しました。

お諮りします。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは議長に委任することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日

をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝を申し上げます。

以上をもって本日の会議を閉じます。これをもって、令和3年第2回北中城村議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午後 0時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____